

平成28年 第1回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成28年 3月 9日 開会

平成28年 3月14日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成28年
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

3月9日(水)	○開 会	5
	○開 議	5
	○町長あいさつ	5
	○議事日程の報告	7
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○諸般の報告	8
	○一般質問	11
	2 番 黒 澤 克 久 議員	11
	4 番 宮 原 みさ子 議員	18
	9 番 若 林 想一郎 議員	25
	3 番 阿左美 健 司 議員	36
	1 番 向 井 芳 文 議員	44
	5 番 浅 見 裕 彦 議員	56
	8 番 大 野 伸 惠 議員	71
	○会議時間の延長	73
	○散 会	78



3月10日(木)	○開 議	82
	○議事日程の報告	82
	○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
	・発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
	○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
	・議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例	
	○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
	・議案第2号 横瀬町行政不服審査法関係手数料条例	

○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第 3 号 横瀬町家族介護者支援手当条例	
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
・議案第 4 号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例	
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第 5 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
・議案第 6 号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
・議案第 7 号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
・議案第 8 号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する 条例	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
・議案第 9 号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
・議案第 1 0 号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改 正する条例	
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
・議案第 1 1 号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条 例	
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第 1 2 号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
・議案第 1 3 号 横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 等を廃止する条例	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第 1 4 号 平成 2 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 4 号）	
○発言の訂正	1 3 9
○会議時間の延長	1 4 1
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
・議案第 1 5 号 平成 2 7 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）	
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
・議案第 1 6 号 平成 2 7 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第	

2号)

- 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決……………146
 - ・議案第17号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決……………147
 - ・議案第18号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)
- 議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決……………148
 - ・議案第19号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決……………152
 - ・議案第20号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号)
- 散 会……………153



- 3月11日(金)
- 開 議……………157
 - 議事日程の報告……………157
 - 議案第21号～議案第26号の上程、説明……………157
 - ・議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算
 - ・議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算
 - ・議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算
 - ・議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算
 - ・議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算
 - 施政方針に対する質疑……………162
 - 議案第21号～議案第26号の説明……………167
 - 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷……………168
 - 延 会……………170



- 3月12日(土) ○休 会
3月13日(日) ○休 会



3月14日(月)

○開 議	173
○議事日程の報告	173
○議案第21号～議案第26号の質疑、討論、採決	173
・議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算	
・議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算	
・議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計 算	
○町長あいさつ	240
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
・議案第27号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の増加及び同組合の規約変更について	
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
・議案第28号 工事請負変更契約の締結について	
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	244
・議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占 めることを要しない場合とすることについて	
○会議時間の延長	246
○議案第30号～議案第39号の上程、説明、質疑、採決	246
・議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第34号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第35号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第36号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第37号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第38号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第39号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
○議案第40号の上程、説明、質疑、採決	250
・議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について	250
○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	252

・ 請願第 1 号 安全保障関連法の廃止についての請願

○閉会中の継続審査の申し出 2 5 3

○閉 会 2 5 4

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第11号

平成28年第1回横瀬町議会定例会を、平成28年3月9日横瀬町役場に招集する。

平成28年3月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	向	井	芳	文	議 員	2 番	黒	澤	克	久	議 員		
3 番	阿	左	美	健	司	議 員	4 番	宮	原	み	さ	子	議 員
5 番	浅	見	裕	彦	議 員	6 番	新	井	鼓	次	郎	議 員	
7 番	内	藤	純	夫	議 員	8 番	大	野	伸	惠	議 員		
9 番	若	林	想	一	郎	議 員	10 番	関	根		修	議 員	
11 番	小	泉	初	男	議 員	12 番	若	林	清	平	議 員		

不応招議員（なし）

平成28年第1回横瀬町議会定例会 第1日

平成28年3月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

2 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

8 番 大 野 伸 惠 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。横瀬町議会平成28年3月定例会の開催に当たり、一言あいさつを申し上げたいと思います。

3月に入りまして、ようやく寒さも緩んできたように感じます。きょうは、少し寒いですが、日だまりでは福寿草などが咲き出し、日増しに春らしくなってきたのではないかと考えていますが、花粉症の方々には、ことしもつらい季節がやってきたと言えるかもしれません。

議員各位には、大変ご多忙の中、本定例会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、平成27年度も、あと20日余りで終わろうとしています。ことし1年の締めくくりとして、ラストスパートをかけていきたいと考えておりますが、主な事業の進捗状況を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、芦ヶ久保の氷柱ですが、2月28日に無事終了し、4万3,739人の入場者数を迎えました。暖冬による氷柱形成のおくれあるいは1月の降雪により、5日間の閉鎖等の影響で、全体では昨年度より若干少ない入場者数実績でしたが、氷柱期間における芦ヶ久保駅の利用客数が増加したこと及び夜間ライトアップの拡充、宣伝効果等により、若いお客様、特に若いカップルの来場が目に見えて増加しており、来年以降に期待ができる結果となりました。改めて本年度の終了に際し、地域の方々、関係者の方々のご労苦に御礼を申し上げたいと存じます。

次に、大学との連携事業ですが、淑徳大学経営学部との連携によるアイスキャンドルイベント、道の駅新商品開発提案発表等につき、3月27日の日曜日には立教大学観光学部と連携し、スマートフォンを使っ

た町歩きイベントを、横瀬駅、芦ヶ久保駅、札所10番周辺において、若者をターゲットにして行う予定です。今後もさまざまな形で大学の豊かな知恵と若い力をかりて、横瀬町の新たな価値創造につなげていきたいと思いをします。

次に、3月3日に2つの協定の締結式を実施しました。1つは、秩父警察署、横瀬町区長会と締結した犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起に関する協定でございます。必要な情報をいち早く提供し、犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全安心を図っていきたくと考えております。

もう一つは、地域に有益な公共情報を電柱広告面の一部に掲載する協定を、東電タウンプランニング株式会社と締結しました。この協定は、町とすると防災・防犯、観光等に係る公共的な情報提供が無償でできるというメリットがありますが、広告主には地域貢献による認知度アップ、東電タウンプランニング株式会社には顧客拡大という3者にとってメリットがある協定です。地域の活性化には、民間活力の導入及び官民連携が不可欠と考えますが、小さい事例ではありますが、このケースのように官民双方にメリットがある形をつくるのが、非常に重要と考えております。

町では、こうした官民双方にメリットがある官民連携を、さらに積極的に推進していきたくと考え、今回の補正予算において、官民連携プラットフォーム構築事業を計上させていただいております。この事業は、ウェブサイトを活用して、住民福祉の向上や地域経済活性化、ひいては地方創生につながるような民間企業やNPOや大学等有している新しいアイデアやビジネスプランなどを、全国に先駆けていち早くかつ幅広く横瀬町に集め、民間活力を町に呼び込もうとする事業です。

次に、町の景観づくりについてですが、公園用地として埼玉県より取得した町民グラウンド北東部の町有地を、みんなで創る・集う「(仮称)花咲山」として整備する予定で、今回の補正予算に計上させていただいております。マスタープラン作成はこれからですが、多くの町民の方に参加をしていただき、つくり上げる公園にしたいと考えております。

これに関し、1月28日には、地元の12区、13区を対象に説明会を実施しました。また、3月1日には観光産業振興協会との共催で、「花による地域活性化」をテーマに講演会を開催し、200名を超える多くの方にお越しいただきました。この後は、3月27日に、里山景観をさらに向上させるため、寺坂棚田を中心に、(仮称)花咲山も含めたエリアで彼岸花の植栽を行います。大人から子供まで、みんなでにぎやかにいきたいと考えておりますので、多くの方の参加をぜひともお願いしたいと存じます。

次に、町道の整備事業ですが、横瀬駅南側道路である町道3175線について、来年度のなるべく早い時期での用地買収に向け、工事詳細設計、用地測量、物件補償調査を進めているところでございます。新たな可能性を秘めた町道新設改良に、地権者、関係者のご協力をお願いしたいと存じます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定3件、条例の一部改正9件、条例の廃止1件、平成27年度一般会計、特別会計、水道事業会計補正予算7件、平成28年度一般会計、特別会計予算6件、一部事務組合の規約変更1件、議会の議決に付すべき契約1件、農業委員会委員の構成に関する1件、人事11件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして、新年度予算上程の際申し述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承お願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を申し上げます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

3番 阿左美 健 司 議員

4番 宮 原 みさ子 議員

5番 浅 見 裕 彦 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、若林清平議員。

〔若林清平議会運営委員長登壇〕

○若林清平議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月2日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に若林想一郎委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より、本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は3月9日から3月14日までの6日間と決定いたしました。

なお、3月12日土曜日と13日日曜日は休会となります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日9日から14日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成27年第6回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成27年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成27年第6回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成27年12月、平成28年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されております。この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

内容については、平成27年12月21日、平成28年1月20日及び2月19日に、地方自治法235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成27年度一般会計と5つの特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出現金出納の状況でございます。

検査の方法は、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理してありましたので、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略させていただきます。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成28年1月31日現在の水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は2億8,034万8,960円であり、水道事業会計は2億468万6,321円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいま議長からご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

お手元の報告書をごらんください。総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成28年2月29日午後2時より、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部12名、事務局2名。会議録署名委員、黒澤克久委員、向井芳文委員にお願いしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、①、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計の現状と課題について、②、横瀬小中学校の建てかえ計画の現状について、(2)、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告、(3)、横瀬町中学生国際交流事業について、(4)、その他でございます。

審査経過とまとめといたしまして、(1)、所管事務調査、①、各担当課長より平成25年度からの実績を踏まえ、今後高齢者の増加により給付費等の増加が見込まれる、予防医療の充実が今後の課題となる等の説明を受けました。国保会計では、平成30年度より財政運営が県となるが、詳細については未定とのことでした。なお、後期高齢者医療費1人当たり給付費は、小鹿野町に次いで県2位の低額となっている等、また介護保険については、今後、介護の人材不足が予想され、広域的な取り組みの模索が始まっているとの説明を受けました。

②、学校施設等ですが、施設等計画と児童生徒数、学級数の推移予想の資料により、現状の説明を受けました。建てかえ計画については、平成30年度を予定している。また、秩父市内の同規模の小学校について、概算建設費は10億円程度であり、新築の場合の国の補助金は2分の1とのことですが、当町の場合、必要面積等を換算すると、2割程度との説明でした。現在、5年生91名が最高人数であり、児童生徒数から、今後2クラス程度の学校になるとの示唆を受けました。

まとめといたしまして、当委員会としては、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

(2)、教育委員会報告についてですが、配付させていただいております平成27年度の自己点検・自己評価報告書について説明を受けました。学力向上を目指すため、例年より厳しく評価したとの説明でした。

まとめといたしまして、当委員会としては、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

(3)、横瀬町中学生国際交流事業についてですが、今年度より事業の変更を実施したいとの説明がありました。

まとめといたしまして、当委員会としては、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

(4)、その他について。執行部から、3月定例会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら説明を聞きおくことといたしました。

会議終了後、横瀬小学校の視察を行いました。対応していただいた方は、教育長、教育次長、教育課長、校長、教頭でした。

以上で総務文教厚生委員会の報告を終了いたします。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成28年、皆さんのお手元、3月になっていますが、2月29日に訂正いただきたいと思います。午前10時より。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、内藤委員は欠席されておりました。執行部5名、事務局2名でございました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、中山間地域等直接支払制度について、(2)、その他でございます。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を、関根修委員、新井鼓次郎委員の両名をお願いいたしました。

審査経過・まとめといたしまして、(1)、所管事務調査、中山間地域等直接支払制度について、振興課浅見主査より、資料に基づき説明を受けました。①、制度の対象地域、対象農用地、対象者、交付単価、交付金の使途等について、②、制度を活用した取り組みの事例、制度利用手続の流れ等の説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ、当委員会としては、中山間地域等直接支払制度について、説明を受けたということでもまとめいたしました。

(2)、その他について。執行部から、3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。

当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査事件終了後、合耕地及び(仮称)花咲山公園の現地視察を実施し、担当者に説明をしていただきました。出席者、委員4名、執行部2名、事務局2名が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

開催日時、2月24日。議会会期は、2月24日から3月23日までの29日間となっております。開催場所、クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員でございます。

今回の議会は、管理者提出の議案が17件、議員提出議案が1件でございます。平成28年度予算など、予算に関するものは、1市4町の議会の議決を待って審議することとなりますが、議案第7号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例、これを議会が可決いたしませんと、国の許可に議決証明が必

要なため、申請ができないということで、1市4町より先駆けて議会を開催いたしました。予算等は、また3月23日の議会で審議することとなります。

資料等控室にありますので、ごらんください。また、質問等、資料を見ていただいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて3項目になります。

1、大雪対応について。

(1)、1月の大雪対応について。

(2)、今後の雪捨て場所、道路の除雪作業について。

2、横瀬駅周辺整備について。

(1)、西武秩父駅の仲見世駐車場が使用禁止となります。横瀬駅利用者が今後増加する可能性が高いが、どのようなお考えか。

3、坂氷渋滞解消について。

(1)、新道路建設による渋滞解消についてお伺いいたします。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、大雪対応についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項1の要旨明細(1)の中で、職員体制について答弁をさせていただきます。

1月17日日曜日、23時20分、秩父地方に大雪警報が発表されたこと等から、総務課職員2名が、1月18日午前零時と1時30分に登庁し、電話等による問い合わせに対応する体制をとりました。明け方から積雪が多くなりましたが、電話等による問い合わせや災害情報は1件もなかったこと及び降雪の状況等を勘案し、それ以上の体制をとることはしませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、2番、黒澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問事項の1、大雪対応についてでございますが、要旨明細の(1)、1月の大雪時の対応についてご説明をさせていただきます。1月17日夜半から18日にかけての降雪は、秩父市上町にあります熊谷地方気象台・秩父特別地域気象観測所で34センチの雪を観測してございます。町内の降雪量は、平地部と山間部、日当たり等、場所によっても大きく異なりますが、40センチ前後の降雪量になったと思っております。

当町では、積雪が10センチを超えた場合に、除雪を開始することになっておりますので、18日早朝より各業者さんに、事前に配布してあります除雪・路線網図に示された担当エリアから、除雪作業を開始していただきました。1月の降雪は、湿度が高く重い雪だったので、除雪しづらく、作業はいつもよりも大変だったと聞いております。今回の除雪は、各担当業者ごとに夜遅くまで献身的に対応していただきましたので、20日には、町内の主要な道路において、不便さは残りますが、通行可能な状態としてご利用いただいております。

今回は降雪量が多かったため、大雪時の除雪に関する基本的な考えにのっとりまして、除雪作業が効率よく遂行できるように、町が司令塔になって除雪作業を総括し、業者が作業を終了するまで、スピード感を持って効率のよい対応ができますように、除雪体制をとっております。

続きまして、要旨明細の(2)、今後の雪捨て場所、道路の除雪作業についてのご質問でございますが、平成26年2月の大雪以降、雪捨て場所、道路の除雪作業について、さまざまな観点から検討を重ねてきてございます。雪捨て場所の関係でございますけれども、平成26年2月の大雪では、今までのように道路脇に雪を寄せるだけでは、量が多過ぎて除雪し切れない状況に陥りました。この大雪を境に、積雪を道路脇に寄せるだけでなく、他の場所へ排雪するまでを通して除雪を考える必要に迫られ、現在、圏域の各自治体においても、雪捨て場の問題は重要な課題になってきております。

当町においても、この大雪以後、雪捨て場に関し検討を重ねてまいりましたが、最も有効な場所として考えられるのが、河川であります。下横瀬橋や横瀬橋付近における河川敷の利用を進めていきたいと考えておりまして、現在、進入路等の地権者等の了解も得てございます。さらに、町有地等でも雪捨て場所に利用できる駐車場や空き地等の選定を進めるとともに、効率よく除雪可能な道路脇、民有地の活用についても検討を重ねてまいりました。河川や町有地等の公共用地に関しましては、ある程度調整ができましたが、民有地に関しましては、町内一円に候補地を見出すことは難しい状況でありました。除雪路線脇の民有地を活用した雪捨て場所の確保は、時間、そして経費の大幅な節減につながりますので、今後も区長さん等を通して、候補地の選定と所有者にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、今回の除雪作業において、雪捨て場は機能しなかったかというようにお話をいろいろとお伺いする機会がありましたけれども、今回は雪捨て場を利用する降雪量ではなかったというか、業者さんにおきましてお話を聞きましたら、今回の降雪に関しましては、雪捨て場を利用しなくても、全て対応できたというお話をいただいております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

私のほうで除雪作業業者のほうにヒアリングした結果、横瀬町内に関しては皆さんご努力いただきまして、本当にスムーズな除雪ができていました。また、秩父市のほうの関係の業者さんともお話しさせていただいて、上野町の交差点、坂氷付近、また和銅の国道140、あちらのほうの渋滞が、結局横瀬町内に向かう人、横瀬町内から市外のほうに出る方、非常に渋滞が激しくてどうにもならない。中には、長瀬から横瀬に向かうまで7時間、8時間かかったという方がいたりしまして、秩父地域全体の中での動線として非常に重要な国道の一部が渋滞してしまったということが、2年前の大雪のときに比べて対応はされていると思うのですが、今回、横瀬町はうまくいきましたけれども、今後、秩父地域が一体となって、大雪のときの対応について何か方法があるのか、考えているのか、また連携できることがあるのかという観点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 黒澤議員の再質問でございますけれども、今回の雪に関しまして、かなり渋滞等していたということは、私のほうにも入ってきております。今、平成26年2月以降の大雪に関しまして、その大雪の後、秩父県土整備事務所を中心に、秩父県土事務所管内の除雪連絡協議会というのできております。その構成メンバーというのが、秩父県土整備事務所がイニシアチブをとりまして、農林振興センター、そして1市4町、また消防、警察等も含めて入ってきているわけですが、そういったところで、いろいろな問題点等について協議をしているわけでございますけれども、情報の収集や発信、そして情報共有とか、そういうものを図りながら、いかに除雪をスムーズに早く行うかということで、今検討しております。

この3月に県議会等でも、県土整備部長さんのほうで発言していたということをお聞きしましたけれども、かなり降雪等あった場合に、交通どめ等もして対応していったらどうかということも話していたということをお伺いしております。ケース・バイ・ケースだと思うのですが、降雪の時間帯とか降雪量とか、そういうことによってもかなり違ってきますので、そういったことをしっかりと見定めた上で、また交通どめ等しないと、かえって渋滞のもとになりますので、そういうことも検証しながら、しっかりと進めていかなければいけないと思っております。いずれにしても、そういった協議会の中で、今、いかに効率よく除雪ができるかということをお話し合っている状況であります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

恐らく交通どめということをして国道、県道等を除雪作業ができれば、一番時間的にはスムーズにできると思います。今回、横瀬町の対応については、私個人としては、本当によくできていたなど。また、あの重い雪質の中、事故もなく、救急車等、2年前の大雪のあの事例を踏まえても、災害ヘリが出るとか、そういうこともなくできたということは、ある程度大雪の対応力がついてきたのかなというふうに思いました。また、それは役場の職員の皆様のご尽力だとも思っておりますので、今後とも引き続きよい対応をしていただければと思います。これは要望ということでよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 答弁はよろしいですか。

○2番 黒澤克久議員 はい。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬駅周辺整備についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 黒澤議員の質問のうち2、横瀬駅周辺整備につきまして、私から答弁させていただきます。

西武秩父駅の仲見世前の駐車場が使用禁止になり、横瀬駅の利用者が増加する可能性が高いがどうかという質問なのですが、西武秩父駅の温泉施設建設工事に伴いまして、現在、仲見世駅前の駐車場が使用できない状況となっております。駐車場が使用できないことにより、横瀬駅へ流れてくるのではないかと懸念でございますが、仲見世前の駐車場につきましては、仲見世の利用者をメインに、たしか8時から夜の8時ぐらいまでの時間制の有料駐車場ということでした。その仲見世も今は工事のため、一部の店舗を残しまして営業をしている状況です。そうしたことから、一般車両につきましては、西武秩父駅周辺には、ほかに24時間制の有料駐車場などもございますので、影響は限定的であると考えております。一般車両のほかにも、駐車場のこれまで一部のエリアで、旅館組合やゴルフ場、企業の職員送迎用のバスが待機場所として利用しておりました。現在は、駅前のロータリーの一部を利用いたしまして、バス5台まで待機場所が確保されております。

横瀬駅の影響ですが、当初は、西武秩父駅で送迎バスの待機場所がかなり制限されるのではないかとことから、影響が大きいと思っておりましたが、ある程度待機できることになりましたので、こちらについても、今のところ大きな影響はないのではないかと考えております。いずれにいたしましても、今後の状況を見守りまして、必要に応じて対応してまいります。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

西武秩父駅に関しては、今後、仲見世の中に温泉施設が完成する。来年の春ですか、ゴールデンウィークまでには完成させるということで、今、西武鉄道さんのほうも工事を進めております。そのときに、これは西武の関係の方が言っていたのですが、恐らく秩父地域の方の西武駅の利用者数よりは、今後、横瀬駅を利用することのほうがふえるという統計データがある程度とっているみたいなのです。一般観光客が非常に多くなればなるほど、秩父の住人の方にとると、駅を利用しづらくなるという観点があるから、横瀬のほうに流れるというのが、西武としてのデータの統計上はそういうふうになるかなということをお話を聞きました。

そこを踏まえても、横瀬町としては交流人口をしっかりふやしたいというところもありますので、西武秩父駅から横瀬駅まで、今後の道路の動線というか、町長がマニフェストで掲げていました歩きたくなるまち、そういう観点から考えますと、どういうふうにか工夫をして、横瀬駅から西武秩父駅に歩く方もいらいっしょいますし、西武秩父から横瀬に歩かれる方もいらいっしょいます。また、それがシーズンによれば、シバザクラのシーズンであれば、より多くなると考えますが、そういう観点から考えまして、今、町として、歩きたくなるようなまちの動線を考えていらいっしょいかどうかお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 ただいまの黒澤議員の再質問にお答えいたします。

西武秩父駅にそういった温泉の施設ができるということで、秩父地域にとっては新たな魅力的な施設ができるということは、多くの観光客が、おっしゃっているとおりに訪れることが期待されると。そういった中でも秩父地域全体を考えますと、都市部から近いということから、今、日帰り客が多いという現状があります。そういった今回の温泉の施設も含め、いろんな観光スポットが秩父地域全体にふえていくことによって、今まで日帰り客が多かったものが、宿泊客をふやしていくという方向に持っていけたらなど。そういった中で、横瀬町としてもいろんな取り組みができたらと思っています。

先ほど、町長のマニフェストとして日本一歩きたくなるまちを目指して、今、事業をこれから進めようとしているところなのですけれども、今後、順次札所だったり寺坂棚田、また（仮称）花咲山といったところ、そういったところをポイントを距離別に回れるように、ハイキングコースを整備していきたいと考えております。先ほど、シバザクラのシーズンということもありましたが、シバザクラについても、今は横瀬からシバザクラを見て、そのまま西武秩父のほうに行くという流れが多いのですけれども、今回の温泉の施設と連携して、逆に西武秩父のほうからシバザクラを通して、先ほど申し上げた町内をめぐるハイキングコースを回っていただくというような形で、仕掛けができたらと考えております。

今後、3月27日になりますけれども、スマートフォンを活用した町歩きの仕掛けを、立教大学の観光学部と連携して行う予定です。これは、若者をターゲットにしたものなのですけれども、AR技術を利用して、町内の観光スポット、あとは飲食店をめぐる町歩きイベントとなります。そのほかにも、横瀬町ではイチゴやブドウ狩り、あとそば、うどん打ち体験、あとマス釣りなど、町内を1日かけて十分満喫していただけることも可能ですので、そういったものともあわせて西武秩父から町内への誘導、または横瀬駅へお寄りいただいて、そういったものを体験した後、西武秩父駅のほうに行ってください、温泉に入

っていただいて帰っていただく、そういったプラン等を西武さんに提案して、そういった連携を深めながら町内への誘導を、今回の温泉施設を機に展開できたらと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

先ほどお話にありましたスマートフォンを用いて町歩きをするということですが、きのう別件でたまたま秩父地域全体の観光業者の人間の集まりがありました。その席で、横瀬からは私しか出席していなかったのですが、若い者から何か意見はないかということで、私はビーコンのお話をそこでさせてもらいました。そうしたら、今回はビーコンに関して関心度が非常に高く、ぜひ秩父中で話を進めようというお話が、おもてなし観光公社のほうにもっと働きかけをしましょうという話も、きのうちょっと出たのです。きょうのお話で、3月27日にスマートフォンを用いたイベントをやるということは、非常に時代に沿ったことかなと今思っているのですが、スマートフォンのアプリを使ってやるものなのか、それとも単純に地図を使ったものでルートを探るのか、また横瀬町観光協会のホームページにあるジブン旅みたいなもので、それぞれ選んだもので進めていこうとしているのか、その点は質問させていただきます。

それと、最後に、これは要望としてなのですが、今後、西武鉄道さんとまた協議を重ねていただき、連携をうまくしていただいて、西武秩父駅がリニューアルしたときに、慌てないような対応を心がけていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 黒澤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ARを使ったスマートフォンを活用した町歩きイベントにつきまして、詳細なのですけれども、こちらは寺坂棚田などの観光スポットやイチゴ狩り、飲食施設に距離に応じたポイントをつけまして、合計のポイントを競うというものです。それぞれのポイントの設置場所で、AR、スマートフォンをかざすと、写真の案内看板を設置するのですけれども、そこにスマートフォンをかざすと、ブコーさんを初め各種のゆるキャラが表示され、その周辺の風景を撮影していただくと。そういった風景写真を集めることによって、それぞれにポイントを加算して、そのポイントを獲得してもらうというイベントを予定しております。

あと、先ほどビーコンの話も出たのですけれども、今回、ARを使ったものなのですが、まずはそういったビーコンも含め、今回は試行的なイベントですので、またさらに今回のイベントを通じて課題が出てくると思うので、さらに内容について磨きをかけて、より魅力あるものにつくっていきたいと思っております。

それで、もう一つ、西武との連携なのですけれども、それにつきましてはこれまでもしっかり連携してきたつもりではあるのですが、さらに一層連携を密にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、坂氷渋滞解消についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、質問事項の3、坂氷の渋滞解消について。要旨明細で、新設道路建設による渋滞解消についてのご質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

計画がありましたが、遂行できなかった理由等はいろいろあったかと思うのですが、この路線計画は、国道299号坂氷から国道140号の交差点付近の渋滞解消という観点から進められた計画でありまして、秩父市内の国道140号と横瀬町内を走る県道熊谷小川秩父線間を結ぶ、新たなバイパス道路の建設を目指したものでございます。

道路建設計画は平成8年から、(仮称)宮地横瀬線として計画推進が図られ、横瀬町と秩父市の両自治体で協議を重ねてきた計画でございます。国道と県道はトンネルを構築し接続させる計画で、現在の町道9号線を延長し、秩父市の道の駅付近までトンネルでつなぐ、かなり具体的なところまで協議された計画であったと聞いておりますが、平成13年以降におきましては協議されておられません。

それ以上進展しなかった詳細な経緯については、幾つかの要因が考えられますが、横瀬町としましては、当時の懸案事項として、総力を挙げて取り組んでいました下水道の建設や道の駅の建設等、町の将来に係る大きな事業に着手した時期でもありました。そういった時期に重なった経緯もございまして、その辺の財政事情等も考慮した結果ではないかと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

過去に、今お話にあった平成13年、私も随分若いころに、ここにトンネルができて新しい道路が抜ける、そんな話は聞いたことがありました。また、その当時、今、理由で述べられたように、下水道等大規模な事業が控えていたということもあると思えますが、その当時に比べて、今現在、町道9号線のところも大分道路が広い状況のものでできていたり、坂氷のところもシバザクラに対応した進入路、国道140号と県道との交差点が非常に広くなりました。

ただ、それでも春と秋のシーズン、渋滞というのは、町民にすると結構ストレスを感じる。県道側から市内のほうに右折しようと思うと、信号1回では全然動けなかったり、逆に坂氷を目指して上野町の交差点から横瀬のほうに来ようとする、2つの国道140号と国道299号の交差点から渋滞して延々と動かなくて、どうやったら横瀬まで戻れるのだろうかということが多々あると思うのですが、今、町道5号線も含め、町内の道路というのが大分状況が整ってきたと思うのです。当時は、そこが拡幅もできていなく、道路建設しても、横瀬側にするとメリットがなかったのか、そういう観点もあると思うのですが、今だからこそ、ある程度また新しい道路というか、過去に計画があった道路を再検討してもいい時期なのではないかと思っております。その点について伺いたしますが、どのようなお考えでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えしたいと思います。

おっしゃるとおりだと思います。今回、大雪のときも、またこれは特に実感したわけですが、秩父地域は進入路が限定されていて、結局国道140号か国道299号しか進入路がないわけです。その中にあって、坂氷というのは交通量が多い割に、南側が山になっていて日当たりが悪くて、字のとおり坂氷でよく凍結するし、除雪も手間だし、かつシバザクラ等があって渋滞が起こりやすい地域。ここにバイパス機能がないというのは、これは確かに我々行政としては、課題として認識をしています。

したがって、トンネルを掘ったりというのは、かなり大がかりな話にもなります。すぐにとというのは現実味がないのかもしれませんが、しかし行政としては問題意識を持って、スタディーを始めていくことは必要だと思っています。横瀬町と秩父市に係る話ですので、秩父市さんとスタディーをしていくのでしょうか、そういうことは今必要だろうなというふうに認識をしています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございます。

スタディーする、準備するということは大切なことだと思います。また、秩父市のほうの方からの何とかならないものかという意見は、割と私なんかは聞くことが多いのです。それは、やっぱり秩父市にしても国道140号の渋滞、国道299号の渋滞というのは結構致命的で、時間が読めないというのが多々あるということがありますので、道の駅の周辺に抜ける過去計画があった道路なのか、また全然新たなところに、今考える一番有効な道がつくることが可能なのか、その辺本当に要望ですが、秩父市含めいろんなところとしっかり協議していただいて、準備だけはできればいいかな、そんな要望です。ありがとうございます。

○小泉初男議長 答弁はいいのですか。

○2番 黒澤克久議員 結構です、はい。

○小泉初男議長 以上で、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子です。通告に従い一般質問させていただきます。

本日の質問は、1、横瀬町の認知症対策について、2、横瀬町消防団入団について、3、旧役場跡の活用の現状についての3項目についてお伺いします。

初めに、認知症対策について。認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、昨年開催されたWHO認

知症閣僚級会談では、各国が認知症対策について、政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症対策への取り組みが注目されています。

政府は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住みなれた地域、自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等に優しい地域づくりを目指すこととしました。しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

そこで、質問の1点目として、町の高齢者の世帯、独居世帯の実態を伺います。

2点目として、町の認知症高齢者対策の現状と今後の取り組みについて伺います。将来推計についても、団塊の世代が75歳以上となる2025年は、どのようになっているのかも伺いいたします。

次に、2項目に消防団の現状と団員確保の推進について伺います。消防団は、消防署と同様、消防組織法に基づく消防機関であります。一般住民で構成され、市区町村に設置されています。地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず地域に密着し、火災発生時の消火活動を初め、洪水時の土のう積みや災害時の行方不明の捜索、地域の祭り・催し物の警戒、冬場の雪掃きと、多岐にわたって住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

近年、消防団の団員数は全国的に減少傾向にあります。その背景には、人口の過疎化、少子高齢化社会、仕事との両立の難しさなどがあると見られております。一方で団員の平均年齢は上昇傾向にあります。横瀬町としても例外ではないと思います。若者世代や女性の力に大きな期待が集まっているところとなっております。現在、国会で審議されている来年度予算案に、女性消防団員等の活躍加速推進事業が盛り込まれ、女性や若者の消防団への加入推進事業が強化されることになっております。

そこで、質問の1点目として、消防団の現状を伺います。

2点目として、現在の消防団員は男性だけです。募集は、男女問わず募集中とのことですが、女性だからこそ力を発揮できる活動があると思います。女性消防団の活躍の場と結成について、町としてどのように取り組みをしていくのかをお伺いいたします。

次に、3項目に旧役場跡地のミュージックガーデンの利用状況ですが、管轄は町民会館で行っております。利用状況を聞いてみましたところ、年に数回の利用とのことでした。横瀬町ウオーキングの集合場所、まちかどコンサート、ほかは主に駐車場になります。立地条件はいいと思いますし、もっと町民が自由に集える場所として活用ができると思いますが、ミュージックガーデン設立の経緯と今後の活用についてお考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、横瀬町の認知症対策についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)、町の高齢者の世帯と独居世帯の実態について答弁させていただきます。

町が把握している高齢者の世帯と独居世帯につきましては、介護保険システムの高齢者実態調査から抽出したのになります。平成28年2月29日現在、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯数は426世帯、860人、65歳以上の高齢者の独居世帯が378世帯となっております。

要旨明細(2)、町の認知症高齢者対策の現状と今後の取り組み及び2025年の将来推計についてですが、まず最初に認知症高齢者対策の現状ですが、町では、医療機関で認知症の診断を受けている方についての情報は把握しておりませんが、介護保険の認定を受けている方につきましては、介護認定調査票の中にある認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上に該当する方が、認知症高齢者とされております。平成28年3月1日現在、要支援・要介護認定を受けている認定者数395名、その中でⅡa以上の方は254名です。認定者の約64%の方が、何らかの認知症状が見られるという状況でございます。

対応策としましては、認知症サポーター養成講座の実施や認知症ケアパスの作成、認知症地域支援推進員の配置、オレンジカフェの実施などの取り組みを行っております。また、介護保険の認定を受けている認知症高齢者の方については、介護サービスの利用や高齢者福祉サービスの利用等、何らかの支援と結びついていると考えられます。

認知症高齢者対策の今後の取り組みとしては、認知症サポーター養成講座を継続して実施し、認知症に関する普及啓発活動を進めていく予定です。また、オレンジカフェにつきましては、本日、総合福祉センターで開催するオレンジカフェの開催の結果を踏まえ、月1回程度は定期的で開催できるよう、町内の介護事業所等関係機関と協議連携し、検討していく予定です。これらを足がかりにし、認知症高齢者等に優しい地域づくりを進めていきたいと考えております。

2025年の将来推計につきましては、横瀬町人口ビジョン(案)の推計によりますと、2025年には町の人口は7,012人、65歳以上の高齢者人口は2,624人、高齢化率は37.4%となり、そのうち65歳から74歳までの前期高齢者が1,156人、75歳以上の後期高齢者が1,468人となっております。高齢者人口の構成比としましては、前期高齢者の割合は、2016年3月1日現在では1,277人、49.1%から、2025年には44.1%となり、5%減少しますが、後期高齢者の割合は、2016年3月1日現在1,323人、50.9%から、2025年には55.9%となり、逆に5%上昇する見込みでございます。

また、当町で把握している2016年の認知症高齢者につきましては、先ほど申し上げましたように254人となっており、高齢者人口2,600人に対し、約10人に1人が認知症高齢者とカウントされる状況でございます。国が掲げる認知症施策推進総合戦略新オレンジプランの推計値によれば、2025年には5人に1人が認知症になると推計されております。その推計値を当町に当てはめると、現在の約2倍、525の方が認知症高齢者となる見込みでございます。

以上で答弁を終了させていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

今後、ますます高齢化が進むことは間違いありません。高齢化の増加に伴い、認知症による介護認定者が増加することが予想されるため、今後の課題は早期予防、事前予防をどのように取り組んでいくかが重要なこととなります。認知症の前段階とされる軽度認知障害の早期発見は、とても大事になります。物忘

れといった記憶力の低下があるものの、認知機能に障害は見られず、日常生活への影響がほぼ見られない状態を軽度認知障害といます。しかし、厚労省によれば、軽度認知障害と診断されたうち、約半数が4年後に認知症へ移行するとされており、早期発見、早期治療が進行をおくらせる鍵となっています。残念ながら、認知症に対しては治療法が確定しておらず、根治することが難しく、確実に進行してしまう病気となっています。

この軽度認知障害を発見するために、兵庫県高砂市は、早期発見を目的に面談形式で調べる頭の健康チェック事業を行っています。また、これに先立ち、ホームページで会員チェックサイトを公開し、認知症対策を進めています。この事業は、地域包括センターの職員がパソコンを使いながら記憶力をテストするもので、10個の簡単な単語を復唱してもらった上で、関係のない質問を挟み、最後に単語をどの程度覚えているかをチェックするという簡単なもので行っております。結果は、認知機能が正常とされるAから、注意が必要とされるCまでの3段階で表示されます。市によると、これまでに23人がチェックを受け、8人がCと判定されたとのことでした。同事業の対象は65歳以上の市民で、無料、事前予約が必要だそうです。

一方で、自宅で簡単にできる会員チェックサイトも好評で、10の質問に答える本人用と、20の質問がある家族用の2種類が用意され、公開から半年で約1万件になっております。秩父市においても、昨年9月より、認知症の可能性をセルフチェックできるシステムを導入いたしました。秩父市では、パソコンや携帯電話、スマートフォンを使って、家族や身近な人の状態をチェックする「これって認知症？」と、自分自身の状態をチェックする「わたしも認知症？」の2つを利用することができる認知症チェッカーサイトを掲載しています。高齢化が進む横瀬町にとって、認知症予防は非常に重要なことだと思います。軽度認知障害に着目した頭の健康チェックや認知症の初期症状のチェックサイトのシステムを取り入れることで、認知症予防の啓発活動とともに、相談窓口につなげていけるのではないのでしょうか。私たちの周りには、自分や家族が認知症ではないかと不安に思う人がふえております。町として、このような脳の健康チェックや秩父市のようなシステムの導入を検討していただけるか、町長の会見を伺います。

もう一点、ただ、こういうシステムがあったとしても、認知症に対してまだまだ理解されにくいところがあります。認知症になる可能性は誰にもあります。認知症を患った方々の心情はさまざまです。認知症の本人は自覚がないという考えも大きな間違いであり、最初に症状に気づき、誰より一番不安になって苦しむのは本人なのです。認知症について正しく理解する方法の一つに、認知症サポーター養成講座があります。認知症の方とその家族の住みなれた地域での生活を支援し、認知症に関する正しい知識と理解を身につけていくための講座です。横瀬町としては、どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、自分のほうから、認知症サポーター養成講座について、町としてはどのように取り組んでいるかについて答弁させていただきます。

町では、認知症サポーター養成講座については、平成21年度から取り組み始めましたが、余り開催しておりませんでした。しかし、平成25年度には7回、平成26年度には10回、平成27年度には5回、町内の各

団体に対し実施しております。3月末には、議員の皆様を対象にしました養成講座の開催について、小泉議長さんのご了解を得ましたので、ぜひ皆様方、出席していただきたいと思っております。

また、町以外では、社会福祉法人織船会におきまして、課外学習等の一環で訪れました中学生や高校生を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しております。養成講座は、平成28年3月1日現在で、延べ435名の方が受講し、認知症サポーターとなっておりますが、秩父地区1市4町の中では、サポーター数が少ない状況でございます。今後は、認知症サポーター養成講座を町内の団体だけでなく、町内企業に対しても行い、多くのサポーターを養成していきたいと考えております。

また、養成講座を修了した方におきましても、さまざまな場面で活躍できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 認知症の対応につきまして答弁させていただきます。

大変いいご提案をいただいたと思っております。認知症の早期予防が大変町にとっても重要なこと、そのとおりです。そして、その中で軽度認知障害のところを早く見つける、自覚してもらうあるいは家族が気づくというところが重要だということ、そのとおりだろうと思っております。秩父市のセルフチェックのサイトは、私も見てみたのですがけれども、そんなに難しいものではなかったです。横瀬町としても何かできないかということ、検討していきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひそのように取り組んでいただければと思います。

それと、軽度認知障害ということで、人ごとではなく、うちの母とか近所のずっとお世話になっていたお母さん方たちが、やっぱりどことなく変だなという、そういう雰囲気を持つ方が徐々に周りにふえております。そのようなことで、本当に早急にこういうことを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望になります。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

質問2、横瀬町消防団入団についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項2の要旨明細(1)と(2)について答弁をさせていただきます。

まず、消防団の現状ですが、平成28年3月現在、団員数125名であり、定数144名には足りない状況です。また、年齢別の構成は、平成27年4月1日現在のデータですが、19歳、2名、1.6%、20歳から29歳、34名、27.7%、30歳から39歳、48名、39.0%、40歳から49歳、30名、24.4%、50歳から53歳、9名、7.3%で、平均年齢は35.1歳であります。

次に、女性消防団員についてでございます。国の消防審議会からの消防庁長官に対する、平成27年12月

付「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」においても、少子高齢化の進展の中で、女性に消防団活動を担ってもらうことが、今後さらに重要となり、女性の消防団への加入促進について、積極的に取り組む必要があるとされております。また、女性消防団員については、秩父市消防団に平成27年4月1日現在21名、27年度新規で、長瀨町消防団に2名、小鹿野町消防団に1名入団しているようでございます。応急手当て、火災予防の普及啓発などを担っていただいているようでございます。

当町においても、女性消防団員が地域の安全安心の確保のために果たす役割は、ますます高くなっていることに鑑み、女性消防団員の入団を真剣に取り組んでいきたいと考えております。まずは、平成28年度に女性消防団員2名を募集し、入団をしていただけるよう準備をしていきたいと考えております。また、女性消防団員が、より幅広い分野で消防団員として活躍できるようにするための環境整備などを、積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひ、今後もよろしく願いいたします。

女性消防団員は、全国的にもふえており、女性消防団員が注目されたのは、5年前の3.11の東日本大震災のときに、避難所となったところの授乳スペースの確保や更衣室の設置など、女性特有の悩みに配慮した避難所運営に尽力した女性消防団の活躍がありました。既に女性消防団の活躍している地域では、女性が持つ行き届いた気配りやソフトな人当たりの利点を生かして、ひとり暮らしの高齢者への防火・防災訪問や地域防災の普及促進などの業務を行っております。横瀨町として、さらなる地域の防災力を向上させていくことが必要と考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 先ほど総務課長のほうから答弁したとおりです。平成28年度に女性の消防団員をぜひ誕生させたいと思って、今、取り組んでいます。予算にも反映させています。

一方、今回は2名を、何とか消防団員をつくりたいと思っているのですが、女性だけの団をつくるというレベルは、横瀨の規模だとちょっと難しいかなと思っています。まずは、団員をつくるというところに注力をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、旧役場跡地の利用状況についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、宮原みさ子議員さんの質問3、旧役場跡地の利用状況について、(1)で旧役

場跡地のミュージックガーデンの設立と今後の活用について答弁をさせていただきます。

ミュージックガーデンの設立は、第5次横瀬町総合振興計画の基本計画、第4章教育・文化の5、文化・芸術活動の充実の施策の内容、(1)で文化・芸術活動の推進、「文化協会を中心に、ヨコゼ音楽祭や町民文化祭の運営をはじめ、文化芸術団体の活動の活性化と文化的な町のイメージアップを図ります」とあります。(2)といたしまして、文化施設の充実、「町民会館、資料館、図書館、公民館の適切な管理運営と各施設の機能充実のための整備・拡充を図ります」とあります。それに基づきまして、平成25年度実施計画事業のまちかどコンサート事業、目的は、街角に音楽があふれる環境づくりを推進し、町民が気軽に音楽に親しめる機会を提供することにより、音楽文化を振興することです。

内容は、月1まちかどコンサート、ヨコゼ音楽祭及びストリートライブコンサートの開催や音楽活動団体への支援、ミニ屋外演奏施設、現在のミュージックガーデンの整備でございます。このミュージックガーデンの整備には、平成25年度に埼玉県ふるさと創造資金の助成を受けて整備をいたしました。また、今年度は埼玉県緑化推進委員会の助成を受けて、芝生、樹木の植栽や池の改修などの整備を実施しました。

旧役場庁舎跡地のうららかよこぜミュージックガーデンは、町民の皆様が多目的に、また気楽に利用できるオープンスペースということで、音楽を演奏するステージにこだわらず、ぶら〜りよこぜの4つのウォーキングコース上にあることから、町民の健康づくりの場や集いの場、また憩いの場として整備いたしました。また、オープンガーデンの拠点として、整備できたらどうかというようなことも伺ったことがあります。現在の利用は、ヨコゼ音楽祭とコラボしたストリートライブコンサート会場としての利用やウォーキングの休憩場所、町民会館を初めとする駐車場として利用しております。

議員がおっしゃいますように、町の中心地域にあり、立地条件はいいと思いますので、小さなコンサート会場として、健康ウォーキング等の休憩場所や集いの場として、町民会館やオープンガーデンめぐりの駐車場としての利用など、今後、多目的な利用の促進を検討してまいります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

ストリートライブとかまちかどコンサートの使用ということでつくられた野外コンサート会場であります。地域の方とかに聞きますと、やはりあそこは午前中にやれば大丈夫なのでしょうけれども、午後になると西日が当たって、とてもまぶしくてできないとか、近所の騒音対策がなされていないので、そういう配慮もされていない場所。あとは音楽をしても、自動車の騒音等によって聞き取れない、そういう意見を聞いております。

先ほども教育次長がおっしゃいましたような、本当に多目的という言葉のほうに重点を置いて、もしできたら、いろんな声を私も聞いておまして、横瀬町は意外と公園がないということで、できれば児童公園のような形にするとか、オープンガーデンを横瀬町は推進しておりますので、あそこをフラワーパークのような、そういうところになると、今度、花咲山のほうのそういうフラワーパークができる。それに伴って、そこもそのような花の見どころができるのではないのでしょうかという意見も、私も聞いておりますので、そのような取り組みを今後できるかどうかお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおりだと思います。ここはもともとミュージックガーデンということなのですが、野外で音楽を聞く場所として条件がそろっているかということ、実は余りそろっていない。おっしゃるとおりで、車の音も聞こえます。それから、近隣に家もあって、余り大きい音を出しますと、近隣の方に影響するという立地でもあり、西日が当たるのもそのとおりなのです。ですので、宮原議員ご指摘のとおりで、町としてもその他多目的に、今、ご提案があった公園としてどうかとか、児童公園でどうかとか、あるいはフラワーパークでどうか。今使っている延長線上で、ウォーキングの拠点としてどうかというのは、幅広くに検討していき、そして今よりも有効に活用できる形を、町としても積極的に考えていきたいと思えます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

ぜひそのように進めていっていただきたいと思えます。進め方についても、町民のアンケート等を使っただけであればと思えますので、今後ぜひよろしくお願いいたします。これは要望でございます。

○小泉初男議長 答弁よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 答弁ありません。ありがとうございます。

○小泉初男議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

〔議長、休憩をお願いします〕という人あり〕

○小泉初男議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は11時45分といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時44分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、9番、若林想一郎議員の発言を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。どうぞよろしくお願いい

たします。

まず、富田町長には、我が横瀬町を日本一の町にしたいとの目標を掲げ、日夜ご尽力いただいていることに深く敬意と感謝を申し上げたいと思います。どうぞ体調にご留意いただきまして、日本一の横瀬町実現のために邁進していただきたいと思うところでございます。

傍聴席の皆さん、お忙しいところご苦勞さまでございます。厚く感謝を申し上げたいと思います。私の声は聞こえますでしょうか。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まずは、ふるさと納税の推進についてでございます。本年1月15日の埼玉新聞、そして1月17日の読売新聞によりますと、秩父市のふるさと納税は、昨年10月にふるさと納税の特典を刷新したことにより、寄附総額は1億1,314万4,000円、647件に達したと発表しました。昨年度、平成26年度の実績は126万7,000円、31件で、地場産品を充実させたりリニューアル後3カ月で、昨年の約90倍の金額までに至った。市によると、寄附のピークによる昨年の12月には、1カ月で約6,900万円の申し込みがあり、人気の特典商品は、ゴルフクラブを初め、カメラ、豚肉のみそ漬、羽毛布団など、市財政課はゴルフクラブやカメラなどの特典が他の自治体と競合は少なく、富裕層の志向と合致したことが要因ではないかと分析。ことし3月までの目標額は4,000万円としていたが、1億4,000万円に上方修正をした。寄附金は、来年度に実施する環境保全や福祉事業に充てる。

久喜邦康市長は、ふるさと納税の寄附金は、人口減少や少子高齢化が進む秩父市にとって、税収を補う新たな財源として貴重であり、寄附者に感謝申し上げたい。秩父市には、全国に誇れる食品や工業製品があり、バラエティーに富んだ特典が寄附者に受けられ、寄附増額につながったことを喜ばしく思っているとコメントしたとあります。

本町のふるさと納税の現状と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

続きまして、2番目の地籍調査の推進についてでございます。地籍調査は、主に市町村が主体となって1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であります。我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として、登記所に備えつけられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた地図、公図などをもとにしたものであります。そのため、登記所に備えられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態であります。

地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村におけるさまざまな行政事務の基礎資料として活用されます。

また、地籍調査は自治事務として、市町村等の地方公共団体が中心となって実施されています。市町村が実施する場合、その調査に必要な経費の2分の1は国が補助しており、また残りの経費の2分の1、全体の4分の1は都道府県が補助しています。さらに、市町村や都道府県が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村は5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能であります。

このように、事業に要する経費は、市町村、都道府県、国が負担しており、地元住民の方に個別に負担

を求めることはありません。地籍調査は、昭和26年から行われており、その開始から半世紀以上が経過しております。しかしながら、平成26年度末時点における地籍調査の進捗状況は51%と低位であります。特に都市部及び山村部において、地籍調査が進捗しておりません。このため、都市部及び山村部において、より早急な調査の実施が必要とされております。

現在、多くの市町村で地籍調査は実施されていますが、その一方で、いまだに調査未着手の市町村は、全体の11%もあります。また、過去には地籍調査を実施していたものの、現在はさまざまな理由から休止している市町村も17%あり、全体の約3割の市町村では、地籍調査が行われておりません。したがって、地籍調査を実施することにより、前述したようなメリットがあり、同時に雇用機会の創出が図れるものと確信するものであります。地籍調査の推進についてお伺いするとともに、今後の方向性をあわせてお伺いしたいと思います。

続いて、3点目の安心安全なまちづくりについてお伺いいたします。まず、1項目として、除雪対策についてでございます。2月12日の埼玉新聞によりますと、本年1月18日の大雪は、午前4時から6時にピークを迎えた。この直後に通勤時間となり、交通量が多い幹線道路は、除雪が効率的に進まなかった。渋滞が深刻だったのは、秩父市黒谷の国道140号と横瀬町の坂氷交差点付近の国道299号。長い渋滞が続き、住民からは、国道の除雪が遅いなどといった不満が多く聞かれました。

秩父市は、1月28日、今後の各町会活動での除雪や雪置き場の提供に対する報奨金支給基準の引き下げを決定、従来は60センチ以上の降雪が基準であったが、おおむね20センチ以上を目安とすることとなりました。支給額は、1日1台につき、重機1万円、トラック5,000円で、雪置き場は1カ所3,000円となっている。市の委託業者による除雪費用は、時間単位で費用を支払う。報奨金支給は1日を単位としており、費用を安く抑えることというメリットもある。市の担当者は、「どこまで行政が責任を負い、どこまで地域住民に協力してもらうかは、線引きが難しい。だが、行政が委託する業者だけで対応するには限界があり、ぜひ市民にも協力してほしい」と話していた。行政と住民がどう連携して地域の課題に取り組んでいくか、人口減少社会に突入し、自治体の財政難も続く中、行政は全ての住民のニーズに対する対応はできない。よい地域社会へ、双方が歩み寄って考えていかなければならない時代に来ていると結んでいました。

そこで、本町の除雪対策の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2項目目の災害時の業務継続計画についてお伺いします。本年1月20日の日本経済新聞によりますと、大規模災害時に自治体の機能をどう維持するかを定めた業務継続計画を1,741市区町村の全体の63.5%に当たる1,106市区町村で策定していないことが、19日、総務省消防庁の調査でわかった。調査は、昨年12月1日時点。2013年8月の前回調査から408減ったが、消防庁は被災時の業務に支障が出るおそれがあるとして、早期の策定を要請したとありましたので、本町の状況についてお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 ただいま9番、若林想一郎議員の一般質問中でございますが、ここで本休憩といたします。再開は13時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、若林想一郎議員の質問1、ふるさと納税の推進についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、ふるさと納税の推進についてでございます。現状でございますが、3月7日現在、18名の方から31万円のふるさと納税をいただいております。1万円以上の納税者の方には、お礼として横瀬町の特産品を、送料込みで2,500円相当贈答しております。特産品としまして、イチゴ、ブドウ、シイタケを用意しております。納税していただいたお金は、町の一般財源として使用しております。ふるさと納税を行うためには、まず町に寄附の申し込みが必要となります。その後、町から納入通知書を送付しまして、その納付書により納税していただき、入金を確認後、町からお礼状と特産品を送付しております。

今後でございますが、4月1日以降なのですが、納税の方法を今までの方法のほかに、インターネットによるふるさと納税サイト、ふるさとチョイスが利用できるように予定しております。ふるさとチョイスの利用者は、インターネット上からふるさと納税の申し込み、クレジットによる納税、特産品の選別をできることになり、納税する方にとって、町にとっても事務の効率化を図ることができます。また、納税いただいた金額によりまして、お礼の品を4段階に分ける予定です。1万円から3万円未満、3万円から5万円未満、5万円以上10万円未満、10万円以上の4段階に分けてお礼の品もふやしております。今までの季節の果物のほか、年間を通して対応できるように、道の駅で取り扱っております町の特産品の詰め合わせなどを予定しております。今後もお礼の品をもうちょっと工夫して考えていきたいと思っております。

寄附金の使い道でございますが、人材育成としまして、中学生国際交流事業の財源として利用したり、また今までどおり町の一般財源として2通り設けまして、納税者の方に選択していただくシステムです。今後について、ふるさと納税を広く周知することが、これからは大事だと考えております。総合戦略におけます25歳の成人式や同窓会への補助制度の利用する際には、ふるさとへの郷土愛を醸成していただき、ふるさと納税の推進を図っていきたくと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま、まち経営課長さんから説明いただきました。横瀬町の寄附が31万円だということでございます。秩父市が昨年が126万7,000円だということで、昨年の10月に見直して、1カ月だけで6,900万円ふえて全部で1億4,000万円になったということでございます。横瀬町は税収が一番多かったのは、平成9年の14億6,000万円だと思います。平成28年の予算書を見ますと、10億9,000万円です。ですから、税収だけで3億7,000万円も減収しているわけでございます。このふるさと納税を推進することによりまして、自主財源もふえるのではないかと思うところでございます。一番全国で多いのは、宮崎県の都城市でございまして、年間35億2,718万円、2位が静岡県の焼津市、34億9,280万円、3位を申し上げ

げますと、長崎県の平戸市、26億8,418万円です。ですから、これほどの差があるわけでございます。どうか、横瀬町の特産品を開発あるいは調査研究する必要があると思います。

ちなみに、秩父市の関係を申し上げますと、全部で1万円以上2万円未満から50万円以上ということで、7段階の商品を用意したと。一番人気のトップはゴルフクラブセットで、寄附が50万円以上の人にゴルフセットが行くと。2位はデジタル一眼レフカメラ、これは30万円以上50万円未満ということです。3位もゴルフクラブ2本、10万円以上30万円未満ということで、市内に本社や事業所がある企業の関連商品だとなっております。特典には、あと羽毛布団あるいはイチローズ・モルトとかいろいろありますので、これを機会に、とにかく横瀬町の特産品、これに対応できるようなものを用意していただければと思います。

そして、1つ、私提案をしてみたいのですが、きのうの埼玉新聞にジビエを地域の特産品にというのがございました。ジビエということで、こういうのがありました。そして、全国農業新聞2月26日版ですが、これの裏面にジビエ振興ということで、「多方面から探る日本ジビエサミット」というのが2月11日から13日まで福岡で開催されたとあります。ですから、その中で石破大臣が、ジビエの活用は地方創生の精神にのっとっているというようなコメントもあります。このとおりです。ということで、ぜひ横瀬の特産には、ジビエを活用したらいかがかと提案をするものでございます。どうぞ検討の上、ご回答いただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答え申し上げます。

ご提案もありがとうございます。先ほど、まち経営課長のほうから答弁させていただきましたが、今年度は30万円を超えました。これでも去年より約倍になっています。それでもまだまだ少なく、とにかくことし1年、我々もふるさと納税に力を入れようということでいろいろ考えてきまして、4月からインターネットでワンストップで手続きができるようにするところまでまいりました。ですので、平成28年度以降は桁が違うところを目指したいと考えています。

あとは、横瀬町として、今、ご発言いただいたような高額に対応できるものを考えるとか、あるいはちょっと工夫したお礼の品を考えるというのは1つ大事なことで、これから検討していかないといけないのですが、私としては物で競うと、どこかでは限界があると一方で思っていて、例えば今の都城にしても、焼津にしても、やはり海産物であったりあるいは和牛のブランド物であったりということを持っています。埼玉県だけでは、秩父市はその材料が一番持っていて、ゴルフクラブだったり、カメラだったりというのがあって、横瀬町に関して言うと、そこで競うとちょっときついなというのは思っています。

ですので、返礼品を工夫していくという柱と、私としては横瀬町の縁故性を最大限に使っていくところなんです。これは戦略としては、ふるさと納税事業と、それから25歳の成人式、それから同窓会支援というのはリンクをされていて、それらで横瀬中学校のOBの人に集まってもらって、それで外に住んでいる人たちに広く呼びかけて、横瀬を心から応援してもらえる人から集めていくというところを、1つ柱にしていきたいと思っています。これは、ふるさと納税を財源として集めるという効果もありますし、横瀬町、横瀬愛を高めていく、その連携を深めていくという効果もありますので、その辺はリンクして考え

ていきたいというふうに考えています。

それと、もう一つは、やはりその目的化です。先ほどのまち経営課長の答弁にありましたが、今度中学生の国際交流事業のところの基金がことしで尽きる形になります。町としては、何とかここの財源は考えていきたいと思っていて、ふるさと納税が一定規模で集まれば、それを充てていく。それを1つ横瀬の青少年の育成という名目で目的化して集めるというところを、今考えて取り組んでいるところです。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「ジビエは」と言う人あり〕

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ジビエについては検討させていただきたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま町長から答弁いただきました。

町長の言われるように、人材育成、その他目的化がはっきりされましたので、それに向かってどうぞ推進をいただきたいと思います。先ほど申し上げました都城市とかいろいろなところについては、それなりの努力をされています。横瀬町も優秀な職員がいらっしゃいますし、町長はやる気満々ですので、どうかこの辺については一生懸命取り組んでいただきまして、先ほどの税収が、平成9年から見ますと3億7,000万円ほど減少しておりますので、それが多少でも補填できるような形で進めていただければと思います。これは要望でございます。

○小泉初男議長 答弁よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、地籍調査の推進についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、2、地籍調査の推進について答弁させていただきます。

市町村が行う地籍調査でございますが、平成22年度に策定されました第6次国土調査事業10箇年計画に基づき行っております。県内の状況を申しますと、平成26年度末の状況でございますが、63市町村のうち7つの市町が完了しております。現在実施中の市町村が14ございまして、休止中、何らかの理由でとまっているところが18市町、そしてまだ事業を行っていない未着手の団体が24市町村となっております。秩父地域を見ますと、秩父市と小鹿野町で実施しており、進捗率を見ますと、秩父市が2.1%、小鹿野町が6.8%でございます。横瀬町は、皆野町や長瀬町と同様に、地籍調査についてはまだ着手しておりません。

事業実施することにより、雇用の創出が図れることと思います。しかし、事業実施するには高額な費用がかかります。また、人員不足、調査が長期間にわたります。権利関係が複雑など問題点が挙げられております。しかし、事業を実施することにより、メリットもありまして、災害時における復旧工事、土砂災害により境界等がわからなくなった場合でも、地籍調査がしてあれば、復旧が迅速に図れる、また固定資

産税の課税の適正化が図れるなど挙げられます。事業実施に、国、県からの支援等もありますので、近隣で行っている市町の状況を聞きながら、関係課所と連携をとりながら、実施の方向で準備していきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうから少し補足をさせていただきたいと思えます。

まず、雇用機会の創出についてなのですが、こちらにつきましては今まで一部外注化ということで、事業の一部を事業者をお願いしていたわけなのですが、秩父地域につきましては、今までは2事業者がやっていたというところなんです。今回、平成22年に法が改正され、一定の要件を満たす法人に対して、事業を委託することができるようになったわけなのですが、さらに委託する内容につきましても、これまで以上に大きく広がっております。中身につきましては、境界の立ち会いまたは測量、あとは地籍図の作成等、あとは全体の工程管理等、そういったものが法人に対して委託できるというふうになっております。

法人につきましては、秩父地域におきましては、土地家屋調査士やまたは測量会社などが法人設立に向けて、秩父郡市地籍調査協会というものの設立準備を今進めているところです。そういうところで秩父地域におきまして地籍調査を進めるに当たって、そういった委託の受け皿というところが、今後できるというふうになっております。そういったことで、より今まで以上に幅広く雇用の機会創出というものにつながるものと考えております。

今後の方向性についてですが、今後、実施の方向で準備をということでまち経営課長から話があったのですが、事業を実施するに当たって1つハードルがございまして、まずは職員の地籍調査事業に関する知識の習得というものが必要になります。一部業務を業者に委託するわけなのですが、一方で全体のそういう事業計画だったりとか、あと積算とか、そもそもの地籍調査に関しての知識というのは、やっぱり町の役場の担当職員は知っておかなければならないということがありますので、そういったものを国や県の研修の中で習得をしていくということが必要になります。また、先ほど申し上げました事業計画とか積算等につきましても、どういった内容でやっていくかというのは、県の担当課とも調整をしていく必要がありますので、そういったことで準備に一定程度の期間が必要になるということになります。それらを踏まえまして、町としましては、来年度1年間は準備も含めて検討させていただいて、早くも平成29年度以降の実施に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 副町長さんから答弁いただきました。確かに財政難などところに対しては大変なことかと思えます。横瀬町におきましても、昭和60年当時、私、税務課におりまして、そのときにこれを検討したことがございました。当時は、今よりもっと財政難でありましたし、航空写真をやったほうがいいのではないかと、この地籍調査でなくて、固定資産の基礎調査を充実させようということで、

そちらの方向になりました。今回、国等が補助をして1億円であったとすれば、500万円のできる事業でございますので、どうか前向きに取り組んでいただきまして、特に横瀬町が昭和56年に都市計画法を施行したわけですが、都市計画区域の中の例えば789ヘクタールありまして、そこに用途地域が63ヘクタールあるわけです。ですから、そういうところを初めに、この地籍調査等をやっていただければいいのではないかと思うところがございます。そして、秩父地域に雇用機会が少しでもふえるということを期待するものがございます。どうかその辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご答弁させていただきます。

横瀬町としては、今、ゼロという状況ですので、手がけるということは始めたいと思っています。先ほど副町長から答弁させていただきましたけれども、平成28年度で検討して手がけるというところは、横瀬町としてもスタートしていきたいと思っております。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、安心安全なまちづくりについてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 若林議員さんの安心安全なまちづくりについて、要旨明細、除雪対策について、私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。

ご質問の当町の除雪対策でございますが、通常時の降雪では、契約を締結した町内土木業者さんを中心に担当エリアを設定し、除雪作業を行っております。黒澤議員さんの質問でもお答えさせていただきましたが、除雪は降雪10センチ以上を目安に、幹線道路等の優先道路から開始し、身近な生活道路まで順次行っている状況でございます。今回、1月の降雪では、大雪時の除雪に関する基本的な考えに基づきまして、町が司令塔となって除雪作業を総括、指示し、効率よくスピード感を持って除雪作業に対応できるよう、各業者と連携し作業を遂行してまいりました。町民の皆様には、ご不便をおかけしながらも、通行に支障のないような状況で除雪作業が完了したのではないかとおぼえておる状況でございます。

しかし、町道の中には、重機の入りにくい狭隘道路等もございます。今回の降雪に対しても、そうした狭隘道路等を含め、全ての町道の除雪に携われたかといいますと、対応できなかったところも多かったと思ひます。若林議員さんのご質問にもあるように、そうした狭隘道路等の除雪に関しては、今後も地域の皆さんのマンパワーに頼る面が、多分にあるかと思っております。現在、秩父市、皆野町は助成金等を交付して、マンパワーの活用を図っております。人口減少が進む中、行政と住民がどう向き合い、どう連携して地域の課題に取り組んでいくか、さまざまな視点からご意見をお聞きし、対応していく必要があるかと考えております。

以上でございます

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項3の要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。

業務継続計画は、町が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応等の優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を適切かつ迅速に行うためには、必要なものとなるであろうことは認識しているところであります。

しかし、当町においては、地域防災計画の震災対策編に「震度6弱以上の揺れが発生した場合、業務継続計画に基づき」云々との記載があるものの、現在、未策定となっております。ただし、平成24年度において、各業務別に目標着手時間等を整理した業務継続計画情報整理シートをデータ化しております。しかし、その後シートの加除や職員への研修等をしていないのが実情であります。今後、各課所の協力を得て情報整理シートの見直しを行いながら、非常時優先業務等について、職員おのおのがしっかり自覚するようしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 初めに、建設課長さんのご答弁いただきまして、ありがとうございます。横瀬町は、秩父市と違って10センチ以上で対応してくれるという話でした。本当に町民の一人として、ありがたいなと思うところでございます。

その中で、例えば町内でどのぐらいの除雪重機があるか、どのぐらい例えばオペレーターがいるか、そういうような調査はしたことがあるのでしょうか。例えば13区で申しますと、重機、吉田工業さんが持っているあるいは泉商会さんが持っている、秩父自動車学校で持っている、そういう重機については、雪が降ったときに使わなかった場合があります。ですから、オペレーターがいれば、その人に運転をしてもらって、自前で除雪ができるというふうなこともありますので、どうかその辺も調査していただきまして、迅速に除雪ができるような体制もつくっていただきたい。そして、区長さん等に、例えば雪捨て場がどこにあるかということも周知していただきまして、もっと迅速に雪が片づけられるのではないかと思います。

あとは、秩父市が1日重機が1万円、トラックを1日5,000円、それから1カ所雪捨て場が3,000円とかいう具体的な数字が出ておりますが、横瀬町にとってその具体的な数字は出ているのか、教えていただきたいと思えます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 9番、若林議員さんの再質問でございます。町内で除雪機、オペレーター等の調査はしたことがあるかということでございますけれども、町内一円を全て対象にして、そういった皆様の調査はしたことはございません。町内である程度建設課のほうで把握している人たちというのは、調査したことありますけれども、町内全域にどんな人たちがいて、どんなオペレーターがいるかということは、調査はまだしておりません。

そして、秩父市等での今助成金、報奨金、そういったものの具体的な数値を挙げていただきましたけれども、横瀬町等では、まだそういった金額的なものとか、こういった形で助成をしていくとか、マンパワーをどうして活用していくとかということの取り決めは、まだしてございません。これから先、先ほども申しましたけれども、行政等で全部を対応するということは大変になってきます。マンパワーの活用、そういった皆さんに助成をしていただきまして、よりよい除雪作業等が展開できますように考えていかなくてはいけないと思っておりますので、今後検討課題として検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 これから建設課長さんには検討いただいて、横瀬町が迅速にとにかく除雪ができて、町民の方が不便にならないようなことを推進していただくというお話がございました。大変力強く思っています。どうか秩父市と同じように、例えば自前でやったときにはどうだとか、そういうこともぜひ検討いただきたいと思えます。たまたま2年前に大雪のときに13区で、実際区で、区長さんが中心となって除雪をしました。そのときに3日ばかりかかりました。実際、重機を自前でやりましたので、8万4,000円ほどかかっていました。そういうときに補助等はいただけませんでした。

今回、こういう形で自前でやってくれる人、例えばさっきの13区ですと、吉田工業さんとかあるいは泉商会さんとか、そういうところの重機を使ってそれに対応したわけです。ですから、積極的にやってくれる区に対しては、こういうことにしたらいいのではないかというのが、秩父市の報奨金の支給基準だと思います。どうかその辺の基準も早急に、そして雪捨て場も具体的に、先ほど建設課長さんがおっしゃいましたけれども、武甲温泉のところと、あるいはどこかというところがありましたけれども、区内でかなりあると思うのです。ですから、それも把握していただいて、ちゃんと区長さんに周知をしていただくと、もっといい地域の運営ができたり、町と役場の役割分担が推進できるのではないかと思います。その辺についてお考えをお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 若林議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

秩父市等の基準を参考にして報奨金等のお話をさせていただきました。秩父市も皆野町も、先ほど私のほうで助成金、報奨金を出しているということでお話ししましたけれども、横瀬町とはまたちょっと事情が違う面もございます。秩父市等におきましては、狭隘道路がかなりあります。というのは、平成26年に多分都市計画を引いて、建築基準法等の適用を受けたのですけれども、なかなかセットバック等の事業が進まないというのが現状だと聞いておりました。そういったところは、やはり地域のマンパワーを活用してやらないと、なかなか難しいのかなという気がいたしております。

それと、皆野町等におきましても、私のほうで聞いた話では、皆野町で町のほうでどれだけの除雪を予定しているのかということになりまして、多分、これは聞いて皆野町と横瀬町を比較したのですけれども、横瀬町の3分の1ぐらいの道路の距離に対して、今取り組んでいるというような話をしていました。その

ほか、皆野町は助成金を出してやってもらっているのですけれども、かなりの区で助成金を利用して、マンパワーを利用して除雪をしていただいているという状況だと言っていました。かなりすごいな、自助、共助、公助の精神が息づいているのだなというのを私は感じました。そういったところも低廉な価格と言っては失礼ですけれども、そういったものに対して、町民の皆さんが一丸となってやってもらえるような体質というか、そういう環境をつくっていけるというのは大切なことだと思っております。

そして、最後に雪捨て場の関係をお話いただきましたけれども、これは平成26年2月の大雪の後、各区長さんに、全ての区長さんに対して、近くの捨て場はないかというような形で通知を出させていただきました。そして、近くに捨て場があるという区長さんにおかれましては、私のほうというか、町のほうに届け出をしていただきました。そういったものを挙げますと、全部で町なかで民間の人たちが協力していただけるところが32カ所ありました。そして、答弁の中でも話をしましたけれども、官地とかそういうところを足していきますと、かなりの雪捨て場等の用地も確保できるのかなと思います。

ただ、若林議員さんもおっしゃいましたけれども、除雪するすぐ近くの雪捨て場というのは、本当に時間と経費の短縮になります。そういったことはこれからも考えて、区域内で近いところにそういった場所があれば、すぐ借りられるような体制をつくっていければいいなと私は思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 どうですか。まだあれば、いいですか。

〔「3回」と言う人あり〕

○小泉初男議長 3回だけれども、もし何かあれば。

〔「では、要望で」と言う人あり〕

○小泉初男議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 総務課長さんにご答弁いただきました。災害時の業務継続計画というのは、大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うわけでございます。

過去の災害を振り返りますと、首長さんの不在、庁舎や電気、通信機器の使用不可能等により、災害対応に支障を来した事例もあります。例えば平成25年の台風26号による大雨、これは大島でできたところです。大規模な土砂災害が発生、町長及び副町長は島外に出張中、防災担当者は帰宅して不在で、初動が大幅におくれた。それから、平成23年のときの東日本大震災、被災により本庁舎が使用できなくなった市町村は28自治体、庁舎内の重要データが失われた市町村も多数あった。それから、平成22年から平成23年の年末年始の豪雪により停電、電力会社も修理現場に行けず復旧がおくれた。庁舎に非常用発電機はあったが、燃料は半日しかもたなかった。それから、平成16年、新潟県中越地震、県防災行政無線は停電により使用不能、震度情報が得られず、庁舎3階に設置されていた同報無線も使用不能と、こんなことがございましたので、どうか早急にこの辺の対応ができるようなことをしていただきたいと思うところでございます。

要望で、以上でございます。

○小泉初男議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の発言を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。済みません。花粉症なので、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦ください。

今回の質問は、大きく3つです。まず、1つ目ですが、今、横瀬町は観光に力を入れていることは、皆さんご存知のことと思います。そのための観光PR活動、イベントの企画なども大事です。昨年6月議会での向井議員のおもてなしの心の醸成についての質問の回答にもあったように、笑顔でおもてなし委員会をつくったり、役場も本気で観光客を迎えようとする気持ちが表れていると思います。

そこで、先日、私は丸山林道から北前峠周辺を歩いてみました。そうしたところ、目につくことが何点ありました。まず、カーブミラーが汚れて見えなかったり、軽自動車、タイヤ、TV、ポリタンクなど、ごみが多数捨ててありました。ごみがごみを呼びます。ごみ捨て防止のフェンスや、不法投棄防止重点監視区域という黄色い看板、また地主の方がつくったと思われる小さな鳥居などがあり、それなりの対策はとられているというふうには感じました。また、寒い2月にもかかわらず、丸山林道周辺を歩いている方々が3グループもいました。せっかく横瀬に来てもらっても、ごみが落ちていてがっかりしてしまうと、2度目、3度目のリピーターにならなくなってしまうたり、SNS等へ書き込まれて、よいことはありません。

そこで、丸山林道や観光施設周辺道路などの景観維持、ごみ対策などについて、現状の認識と今後の対策をお聞かせください。

続いて、2つ目は、先ほど黒澤議員の質問にもありましたが、来年5月、西武秩父駅仲見世がリニューアルオープンする予定です。その計画では、祭りをコンセプトにして施設内に温泉エリア、飲食、イベントエリア、物販エリアを展開するとあります。町内にも温泉施設などもあり、競合するところ、また秩父への来客増が見込まれるということで、プラスの面、またマイナスの面、両方ありますが、横瀬町としてこの計画によって西武グループと協力していくのか、また独自の考えがあるのかをお聞かせください。

続いて、3つ目ですが、平成28年度12名の新規採用職員を迎え、機構改革など富田町政の新体制が間もなくスタートしようとしているところです。人事、人材配置などがそろそろ具体的になっているころだと思います。幕末の越後長岡藩に河井継之助という家老がいました。先月、没後20年を迎えた作家の司馬遼太郎さんの「峠」という作品の主人公にもなっている人です。彼の言葉に「民は国の本、吏は民の雇」という言葉があります。「民は国の本」とは、民、つまり住民あつての国である。「吏は民の雇」とは、吏、つまり役人、公務員は、住民に雇われて仕事をしている。公務員は住民の暮らしをよくするために働くものだという意味だそうです。もちろん、役場の職員の皆さんもそれぞれの立場で、住民のために一生懸命日々務めていただいていることは、私も十分承知しております。

そこで、横瀬町定員管理適正化計画が新しくなって初めての平成28年度の人事、人材配置についてですが、職員の皆さんの能力を最大限に生かすために、特に力を入れたところ、また目標にしたところをお聞

かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、観光施設及び周辺道路の不法投棄などごみ対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、要旨明細(1)、丸山林道や観光施設周辺道路の景観維持、ごみ対策ということで答弁させていただきたいと思います。

まず、住民の方がまちをきれいにしようという美化に対する考え方というのは、大変高いと思っております。特に各区、23区の中では、大体平均年2回ほど、地区住民の方が地区の周りの清掃等をされております。これも自主的にされている内容でございます。また、不法投棄を防止しようということで、平成20年に町民クリーンパトロール員制度というのを発足させていただきました。これは、それぞれのボランティアの方が、散歩あるいはウォーキング、ジョギング、そういうふだん歩かれるところを、ごみが落ちていれば、そういうのを拾うと。それで、特に目立った不法投棄等があれば、町のほうに情報提供していただいて、また小さな空き缶とか、そういうものについてはその場で回収していただく。また、そういうものにつきましては、ごみ袋等を提供させていただいているわけなのですけれども、51名の方が現在活動していただいております。

また、観光産業振興協会と秩父食品環境衛生協会横瀬支部の2団体では、やはりこれも年2回、国道、県道を中心にごみ拾い活動をしていただいております。それ以外にも、河川とか道路清掃、各種団体あるいはNPOの方々が清掃というのですか、そういうこともされております。また、町のほうでは、月1回の割合でシルバー人材センターさんに、林道も含めて町内全域の不法投棄等のパトロールもしていただいております。また、ごみ等があれば、回収しております。それから、それ以外にも、職員が住民の方々から情報をいただいたその都度、ごみの回収等をさせていただいております。

ただ、お話のありました中で、基本的にこの回収ができるのは民地以外、そういうところをさせていただいております。民地につきましては、所有者の方と相談をしながら、なかなか町が全部回収するというわけにはいかないの、ちょっとその辺が、先ほどのお話の中に該当してくる場所があったのかなと思います。

なお、その不法投棄等の中で所有者等がわかるような内容等がありますと、警察のほうにも捜査をお願いして、そういうものは随時撤去をするようにしております。また、意識啓発のための回覧だったり、そういうものもさせていただいております。先ほどお話ございましたけれども、ごみをそこに積んでおき、そのままにしておきますと、また次の方が置いてあるということで置いていく、そういう傾向がありますので、素早い対応等はさせていただいております。ごみの量につきましては、5年ぐらい前ですか、ちょっと多い時期があったのですけれども、その後は徐々に減ってきて、今は横ばいのような状況になっているというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ごみ対策に対していろいろな施策をとっていただきまして、ありがとうございます。確かに何年前から比べると、ごみは減っていきまして、私なんかもそういうふうには常々感じておりました。ありがとうございます。今後もこの調子といいますか、ごみが少しでも減るように、その旨よろしくお願いいたします。

景観維持についてなのですが、署名活動とかもあったので、ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、ちょうど棚田の上の北東側斜面に太陽光発電所をつくるという計画があって、そのため木が伐採されて、整地工事が今進んでいるのですが、あそこを下から、棚田のところから見上げてみると、太陽光パネルを設置する予定のところはちょうど視界に入ってきて、棚田周辺の景観が大変悪くなるということになると思うのですが、今となってはしようがないところもあるかと思うのですが、業者の方から建設が始まる前に、町なりに対して計画の説明といいますか、打診みたいなものがあったのでしょうか。また、伐採許可は多分出していると思うのですが、町は今後どういった対応をしていくのかお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

まず、届け出があったかということでございますけれども、基本的に木を切る場合、伐採届というのがございます。1ヘクタール以下であれば、伐採届を出していただくだけで、1ヘクタールを超えますと、森林法の開発ということになります。現地につきましては、1ヘクタール以下ということで出ておまして、伐採届というのは木を切るだけのものでございますので、それは普通にそのまま受け付けをさせていただいたということでございます。あと、景観についてということになりますと、今の中では規制する法というのは、うまいのがないのが現状ということになるかと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、それと済みません。この太陽光発電に関しまして、景観についてではないのですが、あそこを見ていただければわかるのですが、かなり広い、1ヘクタールと言われても、山の1ヘクタールで2つ斜面があったりしているので、結構広く見えるのですが、地肌がむき出しになっていますので、大雨が降ったときの雨水の排水処理なんか問題になると思います。確かにあの辺の丸山林道は側溝が整備されていて、その側溝には恐らく道路の水が流れて、排水には対応できていると思うのですが、そういった地肌がむき出しになったところからの排水がたまってきってしまうという、丸山林道の側溝では排水を多分のみ込めないと思うのですが、そういったことが問題になったときに、できなくなったときに、町がまた新たに排水処置を講じるのかとか、また業者に対して、建設中に排水処置をしてもらうのか、どういった考えなのでしょう。

何でこんなことを言うかといいますと、たしか約20年ぐらい前に寺坂浄水場のちょっと下、あの辺で大

雨が降ったときに崖崩れがあったことがあります。またそういうことにならなければいいなという心配がありますので、お聞きさせていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 土砂対策等についてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、林道の下にも家がありますし、そういった部分で不安に思われている方もいらっしゃるかと思います。過去にもそういった事例もあるということで、排水とか土砂対策、そういった災害の防止等につきましては、業者に対して適切に対処するように、町としても申し入れも行ってるところです。また、下に林道が通っていますので、そこにも林道を管理している農林振興センター、そういったところとも連携して、業者に対して必要な対応をしていただくように働きかけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、西武秩父駅仲見世のリニューアルについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 要旨明細(1)、平成29年リニューアルオープン予定の西武秩父駅仲見世について、横瀬町の対応ということにつきまして答弁させていただきたいと思えます。

昨年7月に、(仮称)西武秩父仲見世複合型温泉計画の事業決定というのがございました。この施設は、阿左美議員もおっしゃっていましたが、物販・飲食店舗を備えた複合型温泉施設とのございます。施設の全体は、祭りをコンセプトということでデザインを表現をし、メインとなる温泉エリアは、露天風呂、内湯、岩盤浴、休憩スペースを配置し、秩父に訪れる日本国内や訪日外国人、そういうお客様や、また登山やサイクリング、そういうレジャー目的のお客様、また近隣住民の身近な温泉という、さまざまなお客様に利用できるようなものを目指しているということでございます。現在、この施設内の物販エリアあるいは温泉エリアで販売する商品等の提案とか、また製造できる企業さんの募集を行っているということでございます。

新しい施設がオープンするということになりますと、当然話題性や目新しさ、またそれぞれの利用目的等相乗効果を生みまして、多くの方がお見えになることは当然だろうというふうには思われます。温泉の目的で来られる方あるいはハイキングや登山をされたついでに寄っていかれる方、そういう方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。

町のほうで対応ということでございますけれども、まず西武さんとの相乗りというよりは、町の整備ということで、先ほど副町長のほうでも話がございましたけれども、今、ARという仮想現実というのですか、そういうものを使うスマートフォンを利用した地域のPRを行う。また、それには外国から来られた方の説明が、要は外国語を、2カ国語あるいは3カ国語もその中に使えるということでございますので、そういうものを利用して町を案内する。そういうものも今考えて、3月27日事業実施をしていくというのはあるのですけれども、それ以外にも昨年度、登山、ハイキングということで、武甲山あるいは丸山等の

そういうところに、グーグルの中のストリートビューというのですか、それで直接そういうところを撮影をして、パソコンで事前に見られるような、そういう装置をつくったり、また危険箇所や携帯が使える場所、使えない場所等をマップの中に落とすとか、そういうふうなことをして、まず町の環境を整え、来ていただいたお客さんが遊びやすい、楽しみやすいというものをつくっていくということで準備をしております。これにつきましては、町で今は独自に進んでいるわけでございますけれども、せっかく来ていただいたお客様を楽しんでいただけるためには、当然西武さん等とも連携をして進めていかなければならないかと思えます。

なお、そういう競合施設ができた場合どうなのかみたいなお話もあったわけなのですが、そこができたから、こっちがだめになるという考え方よりは、そういうものができました。また、新しく秩父市にもこういうのができました。横瀬町にはこういうのがあります。花咲山等もこれからの話なのですが、横瀬町にまたこういうのができました。温泉に行って、こっちに行って、あっちに行って、こっちに、そういうふうなものがこれからできてくる。また、それを来ていただいた方が楽しんでいただける、そういうふうな形になればいいと思えますので、いろいろそういうものについては、これから町も協力あるいは連携をとって進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 今の言葉で、西武と協力して、町内業者とも準備をして、皆さんがウイン・ウインになる方向で持っていけたら私もいいかと思えますので、その方向でよろしく願います。

また、アニメの「あの花」で盛り上がっていたころなのですが、秩父市のほうではオリジナルの商品とかをつくったりして、かなり盛り上がったと思うのですが、横瀬は撮影場所がどこだとか、あっちだこっちだというのは話題になって盛り上がりましたが、秩父市のような全体的な盛り上がりがないように感じました。西武の仲見世のリニューアルという計画に、今後そういった感じで西武と協力して乗っていくということであれば、それと同時にいいスタートダッシュを切れるような、何かそういった準備というか仕掛けみたいなのは、今現在あるのでしょうか。それとも、そういうことをする計画みたいなものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

直接西武のあそこはリニューアルします、横瀬町も一緒にそれでスタートしますというのを、それに合わせて行うというのではなく、先ほども申し上げましたけれども、横瀬町のできることは、まず日本一横瀬町を歩きたくなる町、それに向かって進んでおりますので、登山・ハイキングマップにおきましても、またAR事業につきましても、そういうものはそういうものでつくっていく。それを、まず横瀬町は横瀬町できちんとしたものができていく。また、西武さんとは、西武さんと横瀬町で連携をとっていく。特に

「心叫」等につきましては、西武の観光案内所、横瀬駅の前なのですけれども、そこにお客さんが寄っていただきますと、おばさんたちがすごい丁寧に説明していただいて、あっちへ行ったほうがいいよ、こっちへ行ったほうがいいよとか、大変丁寧にやっていただいたということで、アンケートの中でも横瀬町の対応がすばらしかったとか、横瀬町はすてきだったというふうな、そういうアンケートもたくさんございます。そういうお一人お一人の方々が、何かをやるからそれをやるのではなくて、横瀬町がきちんとそういうもの一つ一つができていれば、おのずとそういうのがつながっていくのかなと。

また、これは来年度以降、西武さんがまたそういうことに進んでいくので、町でもどうかという提案、あるいはまたこちらからも西武さんと、もう少し事業が進んでいけば、そういうことも情報交換もできると思いますので、そのときにはまたそういう相談をさせていただければと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。いいですか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、平成28年度の人材の配置についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 平成28年度の人材の配置についてお答えさせていただきます。

平成28年度の人事につきましては、職務の経験、能力、実績を踏まえ、適材適所に配置していくことを基本に実施していきたいと考えております。また、女性の管理職への登用や、専門職種以外の長期的に固定化しているポストについては解消し、一定期間のサイクルで人事異動を行っていくなど、積極的に実施してまいります。

人材配置につきましては、業務量に対して人が足りていない状況を解消するため、増員し、必要な課に配置していきます。また、来年度は地方創生の総合戦略を実際に動かしていく年になります。移住・定住支援、子育て支援、産業振興の分野に力を入れていきたいと思っておりますし、情報発信、広報機能の強化にも力を入れていきたいと考えております。そういった総合戦略の重点分野を担う課には、人員の再配置により増員し、体制を強化していきます。一方、福祉・介護保険分野、インフラ整備、税務、マイナンバーなど、町民の生活にかかわる業務につきましてもしっかりとやっていく必要がございますので、バランスよく人材を配置していきたいと考えております。

また、今回、新採職員の配置なのですけれども、採用者12人のうち、新卒が4人、その他は企業や非常勤ですが、町の役場での行政の経験者であります。年齢も18歳から34歳までと幅広く、同じ新規採用といっても状況が異なります。民間企業の経験者につきましては、行政経験はございませんが、民間時代、お客様やクライアントに対して、前線で現場担当者としても対応してきた社会人としての経験、また民間で培ってきた専門性などを生かせる課に配置したいと思っております。また、行政経験者、町役場で非常勤として勤務してきた職員につきましては、担当していた業務などで得た経験を生かせる課に、まずは配置していきたいと考えております。

新採職員は12人おりますので、各課に1人から2人は配置することになります。そうしたことから、新

採職員には少しでも早く業務になれ、役場の戦力となっていただきますよう、全体の新人研修の内容を充実させるほか、OJT制度の一つで、先輩職員が教育係となって新採職員を指導し、面倒を見るエルダー制度を導入して、新人教育について組織的にしっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 お答えありがとうございました。

国でも1億総活躍社会ということで、女性の登用、今、ネットで話題になっている話もありますけれども、女性管理職のことですか、私も賛成します。あと、業務が足りないところに重点配分ということを考えて、今現在の役場の人員配置が、多少バランスが悪いということの裏返しかなとも思うのですけれども、定員適正化計画で、最終年度の平成31年の職員実数の見込みが95人というふうになっているのですけれども、この職員数というのが、平成20年から平成21年ごろの人数とほぼ同じになっています。これに対して人口は、第5次横瀬町総合振興計画によりますと、11ページに平成21年の人口が9,386人、平成31年度の予測が13ページに7,847人、9,386人から7,847人を引くと1,539人、つまり10年で1,500人人口が減る予測になっています。もっと言えば、短いスパンで言えば、これからあと5年で800人減る予測です。それに対して役場の職員数が、今までだんだん減っていたものが来年度からふえて、平成31年度職員数が10年前と同じ95人に戻る予定ということですが、10年前と比較して1,500人も人口が減るのに、職員数が同じというのはどういうことなのでしょう。

確かに業務量がふえたとか、そういうこともあるかと思うのですけれども、役場も雇用ですか、就労の場ということも確かなのですけれども、先ほど最初の質問で申し上げましたけれども、人件費は町民の税金で賄われています。そういったことを考えて、県からは職員をふやせとか、多過ぎるとか、職員数のチェックとかはないのでしょうか。逆に、仮に多いとされた場合、そういった交付金ですか、補助金の類いみたいなものが減らされるようなことはないのでしょうか、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 まず、人口が減少していくのに対して、職員を逆にふやしていくということについてなのですが、全体の考え方としては、当然今後町の人口が減少していくということに対して、その背丈に見合った形の役場の体制というのは、考えていかななくてはいけないとは思っております。しかしながら、現時点での業務量を見た場合に、人が絶対的に足りていないというのが事実としてあるというふうに認識しております。そういった中で、ではそのままいいのかというところは、またそういうふうには考えておりませんで、今後、事業の廃止だったり合理化、スリム化または一部事業については民営化なり、そういったもので業務量を減らして行って、実際、今の人口の身の丈に合った形にしていかなければならないというふうには思っております。

あとは、職員をふやすことによって、国や県から指導がないのかと、あと交付金に影響はないのかということなのですが、それにつきましては指導等は直接的なものはありませんし、交付金についても

影響はないものと認識しております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

今は不足しているけれども、今後は今後のことで考えていくことだと思います。また、身の丈に合った数というのがどの辺か、まだわかりませんが、12月の議会でも町長から、サービスの数は今は減らせないというふうな回答をいただきました。人口がこれだけ減って、だんだん時代も変わっていきますので、今の副町長のお話にもありましたけれども、サービスも中身を変えたり減らしたり、優先順位をつけていくのは仕方がないのかなというふうに、私はそういうふうに思っています。

そこで、済みません。1つ質問というか、こういう考え方はどうでしょう。今回、12人新規採用します。経験豊かな職員の皆さんが、退職または再任用となります。10年で1,500人も人口が減ってしまう状況の中で、普通の職員の方々は、日々の毎日の業務に忙殺されて、横瀬の将来なんかもどうしたらいいか、日々考えていただいているのだと思うのですけれども、なかなかいいアイデアも浮かばないと思いますので、ある一定の人数の職員の方を、日々のそういった何課、何課とかという、そういう日常業務から切り離して、横瀬の将来をよくするプロジェクトチームみたいな、そういった専門部署みたいなものをつくってみたらどうかと思いましたので、いかがでしょうか。これをすると、マスコミなんかも記事というか、結構話題にしてくれると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、お答えします。

まず、今のご提案についてなのですが、検討してみたいと思います。どこかで、ルーチンワークだけではなくて、町の将来を考える、まとめて考える、まとまった時間であるいはまとまった人たちで考えるというところは必要だと思っていますので、その中で考えていきたいと思っています。

それと、先ほどの全体の人員ボリュームのことについて誤解なきようにということで、私のほうからもつけ足しで答弁をさせていただきたいのですけれども、先ほどの平成20年と平成25年との比較でいくと、人口は減っているのですが、ただ残念ながら仕事の全体ボリュームは落ちていないです。むしろふえていくぐらいです。組織における人員というのは、仕事量に対して適正な人員が必ず必要です。特に横瀬町役場のように短期的な退職、採用を繰り返すということではなくて、中長期的に勤めてもらう人が多い職場であると、余計にここの適正に人を張るとというのが大事なことです。削減はもちろん大事です。しかし、削減が目標になるのは、例えば組織で再生しなければいけない会社、会社更生法の適用にある会社ですとか、まず減らさないと成り立たないというところは、これでやるのはわかります。しかし、横瀬町は、今、持続している自治体ですので、中長期的に今必要な仕事量に対して必要人員を張っていく。そして、横瀬町役場でも、例えば女性が働きやすい職場をつくりたいと思っています。女性が産休に入りますというときに、バックアップできる人員のバッファーは持っていないといけないわけですから。ということから認識

して、今の適正人員を平成28年度で採用しています。実は、非常勤の方が正社員に置きかわったりということで、全体の人数はほとんど変わっていないということなのです。

では、この先どうするかということなのですが、定員適正化計画の数字、平成31年、95人ですが、この水準自体も他自治体と比べては、決して多くない数字です。しかし、横瀬町が平成31年が95人で必ずいくのかというと、そういうことではないです。これは、また施政方針でもお話ししますが、将来的にこの町の人口は、5,000人台までは覚悟しないといけません。そうすると、5,000人台の人口で今の役場の職員は、到底多過ぎるということになります。なので、これから先はどういうふうサービスに効率化するのか、あるいは場合によっては、サービスを民営化するとかしていくのかということと、人員を減らす努力をしていくということだと思えます。これは町長としては、今の仕事量に対して適正人員をまず張ります。これが1つ。それから、将来に向けては、人員の削減に向けて不断の努力を継続しています。これが2つです。

以上です。

○小泉初男議長 もういいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時30分といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時29分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、1番、向井芳文議員の発言を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で3つでございます。その中に防災体制についての質問がございます。甚大な被害をもたらしました2011年3月11日の東日本大震災から5年がたとうとしております。しかし、そのときの傷は、今も癒えることなく残っております。震災により亡くなられた方々に対しまして、改めてお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、被災された方々に対しまして、少しでも早い復興を願い、お祈り申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。質問1、23区別なんでも相談窓口について。町長マニフェストの柱の一つであります23区別なんでも相談窓口でございますが、これまでも何度か質問させていただきました。設置直前の進捗状況を教えてください。また、各担当者の役割を教えてください。

質問2、障害者差別禁止法における取り組みについて。誰もが平等に暮らせる社会というのは、この日本においては当たり前のことのようにですが、実際のところは、そうでないことも多々あるような気がいたします。そのような状況を是正していく上で重要となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別禁止法ですが、本年4月1日からの施行を控え、合理的配慮を踏まえた具体的な取り組みを教えてください。

質問3、防災体制について。全国各地で起きている自然災害でございますが、この町におかれましても、いつ起きるか分からない状態でございます。昨年9月に起きました鬼怒川の決壊は、記憶に新しいところでございます。また、昨々年8月には、広島において大規模な土砂災害が起きております。そのような中、当町におかれまして土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域などに指定されていない、危険ではないかと思われる箇所が数多くございます。根古屋苅米間をつないでおります国道299沿いの武光橋下流の崖もその一つでございますが、以前少し崩れたことがあり、大幅に崩れるようなことがあれば、横瀬川をせきとめてしまうことも考えられます。そうなれば、付近の地域は洪水被害に遭う可能性が想定されます。また、近くの福祉センターは、ソーラーシステムを備えた町の防災拠点となる予定と聞いております。このような状況の中、対策はどのように進めていくのでしょうか。

また、指定避難所におかれましては、各地にある程度均等にございますが、人口分布などを考えますと、寺坂棚田駐車場も加えることを提案いたします。いかがでしょうか。

また、先ほども質問させていただきました23区別なんでも相談窓口の担当者は、災害時に担当区における役割というのは想定されるのでしょうか。

また、災害時には物流が途絶えることも想定されます。当町における災害時救援物資の備蓄量を教えてください。

また、小中学校における安心メールの導入はいかがでしょうか。安心メールとは、学校単位で防犯防災を中心としたさまざまな情報を配信するサービスで、秩父市では学校関連だけでなく、町会単位、消防団単位など幅広く導入されております。これにより、市民はよりニーズに合った情報を得ることができます。また、これは定住自立圏の安心・安全メールを基本パックと考えた場合のオプションのようなもので、学校関連全体のコストで、平成28年度は45万4,000円が計上されているとのこと。こちらは秩父市のデータになります。補足ですが、安心・安全メール、秩父市、平成27年度負担分は155万5,200円、これは地域広域でやっている安心・安全メールでございます。また、学校関連以外の平成27年度合計分、これはオプションのような部分の各町会などの決算として50万5,440円とのことで、委託先はバイザーという会社でございます。

以上でございます。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の質問1、23区なんでも相談窓口についてに対する答弁を求めます。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項1の要旨明細(1)、(2)について答弁をさせていただきます。

まず、23区担当窓口の進捗状況ですが、現在、活動概要内規を作成し、4月1日付での設置及び担当職員の任命に向け、進めているところでございます。

次に、担当者の役割、具体例でございますが、まず23区担当窓口は、町と各地区、行政区の円滑化、活性化を図るため設置するもので、区長との相談窓口として機能させることを目的とします。窓口担当職員ですが、各地区2名を配置することとし、全部で14名を入庁2年目以上で役場経験の少ない順に、町長が任命します。なお、基本的には地元以外の地区を担当するようにしたいと考えております。

役割としては、積極的に区長とかかわりを持つようにし、ひいては町職員として求められる知識及び能力を伸ばしてもらおうと思っております。ただし、基本的には所属する各課所の業務を優先とするため、繁忙期等には23区担当窓口の活動ができないことや、活動内容に個人差が生ずるのはやむを得ないこととします。具体的な役割ですが、今現在では、各区長との関係を密にし、各地区、行政区の情報を集積し、その区のごことは担当職員に聞けばわかるというレベルにすること。各地区、行政区の課題、問題点、町行政に対する要望、不満点等を原則区長から聴取し、要望等については担当課に伝えることとしますが、今後、必要に応じて進化していけるような形であればいいと考えております。

なお、各地区、行政区の課題、問題点等については、担当職員全体会議を定期的で開催し、担当地区のトピックスを含め情報共有することとします。また、各区長を交えた意見交換会などの開催も検討するとともに、会議決定事項は担当課等へ説明することとします。その他、基本的には勤務時間内での対応とします。時間外勤務手当の支給は考えておりませんが、自己研さんのための時間外活動を妨げるものではないとします。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 再質問させていただきます。

どうもご答弁ありがとうございます。今、済みません。1つだけ確認なのですが、各地区2名で14名ということは、各地区というのは、各区ではなく、地区ということですね。失礼いたしました。各地区ごとで分けるということは、各区に1人ということではないということでしょうか。

その上で、済みません。こちらは、各区との円滑な情報共有をして、結果として区行政の集まりが町になりますので、区行政がスムーズにいろんな活動が運営されるようにという手助けという立場であると思えます。ということは、区の要望、ニーズというものをどれだけ拾い上げていけるかということが大事だとは思いますが、これから今後区の区長さんなんかを集めた会議だったりとか、または担当者の会議等を開いていかれる予定というお話は、先ほどご答弁のほうでいただきましたけれども、これまでに各区長は、担当者に何を求めるのかというようなヒアリングというのはしてきたのでしょうか。過去にしていらっしゃるのでしょうかというのが1点。

また、各区のごことなら、その区のごことなら何でもわかるということになった場合、年数が1年、2年ではなかなか厳しいのかなといったときに、大体区の担当者というのは何年スパンで区切り、次の担当になるということを考えていらっしゃるかどうかということ。その中で、先ほどの各地区に2人となりますと、

区が3つあるところとかになりますと、芦ヶ久保は18区から18、19、20、21、22までであると思うのですけれども、そういったところ、区をまたぐことも出てくるのだと思います。これは、ある意味プラスに捉えれば、区と区をつなぐことができる、隣同士の区をつなぐことができる役割という考え方もできますけれども、その区に専念しての取り組みというところは、ちょっと薄れてくるのかなという部分がございます。そのあたりのお考えというもの。この大きく分けて3点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

区長からのヒアリングということですが、2月に区長会の臨時会を開きましたが、そのときに活動概要の内規というのを説明させていただきました。特に区長からのヒアリング等、こういうことで質問したいとか、そういうことはとっておりません。

それと、任期ですけれども、済みません。一応内規では、任期は1年としますが、再任を妨げないということにしたいと思います。

もう一つ、済みません。もう一つありましたが、とりあえず以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○柳 健一総務課長 一応、先ほど各地区に2名ということで説明させていただきましたけれども、根古屋地区では1区、2区、3区、23区とある。あとは、苅米では4区と5区、芦ヶ久保では、先ほど申し上げた18区から22区あるということでございますけれども、ここがちょうど偶数でないとかありますけれども、その辺は各地区2名でお互いに補完し合いながら見るということですが、特に主の区を持っていたかまして対応していくという考えで今のところはおります。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、今までに聞き取りのヒアリングをしたかということで、2月に説明をしたと。そこで意見があったかどうかというのは、またあったのかもしれないのですけれども、計画段階で、できればそこをさせていただきたかったというのが本音なのですけれども、ただこの事業は、私、すごく期待をさせていただいております事業なので、これからおいおい意見を拾い上げていっていただいて、同時にどういう形で区にかかわったら区としてはいいか。ある区長さんのお話では、区として担当者に求めるということの一つとしては、手続とか何かをしたいといったときに、例えば補助金ですとかどういうふうに、これをやるためにはこの補助金があって、どういう手続があって、そういったところというのがわからないところなので、手続部門のことだったりとか、そういうシステムなことなんかもアドバイスも欲しいということをおっしゃったので、そちらは要望としてお願いいたします。

あと、スパンに関しての話は、1年で再任は妨げないと。ただ、再任を妨げないといっても、本人の意思だけでこれは成り立つものではなくて、各区長さんによって、もしかすると本音のところ、違う人に

してくれということも出てしまうかもしれませんし、逆にこの方ですっとしていただきたいのだということも出てくるのではないかというふうに思います。そのあたり1年単位とはいっても、なかなかそうはいかないところ。そして、区によつてのその辺の、ある意味区というか地区で考えているのだと思うのですけれども、不公平感ではないですけれども、出てくるようなことも想定されるのですけれども、今後、スパンに関してある程度、1年としておりますけれども、実際は何年ぐらいというのを、決まりとしてつくっていくという方法もありますけれども、何年ぐらいというふうに実際のところは見ていらっしゃるかどうかという、こちらは質問でお願いいたします。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 実際の任期ということでございますけれども、あくまでも、これは先ほどちょっと申しましたけれども、今後活動し出してから、いろんな問題点が起きてくると思います。そういうのを一つずつクリアしながら、どんどん進化していけるような制度になればいいなということを思っております。一応1年で再任を妨げないと言いましたが、実際に入庁2年目以上の若い人からという順なので、新しい人が次に出てきますから、その人と交代するということになろうかと思えます。それで、いわゆる実際に先ほど言った補助金の申請とか、ああいうのは担当課のほうがわかる場合も多いと思いますので、そこに つなげて担当課のほうから説明するとか、そんなふうにしかならないのではないかと思っておりますが、実は先ほどちょっと申しましたけれども、担当職員がすごく区のことをよくわかったり、自分の能力を上げたりするということも含まれていますので、自分の担当の仕事だけではなくて、ほかの課の仕事も覚えるということも入っていますので、できればその辺で、ただお任せではなくて、担当課から聞いて、それを区長さんとかに説明するというのも、担当者によっては出てくると思います。

また、これも先ほど申しましたけれども、活動内容に個人差が出るのはやむを得ないということはあるので、区長さんの要望に全て沿えるとかいうことは、ちょっとわからないということが現実でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、障害者差別禁止法における取り組みについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、質問事項2、障害者差別解消法における取り組みについて、要旨明細(1)、本年4月1日から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における合理的配慮を踏まえた具体的な取り組みについて答弁させていただきます。

平成25年6月に成立しました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称差別解消法が、平成28年4月1日から施行されます。この法律では、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障害の除去について、必要かつ合理的な配慮の実施を求めています。この合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自

由を共有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されております。例えば、車椅子の方や歩行での移動が困難な方が、エレベーターのない施設の上下階に移動する際、エレベーターの設置が過重な負担となる場合には、その施設に介助者を配置し、マンパワーで移動をサポートする。目の不自由な方に対しては、点字ブロックの設置が過重な負担となる場合において、「お手伝いしましょうか」と声をかけるなどの支援をするなど、障害の特性に合わせた配慮を行っていくことと認識しております。

町の啓発活動の取り組みとしましては、住民が、多様な障害特性の理解に努め、障害のある人に温かく接するとともに、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う運動として、鳥取県で始まりました「あいサポート運動」を秩父地域において推進、実施するため、平成27年11月6日に鳥取県と秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び横瀬町の1市4町とが連携して「あいサポート運動の推進に関する協定」を締結しました。また、平成27年11月16日には、埼玉県に協力をお願いし、秩父地域1市4町合同の障害者差別解消法に係る民間事業者向け説明会を開催いたしました。

現在、差別解消法を広く周知するために、秩父地域1市4町合同でチラシを作成しており、4月には回覧を利用し住民の方へ、そのほか町広報紙やホームページに掲載し、制度の周知を考えております。また、町内の障害福祉サービス関係事業所に対しては、国が作成した福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方を示しました「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」を配布しております。地方公共団体には、差別解消法の施行に伴い、差別解消法第10条第1項に基づく地方公共団体等職員対応要領の制定が求められています。この対応要領は、職員の服務規程としての位置づけとなり、人事主管課である総務課が主体となり策定をしていただきたいと考えており、過日、素案について、総務課、教育委員会、議会に情報提供をさせていただきました。

今後は、この法律の理念を理解し、障害のある人の差別解消に向けた取り組みを積極的に進めていくために、各窓口における対応マニュアルなどの素案を作成し、役場各課所に対応マニュアルの検討と対応を依頼する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項2について、私のほうからも答弁させていただきます。

健康づくり課長より2月26日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、研修、啓発等を内容とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（素案）を示され、制定するように依頼を受けました。

総務課では、内容を精査の上、4月1日施行とする対応要領を制定し、対応要領に係る留意事項を含め、各課所職員への周知徹底をしていきます。また、対応要領の例規集への登載を行い、職員の異動等にも対応していきたいと考えております。特に、監督者の責務として、課長等による職員に対する日常の執務を通じた、障害を理由とする差別解消に関する認識を深めさせる指導の徹底及び障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対する必要な研修、啓発を行うよう検討をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

こちらに関しましては、4月1日からの施行ということで、もう来月に迫っております。そういった中で、担当課であります健康づくり課さんのほうでは、すばらしい職員の方々がいらっしゃいまして、研修等何度も行かれていますというのは直接お話を伺っておりますので、かなりの対策がとられているものと思っております。

ただ、ほかの全体の課に関しまして、こちらの法律に関しましては、基本的に民間業者では、できるだけ努力義務というところですけども、公的な機関に関しては、完全に義務ということとなっております。そういった中で、各担当課全体、窓口の方までもが全てそれを認識して、その上で具体的に、こういったサポートをするというところまで至らなければいけないのかなというふうに思っております。こちらが2月26日付で総務課のほうにそういった文書が行って、システムの進んでいるというところではございますけれども、残り1カ月もない中でそれを周知させていく。また、同時に、施行されてからいろんなことが起きて、学んでいく部分というのももちろんあるのだとは思いますが、最低限そこでしっかりと、そういった方々を迎えられるようにしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういった中で、実際に今までもそういったことを意識してされていたサービスというのは、たくさんあると思います。それが具体的にどういったことが、今まで意識してされていたか。また、これからそれが法律として施行される上で、今後はそれにプラスしてどういったことを具体的に、先ほども具体的に事例としてございましたけれども、エレベーターのない場合に、役場に関しましてはエレベーターがございませんけれども、エレベーターがない場合に、人的に上げられるようにしなければいけないとか、そういったことの配慮の配置等を考えなければいけないというお話がありましたけれども、実際に具体的に町の中で考えていること、これから具体的に、こういったときにこういうふうにするのだという具体例というのはたくさんあるでしょうけれども、その中で2つぐらいでも教えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと申しましたけれども、素案の提案と一緒に留意事項をいただいております。その中に具体例というのが、かなり例を示されております。これも一緒にグループウェアとかに載せて、各職員に読んでもらうというのが一番初めの話なのですが、具体例が載っていますので、ここを読んでいただくのですが、私、ぱっと読むと、役場の職員として、大体のことは今までもできているのではないかと感じております。ただ、法律で定められていなかったということもあって、初めてのことなので、この具体例を読んでいただいて、障害のある方に差別がないようにしていただけるように、また確認の意味でしていただければと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

こちらの法律に関しまして、合理的配慮というのは解釈がいろいろあるのだと思うのですが、一般的な合理的配慮というものもあると思います。また、一人一人に合った合理的配慮というものもあるのだと思います。これに関しましては、その方が本当にそれをしてほしいかどうかというところ、ここを見きわめなければいけないと。人間対人間の心の会話というのが重要になってくるのかなと思っております。システム的にこう来たらこうするということは、ルールとしては決められますけれども、実際にそれだけでは対処できないことというがあると思います。手助けをしたほうがいいと思ってしたところ、それはやめてくれというようなことも起きてくると思います。そういったときに、そこで今度どういう対応ができるかと、これはかなり難しい部分ではございますけれども、やはり障害者の方の立場に立って、本当にどうしてほしいのか、どういう気持ちなのかということ、これはおもてなしの心の醸成というところにつながるのですけれども、そういったこともしっかりと浸透させて、醸成をしていていただきたいというふうに思います。こちら2カ所、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再々質問にお答えさせていただきます。

地方公共団体に義務化された合理的配慮でございますけれども、この辺は向井議員さんもおっしゃったとおり、押しつけではないということで、相手方からこういうことをやってほしいということがあった場合に、それを合理的配慮するということになっているのだと思います。ということで、その辺を、その形と、それから時と場合といろいろなことを総合勘案してやっていけるように、とりあえず読んでもらってやるのですけれども、やっぱりわからない部分がありますから、その辺は今後職員からの疑問点等があったときには、専門家の研修を通して徐々にですけれども、対応できるようにしていければと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、防災体制についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、質問事項の3、防災体制について、要旨明細で、横瀬川武光橋下流付近での土砂崩壊等に対する危険性と、近くにある防災拠点としての福祉センターの整合性に関するご質問ですが、そのことについて私のほうで答弁させていただきたいと思っております。

武光橋下流の崖が崩壊し、横瀬川をせきとめてしまうような大規模な土砂崩壊を否定するわけではございませんけれども、起きないとも限りません。ご指摘された場所は、川幅が広いところで約40メートルぐ

らいございます。また、斜面から計測して福祉センターまでの距離が200メートル以上あります。高低差もありますので、防災拠点としての福祉センターまで水が及ぶということは、余り考えられない状況ではないかと思っております。

しかし、向井議員さんが仰せになるように、昨年9月の台風でも小規模な崩落があり、土砂が流れている場所でもあります。この場所は、土砂流出防備保安林に指定されております。埼玉県農林振興センターや町で経過観察を行っている場所の一つでもございます。今後は、先ほども申されましたけれども、土砂災害防止法指定等の動向も注視しながら、引き続き県の関係機関にも働きかけていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項3の要旨明細(2)、(3)、(4)について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(2)ですが、寺坂棚田駐車場は町有地であること及び隣接地に平屋建ての住家があるのみで、ほかに構造物等がないことから、災害対策基本法施行令第20条の3及び同施行規則第1条の3の規定による緊急避難場所の基準に適合していると思われまますので、指定緊急避難場所にしたいと思えます。ただし、今後、指定避難所、指定緊急避難場所の見直しを行う必要があることから、そのときに指定緊急避難場所の一つにすることになりますので、少し時間をいただきますようご理解いただきたいと存じます。

なお、指定前でも、もしもの災害発生または発生するおそれがある緊急時には、必要に応じて利用していただきたいと思えます。

次に、要旨明細(3)ですが、災害等緊急時には、今のところ23区担当窓口担当職員の役割は想定していません。災害等緊急事項に関することは、23区担当窓口担当職員として区長に連絡することはありませんし、また区長さんからは、関係担当課に直接連絡をしていただければと存じます。

次に、要旨明細(4)ですが、町地域防災計画に、被災者を人口の1割としておりますが、災害備蓄品は、そのうち避難者を500人と推計し、各種類ごとに目標数を備蓄するよう努めております。備蓄品の種類と平成28年度累計数量について申し上げます。毛布1,220枚、保温ブランケット550枚、災害時用トイレ10基、トイレトーパー300個、便回収袋1,000枚、ブルーシート34枚、子供用紙おむつ1,032枚、紙おむつ2,088枚、使い捨てカイロ1,000個、男性用下着セット10組、女性用下着セット10組、生理用品50組、梅干し60パック、使い捨て食器セット500膳、飲料水500ミリリットルを1万7,560本、アルファ米4,500食、クラッカー2,400袋、子供用ビスコ450袋、スティック粉ミルク1,600本、子供用おかゆ50食、発動発電機20台、小型蓄電器1台、照明器具6台、多人数救急箱2箱、スコップ20丁、軍手500組、トラロープ300メートルでございます。

なお、保管場所については、旧給食センター倉庫、横小防災倉庫、役場倉庫でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 私のほうからは、質問3、(5)、小中学校における安全メールの導入はいかがかについて答弁させていただきます。

安心メールは、メール配信の登録者へ、災害など非常事態が発生した場合などに、さまざまな情報をメールにて配信する方法です。現在、横瀬町の小中学校における連絡方法は、学校だより、学校ホームページ、文書、電話や防災行政無線などによる情報発信を行っており、安心メールの配信は行っておりません。秩父郡市では、秩父市は全ての小中学校で配信、皆野町は小学校1校で配信、長瀬町は小学校1校で配信をしております。小鹿野町は、以前全ての小中学校で配信していましたが、配信のふぐあいなどの事情により、現在は配信を取りやめ、小学校1校のみが配信をしていると聞いております。

なお、緊急時にメールにて全ての連絡したい対象家庭に情報を伝えるということは、メールでは難しいため、現在、メールを配信している学校も含め、全ての小中学校で電話による方法で連絡をとっていると伺っております。全ての家庭が受診登録し、安心メールの登録者でない限り、電話などの別の連絡方法が必要となります。導入のメリットが少ないと思われまますので、今後メール配信環境が一層整備される時期が来ると思いますので、それまでは現在の方法による緊急情報の発信をしていただきたいと思いますと考えております。

また、小中学校のホームページによる情報発信を強化いたしまして、非常事態時の情報発信に役立てていきたいと考えております。そのため、小中学校ホームページの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもご答弁ありがとうございました。

今回、1つの質問の中にたくさん盛り込ませていただいたので、済みません、質問もまた一つ一つになってしまうのですが、まず崖に関しましてなのですが、土砂災害の話なのですが、ソーラーのついている福祉センターとは距離もあって、高さが違うと。ただ、そこに避難する過程で国道を使ったりとかすることになると思います。そういった部分に関して一緒に考えていただきたいということと、あと避難所としての考え方を中心に持っていくと、それによって川がせきとめられることによって、水が来ることはないというふうな解釈にはなるのですが、地元住民を守るというのが1つあると思います。そういった観点では、そこがせきとめて、被害に遭われる方が想定されるという部分はございますので、そちらに関してどういうふうにお考えでいらっしゃるかということ。こちらの崖に関しては、そちらをお願いします。

また、避難場所に関しましては、先ほど前向きなご回答をいただきましたので、今後とも継続でできれば盛り込んでいただきたいと思います。

1つ訂正がございます。先ほど場所と所というところで、所というのは、場所も含む屋根のあるところと屋根のない避難所全部を言うことなのだと思いますけれども、私、先ほどの文書の中で「指定避難所」と申し上げてしまったのですが、寺坂に関しては「指定避難場所」なのですよ。済みません。そちらを訂正させていただきます。なので、こちらは質問ではございません。要望ということで、今後よろしく願いいたします。

また、23区別なんでも相談窓口の担当者に関しましては、実際に事が起きたと想定された場合に、先ほどのお話の中にも、一般質問の私より前の中に出てきていた内容にも通じるのかもしれませんが、23区別なんでも相談窓口の担当者、これは役場の職員としての役割というのが、まず1つあるのだと思います。そして、区の担当となると、区の担当としての役割も出てしまう。求められる部分が出てくるのではないかと考えております。実際何か起きたときに、区のことを知っているその方がいてくれるかどうかでは、区長としてみれば、かなり違ってくるのかな。判断をするにも、違ってくるのかな。そうしたときに、どっちへ行ったらいいのだというふうなことになってしまうと思うのですが、そのあたりの前持った取り決めというものはあるのかどうか、または今後つくっていく予定かどうかということをお願いいたします。

また、備蓄量に関しては、ありがとうございました。いろいろあるなということで、分散をして置いてあると。ただ、置くスペースにも限りがあるのだと思いますけれども、先ほどの置いてある場所では、まだ保管し切れない、もう少し分散させたほうがいいのではないかとこのふうにも思うのですが、ここは難しいところですが、そのあたりどうお考えかということ。

あと、安心メールに関しましては、確かにメールだけで伝えられないこともあります。ほかの伝える手段も必要になってきます。そうすると、メールは別にいいのではないかとこのような考え方もあるのですが、やはり保護者の要望は強くて、何か起きたとき、本当に緊急時というのは、1の連絡手段だけではだめなのではないかと。幾つもある連絡手段があって、その中の1つ、2つが合わさって情報になっていくのかなと。その中で安心・安全メールというのは、今の世の中にすごく有効でございます。また、安心・安全メールがあるかどうかというの、この町に住むかどうかという判断の基準の一つになる可能性もあると思います。そのあたりも踏まえ、今後、まだ今の時点では検討の段階にはないということなのですが、ぜひ考えていただきたいと思います。そのあたりもよろしくをお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 向井議員さんの再質問でございますけれども、私、先ほど地形的なことでもかなりの川幅があってということで、なかなかあそこが崩壊してかなり危険になるというのは、考えにくいというふうなお話をしたかと思うのですが、まだ今、土砂災害防止法の話がさき出しましたけれども、その土砂災害防止法に関しましては、横瀬町におきましては、芦ヶ久保地域のほうが指定をされております。まだ横瀬町のほうは指定はされておられません。土砂災害防止法の中に土砂災害特別警戒区域とか、それはレッドゾーン、土砂災害警戒区域、イエローゾーン、そういった地域指定がありますけれども、そういったものを平成28年度、来年度なのですけれども、目安に県土整備事務所等では考えているということでございまして、埼玉県全体を、まだ未指定区域等におきましては、平成28年度中には決めていきたいという話をしておりました。

今、ご指摘の場所等におきましても、危険が全くないというわけではございませんけれども、あそこにお住まいの、寺久保地区ですか、そういった地区にお住まいの人たちも、かなりそういった大水とか出ま

すと、ちょっと危ないなというような気持ちを持っていると思います。そういった状況の中で、これから先県のほうが主導しまして、そういう地域の指定をしていくと思うのですが、ただ指定をされますと、建築制限とかいろんな制限が出てきます。そういった兼ね合いもございますので、地域住民と県と、町も絡みますけれども、いろいろコンセンサスを図って、どういう形でやっていったらいいかなというのを、これから議論していかなくてはいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

福祉センターが避難所としてというあれですけども、先ほど建設課長のほうからも答弁がありました。すごい災害が来て、もし危ないというふうなことになるということは、かなり想定が前の段階でできると思います。あそこは数少ない福祉避難所にもなっておりますので、そのときは避難所として、もし本当に危ないのであれば、そこを避難所を閉鎖して、違うところにするということも考えなくてはいいかと考えます。

それで、あと23区担当のほうですけども、災害時には区長さんには災害担当部局、いわゆる総務課ですけども、例えば孤立だとか災害とか、そういうこちらから区長さんに聞きたいようなこととか、区長さんから言いたいことがあるとすれば、災害担当の総務課のほうから区長さんのほうに連絡をさせていただくということにされています。先ほどから申しますけれども、いきなり23区担当の若い職員ですので、いろんな仕事をぶつけても大変ですので、今のところは、災害時には特に業務としてはない。災害のときには、いわゆる総務課とか、あとは健康づくり課のほうで、区長さんを通すかわかりませんが、要保護者のところに直接電話するとかというふうな対応をとっていただきます。これはなぜかという、若い担当職員も、災害対策本部等ができる役割がございます。そちらのほうに専念しなくてはいいませんので、区長さんの担当のほうでやっていけないと今のところは想定していますので、そういうことで対応したいと思っております。

それと、保管場所がもう少し分散されたほうがいいのではないかなと思うのですが、私も実際に思うのは、例えば町民会館が一番初めに避難所になる可能性というのは高いです。そうすると、今すぐそばの旧給食センターのほうに倉庫がありますけれども、例えばそれが雨が降っているとか、風が吹いているとかという状況がかなり想定されますので、そういうときに少しでも外へ出るというのは大変かなと思っ

ていまして、できれば町民会館の中にそういう備蓄ができればと思っております。それと、小学校、中学校は当然防災倉庫をつくれますけれども、体育館等が避難所になる可能性も高いので、そのそばに置くということと、やはりなるべく避難所のそばに備蓄品があればいいなとも思っております。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 安心メールにつきましては、保護者からの要望も非常に強いというようなことでござ

います。メールは一つのツールということで、さまざまな連絡方法がございます。非常に大きい災害が起きた場合には、連絡をとる方法としては、口頭による伝言しかできないという場合も考えられます。学校と協議しながら、保護者に対して平等な立場で連絡ができる方法は何かというようなことを考えていきたいと思っておりますので、今後において検討してまいりたいと思っております。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほど福祉センターの避難所に関する危機管理の観点から、どうしても時にはそこを閉鎖するということが、それは想定の中に必要なことかと思っております。ただ、ソーラーがついているということで、電気がとまってしまったとき、ソーラー電池である程度電力も賄えるという想定もあると思っておりますので、そのあたりは、これは質問というよりも要望で、その辺も踏まえてまたご検討を続けていただきたいと思っております。

また、23区別なんでも相談窓口担当者の災害時の件に関しましては、今後恐らくそういった形になっていくと思うのですが、区長さんだったりとか区の方にも、そのあたりはしっかり取り決めをしておいていただく形がいいのかなと思っております。やはり何か起きたときにいなかったとかということで、トラブルにもつながりかねない、また人間関係の部分にも亀裂が生じる原因にもなりますので、そのあたりの配慮をまたよろしく願いいたします。

また、備蓄に関しましては、各地に分散という中で、なかなか地区によっては少人数ですけれども、住んでいる集落、場所だったりとか、苧米で言えば別荘地のあたりですとか、あと芦ヶ久保のほう等も幅広く住んでいる方がいらっしゃいますので、その辺の配慮もいただいた上で、なかなか備蓄を、先ほどの量を分散するというのもまた難しいと思っておりますので、その場合には、備蓄してあるところまでどういう経路で行くのかということも含め、これは実際に理想なのは、各班ごとに話し合いをして、隣近所が基本となって、それが集まって行政区になって動いて、それが町になるという形が一番理想だと思うのですが、そういったことも含め検討していただきたいと思います。今のは全て要望ということで、よろしく願います。

○小泉初男議長 以上で1 番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、5 番、浅見裕彦議員の発言を許可いたします。

5 番、浅見裕彦議員。

〔5 番 浅見裕彦議員登壇〕

○5 番 浅見裕彦議員 日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、質問通告書に沿って町政への質問をします。

まず初めに、地域の振興策についてであります。横瀬町全体の共通課題でもありますが、今回は特に私も住んでいる集合体としての芦ヶ久保地域に限定して進めていきます。

どこでもいろいろささやかれています。このままでいったらどうなるのだろうか。畑は荒れ、山も荒れてしまったら、観光の目玉、秩父路の東玄関として申しわけない。芦ヶ久保を何とか里山としての原風景を残していきたいと、みんなで力を合わせてもがいている状況だと思います。かつて隆盛を振るったあしがくぼ果樹公園であります。今では細々とはありますが、その名残を消さないように元気な高齢者が活躍しています。しかし、限界もあり、早期に対策を立て、そのための施策、当面10年先を見据えて計画的に進めていくことが重要と考えます。

そこで、この芦ヶ久保の現状を把握するに当たりまして、戦後の芦ヶ久保の農業の変遷を、これは戦後農地改革時、山を切り開いて畑をつくったとき、そして西武鉄道が開通するに当たり、観光資源としての果樹公園あしがくぼとして売り出したとき、そして西武の管理からもとの地主に返し、実質的な清算となってきたときがあります。また、わかりやすいのでは、現在から10年前の状況、そして現在に至る農地の状況、果樹であるプラム、イチゴ、ブドウ、リンゴの推移、またシイタケ栽培についても変化を示してください。

また、今、町の創設計画の中でもあるいは氷柱の中でも、いろいろ評判となっている芦ヶ久保の紅茶があります。この紅茶のもとであるお茶の栽培についても同様説明してください。

そして、これらの生産の担い手をどう育成し、継承を図っていくか、現時点における町のできることに、果たす役割についての考えを示していただきたい。

遊休農地あるいは耕作放棄をしないようにと、これは中山間直接支払制度事業が行われ、大きな役割を果たしていると思います。きょう、資料を見たときに、産業建設常任委員会のほうではこの説明があったそうですが、私もそのところを見ていなかったもので、今回、一般質問通告で出しています。この補助金を用いた事業の意義と今後の進め方をどのように行っていくかを示してください。

また、芦ヶ久保のシンボルとしての旧芦ヶ久保小学校があります。児童生徒のなくなった校舎は深閑として寂しいものです。今、各種イベントなどに使われていますが、今後どのように活用しようとしているのか示していただきたいと思います。

今、3月に入りまして、2月まで、きょう、町長のあいさつにもありました、冬場の誘客として、ことしも町職員の公私にわたる奮闘を初めとして、多くの人の協力により大盛況であった芦ヶ久保の氷柱があります。町としてどのように捉えて、また町のかかわりをどう進めようとしているかを示してください。

そして、同じ農林業の関係では、今、収穫を終えたメープルシロップの取り組みあるいは森林保全として紅葉の植栽など、今、農林業をどう進めていこうとしているのか、町のかかわり方と進め方を示していただきたいと思います。

次に、子育て支援の充実の項です。横瀬町は公立保育所を有し、子育てに町として責任を持って積極的に推進してきています。国の制度が変わり、子ども・子育て新支援制度のもとで動いています。国では、待機児童解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するためと、この制度を推進してきました。法律制定過程では、保育要求運動に押され、児童福祉法第24条が残り、保育を必要とする保護者が保育所を希望すれば、それに応えなければならない義務を市町村に課せられていることは残りました。市町村の責任で保育が実施され、入所決定や保育料の徴収も市町村の責任でなされるものとなっています。私は、横瀬町が子育てにとっても優しい、子育てするのに適した住みよいまちだと誇

れるためには、より一層保育所を充実することが大切であると考えています。

そこで、横瀬町の保育の現状と課題をどのように考えているのかの見解を伺います。

そのような中で、改正児童福祉法24条第1項による公的保育を維持し、拡充することが、子育てに優しいまちづくりと私は考えますが、町の考えを説明していただきたいと思います。

そして、今、保育の選択肢の中に認定こども園があります。幼稚園と保育所のよいところを生かした施設としてアピールされていますが、課題も多いと言われています。町の認定こども園に対する認識を伺いますので、よろしくお願いします。

最後に、3つ目ではありますが、昨年多くの自治体で行われたプレミアムつき商品券について伺います。横瀬町内の協賛店で使えるお得な20%がつくプレミアム商品券が、昨年6月9日から販売されました。さまざまな売り方を行い、不平等感のないように配慮もなされてきたことと思います。有効期間が12月8日までという限定された期間でありましたが、無駄なく利用できていればよいと考えます。

そこで、現時点における総括ではありますが、売り方の評価、また売り上げの状況、完売でありましたので、これも売り上げの評価としての中身をどう考えるか。そして、利用状況がどうであったかについて、現時点での報告をよろしくお願いします。

そして、この事業が町の経済活性化に果たした役割をどう捉えるか。感想でなく、具体的な数字として挙げて成果というのが答えられたら、そういう点で、こういう効果がありましたということで説明していただければと思います。

以上、3項目であります。積極的なよりよい答弁を期待して、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は15時40分といたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時38分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、浅見裕彦議員の質問1、芦ヶ久保の振興策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、要旨明細（4）以外を答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、農業の変遷ということでございます。いろいろ資料等調べたのですけれども、なかなか細かい資料等が見つかりませんので、果たして答弁になるかどうかわからないのですけれども、調べた範囲の中で答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、農地改革時、戦後ということで、ちょっとないのですけれども、昭和30年2月17日に町村合併促進法にて、当時芦ヶ久保村と横瀬村が合併をいたしました。昭和30年代ごろの形態ですと、水稲、養蚕、林業等が基幹だったのかなというふうに思われます。昭和40年前後が野菜、インゲンとかキュウリとかあ

るいは麦、そういうものを栽培されていたようでございます。あしがくぼ果樹公園村の設立ということになりますと、昭和43年11月に地域産業の再開発と活性化を目指して、当時49名の組合員の方が集まりまして発足となりました。それで、昭和44年10月、西武鉄道秩父線が開通をし、芦ヶ久保駅ができました。西武鉄道開通時、日向山の南側の斜面38ヘクタールに観光農園、当時はそういうものがなかったところで、地元に来て果物狩りとか、そういうものをするということで、観光農業の草分け的なものになってきました。その当時に、ブドウで10ヘクタール、イチゴ1ヘクタール、プラム6ヘクタールと、あとその他ということで18ヘクタールの農地を利用されたということでございます。

その後、昭和46年に芦ヶ久保地域が山振法の指定を受け、また昭和53年には町が農業振興地域の指定地域ということになりました。そういう指定されることによりまして、いろいろ補助事業とか整備等も、国からの補助金をいただいて整備ができるようになってまいりました。昭和55年に自主運営となりまして、芦ヶ久保観光果樹組合を設立いたしましたして、農協が窓口となりまして果樹公園村の運営に当たりました。その後、昭和57年からわい化リングの導入を行ってきているようでございます。その辺ぐらまでが大変にぎやかだったわけなのですけれども、だんだん高齢化とか、平成に入りましてバブルの崩壊とか、そういうことがありまして、お客様も若干減ってくるようになりまして、特急電車が平成10年3月に芦ヶ久保駅がとまらなくなってまいりました。

平成12年度から中山間地域直接支払制度というまた国の補助金が発足いたしまして、芦ヶ久保地域もこの制度に入り、事業を進めるようになってきております。また、平成13年度から新山村振興等農林漁業特別対策事業の補助金をいただきまして、道の駅の建設を始めてまいりました。発足当時、18ヘクタールでスタートした果樹公園なのですけれども、平成14年度には大体半分ぐらいになってまいりまして、ブドウで3ヘクタール、プラム3.5ヘクタール、イチゴ0.5、リング1ヘクタールというような形になってまいりました。その後、現在では、またその半分ということで、ブドウが1.6、プラム2.0、イチゴは0.5、リング0.5というような推移となってきております。

また、お茶の栽培につきましては、昭和30年ころから盛んに栽培されるようになってまいりまして、昭和37年には100戸以上の農家が集まりまして、茶業組合というものを設立いたしました。昭和40年ころは、10ヘクタール以上のお茶畑があったということでございます。こちらにつきましても高齢化等が、また跡継ぎがないというような形で、現在、7ヘクタールのお茶畑を約50戸ぐらいの農家の方で栽培をされております。この茶業組合につきましては、昨年、埼玉県農業大賞、地域貢献部門の大賞というものを受けてきました。これは、まず組合員に加えて、周辺の市町村からも茶葉の加工の受託を行い、その受託の量、それが年々増加しており、秩父地域のお茶の推進に大きく貢献している。結局、秩父、横瀬もそうなのですけれども、秩父地域、他の地域でもだんだんそういうところが衰退してきて、お茶の加工する場がなくなってきて、横瀬町の茶業組合のお茶の加工所のほうにお願いせざるを得ないということで、周辺の地域からも加工をお願いしたいということで来たということが、この受賞の要因の一つでございます。

また、従来は加工が余りできなかった二番茶、そういうものを紅茶の製造に取り組むということで、新しい取り組みにも頑張っているという、そういうことでこの賞もいただいております。紅茶の生産につきましては、大変人気がある今ありまして、紅茶ソフトだの紅茶クッキーだの、そういうものを加工して販売させていただく等、割と人気があるようでございます。また、昨年度大学との連携ということで、淑徳大学

の学生さんにお茶のパッケージだとか、あるいは紅茶のセット、そういうようにものを提案をしていただいて、来年度事業から何かそういうものをうまく使っていきたいというふうなことを考えております。

それから、シイタケなのですけれども、大変申しわけないのですけれども、シイタケにつきましてはちょっとわからなくて、ただシイタケの出荷場ですか、18区の公会堂の前、あそこにそういうのがあったなというのは記憶にはあるのですけれども、それを東京のほうに集めて持っていったということで、当時は大変にぎやかで盛んだったのですけれども、それも記録には残っておりません。

果樹組合も農協さんのほうで窓口でやっていただいたわけなのですけれども、当時芦ヶ久保の出張所でやっていただき、農協さんも合併をされ、また芦ヶ久保の出張所もなくなったということで、農協のほうにもいろいろ資料等を確認させていただいたのですけれども、なかなかそういうものが残っていない。また、それぞれの団体の方にもお伺いしたのですけれども、先ほど申しましたような状況の資料しか見当たりませんでしたので、お許しいただければと思います。

続きまして、担い手の継承、育成をどのように図っていくかということでございます。当然、芦ヶ久保地域、形も狭いというのですか、また地形も急というのですか、そういうことで耕地は本当に少なく、また効率の悪い農地でございます。農業後継者の育成、そういうものにつきましては、大変重要な課題でありますけれども、浅見議員がおっしゃったように、なかなか難しい問題で苦慮しているものでございます。

そういう中で、町でも第5次横瀬町総合振興計画や横瀬町地方創生総合戦略、横瀬町人・農地プラン等、そういうものは後継者も大変重要だということには位置づけはしておりますけれども、では具体的にということはなかなかございません。国、県でも補助金の活用とか、そういうことで経済面のバックアップ、営農技術のフォローアップなど体制はできております。また、農協が中心になって担い手塾を設立するか、そういうことはたくさんあるわけなのですけれども、なかなかそういう事業もできないのが現状でございます。秩父地域で今農業等されているということになりますと、若い方が農業後継者ということをしているというよりも、どちらかといいますと企業等勤められた方が定年になり、60歳になってから就農をするという方の割合が多いようでございます。担い手の候補となる人材を、若者だけでなく、定年退職者の近い方々にも働きかけたりして、地域の連携や連帯、そういうものを大切にしてお互い助け合えて、また収穫の喜びや販売を楽しめるような仕組みをつくっていかないといけないのかなというふうに考えております。

(3)の中山間直接支払制度の意義につきましては、中山間等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していく共同取り組み活動に対して、国、県、町が補助金を行うものでございます。当該制度は、全ての市町村が対象というわけではなく、横瀬町、芦ヶ久保もそうなのですけれども、中山間地域で法律に基づく指定地域でございます。特に芦ヶ久保につきましては、山村振興法等が指定されておりますので、そういうことでこの制度を活用させていただいております。この制度を活用することで、町内のそれぞれの集落、芦ヶ久保も含めてなのですけれども、共同取り組み活動を行うことができ、農地の保全管理ということが中心になるのかと思いますけれども、そういうことをして少しでもモチベーションを高めていくというか、そういうことを進めていくことにつながるのかなということでございまして、この事業につきましては、大変有益だと考えております。引き続き

この制度は活用していきたいと思っております。

(5) の芦ヶ久保の氷柱の捉え方、今後の町のかかわりということでございます。ことしで3回目となる氷柱事業につきましては、暖冬の影響や1月の大雪によりまして、天候に左右され、若干ではありますけれども、昨年に比べ来場された方は少なかったわけでございますけれども、そういう天候の割には多くの方に来ていただけたのかなというふうにありがたく思っております。町長のあいさつの中でもありましたけれども、客層、お客さんの感じが、去年はどちらかというと地元の方も大変多く見受けられたような感じがするのですが、ことしは町外、郡外、電車で来られる方が多く見受けられ、また若いカップルの方々もいたように見受けられました。観光客の少ない冬の時期にこれだけの方に来ていただくイベントというのは、他に類を見ないととても大切なイベントだと思っております。当町のみならず、秩父地域全体への波及の効果というのは、大変大きいものだなというふうに認識をしております。

氷柱事業の運営につきましては、今まで同様、氷柱部会を中心に運営をしていただければと思っておりますけれども、西武さんやあるいは他の市町村あるいはテレビ局や新聞社、いろいろメディア等の連絡調整等もあります。町のできることがあれば、そういうものを一緒に応援をさせていただいて、今後もこの氷柱が育っていくことを期待をしているものでございます。

(6) でございますけれども、メープルシロップ、森林保全、紅葉等の関係でございます。メープルシロップにつきましては、樹液研究会というのですか、10名の方で運営されておまして、平成25年1月4日に設立をされているということでございます。イタヤカエデ、ミツデカエデ、イロハモミジなど、100本ほどの木から樹液を取っているということで、12月ごろから1月にかけて、雪がある中あるいは寒い中、山の中に入って木に穴をあけて樹液を取るといってしておりますけれども、2,000リットルほど採取できているということでございますけれども、まだもう少し多く取りたいということでございます。ただ、まだ始めたばかりで、樹液の多く出る木がどういうものかとか、大きさによって違うのかとか、ドリルの位置がどうなのかとか、深さがどうかとか、まだいろいろ研究をしている最中だということで、少しでも多く取れるような方法ができればいいなというふうに考えているようでございますけれども、今のところは、まだ秩父樹液生産協同組合さんのほうに取った樹液をお渡ししているということで、もう少し樹液の量も多く取れるようになれば、いろいろ商品開発等もできるので、もう少し時間をかけて進めていければということでございます。

森林の保全管理ということでございます。こちら農業と同じような状況でございますけれども、芦ヶ久保の森林率、それは89.2、約90%が森林だということでございます。去年の4月1日に横瀬町森林組合が秩父広域森林組合と合併をいたしました。合併によりまして、林業の成長産業化を実現するため、組合員ニーズに対応した事業展開の実現を目指す体制を一層整え、秩父林業のリーダーとしての林業の振興と組合員の社会的地域の向上に資するというような目的だということでございますけれども、小さな森林組合で事業するというのも、なかなか厳しかったわけでございますけれども、この広域合併によりまして、また秩父地域全体、その中で芦ヶ久保地域も森林組合の中で何らか事業を進められればありがたいと思っております。

また、定住自立圏構想の事業の中で、秩父地域森林林業活性化協議会とかで、秩父地域の森林活用等の創出支援事業補助金みたいなものもつくっております。また、ちちぶ木の駅プロジェクト事業ということ

で、木を軽トラに載せてセンターまで持っていくと、3,000円程度の商品券をいただけて、それで晩酌の足しにしてくださいみたいな、そういうことで林業の少しでも活用、そういうものをしていくという事業があるということでございます。そういうものについて、町と一緒にその事業を推進ができればと思っております。

最後に、紅葉の植栽の進め方ということで、平成25、26年にかけて約2,000本ほど町内で植樹をいたしました。今現在は、下草刈り、そういうものをしているわけでございますけれども、やはりただ木を植えました。それだけではなく、これからは維持管理、まだ5年ぐらいは最低でも必要かなと思っておりますので、とりあえず今現在では、その草刈り程度を行うわけなのですけれども、そういうのを進めていければと思っております。

なお、アスガキボウ委員会さんのほうでも景観形成ということで、そういうことも頑張られておりますので、一緒に進めていければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、(4)の旧芦ヶ久保小学校の活用についてということで答弁させていただきます。

旧芦ヶ久保小学校の現在の利用状況でございますが、平成26年度ですが、町の事業で児童館が行う親子で参加するメープルの森を毎週木曜日に、また健康づくり課では、ミニデイサービスを月に1度利用しております。また、地域の子ども会の育成会や獅子舞の保存会など、地域の方の利用やキッズフェスタなど、各種団体のイベントの利用していただいて、21件利用いただいております。また、コスプレの撮影などによるフィルムコミッションが24件となっております。平成27年度におきましても、同様な件数になると見込んでおりますが、フィルムコミッションは3件ほどふえて27件となっております。

今後の利用につきましても、同様な利用を考えているところですが、新しく活用方法としまして、フィルムコミッションは土、日の利用が多いわけですし、平日の活用を考えております。旧芦ヶ久保小学校の特性を考えると、趣のある木造校舎でございます。また、駅から歩いて5分の距離に位置しております。都心に近いメリットを生かしまして、コワーキングスペースとして活用できないか考えております。ちょっと聞きなれない言葉なのですが、コワーキングとは、事務所スペースや打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共同のワークスタイルでございます。都内などでは、IT関係、パソコン1台で仕事をやっている人とか、起業家、在宅勤務の方など、若い人の利用が多いようです。その人たちに、非日常的に気分を変え、旧芦ヶ久保小学校の教室を使って事務所や会議室として利用していただき、1日単位、時間単位で貸し出しができればと考えているところでございます。観光だけではなくて、仕事でも芦ヶ久保を訪れる人が多くなればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に多岐にわたった質問でありますので、回答のほうも大分時間をかけて丁寧に

説明していただきました。

芦ヶ久保の振興策ということで、戦後の移り変わり、昭和30年に合併して、それからのということで、いわゆる農地の関係、かつてこれは昭和43年、38ヘクタールから、今、実際にこのプラム、イチゴ、ブドウでいくと、4.6ヘクタールですか。それから、お茶が7ヘクタールあったりするけれども、非常に荒地になってきている状況があるというふうに思います。また、この中では有害鳥獣の関係、猿が出てきたのが、非常に多くのプラムをつくっている人あるいはリンゴ等が、せっかくなつくっても、みんなできたときに食われてしまうとかあって、意欲も失われてきた中身だと思います。かつて49軒の農家であったのが、今はこう見て、あしがくぼ果樹公園村とあると13件あるけれども、細々とやっているというか、本当にここをどう維持していくのかが、重要な課題だというふうに考えているところであります。担い手の継承、育成をどのように進めていくのかが、一番重要な中身だと思います。

そこで、町として何ができるか。今、それぞれのうちでそれぞれに任せていったら、お茶もそうです。昨年度優良表彰、いろいろな点でお茶葉を受託して、横瀬町茶業組合が、秩父地域の中でのお茶工場としての役割を果たしています。でも、やっている人たちを見るならば、本当に平均年齢あと10年はとてもやっつけられないし、お茶畑を維持していくことも難しい中身だと思うのです。これでもって芦ヶ久保地域が、なりわいとして農業をやっつけ食っていけるかと思ったら、とてもそういうことにはならないと思うので、今の景観というか、耕作、遊休とかにならないままに何とか手入れをしながら、紅葉を植えたりとか、そのあたりも手間がかかります。でも、やっていくための手段というのですか、そんな点が考えられればと思います。実際、今のままで個々の農家に任せていたら、これはどんどん、どんどん衰退してしまって、残り何軒かが残って、あとはみんなだめになってしまう。そういうところの、こういう進め方ができないのではないかとこのをぜひ見出せる。それは協働の力というか、地域をどう残していくのかが問われる中身だというふうに思います。

そういう点でトータルとしての考え方で、この1番の項目は芦ヶ久保の振興策、いろいろやってきているところがあります。氷柱等は人は来ていると。来たときに、今度はそこのおもてなしをするときの芦ヶ久保のほうで何ができるかという、今、イチゴ等にとっても、本当にやっている人が4軒というので、物もないのです。だから、うまく有効的にここを活力あっていくためには、年齢としてまだ10年働ける60から65ぐらいの人たちが、何とか力を合わせてやっていくような、そういう手段を町としても応援して芽を育てていく、そういうことが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、町としてできること。いろんな点で、お金だけではなくて、中山間地域直接支払制度によって維持しているところもあると思います。それと、人材をどうつなげていくか。そういう点での、町として、今現在の中でこう考えていますというふうな点を、希望的観測かも知れないけれども、そういうのを今の地域振興の中で、ひと・まち・しごとの中で、芦ヶ久保をこうしたらいいのではないかあるいはこうやっていこうというのを、例で出していただければと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁いたします。

芦ヶ久保地区の将来を考えて、町としてできることが何かということですが、まず認識として、芦ヶ久保地区は横瀬の中でも非常に特徴がある地域で、ほかの地域にない価値がある地区だと認識をしています。町でできることを考えてみると、私は3つかなと思っていて、まず1つは入り口のところなのですが、芦ヶ久保地区の方々との距離を近くして、芦ヶ久保地区の方の声をしっかり聞いていくということです。対話、それからコミュニケーションをふやしていくというのが1つ、入り口としてはとても大事です。これは、今でもそこそこはできていると思うのですが、多分もっと膝詰めで、もう一歩進めたレベルでコミュニケーションがとれるのではないかというふうに思っています。これが1つ目。

2つ目は、地域のつながりとかコミュニティ活動を、町としてサポートしていくということかと思えます。例えばおたっしや倶楽部なんかはそうだと思うのですが、町がサポートして、森下地区であいった催しがあって、定期的にやって楽しみにしていられる方がいて、それで皆さん気持ち的にも元気になれる。そこから何かまた生まれる可能性があるというところです。コミュニティ活動、これは組合ベースでの支援、茶業組合だったりあるいはぶどう組合だったり、観光農業組合だったりというところでもそうなのですが、それをしっかりサポートしていくということが2つ目。

3つ目は、これはこの先々へ向けていくと、やはり違う角度で見る人に見てもらおうということです。例えばこの前入ってもらった淑徳大学経営学部の若い人たちが、アイデアとして出してくれた紅茶の新しいパッケージなんというのは、多分我々では思いつかないことです。外の人が見て、芦ヶ久保地区を見たときに、違う角度で見て新しい価値がそこに眠っているかもしれないというところで、それをできるだけ門戸を開いて、いろんな人にいろんな角度で見てもらおう、眺めてもらおう、提案してもらおうということが大事かなと思います。

先ほど、まち経営課長のほうから話があった芦ヶ久保小学校の利用なんというのは、まさにそうで、これは都内のコワーキングスペースを提供している若いベンチャー企業の人に見てもらったのですが、やはりいいというわけです。IT企業の人たちが、いつも都内できゅうきゅうしている人たちが、例えば芦ヶ久保小学校の給食室でミーティングをさせるとかということ、結構ときめくのではないかというような話もあったり、そういうことなのだろうと思うのです。我々はいつも地元にいるので、違う角度から見るといのはなかなか難しいですし、それは世代の問題かもしれないし、いろんな人に見てもらって、いろんなアイデアを出してもらおう。町としては、門戸を大きく広げて、広く持っておくということがとても大事かなと思っています。今年度の補正予算で計上させていただきます官民連携プラットフォームなんというのは、まさにそういうことを狙っていて、いろんな人がいろんな角度で横瀬町に注目してくれて、その地区に合った提案とか持ってきてくれる。そのための仕組みづくりを町がするというのを、今はやろうと考えています。

以上です。

○小泉初男議長 まだあるのではない、答弁は、いいのですか。

では、再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再質問というよりも、要望と。

今、町長が答えていただいた中身の中で、芦ヶ久保も高齢者名簿でいくと、75歳以上の人が110人。私

の知らない人がいたりするので、もうちょっとかなと思うのですが、そういう人たちが元気に一応暮らしているところなのです。さっき、おたっしや倶楽部の関係の話がありました。60人ぐらいの人が集まってきたりしてくれているのです。だから、住むのにはみんな困らないというか、何とかして思うというのは、草ぼうぼうになってしまっただけで困ると。住んでいる人たちは、自分でここでも生きていける。だけれども、地域を、来たときに、そうではなくて、みんなが見てここは元気がある町だなと見えるようなのが、そういう点が必要だと思うので、今、新しい角度、違う点からの門戸を開きながら見ていく。あるいは今いろんな人たちと、組合等の人たちとも話をしながらも、担い手どうするかなと、次にどうつなげていくかということはあるので、話していく中で少しでもみんなが希望が持てるような、そういう点がつくれていければというふうに思いますので、より一層またお力をかしていただきたいと思いますので、よろしく願います。ここは要望ということで結構です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子育て支援の充実についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私から、子育て支援の充実についてお答えさせていただきます。

(1)、保育所機能の充実のため、現状と課題をどう捉えているかについてですが、まず現状ですが、横瀬町の保育所は町の保育所が1つで、定員90名です。入所児童数は、平成27年4月1日現在で62名、うち横瀬町の子供は57名です。来年度当初の入所児童の見込みは50名で、うち横瀬町の子供は49名となっております。保育所の入所児童数は、10年前の平成18年は75名でしたが、少子化に伴い増減を繰り返しながら、少しずつ減少をしております。保育体制は、常勤5名、臨時・非常勤で15名です。ゼロから5歳児までの6クラスありますが、1クラスに1人常勤がいない状況です。保育サービスの状況ですが、11時間保育、土曜保育、一時保育事業を実施しております。保育所の建物の状況ですが、建物の構造は木造平家建て、一部鉄骨づくりで、木造部分は築30年を経過し老朽化が進み、雨漏り、床の損傷、戸が閉まりにくいなど、修繕を必要とする状況が発生しております。

次に、保育所に係る経費ですが、平成22年から平成26年までの直近5年の歳出決算額は9,000万円台から1億円台で推移しており、平均では約9,800万円となっております。今年度は、当初予算額では1億1,000万円を超えており、来年度予算額は1億700万円強となる見込みです。町の負担額で見ますと、同じく平成22年から平成26年までの直近5年の数字は5,000万円台から6,000万円台後半で推移しており、平均では約6,200万円となります。今年度は当初予算ベースですが、約7,900万円、来年度予算ベースでは約7,500万円となっております。今年度、来年度の負担増の理由は、臨時職員の賃金増や幼稚園預かり保育支援事業の予算額の増額などによるものとなっております。

次に、課題ですが、子供の数が減少していることに伴い、入所児童も減少しております。一方で、保育所の運営経費の負担がふえております。また、保育所の建物の老朽化により、今後修繕費を初め、保育所を維持していく場合、大規模修繕や建てかえを検討する必要があります。保育体制についても、各年齢ごとに常勤職員を置くのであれば、さらに増員が必要となります。また、保育の状況ですが、各年齢とも定員に余裕はありますが、ゼロ歳児保育につきましては定員が5名で、時期によっては、その入所希望に十

分に応えられていない状況です。今年度、町長が児童館や町民会館でのリトルラビット、芦ヶ久保小学校のメープルの森で子育て中のお母さんと懇談した際にも、ゼロ歳児保育の定員をふやしてほしいとの要望をいただいております。そのほか、保育に関するニーズですが、各種アンケートでは、保育料の軽減、保育時間の延長や病児・病後児保育などについて要望が出ております。

町の厳しい財政状況を考えた場合、今後、保育所を維持するだけでも大変困難な状況が予想されます。維持するために、ほかの事業の廃止や見直しが必要になってくるでしょう。そうした中で、子育て世帯から新たな保育ニーズや子育て支援に伝えていくため、予算を確保していくには、さらなるほかの事業の廃止、見直し、保育所機能の民営化などを行い、新たな財源を確保しなければ、実施は難しいものと考えております。

次に、(2)、児童福祉法第24条第1項による公的保育を維持し、拡充することが、子育てに優しいまちづくりと考えるかどうかについてでございます。公的保育につきましても、国が法律やさまざまな基準を定め、どの住民に対しても、どのような生活水準にある人に対しても、行政が一定程度の質の保障された認可保育所や認定こども園により、保育環境を提供していくことを義務づけているものと考えております。公的保育を維持し、拡充することが、子育てに優しいまちづくりと考えるかどうかということですが、保育内容やサービスを充実させていくことには、誰しも異論はないと思います。また、子育てに優しいまちづくりをしていくことも、異論はないと思います。しかし、その目標に向かっていく方法は1つではなく、法で規定された保育については、公立や民間の認可保育所、認定こども園等さまざまな選択肢がございます。地域の実情に応じて選択し、行政は保育を提供していくこととなります。

横瀬町について申し上げますと、公立保育所を維持していくためには、多くの一般財源が必要となります。維持するだけできゅうきゅうとし、さらに保育サービスを充実していくのがかなり厳しい状況です。地方創生の総合戦略案の中で、保育所機能の民営化検討開始を掲げましたが、町民が求める保育ニーズに伝えていくためには、先々保育所機能の民営化は避けて通れないものと考えております。町内では、平成30年度から、ほうしょう幼稚園が認定こども園に移行する予定で準備を進めております。ほうしょう幼稚園の保育内容については、預かり保育ですが、11時間保育や土曜保育、低年齢児の保育も行っています。給食も実施しております。建物についても、保育所の児童数を受け入れるスペースも十分ございます。来年度から常勤職員を3名増員し、人員体制についても整備していくと伺っております。認定こども園への移行に合わせて、保育所機能の民営化を考えていくよい時期に来ていると考えます。

ちなみに、平成27年度の当初予算ベースですが、保育所の町の負担額は、児童1人当たり約98万円弱かかっております。公立保育所の運営経費については、交付税措置されておりますが、それを考慮しても、約80万円です。認定こども園では、児童1人当たり約20万円となっております。公立保育所を維持していくことで、一部の利用者に限られた予算の中から多くの額を充てるより、町の子供たち全体のために、その予算を効率的に使っていくという考え方もできると思います。それこそが子育てに優しいまちづくりではないかと考えます。

次に、(3)、認定こども園に対する認識についてでございます。認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育、教育の提供、また保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認可するものです。都道府県知事は、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定め

る施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定め、その基準に基づき認可しております。埼玉県でも認定こども園の要件に関する条例において、独自の基準を規定しております。その条例では、1、利用者の安全安心の向上、2、質の高いサービスの確保、3、地域の実情に応じたサービスの提供の3つの視点を踏まえ、幼稚園設置基準と保育所最低基準のそれぞれの高いほうの基準を用いて定めております。

認定こども園の特徴といたしましては、一般に、1、保護者の就労の有無にかかわらず、施設の利用が可能であること、2、適切な規模の子供の集団を保ち、子供の育ちの場を確保できること、3、既存の幼稚園の活用により、待機児童が解消できること、4、子育て相談、親子の集いの場など、育児不安の大きい子育て家庭への支援を含む地域子育て支援の充実が挙げられます。先ほど申し上げました3点目の待機児童の解消は、横瀬町に当てはまらないとは思いますが、認定こども園の特徴としても一つ、子供が少ない小規模な自治体に適した施設であるということが言えます。小規模な自治体では、保育所はあっても幼稚園がないところもあります。また、子供の減少により、幼稚園が廃園になるところも出てきております。

ある町の話ですが、町内に2つあった幼稚園のうち、子供の減少により、1つは廃園になりました。残った幼稚園では、認定こども園の検討を始めていると伺っております。また、ある町では、公立の保育所と幼稚園を持っているのですが、やはり子供が減少しているため、統合し、公立ですが、認定こども園への準備を進めていると伺っております。こうしたことから、認定こども園は子供が減少していく地域において、全ての子供たちに教育、保育を提供するための大きな選択肢となり得る施設であると考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。

保育園に対する認識、それから認定こども園に対する認識と、それから町がどう今後子育てに優しいまちづくり、子育てに優しい町をつくっていくという点での中身は同じだと思います。その中で、捉え方の問題、認定保育園と公立保育所、この点であります。今、副町長の答弁でいったときに、非常に今の町の状況でいくと、建物、経費等いっぱいかかってしまうと。こういう中で、今、ほうしょう幼稚園が認定こども園に向ける方向で行くので、そのところが、一番町の子供たちの全体のためにはいいのではないかという方向だというふう聞こえたところであります。

認定保育園の関係と、認定こども園で何かというふうことで、幼稚園と保育所のよいところを生かした施設ということでアピールしているところであります。先ほど、副町長が言った認定保育園、埼玉県の条例で安全安心ということ、それから質の高いということ、それから地域の最低基準ということで、保育基準等下回らない、より厳しいと。言い方は逆にあれなのだけれども、そういう点がちゃんと確保されていることが前提と。私は、この認定こども園に対して、国が進めてきた子ども・子育て新システムというのは、より待機児童を入れるためということにあって、より多くの今の公的保育を緩めていく、そういう動きだったというふうな判断しているところなのです。

検討ということで、民営化ということでもあります。私は、民営化ではなくて、逆にほうしょう幼稚園を

取り込みながら、町として、民ではなくて官でやると、そういうところがいいのではないかというふうに考えます。時間の関係等もありますので、横瀬町としては、今の公立保育所をこのまま公立ではなくて、民営化を検討してということは、民営化に行くのだというふうな中身なのだけれども、そうではなくて、やっぱり公立として進めていっていただきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 浅見議員の再質問にお答えさせていただきます。

民間を取り込んで、公立で認定こども園をとすることを考えていったらどうかということだと思うのですけれども、町の考えといたしましては、やはり民間の力で担えるものは、民間の力で担っていただく。そのほかで、官のほう、行政のほうで足りない部分を補っていくという方向で考えております。そういったことから、実際に町の中に受け皿となり得るほうしょう幼稚園、民間の幼稚園があるわけですので、そちらの今ある町の民間の力を生かして、子供たちの保育の場の確保を将来的にしていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私からも一言お答え申し上げます。

これは、検討開始とさせていただきます。検討開始ということは、議論が必要だろうという前提です。横瀬町は、これから身の丈がどんどん縮んでいきますので、横瀬町の身の丈に合うかどうかというのが、1つ大切なポイントです。もう一つは、どちらにどういう形が一番いいサービスが提供できるか。決められた身の丈で、一番いいサービスが提供できるのはどちらかということ。それと、3つ目は、タイミングの問題かというふうに思っています。当然、いろんなご意見をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、町ではしっかり幅広くいろんなご意見を伺って議論する中で、方向性を定めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最後、要望になります。

身の丈に合った、それから子供たちにどう一番いいサービスが受けられるのかという点であります。私は、アウトソーシングでなくて、みずから自治体としての児童福祉法24条第1項に基づく保育行政を進めていくよう要望して、この質問を終わります。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、プレミアムつき商品券についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうから、プレミアムつき商品券についてということで、(1)、(2)を答弁さ

せていただきたいと思います。ちょっとはしよらせていただきます。

昨年6月9日から発売をいたしました。1世帯3冊までということで、2週間をさせていただき、その後23日から4日間、1人今度は10万円ということでさせていただいて、4日間で全て完売をさせていただきました。当初、協賛店の方は73店だったのですけれども、その後10件ほど追加で利用できる場所がありました。当然、1億円に対して1億2,000万円の事業ということでございます。

利用状況ということで、完売をいたしまして、その後どういうふうにご利用されたかというのはちょっとわからないのですけれども、今度はそれをブコーさん観光案内所のほうで換金するので、換金の状況でありますと、6月が14.1%ほど、7月になりますと32%、8月が15.8%ということで、7月で約46%、8月になりますと61%ということで、前半のうちに多くの方がばっと使われて、あとは少しずつ推移してきたということでございます。最終的に1月31日、ことしに入りまして締め切りをさせていただきました。1億1,977万2,000円ということで、22万8,000円ほどが未換金ということになりました。率にして99.81%ということで、他の町村等もいろいろ聞きましたけれども、このぐらいはみんなどこも未換金が出てくるのかなというふうに考えます。

それから、アンケートの中で、新しいお客さんがふえたとか、消費の前倒しがあったとか、消費者にはメリットがあったのではないかなというようなお店側のお答え、また消費者のほうからすると、よかったとか、店が少ないとか、毎年やってほしいとか、もっとプレミアム率を上げてほしいとか、もっと欲しかったとかいろいろあるのですけれども、基本的には1世帯3セットを最初に2週間やっていくということは、それなりに多くの方に薄くですけれども、広く行ったのかなというふうに感じております。大変この事業、毎年あるわけではないのですけれども、ほかのところでは買えなかったとか、朝から早く並んで、こうだったとか、あであったとかというのから比べると、うまくいったのかなと思います。

それから、県のほうに報告する中で、消費喚起の効果額という計算式があるのですけれども、その式に当てはめると、5,549万6,260円の効果があったという数字が出るわけなのですけれども、これは国のほうに出す書式に合わせてつくっているものでございます。

簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 時間がない……

○小泉初男議長 多少時間延長しますから。これからは、持ち時間1時間ですけれども、お互いに質問者、答弁者の方は、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。今回、時間が10分程度お願いしますから。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、済みません。規定1時間というところ、特に10分いただきましたので。

今、振興課長のほうからは、時間の中で答弁していただきました。この振興券の果たした役割ということで、売り方、それから全体的な効果率、99.8何%ということでいくなれば、それなりの成果もあったところだというふうに思います。売り方で、こういう1世帯3セット、ほかの秩父市は、売り出し日に本当にいっぱい並んだりしていたので、横瀬町はそういうこともなく、それから完売してできた。非常によかった点だと思います。

町の経済効果に対しての、消費者は確かにメリットあったので、本当に1万円だったら1万2,000円買えた。これは余裕があれば、みんななかなか日常買い物している人たちが町で買うのに対して、1万円のもの欲しかった。でも、1万2,000円まで買えるということになるならば、本当に使ってよかったというふうに思いました。それが町における経済効果というので、協賛店が73店から83店舗にふえました。これで1億2,000万円。この83店舗の協賛店が全部協賛して、私もやりますということで、全部の店に波及効果があったかどうか。協賛はしたけれども、おれんちは全然来てくれなかったのだということがなければいいというふうに思うのですが、そこら辺の点がどうかということでもあります。

それから、問題点、アンケート等とっていただいた中で、こういう点での問題があったのではないかという点が、町としてアンケート等あるいはモニタリング等聞く中で、今回の取り組みについてよくないというか、デメリットと言ったらいいのですか、いいことばかりではなくて、こういう点もあったというのがあれば、その2点について伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 再質問につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、協賛店は出たけれども、使わなかったかというようなお話なのですけれども、お店で10店舗ほどは利用がなかったという話は聞いております。それで、どうしても食品関係とか、そういうお店のほうに多く使われたというような傾向があるようでございます。その辺は、割と事前にも、多分そういうふうになるのかなというふうに考えておったところでございます。

それから、悪かったところというのですか、よかったのだと私たちは思っているのですけれども、その中で悪かったというのが、先ほどもちょっと話させてもらったのですけれども、3万円では少なかったとか、ただ私たちは多くの方に買っていただくために、3万円にさせていただいたのですけれども、ほかのところだと5万円、10万円というところがあったと。もっと欲しかったという方もいらっしゃるれば、税金なのに、そういうものに使っていいのかというご意見もあったり、またこれはお金のある人が買えるので、ない人がこういうのは買えないので、おかしいのではないかとか、そういうのもございました。ただ、これについては消費喚起、そちら方面の事業でしたので、あって使っていただいて、また所得の低い人については、国のほうでも補助金、また違う低所得者対策というのですか、そういうのもあるので、その辺は勘弁していただけたらと思います。多くの方が、助かったとか、よかったとか、ビール1杯余分に飲めただとか、余分に買い物できたとか、そういうのはございます。

ただ、なかなか難しいのですけれども、500円券が欲しかったとか、おつりが出なかったとか、そういう細かいのはあるのですけれども、総体的に見ますと、まあまあよかったという話なのですけれども、全員の方が買ったかどうかというのは、うちのほうでも把握ができておりませんので、全部の方に行き渡っているのかなというのは、今現在のまた細かいデータというのは、個人情報関係もありまして、名前も簡単に書いていただく、住所も細かくはいただかなかつたりさせていただきましたので、場合によると多く買っている方も。でも、それはまた20日、22日以降は1人10枚まで買えますので、そういうので、ご家族でうまく買った方もいらっしゃるのかなというのは見受けられるのですけれども、総体的にはよかった

のかなというふうに感じております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の発言を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第1の質問として、都市計画マスタープラン作成についてお聞きいたします。横瀬町では、都市計画区域に農業振興地域と農用地区域が点在しており、これに基づく農業振興施策を継続的に展開しているとのこと。農振地区は優良な農地を守るため、農業を行っている方には必要なことと認識しております。しかしながら、私の地元11区なども農振地域であるので、農道の整備がされたのですが、整備されると住宅地となるなど、国の意図とは逆に進んでしまうということを感じています。現在、農地は約211ヘクタールで、田、40ヘクタール 畑、171ヘクタールあるようですが、毎年2ヘクタール程度減少しているとのことでした。宅地ばかりではなく、耕作放棄地の非農地決定があるようなのですけれども、宅地化される傾向は今後進むと私は考えますし、人口増加対策には不可欠な事実と思っています。

都市計画法19条には、市町村の都市計画の決定があります。町での独自の作成は難しい点が多々あると思いますが、しかしながら指標がなければ、町としてトータルの開発がなされないと危惧しています。なし崩しの宅地化に、町として追随せざると得ないとお考えでしょうかお聞きします。

また、持続可能な町のためにも、町の将来図や土地利用などの基本方針マスタープランをつくることは必要と考えますが、どうお考えでしょうかお聞きします。

地方創生の交付金は、ハードには該当しないとの話でしたが、国の資料を見ますと、都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成とかの文言がありまして、インフラの戦略的な維持管理・更新などに言及しておりますので、大都市に集中しない政策を求めています。通勤通学ができれば、秩父に住んでいたと思う人にとって、横瀬駅や芦ヶ久保駅周辺の整備や道路網の整備は、横瀬町のみでなく、秩父地域全体に有効だと思います。人口減少対策には不可欠と感じておりますが、どうお考えでしょうかお聞きいたします。

また、うわさの話として、寺坂林地のソーラー発電の開発で林が切られ、土地が造成されております。11区地内では、パチンコ店が土地を探していますなどの話を聞いておりますが、町へはその情報がどう入って、それらに対しどのように関わっているのでしょうかお聞きします。民間のやることだから、何もできないでは、町の形や町のイメージに対する無作為の行為にならないでしょうか。住民も町行政に積極的に関与してほしいと願っています。

J Aの直売場は実現に向かって進んでいるようですが、地元の方たちからは、せっかくだから、よりよいものを、町のイメージが上がるようなものをつくってほしいと言われております。横瀬町らしさを、来訪

するお客様に喜んでいただけるようなスペースの提案など、町としてかかわることができるのでしょうか。町は平成3年ですが、西武横瀬駅の改築のときに、横瀬駅の補助金として780万円ほど出しています。また、駅構内のトイレは、平成11年に公衆トイレとして町がつくっています。また、芦ヶ久保の道の駅は1億5,000万円ほど、地域振興拠点施設として出しております。それぞれの町で出しておりますので、産業の発展は民が中心と思いますが、現在の経済状況から見て、民が設備投資に消極的にならざるを得ないなら、芦ヶ久保の道の駅のように地域振興拠点施設と考えるなど、町が関与するという方法はないでしょうか、お聞きいたします。

また、横瀬町の地域ブランドを高めるなら、乱開発をとめ、地域にとってもプラスになるような開発へ指導できる体制をつくらなければいけないと感じていますが、どこの課の分掌となるのでしょうか、お聞きいたします。

横瀬町行政組織規則を見ますと、建設課の19、またまち経営課1に、町の総合企画及び振興計画に関することがありますが、どちらが中心と考えればよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

次に、第2質問といたしまして、心の通う行政についてお聞きいたします。今回、一般質問をするので、町の例規集を見ましたが、横瀬町人権教育啓発推進会議とか男女共同参画庁内推進会議などがありました。今後、23区などの担当の設置要綱ができてくるのでしょうか。もう既に行政改革のための数種の本部ができていたと思います。新しい事業がふえますが、職員が日常の業務以外に特別な業務ができる時間やモチベーションが与えられているのでしょうか。これらの整理も必要と考えましたので、お聞きいたします。

また、町の方から、長寿祝金のことで聞かれたのですが、77歳になって楽しみにしているのですけれども、半年待っても来ない。調べましたら、4月時点で77歳を確認して、その年の9月に支給するので、例えば5月が誕生日の人は、翌年4月を過ぎ9月に支給で、78歳と5カ月になってからの支給ということでした。お祝いする気持ちのあらわれとしてどうでしょうかと感じましたので、お聞きいたします。

また、高齢者等緊急通報システム事業につきましても、申し込みが年度初めの4月ならば、約1年間は使用が無料。しかし、翌年、年が明けて2月、3月なら、1カ月か2カ月の無料期間とのことで、申し込みの方は、4月まで待ったほうがいいのか。でも、その間に何かあったら困るし、年度でなく、実質1年間で無料になっていただかないかなというふうなことを言われました。条例の盲点みたいな話で、規則と言われれば仕方がないのですが、住民本位に考えると、変えられるものがあるのかなと感じたので、お聞きいたします。

また、先ほどから除雪のことで同じ質問をされましたが、前回の大雪のときにも、町で小型の除雪機を購入しないか提案しました。初日は職員の方をお願いするにしても、日がたつてかたくなったものに対しては、職員の負担も大変ですし、仕事にも影響します。役場も一つのサービス業の事業所と考えますと、駐車場の除雪や周辺地域の除雪は、来庁するお客様に対するサービスの一環だと思いますので、購入をお願いしたいと思っています。そして、それは考えてみましたらば、地域が完全に高齢化しているということから、今はいいけれども、10年後はどうなるのかということの危機感から、買っていただければいいかなというふうに思いました。私たちは、以前は字を書くときは鉛筆を使っていました。でも、しばらくしてパソコンとか出てきました。ですから、今、手で雪を掃いていますが、見たら、除雪機械があったということですので、その点どうでしょうかということでお聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。



◎会議時間の延長

○小泉初男議長　ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

○小泉初男議長　会議を続行いたします。

8番、大野伸恵議員の質問1、都市計画マスタープラン作成についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田　多建設課長登壇〕

○町田　多建設課長　8番、大野伸恵議員さんの質問にお答えをいたします。

質問事項の1、都市計画マスタープランの作成についての要旨明細（1）から（4）について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、（1）なし崩し的な宅地化に追随せざるを得ないのかとのご質問ですが、都市計画区域では3,000平方メートル以上の開発に関しましては、都市計画法29条の開発許可を得なければならず、開発基準ののっとり宅地造成等が進められます。また、都市計画区域内では、建築基準法の第6条で定める4号建築物、いわゆる一般住宅等においても建築確認申請が必要となります。建築基準法の基準ののりつつた建築物が構築されるという状況になります。

さらに、議員さん仰せのとおり、当町でも都市計画法第19条の規定ののっとり、昭和58年1月に用途地域を定め、平成7年11月には第一種住居地域と工業地域の2つの用途地域が設定をされております。この用途地域が指定されている第一種住居地域・工業地域に関しましては、農振法の適用除外区域でありまして、農振・農用地等は指定されておられません。第一種住居地域は、住環境を保護するために定められる地域であり、パチンコ店やカラオケボックス等、建築物が制限される区域であり、国道299号の南側で横瀬駅周辺エリアの6区、10区、11区の一部は、現在、第一種住居地域に指定をされておりますので、住環境に悪影響を及ぼすような建築物の建設は、制限されている区域になっております。

続いて、要旨明細の（2）、都市計画マスタープランを作成しないのかとのご質問にお答えをさせていただきます。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、住民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市計画の将来あるべき姿やまちづくりの方針を、長期的な視点に立って示したものでございます。先ほども申しましたが、当町の都市計画区域

は、用途地域の第一種住居地域及び工業地域を除いては、都市計画法が適用されるエリアと農振法の適用を受ける農振・農用地が混在するエリアでもあります。現在は、それぞれの法律の枠組みの中で、さまざまに関係する皆さんが、おのおのの事業展開を図っている状況にあります。こうした中では、都市計画マスタープランを構築し、プランに沿った事業展開を強力に推し進めることは、非常に難しい状況であると思っております。

現在、この状況下では、どちらかの事業を一方向的に推進するという状況ではない状況であると思っております。将来的に都市計画の区域区分、いわゆる線引き区域を定めるなど、都市計画法と農振法の適用エリアを整理できる環境が整えば、マスタープランを構築し、より整理されたまちづくり等を目指すことができると思いますが、農振法との調整等ございますので、かなり難しい状況になってくる、そういうことが想定されます。

次に、(3)、横瀬駅前整備、道路網の整備は、人口対策とはならないのかとのご質問です。このご質問に関しましては、昨年12月議会において、関連することを答弁させていただきました。横瀬駅エリアは、多くの町民や町への来訪者が毎日利用するエリアであります。町の顔づくり、拠点づくりとして欠くことのできない、地域活性化の核となるエリアであると認識をしております。毎日利用する多くの町民が、誇りと愛着を持つてるエリアの整備は、人口対策にも大きな影響を与えると私も思っております。横瀬駅前の道路整備は、今後、電柱地中化等とあわせて所管する県に要望していく予定であります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、(4)、開発計画や情報に対する町のかかわり方はとのご質問でございます。寺坂林地のメガソーラーの開発等において、町の情報収集やかかわりについてのご質問でございます。この寺坂地内のメガソーラー開発に関しましては、法的規制を適用させることは難しい状況であります。開発行為として法適用になる場合、建設課が所管する都市計画法の開発行為では、建物を建築する目的で区画形質の変更がある場合となっております。国の通達等により、ソーラーシステムは建築物に該当しない旨の通知が来ております。また、振興課所管の森林法の開発行為に該当する場合は、面積要件が1万平米以上という基準がございます。それ以下の面積の場合は、法律行為の枠に該当しないこととなります。

寺坂で進められているメガソーラーの構築は、これらの要件に該当していませんので、町が積極的に関与することは難しい状況ですが、森林法第10条の8第1項に、伐採届等を町に提出することが義務づけられております。阿左美議員さんのときにも、振興課長のほうで答弁をしておりましたけれども、阿左美さんも一般質問で質問され、ご心配をされたおりました排水計画等の問題等については、副町長から答弁をいただきました。この問題に対しましては、秩父農林振興センター及び役場の振興課のほうでも、雨水排水計画を提出するよう業者等に指導していくということでもあります。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、(5)、(6)について答弁させていただきます。

まず、(5)の産業の新規事業開発に町が関与できないかでございますが、おっしゃられるとおり、現在の経済状況から、民間の設備投資は難しいと考えます。本日、町長のあいさつの中にもありましたが、現

在、町では大学との連携、淑徳大学経営学部による道の駅の商品開発や、立教大学観光学部による観光分野における連携を行っており、今年27日には、学生が企画したスマートフォンを活用した町歩きのイベントが行われます。このように若い人のアイデアや新しい発想を活用することによって、新しい事業が生まれる可能性がございます。今後も大学との連携を続けたいと思います。

また、今回の補正予算におきまして計上しております官民連携プラットフォーム構築事業でございますが、どんなことかと申しますと、インターネットでウェブサイトを立ち上げまして、町の魅力や町の特徴、環境などをPRしまして、住民福祉の向上や地域経済活性化につながるような民間企業やNPO、大学などから事業や新しいアイデアを提案していただきまして、その提案を検討し、住民や地域内の企業、公共機関につなげて、新しい仕事の創出につながればと考えているところでございます。

続いて、(6)の総合的な都市計画作成はどの課の分掌かでございますが、町の総合的な計画は、ご存じのとおり総合振興計画でございます。その中の基本構想の部分に土地利用構想図がございます。住宅、商業地域や工業地域など、6種類の地域に分け、地域ごとに土地の利用方針を定めております。このところまで、一応まち経営課の所掌になります。ご質問の都市計画に関することにつきましては、建設課のほうの所掌になります。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。

ソーラー等の開発なのですけれども、今後、署名運動等の書いたものが来ると思うのですけれども、何もできないということは、それは法的にしようがないとしても、住民の気持ちをどう酌み取るかということが大切だと思っています。ですから、指導要綱作成とかいうことでは、今後は町が関与できて、周辺を緑で埋めてくださいとかというような指導要綱をつくっていただくのが、私はいいのかなと思います。それから、新規事業についてもいろいろ言っていたのですが、川場村のこの間の研修でも、川場村でビール工場とかをつくったというようなお話を聞いておりますので、構築物についても、町のほうで関与していただければいいかなというふうに思っています。

それで、私がこの質問で言いたいのは、いつも言っているのですけれども、計画行政を望むということなのです。私の気持ちとしては、まちづくりというのは将来の絵を描くこと。図面がないとできないと思っています。そして、今、ちょうどいいチャンスというのですか、キャリアのある方たちが退職されて再雇用されるということなので、本当に人材がいるということです。そして、何よりもこういう将来の絵を描くというのは、個人ではできないのです。自治体の仕事だと思っています。人や金や物がそろっている自治体の仕事だと思っておりますので、ぜひ自治体のほうで地域全体を見て、地域経営の視点から考え、複眼的に見渡した政策を展開するのを私は期待しているのですけれども、町長、一言で結構ですので、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 わかりました。答弁させていただきます。

まず、住民の気持ちを酌み取るかということころは、大切な観点だと思います。町のほうとしても、周辺住民の懸念の声等は拾っていきたくと思っています。

あと、マスタープランみたいなものというのは、理想的にはあるべきだと思います。しかしながら、横瀬町のイメージでいくと、全町的に大きく網をかけるような、土地利用政策を町でばんと打ち出すというのは、現実的にはかなり私は難しいと思っています、もう少しミクロの視点でまちづくりを考えていくべきかなと思います。これは地区によっても、住民の方のニーズも違いますし、今の利用状況だったり、あるいは今後ということころでも変わってくると思いますので、例えば横瀬駅は、これは一つの顔であり、核になります。だから、この前は景観をつくるためにということもあるだろうし、電柱の地中化検討もしたいと思っています。11区であれば、これも顔である国道299号の周りを、どういうふうに景観的にももっときれいにしていくかということも大事な視点だと思いますし、一方で新しい家ができる場所としても、もしかしたら重要なところかもしれません。その辺バランスとりながら、人口対策、それから経済の活性化、一方景観というものをバランスよく、町の中を細かく地区、地区で見進めていくような行政運営を心がけたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、心の通う行政についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 2、心の通う行政についてのうち、(1)、町例規集の設置要綱等の機能発揮と整理はについてお答えさせていただきます。

例規集を見ますと、大野議員がおっしゃるとおりさまざまな本部や会議の設置要綱がございます。その機能が発揮されているのか、整理されているのかという問いなのですが、それぞれ計画づくりや施策を推進する上で、業務上必要なものについて設置されているものと認識しております。ちなみに、23区担当者についてはどうかということなのですが、先ほども総務課長から、向井議員のときに答弁があったかと思うのですが、運用等、要綱ではなくて内規をつくって対応するということになっております。しかしながら、設置している本部や会議について、必要なものを設置をしていると認識しているところなのですが、改めて洗い出しをしまして、もしそういった機能していないというものなどについては、随時見直しをしていけたらと思っています。

今回、要綱の例を挙げての例なのですが、役場全体の業務についても、常に見直しをしていかなければならないのかなと思っています。来年度は多くの新規事業を実施する予定です。一方で、役場のマンパワーは限られております。既存の事業、業務についての見直しもしていかなければと考えております。今年度、定員適正化計画を見直しまして、来年度から現時点での業務量に見合った形で人員配置をしていくわけなのですが、一方で役場内の業務につきましては、先ほど申し上げたとおり見直しをして、見直した業務量に見合った適正な人員配置をし、役場を運営してまいりたいと考えております。よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、要旨明細（２）、長寿祝金・高齢者等緊急通報システムなどの運用について答弁させていただきます。

健康長寿祝金については、健康長寿祝金支給条例に基づき、年１回、民生委員の皆様にご協力をいただきながら、手渡しで支給しているものでございます。基準日は、支給月の属する年度の４月１日で、この基準日において77歳、80歳、88歳、90歳の方は９月に、また99歳、100歳の方はお誕生日に合わせて支給しております。ご指摘のとおり、人によっては誕生日から十数カ月たってからの支給となり、ご心配をおかけすることもあるのが現状です。しかしながら、支給回数をふやすには、民生・児童委員の方々へ大変なご負担をかけること、また事務も煩雑になることが想定されますので、支給方法につきましては、現行どおり年１回とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、緊急通報システムですが、このシステムは在宅中の急病や事故などの緊急時に、発信器のボタンを押すだけで直接消防署へ通報できる装置で、重度の心身障害者や持病を抱え、緊急時に通報できる同居者がいない高齢者等に、町が無料で貸し出しているものです。平成25年には要綱の見直しを行い、有料ではありますが、同居家族がいる方や持病を持たない方でも利用ができるよう、対象者を拡大しております。平成28年１月現在の利用者数は55名で、そのうち１名の方が有料の貸し出しです。有料の場合の費用は、月額1,695円、そのうちリース料が670円ですが、町と管理会社の契約により、設置した年度においては、リース料が発生しないということになっております。これは、秩父消防署管内の長瀨町を除く１市３町で同じ契約となっております。また、全額公費負担の契約も１市４町で同様となっております。

ご質問にありました４月申し込みなら１年間無料というお話は、この有料での利用のことかと思われませんが、もともと利用できなかった同居家族がいる方が、有料ではあっても緊急通報システムが利用できることをご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細（３）について答弁をさせていただきます。

積雪時においては、役場の伝統と申しますか、職員が率先して駐車場、玄関周り、隣接歩道等の除雪をしております。しかし、近年、業務多忙、その他の理由からか、全職員の協力がなかなか得られない状況です。雪の多いときなどは、少人数では時間のかかる作業となり、職員の業務に影響が出てしまうことから、来庁者の利用に支障がない程度の除雪となってしまいます。

しかし、ご提言のとおり、役場の敷地や周辺歩道等の除雪は、来庁者や歩行者の安全安心を確保するためには、必要なことと認識しておりますので、次の除雪からは、全職員の協力が得られるよう呼びかけを行い、周辺歩道等を含め、大勢で短時間にできるようにしたいと思います。なお、除雪作業中は、来庁者の方々にご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

また、小型除雪機の購入についてですが、機械があれば便利かなと思うこともあります。しかし、雪質によっては使いづらいとの話も聞いておりますことや、稼働率のこと等から、購入等にはもう少し様子を見たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

除雪の関係なのですが、当日は本当に役場の職員の方が皆さんやっていただいて、感謝しております。ただ、数日たった後のかたくなった氷について、それはとても大変なのではないかなということで、再度質問させていただきました。検討していただくということでよろしく願いいたします。

それで、本当に細かなことで、私も質問するのに、全く細かなことだなと思ったのですが、これが女性の見方なのかなということを感じていただいて、その小さな声も拾う、そして身近な政治、本当に身近な政治ということ町長に期待しますので、町長、一言お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

身近な政治、女性の声を拾う、とても大事だと思いますので、心がけていきたいと思います。私も役場の仕事は、常々、住民の皆さんにサービスを提供するサービス業だと思っています。サービス業として、できることは一生懸命やっていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時09分

平成28年第1回横瀬町議会定例会 第2日

平成28年3月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、発議第 1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 横瀬町行政不服審査法関係手数料条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 横瀬町家族介護者支援手当条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

採決

- 1、議案第19号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、
質疑、討論、採決
- 1、議案第20号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採
決
- 1、散 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 小泉初男議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 小泉初男議長 日程第1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

- 12番 若林清平議員 ただいま議長よりご指名をいただきましたので、発議第1号の提出者といたしましての説明をさせていただきます。

この発議案につきましては、提案理由にもございますように、町長部局の組織改正に伴い、常任委員会の所管について課名称の変更等を行うため、この案を提出するものであります。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

第2条第1項中「税務課」を「税務会計課」に改め、「健康づくり課」の次に「子育て支援課」を加え、同条第2項中の「上下水道課」を削るものでございます。

附則につきましては、平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上で提出者の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 小泉初男議長 提出者の説明を終わります。
続きまして、賛成者の発言を求めます。
4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

- 4番 宮原みさ子議員 それでは、賛成者として発言をさせていただきます。

このたびの一部改正は、本年4月から役場の組織改正が行われますので、今回の委員会条例の改正は時宜を得ているものと認識しております。この改正は、必要でありますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成者の発言とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 小泉初男議長 賛成者の発言を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第2、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。全部改正された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第1号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。参考資料に基づき説明いたしますので、資料の1ページをごらんください。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されます。このことに伴い、関係法令である行政機関の保有する情報の公開に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政手続法、地方公務員法、地方自治法も改正され、その規定に倣った各条例と

するため、一部改正をしたいものでございます。

次に、各条例改正の内容について説明させていただきます。まず、第1条、情報公開条例の一部改正ですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法律」といいます）に倣い、条例中の「不服申立て」の字句を「審査請求」に改めるものでございます。

第18条第1項は、法律第19条に倣い、公開請求に係る不作為を含むことを明示するなど、字句の整理をするものでございます。

資料2ページになります。第2項は、行政不服審査法第43条第2項に基づき、審理員意見書及び事件記録を諮問時の添付書類として位置づけるため、追加規定するものでございます。

第3項は、第2項を第3項として字句の整理をするものでございます。

第19条は、法律第19条に倣い、参加人の定義づけをするなど字句の整理をするものでございます。

第20条は、法律第20条に倣い、字句の整理をするものでございます。

次に、第2条、横瀬町個人情報保護条例の一部改正ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、この場合、（以下「法」といいます）に倣い、条例中の「不服申立て」の字句を「審査請求」に改めるものでございます。

資料の3ページになります。第30条第1項は、法第43条に倣い、審査請求の対象について開示請求または訂正等請求に係る不作為を含むことを明示するなど字句の整理をするものでございます。

第2項は、行政不服審査法第43条第2項に基づき、審理員意見書及び事件記録を諮問時の添付書類として位置づけるため、追加規定するものでございます。

第3項は、第2項を第3項として字句の整理をするものでございます。

第31条は、法第43条に倣い、参加人の定義づけをするなど字句の整理をするものでございます。

第32条は、法第44条に倣い、字句の整理をするものでございます。

次に、第3条、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正ですが、情報公開・個人情報保護審査会設置法、この場合、（以下「設置法」といいます）に倣い、条例中の「不服申立て」の字句を「審査請求」に改めるものでございます。

資料4ページになります。第8条第4項は、設置法第9条に倣い、参加人の定義づけをするなど字句の整理をするものでございます。

第9条第2項は、設置法第13条に倣い、提出された意見書等を他の審査請求人等への送付について追加規定するものでございます。

第3項は、第2項を第3項として設置法第13条に倣い、提出された意見書等の閲覧について字句の整理をするものでございます。

第4項は、設置法第13条に倣い、意見書等の送付、閲覧時における意見聴取について追加規定するものでございます。

次に、第4条、横瀬町行政手続条例の一部改正ですが、第19条第2項第4号は、行政手続法第19条に倣い、字句を整理するものでございます。

資料5ページになります。次に、第5条、横瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、第5条第2号は地方公務員法における表現に合わせ字句を整理するものでございます。

次に、第6条、横瀬町長等の給与等に関する条例の一部改正ですが、第6条の3第2項は、行政不服審査法の引用箇所について字句を整理するものでございます。

次に、第7条、横瀬町営農土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正ですが、第4条は地方自治法における表現に合わせ字句を整理するとともに、行政不服審査法第18条に準じ、審査請求期間を改めるものでございます。

資料6 ページ、中段になります。次に、第8条、横瀬町林道事業分担金徴収条例の一部改正ですが、第5条は地方自治法における表現に合わせ字句を整理するとともに、行政不服審査法第18条に準じ、審査請求期間を改めるものでございます。

附則第1項は、条例施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、この条例の施行前にされた行政庁の処分等又は行政庁の不作为についての経過措置を規定するものでございます。

資料の7ページになります。第3項は、公平委員会が町長に報告する不利益処分に関する審査請求の状況についての経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、この横瀬町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで説明がありました。言葉の整理として出されたので、ちょっとそこら辺についての説明をしていただきたいと思いますので、質問をします。

まず、どちらのページで言ったほうがいいのか、横瀬町の新旧対照表のほうでいきます。

最初に、情報公開条例であります。この却下する場合と却下するときと、こういう表現の点があります。この却下するときと却下する場合の違いは何かというところが、まず第1点であります。

それから、横瀬町の個人情報保護条例の新旧対照表によります30条の第2項になります。これは今まで、文書上点がなかったのですが、審査意見書及び13条に規定する事件記録を添えてしなければならないと、こう規定されているのが、これがなぜかという点が2点目であります。

それから、今度は横瀬町の行政手続条例の中身であります。この中で第19条第2項、第4項の中で、規定のあったものと、それから現行の中では規定するものであったことのあるものと、この表現の違いが、ここが何かということの点であります。

そして、これは私が質問しようと思ったら、先ほど説明があったので、横瀬町営農土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例で、これが従前は30日であったのが、3カ月以内というのは、これが法令の中身ののっとなっているということでありますので、そこは結構であります。

細かい点です。先ほど総務課長の説明のあった説明書の中で、5ページ、第7条の関係であります。横瀬町営の土地改良、これ「の」は要らない、違っていると思いますので、ここのところを今、確認してください。

以上です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 浅見議員さんの質問にお答えさせていただきます。

1つ目、2つ目、3つ目ですか、情報公開条例の関係、あと個人情報保護条例の関係、行政手続条例のことですけれども、これは先ほどちょっと説明しましたけれども、1条にしましては行政機関の保有する情報の公開に関する法律、2条にしまして情報機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、行政手続法にしまして、その法律に合わせて言葉を合わせました。それなので、特に法律に合わせたということで、場合とか時ということは、その法律がそうなったからということでございます。

それと、一番最後ですか、済みません。説明資料の「の」が余計ですので、申しわけありませんでした。以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員、もうよろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第2号 横瀬町行政不服審査法関係手数料条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま上程されました日程第3、議案第2号 横瀬町行政不服審査法関係手数料条例についてであります。全部改正された行政不服審査法等の施行に伴い、手数料に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第2号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

先ほどの続きですけれども、資料9ページになります。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、行政不服審査法、同施行令が全部改正され、平成28年4月1日に施行されます。改正前の行政不服審査法においては、不服申し立てに関し、処分庁から審査庁に提出された書類等について、閲覧をすることはできましたが、写しの交付を受け取ることはできませんでした。しかし、新法、以下法といいますが、では、審理員等に対する提出書類等について、閲覧だけでなく、写しの交付を求めることもできるようになり、その交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならぬとの規定があることから、交付手数料を徴収するため、条例制定をしたいものでございます。

資料の10ページになります。次に、条例の内容ですが、第1条は、法第38条第1項等の規定による交付を受ける者について、別表で定める手数料を納めなければならない旨、規定するものでございます。

資料11ページになります。第2条は、経済的困難等の理由があるときには、審理員または審査庁は手数料の減免ができる旨規定するものでございます。

第3条第1項は、第1条及び第2条の手数料の納付及び減免規定は、法第66条第1項の準用規定により、再審査請求に準用する旨、規定するものでございます。

第2項は、1条及び第2条の手数料の納付及び減免規定は、法第31条第3項の準用規定により、同条第2項に基づき、町条例で不服申し立てに係る事件ごとに置くこととした横瀬町行政不服審査会に準用する旨、規定するものでございます。

資料の12ページになります。第4条は、納付済みの手数料については還付しない旨、及び例外について規定するものでございます。

第5条は、詐欺等により手数料徴収を免れたものに対する科料について規定するものでございます。

第6条は、委任規定でございます。

附則は、条例施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

別表は、提出書類等の交付方法、手数料の額等を法政令第11条、第12条の規定を準用して定めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の手数料条例というか、横瀬町の行政不服審査法関係の手数料条例です。横瀬町には、きょうの議題の中で第6号でも横瀬町手数料条例が出されています。この中に、今回あえて行政

不服審査法関係の手数料条例をつくるのはどういう意味かというふうな点が1点であります。

それからもう一点は、減免の関係であります。横瀬町の手数料条例で減免できる点というのが何点か記載されています。その中でできる町長が特別に認めたものとかという規制はあるのですが、ここの条文で見ると、今回、読みかえ規定を入れて、ただいま説明のありました審査会ですか、今までの審理員が減免をできるということで、これを横瀬町の行政不服審査会が減免できるという点がありますので、今ある手数料条例との整合性について説明していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

どうして別につくったかということなのですが、実際には、今の手数料条例の中に網羅することもないということでしたが、この行政不服審査法、新しく全部改正されましたので、今後、手数料等が発生することはあるかどうか、今の時点ではちょっとわからないのですが、これに関する手数料に関しましては、わかりやすくするために分けました。それだけの理由です。

それで、今の横瀬町の手数料条例の中に、第1条で別に定めるものを除くほかということが規定ございますので、この行政不服審査法関係の手数料条例は別に決めました。

それと、減免規定ですけれども、やはり今ちょっと申しましたけれども、行政不服審査法関係で手数料の法律に載っているところが微妙に違いますので、そういう点もありまして分けたわけで、その整合性というのは、いわゆる行政不服審査法等に基づいた手数料条例にしたということで、今現在ある手数料とは微妙に違うということがございます。

以上です。

○小泉初男議長 ほかに質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の手数料条例によりますと、そのほか別に定める。確かに手数料条例第1条の中で別に定めるものを除くほかということになっています。条例の中では、戸籍法に基づく横瀬町の手数料条例では、戸籍法あるいは鳥獣保護の関係という、それから狂犬病予防とか、そういうのが載っている点があると思います。

法との整合性、今回言ったところで、行政不服審査手続が、これ以外にあえてつくる、そのところがもう一度ほかの法律等であるのも横瀬町の手数料条例に入っているのです、これやってより煩雑化、複雑になるのではないかなというふうに考えますが、そのところはいかがでしょうか、どうぞ。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 担当課といたしましては、複雑になるのではなくて、余計わかりやすくなるという解釈で別にさせていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 ほかに質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員、もうよろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第2号 横瀬町行政不服審査法関係手数料条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第3号 横瀬町家族介護者支援手当条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま上程されました日程第4、議案第3号 横瀬町家族介護者支援手当条例についてでございますが、家族介護者の経済的な負担を軽減等するため、家族介護者支援手当に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第3号 横瀬町家族介護者支援手当条例について細部説明をさせていただきます。

この家族介護者支援手当でございますが、在宅で日常生活を営むのに著しく支障のある要介護者を介護している家族に対し、手当を支給することにより、介護の労をねぎらい、精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、在宅介護者の福祉の向上に寄与することを目的としているものでございます。

本日お配りしました家族介護者手当条例（解説）をごらんください。

第1条でございますが、先ほど申し上げました目的を定めております。

第2条では、手当の支給要件、言いかえますと在宅要介護者の要件を定めております。1号から5号ま

であり、1号は要介護4、要介護5の認定者、2号では施設入所していないこと、3号では1年以上横瀬町に居住していること、4号では介護保険料を滞納していないこと、2ページになります。5号では、生活保護を受けていないことを要件としております。

第3条では、手当の月額を在宅要介護者1名につき5,000円とするものでございます。

第4条では、受給資格の認定については、申請主義により認定の可否を決定することを定めております。

第5条では、手当の支給期間について定めております。

第6条では、手当を4月、8月、12月の3回に分け、前月分までを支給することを定めております。

3ページになります。第7条では、受給資格の消滅事由を定めております。第1号から第3号では、受給者である家族介護者における消滅事由を定めており、1号では転出又は死亡したとき、2号では在宅要介護者を介護しなくなったとき、第3号では手当の受給を辞退したときでございます。4号では、在宅要介護者の消滅事由を定めております。アとして転出または死亡したとき、イとして第2号、各号の要件に該当しなくなったとき、ウとして医療機関に3カ月以上継続して入院したときでございます。

第8条では、受給者が届け出の必要な事由について定めております。第1号は在宅要介護者について定めており、医療機関に1カ月のうち半分以上入院したとき。第2号は、受給者と要介護者の住所、氏名等に変更があったとき。第3号では、第7条の事由により資格が消滅したときを考えております。

第9条では、手当の返還について定めております。

4ページになります。第10条では、現況届の提出を定期的に求め、第11条では必要に応じ家族介護者に対する要件の確認等を求めることを定めております。

第12条では、この条例の施行に関して必要な事項については、施行規則で規定することを定めております。

附則でございますが、第1項では、この条例の施行を平成28年4月1日からと定め、第2項では、本条例の施行に伴い、既存のねたきり老人等手当支給条例を廃止することを定めております。

また、第3項では、廃止されるねたきり老人等手当支給条例により認定を受けている者について、平成27年12月分から平成28年3月分については経過措置としてねたきり老人等手当支給条例に基づき支給することを定めております。

以上で細部説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回のねたきり老人等支給条例から横瀬町家族介護者支援手当条例にという、移行というか、そういうふうに見えます。それで、ひとつ今、説明があった中で、支援要件の中で見ると、第2条で一番大もとは介護保険法の要介護4、要介護5の認定を受けていること、その後の2、3、4、5については支給に対しての入所していないとかという条件なので、基本は要介護4、要介護5というふうに見られます。

それと、今度は現行のねたきり老人等手当支給条例、これと比較して、今回の条例が行われた場合に、ねたきり老人手当のほうから支給対象外となる人がいるのかいないのか、その点について説明していただ

きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 今回、ねたきり老人手当から家族介護者支援手当に移ることによりまして、今までのねたきり老人手当をもらっていた方が、もらえなくなることはありません。

以上です。

○小泉初男議長 違うか、少し。

○大場紀彦健康づくり課長 今のことは、経過措置で、附則の3項でそういうふうに出っております。

○小泉初男議長 ちょっともう一回聞き直したほうがいいのではないか。

○大場紀彦健康づくり課長 ねたきり老人手当から家族介護者支援手当条例に移ることに伴いまして、この支給要件は第2条のただし書きによりまして、町長が特に必要と認めた者ということで、その中でねたきり老人手当の受給者を救済するように定めております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ということは、これ申請主義でありまして、今、現にねたきり老人等の手当を受けている人が、3月までは、これは経過措置ということでありまして。新条例がもし施行されたならば、4月以降にこの要介護4、5以外の人で、ねたきり老人になっている人は、町長が認めた場合と、だから認めない場合もあり得ると読み方になると思うのですが、そこら辺の解釈についてはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 今現在、受給している方は、全てそのまま、3名おりますが、その方は全て家族介護者支援手当条例の対象となります。そのほかには受けている方はおりませんので、新たに家族介護者手当の申請をしていただくような形になると思われまして。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 たびたびで済みません。要介護4あるいは要介護5でなくてもねたきりになっていた場合については、今現在は、3名がなっているとのことでありまして、今回の支給要件の中で4番の第2条、ただし書き条項、町長が必要と認めた場合ということで、申請に対して判断をする人、だから認めた場合について、今これから要介護4あるいは要介護5ではないけれども、ねたきりになっている人がいた場合に、支給は今を抑制することはないかどうかということをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 詳細については、規則等で定めておりますので、ちょっとこの席で規則の持ち

合わせありませんので。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、補足します。

これは、今、受給者の方、まず原則、この規則でやるということなのですが、現行の受益者に不利益がないようにするという事です。ですので、今、現行制度ですと、実は利用者がかなり少なく、履行する際に、先ほどお話があった3名しかおりませんので、この方については不利益がないように考えていくということです。あとは、原則的には、条例の原則に従って運用していくという形になろうかと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第3号 横瀬町家族介護者支援手当条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第4号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。全部改正された行政不服審査法等の施行に伴う関係法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第4号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。総務課の資料の13ページになります。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、行政不服審査法、同施行令が全部改正され(以下「法」、「令」といいます)、平成28年4月1日に施行されます。このことに伴い、地方税法第436条の規定に基づく条例とするため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第4条第2項は、法第19条第2項第1号及び第2号に準じ、字句を加えるものでございます。

資料の14ページになります。第4条第3項は、法第19条第4項、令第3条第1項に準じ、字句の整理をするものでございます。

第6項として、令第3条第2項に準じ、代表者等資格喪失届出規定を追加するものでございます。第6条は、法第29条第5項並びに令第6条第2項及び第3項に準じ、弁明書の提出関係事項について、第2項として追加等するものでございます。また、第5項として、令第7条第1項に準じ、反論書の提出関係事項について追加するものでございます。

資料の15ページになります。第10条は、令第11条及び12条に準じ、提出書類等の写し等の交付を求めた審査申出人等が納付しなければならない手数料の額等について追加規定するものでございます。

資料16ページになります。第11条第1項は、令第13条第1項に準じ、経済的困難により手数料を納付できない場合には、2,000円を限度に減免できる旨を追加規定するものでございます。

第2項は、令第13条第2項に準じ、手数料の減免を受けようとする審査申出人は、その書面を委員会に提出しなければならない旨を追加規定するものでございます。

第3項は、令第13条第3項に準じ、減免を求める書面に、減免を受けたい事実を証明する書面を添付しなければならない旨を追加規定するものでございます。

第12条は、手数料について2条追加したため、議事についての調書について規定した第10条を12条とするものでございます。

第13条第1項は、同じく審査決定書の作成について規定した第11条第1項を第13条第1項とするものでありますが、法第50条第1項を準用し、決定書に記載する事項について第1号、主文から第4号、理由まで追加規定するものでございます。

資料17ページになります。第14条から第16条は、同じく審査の秩序維持、関係者に対する費用の弁償、固定資産評価審査委員会規定への委任について規定した第12条から第14条を条がえしたものでございます。

附則第1項は、条例施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、改正後の主な規定の適用を平成28年度以降の年度分の固定資産価格に係る審査の申し出についてとし、公布日から平成28年3月31日までの平成27年度以前の審査申し出については、従前の例に

よる旨を規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほど議案第2号で横瀬町の行政不服審査法関係手数料条例が可決されたところがあります。今回のこの固定資産評価委員会の条例は、固定資産委員会条例となっていますが、これの中で手数料が入っています。ここと、先ほどの条例との関係について説明をしていただきたいと思います。手数料の額あるいは減免というのは、既に行政不服審査関係条例で定めてあるのに、ここでは重複にならないかどうかの点であります。ここに入れる理由と、その重複の関係について説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 質問にお答えさせていただきます。

先ほど条例の基本的な考え方でちょっと申しましたが、地方税法第436条の固定資産評価審査委員会に関する条例または規定事項というところ、地方税法第436条でございます。これが、この条文を読みますと、この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存、その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定めるということで、固定資産評価審査委員会条例がありますので、その中に、地方税法の規定に基づく条例とするために改正するものです。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようでございますので、なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第5号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じた、及び地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第5号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。資料19ページになります。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、2015年人事院勧告に基づく国家公務員給与改定に準じた職員給与の改定、地方公務員法の一部改正に伴う給料表ごとの級別基準職務表の追加規定及び行政不服審査法全部改正に伴う字句の整理をするよう一部改正をしたいものでございます。

資料の20ページ、下段になります。次に、改正の内容ですが、第3条第4項は、地方公務員法第25条第3項第2号に基づき、等級別基準職務表を条例に規定するものとなったことから、標準的な職務の内容を規則で定めることとしているため削除するものでございます。なお、削除に伴い、第5項を第4項とするものでございます。

資料21ページになります。第3条の2は、地方公務員法第25条第3項第2号、同条第4項及び第5項に基づき、別表第2として級別基準職務表を追加規定するものでございます。

第4条第1項は、字句の整理をするものでございます。

第16条の6第2項は、行政不服審査法の全部改正に伴い、引用箇所に係る条項の整理をするものでございます。

第16条の7第2項第1号は、正規職員に係る各基準日ごと勤勉手当を算定するための上限率について、100分の75を100分の80に改正するものでございます。

第2号は、任期付職員等に係る各基準日ごと勤勉手当を算定するための上限率について、100分の35を100分の37.5に改正するものでございます。

附則第4項から第7項は、不要となったため削除するものでございます。

資料22ページになります。別表について、人事院勧告に基づく国家公務員俸給表に準じて、月額2,500円から1,100円の引き上げをするものでございます。

附則第1項は、条例施行日を条例公布の日とするものでございますが、第16条の6第2項については、

行政不服審査法施行日の平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、勤勉手当、この附則第4項から第7項、給料表の規定について、平成27年4月1日から適用とするものでございます。

第3項から第5項は、給料の切りかえに伴う経過措置について規定するものでございます。

第6項は、既給与について、改正後、給与の内払いとみなす規定でございます。

第7項は、委任規定でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の今年度の給与改定ということで、人事院勧告に伴いまして町の職員も同じような形で上げていくというようなことです。今、説明資料の中でちょっと私がほかの書類見ていたので、課長の説明がどうだったかというのが聞き漏れていたところなのでありますが、19ページ及び20ページにあります参考資料の中の2015年人事院勧告は、②のところ、ボーナス、私たち一時金、これ0.1%引き上げではなくて、0.1月の引き上げだと思えます。

同じく、次ページ、20ページの勤勉手当を0.1%引き上げではなくて、これは0.1月の点だと思えますので、まずその確認をお願いしたいのが1点であります。

そして、今回の町の給料表については、国公が10級表をとっているところではありますが、町の給料表は7級までであります。この給料表の適用について、町として職員に当てはめるときどのように考えるのかというふうな点が2点目であります。

3つ目については、国の手当等については給与制度の全般の中で、今年度、給与勧告の行使等を見ると、月例給、民間等、先ほど課長説明ありました0.36%の引き上げと、それから一時金の引き上げがありました。そのほかにつきましては、国のほうについては地域手当の支給割合とか単身赴任手当の引き上げ等があります。横瀬町として、これらを考慮しながら、より職員が意欲を持って働けるような、そういう取り組みについて、こう考えていますというのがありましたら、そこら辺についての説明をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

済みません。パーセント、資料のほう間違いました。申しわけありません。

それと、級別基準表と給料表の関係ですけれども、そのまま1級から7級に当てはめるということでございます。

それと、国のほうの人事院勧告には地域手当とかありますけれども、横瀬町は該当がありませんので、そのほかのことは特にありません。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、この国公給料表というか、10級制度の中で、確かに国は1級から主事、主任、主査というふうになっていまして、7級以上につきましては町は課長までしかないと。そのほかについて、県等については次長がいます。部長がいますということで、そういう点の、さらにモチベーションを上げる点だと思います。町は課長が最高号俸ですので、これを今の給料表だというと7級までなのです。人事委員会がない中で、町は国をそのまま適用するときに、どの表を適用するかが課題となると思います。今後、これらの案について引き上げる努力はしようとしているのかどうか、こういうより職員に有利に働くようにできる考えはあるかどうかについて伺いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

今のところ、その考えはありません。この前、6級を7級に上げたということで、しばらくこの状況を見ていきたいと思うということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 原案に賛成の立場から、この横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成討論を行います。

私もかつて県の職員でありました。公務員給与については、労働基本権の機関の代償措置としての人事委員があります。こういう中で町の職員が、よりモチベーションをとって働く。このまちづくりの中で、非常にさまざまな点、氷柱についてとか、あるいは彼岸花まつり、それからよこぜまつり等、いろんな多方面で活躍しているところだと思います。それを実際上はどう評価していくというのは、なかなか難しい点があると思います。

今回の国の給与勧告が、月例給と、それから民間との給与格差ということで引き上げがあったのに対して、町でもこのような点での条例改正があります。まだまだ不十分な点はあると思います。

それから、横瀬町の状況あるいは秩父郡市の状況から考えると、公務員がということはあるかと思いますが、非常に精力的に働いている点をもって、なおかつ生活設計等もあると思います。ぜひこういう点でさらなる職員の意欲をできるような形をお願いしまして、今回の条例の賛成討論とします。

皆さんの賛成、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第6、議案第5号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第6号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例についてありますが、屋外広告物の許可等の事務が権限移譲されること等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、議案第6号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例の細部の説明をさせていただきます。

お手元に新旧対照表、説明資料等を配付してありますが、説明資料に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただければと思います。

今回の一部改正でございますが、別表の一部を改正するものでございます。12項から33項に及ぶもので

ございます。

改正点としまして2点ほどございます。

まず、1点目としまして、屋外広告物の許可の追加でございます。埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、平成28年4月1日から県より権限移譲される事務、屋外広告物の許可などについて手数料が発生するため、定めるものでございます。

12項としまして、屋外広告物の許可、そして事務の種類、金額を記載してございますが、事務の種類、金額については、県が行っていた事務の単価と同一でございます。

続いて、2点目でございますが、通知カードの交付の関係を削除するものでございます。通知カードの交付について1枚500円と定めております。昨年10月5日の日から施行されておりますが、関係法令などをもとに検討しました結果、通知カードの交付について削除するものでございます。

その検討の内容でございますが、通知カードの初回の交付でございますが、住民基本台帳に記載された全ての住民に通知されるものであり、個人の要求に基づき、その利益のために行う事務でないことから、通知カードに係る交付手数料の規定について、再交付のみが適当と判断したものでございます。

また、以前、12項、狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録から、32項、認可地縁団体、印鑑に関する証明書の交付までの項の番号を1つずつ繰り下げるものでございます。

なお、条例の施行日については、4月1日でございます。

以上、細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の今回の手数料条例であります。屋外広告物の許可ということで、この項目をどこに加えるかということで12番に入れて、あと順送りということですが、12番に入れる意味とこのところ、43番の後に44番を入れるのもどうかと思ったのですが、そこら辺のなぜ12番に入れるのかというのが1点であります。

それからもう一点は、今、通知カードの交付の削除についてということで、通知カードの交付の削除は、これは私は当たり前のことだと思って、前回は国庫補助という中身で、なぜとるのというのがあった中身なので、個人の利益でない今、説明ありましたが、そこを削除した。では、同じような感じで今回の残った個人カード番号の35項目は、なぜ残すのかと。そのところについての説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問の1点目でございます。12項に追加した理由でございますが、横瀬町はことしの4月から権限移譲するのですけれども、もう既に権限移譲されている市町村の条例等を参考に見まして、同じような位置、狂犬病予防の関係の前ということで追加いたしました。

以上です。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 5番議員さんの個人番号カードの交付が残ることについて答弁をさせてい

ただきます。

個人番号カードの交付と再交付の取り扱いにつきましては、平成27年9月定例会においても説明させていただきましたが、法律の規定の中のところ再交付という表現を用いているものが消失、紛失した場合のみで、その他のものについては新たな交付という表現を使っております。

また、この個人番号カードの手数料を徴収しないものについては、補助対象となるものが国庫補助の対象なるものについては徴収しないということに決めております。また、個人番号カードの交付につきましては、恒久的に先ほど申しました国庫補助金がつくというような情報は得ておりません。また、今、現行、個人番号カードの交付を行っているところでございますが、有効期限が設定されております。20歳未満は5年、20歳を超える方については10年という期間設定がされております。その後の更新につきまして、その表現につきましても有効期限内の交付という表現を法律でとっております。このようなことから、交付、再交付という表現を用いて手数料条例に記載するという判断をいたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今のこれをなぜ12番に入れたというふうなまち経営課長の回答の中に、他市町村を参考にしたとあります。同じような考えで、今回の通知カードの関係、それから個人カードの関係、対、私も秩父郡市の手数料条例を見たときに、ここが入っているところはなかったのですが、そこら辺との今の話でいって、他の市町村との関係を見たときにどういうふうにか考えるか、説明をもう一度お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 お答えをさせていただきます。

手数料につきましては、横瀬町が独自に定める条例で定めて、町民から徴収するものでございます。このものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助金対象外になるものについて自己の利益のために交付するものについて手数料を徴収するものでございます。解釈の仕方等もございまいしょうが、選択肢として横瀬町のほうは、検討した結果、交付と再交付の両方を決めるということで判断をいたしました。

なお、交付につきまして決められているものについて免除をするという詳細を事務の取扱要綱、これ告示文書でございますけれども、掲示板に告示をいたしまして、その旨定めて、ほとんどのものについては手数料が免除になるように設定をしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の手数料条例では、手数料の免除ということで法律に基づくもの、(7)としてその他町長が特別の理由があると認めたときということで、その町長の認めることが何かというところに書かれているのが、今回の手数料条例の点であると思います。原則、この手数料条例の個人カードについては、個人番号カードの交付については取るのですか、取らないのですか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 お答えさせていただきます。

まず、先に横瀬町の個人番号カード等に関する事務取扱要綱というのは、現行、昨年9月25日に施行しておりますけれども、このものについても今回条例改正を上げてある関係から、これをご議決いただければ、これも改正する予定でございます。現行の事務の取扱要綱の中のところに第19条といたしまして手数料の、どういう場合に減免ができるかということの規定しております。このものについて、今、個人番号カードのことをおっしゃられましたので、初回交付については免除するということで定めております。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

反対討論からお願いいたします。反対討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

私は、この租税の関係あるいは地方税の関係であります。この税については租税法律主義、これ罪刑法定主義と同じような形で税の民主化の問題があると思います。国民あるいは住民に手数料給付に対する反対給付ということで課すのに対しては、定めなければならない。基本原則は、取ることを前提に進めている中身だと思っております。条例で定めて、今、課長の説明があったのは、事務取扱要綱でやっています。それは条例ではないのです。私たち議員は、ここが定める場合、いわゆる当該地方公共団体の住民代表は、この条例に定めたことによって、反対給付を課すことができる。だから、それを免除するということ、ほかの点で定めるのは違うので、本当に一部であります。今回の改正する条例については理にかなっていないと思っておりますので、反対とします。ぜひ皆さん、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 この条例に対し、賛成の立場で討論いたします。

ただいまの浅見議員のご意見は、本当に最もだと思っております。私もこの条例につきましても、所得証明とかの住民が本当に必要なものに対して、秩父市と同じ値段にしてほしいなということを以前にもお願いしたものでございますが、諸般の事情によりこの条例になりまして、今度の条例、広告等の許可等の事務の権限につきまして担当課のほうで熟慮していただいて、この金額になったと思っております。

また、個人番号カードの交付についてでございますが、多分事務手続上、交付するのにお金というのですか、普通の状態ではなくて、特別な場合があると思うのですが、もしそのときのために、この条例をつくっておかないと、お金が取れないということと解釈しておりますので、この条例に対し、私は賛成いたします。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければと、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第7号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第7号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例についてであります。人口減少対策の一環として子育て支援施策を拡充したいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第7号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

この出産祝い金支給条例事業は、出産の奨励と子育て支援することを目的とする事業ですが、今回、横瀬町地方創生・総合戦略の中で人口減少対策の一環として子育て支援施策の拡充を図るための一事業に位置づけられたことに伴い、事業内容を拡充するため、今回の条例の一部改正を行うものでございます。

では、お配りしてございます新旧対照表をごらんください。今回の改正は、第3条中、第1子につき3万円を次のとおりに改め、第1号として第1子3万円、第2号として第2子5万円、第3号として第3子以降10万円とする規定に改めるものでございます。

また、第5条では、支給認定の定義をより明確化するために字句の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、施行日以後の出産から適用するものでございます。

第2項では、この条例は、その運用状況、実施効果等勘案し、目的に達成状況を評価した上で、横瀬町地方創生総合戦略の計画最終年度である平成32年3月31日までに見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに同様に評価し、見直しを行うものでございます。

以上で細部説明を終わります

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の出産祝い金条例は、本当に1子のほかに2子、3子ということでいいかなと思います。今回の附則の中で条例の見直し項目が入っています。前段の今ある横瀬町出産祝い金条例は、平成21年4月1日に施行されてきています。7年経過というふうに思います。そうすると、こういう目的の達成状況を評価した上でということ、今までの7年間の歩みをどう評価するのか、そのところについて説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この出産祝い金支給条例の一部改正というか、支給条例につきましては、既に議員さんがおっしゃるとおり7年間やってきていると思いますが、この7年間につきまして、その評価等を行った経緯はございません。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 7年間につきまして、定量的な評価ができていくかというのと、それはできていないのですが、ただ各自治体が地方版総合戦略というのを進めていく中で、子育てのところはどこも重点的にやっています。この前、議員の皆さんが見られた茂木町なんかも本当にそうなのだと思うのですが、そういった横瀬町としても周辺の例えば市や町がどういうことをやっているのだとか、あるいは現行の一律3万円で効果が十分かどうかということだとすると足りないという判断をしました。ですので、増額をします。しかし、これは総合戦略の一環です。ふやして効果を測定していくというのが非常に重要なことかと思しますので、総合戦略の次の見直しのタイミングで、もう一度この施策についても、次、足りているのか足りていないのか、もっと効果を出すのにどうしたらいいのかということを検討していくことをやっていこうと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原です。ちょっとお聞きしたいのですが、この支給の認定というところで、町長は条例の申請を受理したときは、審査の上、支給の可否を決定という、この審査というの

はどのような審査なのか、申しわけない。教えていただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 宮原議員の質問に対してですが、この審査につきましては、今までそういう文言が入っていないために入れたものでございます。審査というのは、その人の居住要件とか、あと納税の状況、あと出産から1年以内の申請とか、そういうことを指しているものと思われま。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。先ほどの浅見議員の部分と少しかぶる部分もございませけれども、こちらの条例に関しまして、この条例の改正に関しましては、とてもすばらしい策と思っております。少しでも子育て世代に、子供を産んで子育てしやすい世の中により近づくなと。それは単純に金額的なものではなくて、信頼性、町がそれだけ見せてくれていると、そこがすごく重要だと思っております。その上で支給をしっかりとされることというのが前提条件となると思うのですけれども、なかなか申請の上でという中で、今の若い方たちはなかなか情報を、みずからそこを得ている方もいらっしゃいませけれども、結構得ていない方、広報等も読んでいない方が多くいらっしゃいませ。そういった中で、先ほどの質問とかぶるという部分では、今まで7年間の間の支給が、実際に対象だった方たちの何%現実に行われているかというところ、そこをひとつお聞きしたいと思います。

また、今までもそうなのですけれども、今後、広報等をどのような形で、例えば胎児教育の講座がございませ。また、いろいろ健診等がございませ。そういったときに、また母子手帳の際などにお配りいただいているとか、そういったことがあるとは思いますが、今までの対策と今後の広報のプラスアルファでやっていく部分というのを教えていただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 支給につきましては、ほぼ100%の方に対して支給していると思ひませ。ただ、町税を滞納している方がございませ、余り高額ですと3万円なりもらっても、税が何十万円、何百万円とか、それはちょっと多いですけれども、そういうふうになる方がございませ、支給をしていないことがございませ。広報等がございませが、町の広報紙、ホームページ等を使っております。そのほかに出産の届け出を役場のいきいき町民課のほうへしますが、そのときに届け出と同時に健康づくり課のほうへ出産があったという、出生の届けがあったということが報告されますので、そのときに申請を受け付けております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。今の税の滞納という部分で、これが審査に影響してくるものだと思います。確かに税金を払っていない状態で支給を得るという部分には整合性に欠ける部分がある

のは事実かとは思いますが、ただ実際に苦しい生活を強いられている保護者の方、今、多くいらっしゃいます。そういった中で税の滞納というのは、確かに審査基準にはなるのだと思うのですが、それが事情によってはやむを得ない事情というのもあるのかなと、そういったときには支給対象になる判断というのがされる可能性はあるのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 税の滞納によって、実際に支給しなかったかどうかというのは、ちょっと定かではございません。税の滞納があったとしても、支給の認定、支給期間が出産から1年間の猶予がございますので、その間に払っていただいて支給するような形の場合はあります。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 先ほどの広報のところにつけ足しをさせていただきたいと思います。これもそうなのですが、今度、新規事業が非常に多いです。したがって、今までと違う形での広報が必要だと思っております。1つは4月号の「広報よこぜ」に新規事業だけのページをつくって全戸世帯に配布をするというのが1つと、それから秋にやっていた町政懇談会を今回は春に開催をして、新規事業の周知を中心に懇談会をするという形をとりたいと考えています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員、よろしいですか。

○1番 向井芳文議員 はい。

○小泉初男議長 ないようでございますので、なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第7号 横瀬町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第8号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第8号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例についてであります。人口減少対策の一環として子育て支援施策を拡充したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 議案第8号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、第7号議案と同様に、人口減少対策の一環として子育て支援施策の拡充を図るために、横瀬町地方創生総合戦略に盛り込まれている事業であり、事業の拡充のため、条例の一部改正を行うものでございます。

小学校等入学祝い金支給事業は、小学校等入学予定児童の保護者に対し祝い金を支給することで、入学時に係る費用の軽減を図るとともに、児童の健全な育成に資することを目的として実施しております。

新旧対照表をごらんください。今回の改正は、支給対象を小学校等入学予定児童だけでなく、中学校等入学予定生徒まで支給対象者を拡大するために規定を改めるもので、それに伴う字句の整理を行うものでございます。

附則では、附則第1項では、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、目的の達成状況を評価する上で、横瀬町地方創生総合戦略の計画最終年度である平成32年3月31日までに見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに同様に評価し、見直しを行うものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これも先ほどと同じ質問になります。現行の横瀬町小学校等入学祝い金支給条例は、平成23年に制定されて、それから来ていると思います。ちょうど5年たったところです。先ほども言った条例の見直しの中では、この目的の達成状況を評価した上でということ、ちょうど5年たったときに、今回の今まで行ってきた効果というのですか、評価、どう考えるかについて説明をよろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この小学校入学祝い金の支給条例につきましては、毎年、評価のほうを実際に行っております。この祝い金につきましては、商品券でお祝いとしてお配りしております。この商品券は、横瀬町内で利用できる商品券でございますので、町の商工業の活性化、あと、その中で実際に商品券を使って子どもの体操服とか、その学用品を買っているとかのアンケート等の結果も出ております。

そのほかには、商品券が使える商店等の数をふやしてもらいたいとかいうお話が来ております。詳しくはちょっと確認をしてみないとわかりませんので、また終わってから来ていただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 私から少し補足をさせていただきます。

事業自体の評価につきましては、健康づくり課長から申し上げたとおりなのですが、あと、お祝い金拡充に至った理由ですけれども、今回、総合戦略を検討していく中で、やはり若者の方のアンケート、子育て世代からのアンケート、または、その前に子ども・子育て支援計画をつくる際にも、対象世帯にアンケートをとりました。その中で、やはり子育てをしていく中で経済的な部分で負担が大きいというところがございまして、小学校に関しては今までお祝い金という形で支給をしていたところなのですけれども、今回、中学生の入学時においても、そういった経済的な負担を緩和するために拡充をさせていただいたものです。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これについては、モニタリング等をやっているとのことで、支給対象とした人から商品券等で行っているところで、100%という形で進めている理解でよろしいでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この入学祝い金の制度につきましても、町税の滞納のないことということが条件となっております。先ほどと同じように高額滞納者につきましては支出していない方が何人かございます。中には高額であっても、ぜひ欲しいということで、全額町税等を支払っていただく方もおります。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の全部ほとんど町税滞納者以外については支給されているということで、その利用についてなのです。きのう、プレミアム商品券等もありました99.8ということで、今、小学校入学、いろいろ足してみても70人か80人、それでみんな商品券で使っていますというか、そこのところが100%でとさっき聞いたところなので、では、そこのところの確認はできていますか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この商品券につきましては、全員が使っているということではございません。何%かの方は、そのまま流すというのですか、そういうふうな形になっている方もございます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。先ほどの広報の関係になるのですが、こちらに関しましては、今までは小学校のほうでは行われていた内容、これから中学校のほうでも拡充となる中で、今までの広報の仕方、それからこれからの広報の仕方を教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 広報の仕方というご質問なのですが、毎年、4月号でまちの補助金の制度を一覧表で掲載しております。その中で、今回、総合戦略によって新規に行うもの、また拡充するものがありますので、その辺わかりやすく掲載していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この入学祝い金の制度の対象者、その年の入学予定者に対しましては、全て個人通知でお知らせをしております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第9号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第9号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。効果的に事業を実施するため、支給要件等の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 議案第9号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

この健康長寿祝金支給条例は、高齢者に対し、健康長寿祝金を支給することにより、健康の保持、福祉の増進を図ることを目的にした事業でございます。今回の改正では、受給資格者を77、80、88、90、99、100歳の方6区分から77、88、90、100歳の方への4区分に改め、あわせて祝金の額の見直しを行うものでございます。

では、お配りしました新旧対照表をごらんください。

第2条では、支給要件から80歳、99歳の方を削るほか、字句の整理を行うものでございます。第3条では、第2条の改正を受け、祝金の額から2号の80歳の方、5号の99歳の方に支給する祝金の額を削り、6号の100歳の方に対する祝金を5万円から10万円に増額するものでございます。また、5号を削除したことに伴いまして、号を整理したものでございます。

第5条でございますが、町長が定めていた99歳、100歳の方に対する支給日のうち、99歳を削り100歳の方だけに定めるように改正したものでございます。

附則では、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。質疑はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。こちらの改正案なのですけれども、とても効率的という表現ではあるかと思いますが、こちらの効果的という部分が私にはちょっとよくわからない部分がございます。これ細かく支給年齢が77、80、88、90、99、100と現行の条例ですけれども、あるのには意味があるのかなと思っております。一応77は喜寿と言われております。80は傘寿とか言われたりしております。81というのも載っていたのですけれども、また88、米寿、90、卒寿、95に珍寿というのもありまして、99、白寿と、そういう形で、それができた経緯というのは相当昔になるのだと思いますけれども、やはりこの年齢、70を過ぎてきますと、今、平均年齢は上がっているとはいいますが、やはり一年一年生きるのがすごく大変というか、体もだんだん壊してしまったりとか、そういう中で一年一年生きるというのは本当にいろいろな、若いときの一年よりも相当労力のいることかなと。そういった中で、お年寄りの方たちがいてくれて、今があると。そういうお年寄りの方々への感謝の気持ちを考えますと、これは、もしここから新たにつくるのであれば、こういう案でいいかもしれないのですけれども、今あるものを削除する部分、100歳が10万円に、倍になるとはいつても、該当者はそんなにいるわけではないですし、やはり今までの回数を減らすということに関しましては、私としては配慮的な問題、金額的ではなくて、配慮的な問題で、ちょっとお年寄りの方への感謝の気持ちというのが薄れるのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりをどう考えるかということと、効果的という部分、効果的という表現に、提案理由のところにあるのですけれども、この効果的というのはどういうふうに効果的なのか、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対すると答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 今回、この年齢につきまして2区分減らしたことの始まりは、町では改革改善計画という事務事業の実施をしております、その事務事業に対して行政評価の結果を行政評価委員会でしているわけですが、平成26年度の健康長寿祝金支給につきまして行政評価を受けまして、その中で支給対象者となる年齢区分の縮小や支給金額の見直し等について検討を実施していくという指示を受けました。その中で、行政評価委員の意見としましては、現在の平均寿命を考えると、77歳や80歳は長寿と言いがたくなってきており、支給対象者も増加傾向である。また、99歳、100歳で連続して支給していることについても検討の余地があるということで結果をいただいております。

その関係で、まず最初に長寿というのは何歳ぐらいかということで考えましたところ、県のホームページに横瀬町の現状というページがございます、平成25年の関係なのですが、横瀬町の平均寿命としましては、男性が79.17歳、女性が85.16歳、65歳の健康寿命というのが65歳から16.76年、男性です。女性が19.51歳ということは、男性が81.76歳、女性が84.51歳というふうになります。そんな関係で、長寿というふうな形をとるために80歳という年齢を削りました。77歳につきましては、長寿、高齢者の入り口になる方々、これから健康保持に努めてもらいたいという期待を込めて、今回は支給対象として残しました。効果的という面では、健康であるということで介護保険とか、そういう医療を利用する方が少なくなればということで、それが効果的ということになると考えられます。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 では、済みません。私から少し補足をさせていただきます。

健康づくり課長のほうからも、いろいろと長寿の定義についても話がありましたけれども、私のほうからも少し加えさせていただけたらと思っております。今回、健康長寿の祝金につきましては、いつからでしたか、その前に町は敬老年金という制度があったわけなのですが、それがまた、その後、健康長寿祝金に衣がえをしてきたという経緯があります。その間、前は長寿という話なのですが、戦前は平均寿命が50歳という時代もあったわけですが、その後、年がたつに連れて平均寿命が上がってきたと。

直近の数字を見ますと、平均寿命、平成26年が男性が80.5歳、女性が86.83歳というふうになっております。平成26年から、その前、20年前の数字と比べますと、その20年間でも4歳、平均寿命が男女とも上がってきていると。今後も、平均寿命というのが、また緩やかではあります、延びていくだろうということが想定されます。

それで、一方で、もう一つのデータとして平均余命というのがあるのですが、そちらのデータで申し上げますと、現在の75歳の人なのですが、こちらが男性が11.94歳です。女性が15.6歳ということでありまして、これがこの75歳の方が、そのまま生きれば、さらに男性が約87歳まで、女性が90歳まで生き続けるという数字になるわけなのですが、一昔前であれば80歳を超えるということは、長寿ということになるのかと、一般的な感覚はございましたけれども、現在では80歳を超える方が大変多くなってきている状況であるということと、あと75歳以上の後期高齢者についてなのですが、人口の今後の推移で言いますと、15年後までは人口は伸びていく状況にあると。どれくらい伸びていくかということなのですが、総合戦略の中で上げているデータで申し上げますと、2015年が1,314人です。それが2030年になりますと1,545人ということで、約18%の増加になるということです。そういったことから、健康長寿の祝金の趣旨を踏まえ、背景が変わってきているということもありまして、現状にあわせて対象者を見直すことが必要ではないかと考え、今回、改正をさせていただいたものです。

また、77歳を対象として残すということにつきましては、先ほども健康づくり課長からも申し上げましたが、条例の目的の中にも健康の保持を奨励していくというのがございます。そういったことから、77歳を機にもう一度長寿、健康でいていただくということについて啓発をしていくということの意味を込めまして、77歳については対象に残させていただいたということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 向井芳文です。ありがとうございます。私個人としては、長寿の解釈という中で、77まで生きられるかどうかというのは、ちょっと生きられるような気もしないのですけれども、頑張っていきたいとは思っておりますけれども、そういった中で確かにいろいろ見直す時期なのかなというのは確かに感じる場所もございます。全国的には、こういった長寿祝金というのはなくなっている傾向にあるというふうにも聞いております。ただ、日本一を目指すという町長の方針のもとでは、ほかがどうか、そういうことではなく、やはりお年寄りの方々にとってどう感じるかというところを強く考えていただきたいなど。そういった中で、確かに子育て支援関連、今回も可決されているもの、ここまでもございますけれ

ども、かなり拡充をされて、すごくありがたい部分ではあるのですけれども、その一方で、以前の、昨年の町長の町政懇談会の際にも若干出ていたかなという意見なのですけれども、年寄りの人はどうでもいいのかい、そういう表現では出ていませんが、そういったようなニュアンスの意見も出ていたと思います。

そういった中で、やはりお年寄りの方々も満足して生きられて、子育て世代も、子ども、一般の仕事をされている大人も全員が満足して暮らしていける町というのを考えたときには、先ほども申し上げましたけれども、ゼロからつくる中ではいいとは思いますが、あえてここからそこを削除するというのは、お年寄りの方々としてみると、何歳まで生きられる、何歳まで生きているとかいうことは関係なしに、自分たちの待遇がこうやって削られたのかいというふうに解釈すると思うのです。そういったところというのに関してはどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 誤解なきようになのですが、高齢者の方々を大切にしたいと思っています。そのために、私たちはできる一番効果の上がる政策をつくっていきたくと思っています。さっきの効果的というところにもつながるのですけれども、無条件にどちらが効果的かと言われれば、それはたくさん上げたほうがいいのです。しかし、私たちは先々のことも考えなければいけません。今回、地方版総合戦略、横瀬町地方創生総合戦略というをつくる中で、人口減少の対応としては2つ柱があって、人口減少を抑制することと、人口減少に備えることが必要であるという2本柱なのですけれども、これまさに備えることなのです。決して、お年寄りの方々に喜んでいただくところを諦めるということはないのです。これは、例えばさっきの介護者支援手当は手厚くしています。同じこと、同じポケットで最大の効果が上がることを考えていくといったときに、ここは見直しが必要だろうというふうに判断しています。

先ほど、副町長のほうからデータのお話がありましたけれども、ここは横瀬町の将来負担になっていくことは否めません。結局、75歳以上が2030年で18%もふえるのです。しかし、この18%ふえる裏側で、実働世帯がこのままいくと減るわけなのです。結局、そのところで将来世代の負担が大きくなる。だからどこかでは見直ししなければいけないという判断をしました。

しかし、先ほど副町長のほうからもお話しさせていただいていましたように、入り口の77歳というところは残して、それ以降の啓発もしていきたいと思ったり、健康寿命を延ばすというところの一つのポイントとしては置いておきたいです。しかし、今、横瀬町の厳しい財政事情あるいは将来展望の中で、今の6段階をそのまま残していくということが果たしてどうなのかということを考えました。これはなかなか正直難しいところではあります。例えば、もらえるはずの80歳の方はもらえなくなるというのは、これは事実ですので、何というのでしょうか、難しい判断ではあるのですが、横瀬の今はいいかもしれないけれども、やはり先々を考えて、ここはこういう形で再編するというのを考えたというところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 済みません。ありがとうございました。

確かに先々を考えたときに負担になってくるということのはわかります。ただ、トータルの金額で、全体

予算に関しての割合でいったら、そこまで先々負担になるかどうかというところは、また一つあると思います。そういった中で厳しい財政事情というのが先ほどございましたけれども、きのうも一般質問が出ていましたけれども、次、12人の採用、そして6人の再任用、最終的には非常勤とかで変わらないとは言っても、トータルのその支出は上がるのかなと。これは必要だということで、私にはそれが必要でないのか、本当に必要なのかというのは精査できているものではないので、実際にどれだけの人がどこに必要なのかというのは私ができることではございませんので、それは、それが必要であればいいと思っております。

ただ、それと同じように考えたときに、厳しい財政事情の中でも必要なところには投資をするという中で、これは先々のことというのを考えるのはわかるのですけれども、今の時点ですぐ手をつけるべきところでないのかなというふうに思いますし、先々を考えたときに、ここに手をつけるべきかどうかというのは、トータルの金額等で考えたときに、今まで財政のほうの行財政改革でかなりシャープな運営を横瀬町のほう、何年もかけて先輩の議員、また前町長初めやってきていただいている経緯があります。そういった中で少しずつでも減らすと、そういった中の一環でしたらわかるのですけれども、今は必要なところには必要な人材も派遣しますし、必要なところにはかけるというふうに私は解釈しているのですけれども、それはすばらしい大事なことだとは思いますが、これに関してもそれと重ね合わせて考えると、今なくすべきことではないのかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今も大切ですし、将来も大切です。できることは、最良の形でやっていくということです。今回、これ全てがリンクしてしまっていて、耳障りのいい新しいことだけやるというのは、もしかしたらそんなに難しくないのですけれども、それはやはり我が町としてはよろしくないと思っております、これ全部ポケットは一緒ですよ。そういう中でトータルで考えていく必要があるなというふうに思っています。本当に繰り返しなのですけれども、横瀬町の高齢の方々に健康でいていただくこと、そして長生きしていただけるような政策は最大限やっていこうと思っております。その中の一つ一つの費用対効果の検証、そして全体の中での財政的なバランス、全てを含めて今回はこういう形にしています。本当に繰り返しですけれども、高齢者の方々に健康でいていただくこと、長生きしていただくことのために、町は最良の手を打っていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 きょう初めて発言します。向井さんの意見もありますが、私はもう10年以上たったこの案を見直すということは大賛成でございます。未来は今からつながっていますので、削れるところはどんどん削っていただいて、なるべく支出を控えたいと思います。

ただ、その中で、77歳というのはわかりましたが、99、100で1歳差が問題だということで、これ88と90、2歳さというのもあるのですが、これはどういうお考えでやっているのか。できれば77から7年か8年置きに均等で支給できないものかと。

それと、もう一つお聞きしたいのですが、在宅福祉のほうで100歳のお祝いというのがありますよね。あれはどういう、この案とはちょっと違うのですが、100歳のお祝いというのが予算のほうにあるのですが、在宅、あれはどういう趣旨でお祝いをしているのか、ちょっと教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 在宅福祉で行っている100歳のお祝いにつきましては、この祝金以外の賞状とか記念品とかを100歳の方に送るための費用でございます。年齢の関係、先ほど申し上げましたように、平均寿命、平均余命の関係で88歳ぐらいが寿命というか、健康長寿の年齢というふうになると思うのですが、そこら辺は今までどおり残しまして、90歳でもお祝いをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 支給年齢の話なのですけれども、内藤議員のおっしゃった7歳置きに均等にできないかということなのですけれども、確かにそのようにできればよろしいかとは思いますが、一方で、今回6区分から4区分に変える中で、確かに今回80歳を削除すると。その部分は十分ちょっとインパクト、影響が大きいのかなとは思っているところなのですが、既存の80歳とか90歳、そこについてはこれまでも、これからですか、受けて受給される方が、やはり年齢になってお祝い金を受けることを楽しみにしているという方もいらっしゃる場所もありまして、町としましては全部の年齢区分を見直すというところまでは、ちょっと考えとしてはいなかったというか、とりあえずではないですけれども、現状の年齢区分を残しつつ、全体の年齢区分の見直しを今の長寿の定義だったりとか、または高齢者の今の現状を踏まえた上で、今回、このような形で整理をさせていただいたということでございます。そういうことでご理解いただければと思います。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 これ平成16年ですよ。これから10年以上、またこれが使えるように、この際一機に、全て77から100までということで、中は全て変えたほうがよろしいのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 実は、ここの88、90というのは、結構悩んだところなのです。私としては、これ残したのには2つ理由があります。1つは激変緩和という考え方です。これは今まで受給されている方がいて、それが急に変わるという形は避けたいなと思ったのが1点です。

もう一つは、この年代層の中で祝金を出した効果が高い層がどこかということで行くと、この88、90というのは結構実は聞く層だと思っています。それは健康かどうかの境目かということもあろうし、それから恐らく100歳の方よりも、まだ自分で使いたいとかということがあるので、そういう意味合いも含めて、ここは実は考えたのですけれども、今回は残すという判断をして4段階にしました。

以上です。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 4段階にするのは大変賛成でございますが、ちょっと偏り、77から88、11年間もらえないというのと、1回もらうと、2年後にはまたもらえてしまうという、それでまた10年たつと。ちょっとこれをもう少し楽しみで待っている方がいるのであれば、85歳くらいまで下げてください、90を92ぐらいにしていただければ非常にいいと思うのですが、同じ質問になってまいりますが、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 先ほど内藤議員がおっしゃったように、余りころころ変えるというのはよろしくないと思います。一方で、常に一番いい形が何かということは、これはほかの政策も一緒なのですけれども、やった効果、反応等を含めて町のほうで常に考えていきたいと思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 いろいろ今、論議されているところでありますけれども、実際に今回、ポケットの問題ということでありました。その同じポケットの中の最大の効果、どのポケットに置くかということだと思います。横瀬町全体を一つのポケットで見ると、ほかのところに充実という点があります。高齢者福祉の充実ということでいけば、そのところをどこかを削減して、ここに持っていくという中身だと思います。

今回の試算上の問題として、今の現行条例から変えた場合の町として浮くであろう、浮くという言い方はちょっと表現がうまくないのですが、支給しない額の想定というのはどういうふうになっているか教えていただきたいのですが。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 今回の条例改正に伴いまして、改正前の条例での支給額、改正後の支給額を比較しておりますので、申し上げさせていただきます。

80歳の方が103人おります。99歳の方が3人おります。全部の6段階の方につきましては、金額を計算しますと399万円となります。改正後になりますと、その16人の方を除きまして280万7,000円となり、112万円の減額ができることになっております。

以上です。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、こういうところで、私はこのポケットそのものを変えないで、配分を変えるのがいいのかなというふうに考えました。老人会の方にも幾人か聞いてみたのです。こういうのを進めるときに、町はこの案を進める対しては、先ほど健康づくり課長からありましたいわゆる行政評価によってということで一定の中身を見ながら、いかに効率的なものをやって事務事業の改善ができるのは何かと見直したということでもあります。

しかし、今、健康長寿を祝うという形でいくならば、私は待っている人、今77が入り口と言いました。それに対して、これが80が目の前に見えている人、78、79、80と、この人たちがほぼ年代的に見るならば100人いて、その人たちが試算でいくと112万円ということでありました。だから、ここの年代を変えて、77は、これはもうほとんどの人が元気であるという中身が見えると思います。80歳になったときに、今の1万円を2万円にして、そうするとトータル金額は変わっていかないというふうに考えます。そういう形でポケットを変えずに、支払うところをやって進めていくのがいいのではないかと。

また、お年寄りの人に聞いたりしても、それもいい考えだねという逆に提案等もありました。進めていく側に対して意見聴取をして進めることが必要であるだろうし、こちら辺についてのコンセンサスをどう得るかの問題があると思います。なので、この77歳という喜寿の年代、あるいは後期高齢者の後の入り口とありますけれども、ポケット全体を変えないでいくならば、これは80は2万円にして、77歳をなくしたほうがいいと考えますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 80歳を1万円から2万円にするというお話なのですけれども、全体のポケットの話も含めてですが、今回、健康長寿の祝金を見直すに当たって、対象者に対するお支払いをする金額というのは減額になるわけなのですが、一方で、今回、祝金という事業のほかに高齢者に対して違った形での事業展開というのは考えていきたいというふうに思っています。それは何かという、ましてこれまでも健康長寿ということでお話しさせていただいているのですけれども、町としましては総合戦略の中にも入れさせていただいているのですけれども、健康長者のマイレージ事業ということで、健康長寿に取り組んでいる方に対してポイントを付与して、それらに対して一定程度のポイントをためた方については何かしらのものを還元していこうというものなのですけれども、それを来年度、設計をして、平成29年度から実施していくような形で今、検討をしているところです。そういった形で健康長寿の祝金だけではなくて、そういった部分も含めてトータルで高齢者に対しての支援をしていきたいというふうに思っております。

あと、80歳、今2万円ということなのですが、80歳の方は既に77歳のときに祝金を受け取っているわけなのです。一方で、今回77歳になる人については、では3年先、またそれが先延ばしになってしまうということもあろうかと思しますので、その点も含めてご理解いただけたらと思います。

以上です。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、77歳のときにいただいて、そこら辺は緩和措置等を通じながらすればできる中身だと思います。77でやって、次が88、何年待たなくてはいけないかといったら、ほとんどの多くの人が先ほど平均寿命あるいは平均余命と、なおかつ健康でという、そこまで88歳までいくのはかなりの人だと思うのです。ただ、その前に、やっぱり横瀬町、こういう恩恵を受けるというふうなのが必要とするならば、今の77のときにいただいた、また80で今度は2万円になるのかいというなら、そこは緩和措置を設ければ済むだろうし、77以前の人80になったときの2万円という、そういう方法もあると思います。この間が、88までがちょっと長過ぎて、そこまでもたない人が多くなるのではないかなという懸念があるので、ぜひ80は残す必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 ただいまの質問なのですけれども、77歳ではなくて80歳にというお話なのですが、一応高齢者の中でも後期高齢者ということで、ある一定程度、75歳を一定の目安として、その後の健康というのがいかに維持していくというのが、町としても考えていきたいと思っております。早目早目の健康づくりへの意識啓発が、やはり町全体の財政負担等にも大きくかわる話になってくると思っていますので、やはり80歳よりは77歳、その時点で早目早目にそういった意識づくり、啓発等を働きかけていきたいということもございまして、77歳ということで選択をさせていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 健康長寿祝金の関係なのですが、いろいろご意見が出ました。私もなぜ77歳を残して80歳を切ってしまうのか、88歳、90歳を残してということなのですが、もうちょっとこの辺の支給年齢の関係は、今、人生80歳とかよく言われていますけれども、80ぐらいに引き上げてもいいのではないかなと思うのです。それから少なくとも5年ごとぐらいに区切って支給したほうが、もらう側にしても張り合いがあったりするからという、そんな気もします。

そういったことと、もう一つは、横瀬町にも老人クラブの組織があります。そういった人たちの意見を聞いてこの案を出したのかどうか。私は今の老人クラブ連合会、さまざまな活動をしていますけれども、そういった団体があるにもかかわらず、そこ等の意見はやっぱり聞いて、こういった案を練るべきではないかなと思ったのですが、その点につきましてどうであったかお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 まず、77歳の入り口に関しては、やはり喜寿という大きい切れ目であるということ。それと、今までも77歳が初めてもらう年齢でして、一番意識されているところかなというのもありまして、入り口は切れ目の象徴的な意味として80よりも77、そして入り口のところは、認知をされているところは期待に応えたいと思ひまして77にしています。これは、なかなか難しいところです。難しいというのは、さっきもポケットの話になっていますけれども、何回も同じような話をしますけれども、健康寿命をどういうふうに延ばすかということ、あるいは平均寿命をどういうふうに延ばすかということを考えると、例えば今やっている高齢者サロンの拡充が必要であろうとか、あるいは健康マイレージみたいな取り組みもきつと効果があるだろうとか、そういったこと等の組み合わせになります。

そういう意味でいくと、長寿祝金そのものの意義づけというのですか、今あるから、それと比べてどうかという視点はあるのですけれども、一方、我々としては、一回ゼロベースでと言ったらあれですけれども、ゼロベースなのかな、必要なもの、必要でないもの、意義が高いもの、低いもの、そうでないものというものを一つ一つ検証したつもりです。その中でバランスを考えて4段階という形にしました。

しかし、これもほかの事業と一緒に、やってみた反応だったり、あるいはやってみた結果だったりというものを見て、また町としては一番いい方法を考えていくというのですか、常にということはやっている

たいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 老人クラブの意見を聞いて案を出したかどうかについては、老人クラブの意見を聞いてはおりません。

以上です。

○小泉初男議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 実は、今の制度に変えたときも、非常にいろんな意見がありました。私、町の財政が厳しいというのは一応わかるのですけれども、この制度を変えることによって、やっぱり結果としては今までより悪くなった。そのイメージが強くなると思うのです。やっぱりそういったときに、ではこれから70代後半から80代の人たちが頑張るという意味において、どうもそれとは違う形、力をそがれるような感じ、そういった方向になってしまうかな。確かに以前は、今までは、この制度に変えるまでは、一律みんな高齢者に出ていたのです。

あと、高齢者に対するいろんな施策をとということなのですが、例えば敬老会も70歳から75歳に切り下げたきたというのか、だんだん高齢社会に向かうに従って、確かにいろんな面で、いろんなことをしなければいけないという中で負担がかかるのですけれども、だんだん高齢者に対する費用負担が大変だという中で、切り捨てがどんどん始まってくるから、やっぱりこのところはもう一度よく考えていかないといけないかなという、そんな気がするのです。少なくとも高齢者の団体、老人クラブ連合会等の意見等もやっぱり参考にすべきかな。私はもっともっと町民の声をいろんな角度から吸収しながら、この町を本当に日本一の町にしていくという、その意気込みで、常にやっぱり町民のそういういろんな声をもっと聞いていかないと、やる気だけではまずい面が出てくるかな、そんな危惧をしております。ぜひいろんな制度を変えるときは、ぜひそういった該当するような団体等の意見をまずもって聞いてもらいたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 多くの方の声を聞く、そして関係する方の声を聞くというのは当然だと思います。心がけていきたいと思います。

○小泉初男議長 12番、若林清平議員、もうよろしいのですか。

○12番 若林清平議員 はい。

○小泉初男議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

ある方は、反対討論からお願いいたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。議長のお許しをいただきましたので、この条例の改正議案に関しての反対討論をさせていただきます。

まず、お年寄りの方々が、本当に今までこの町をつくってきてくれた、この世の中をつくってきてくれたという感謝の気持ちというのが一番大切だと思います。そして、その中に信頼関係、そして安心感というものがいかにあるかというのが大事だと思います。そういった中で、まず1つ目として、112万円の減額というお話でしたが、112万円という減額による、得る112万円という金額よりも、失う信頼、プライスレスなものですけれども、安心感、そちらのほうがはるかに多いのではないかと考えております。

また、もう一つ、かけるところにはかけるといった今の政策に合致しないものではないかなと考えております。ここは削るべきところではないかなというふうに思っております。また、先ほどからのやりとりの中で、内藤議員の質問に関する答弁などもそうなのですが、やはり若干曖昧なところがあるのかなと。一貫性がちょっと欠けている部分があるのではないかなというふうに思いました。

以上のことをもって、この条例、この議案に関して、改正に関しては、私としては反対をいたします。ぜひ皆さんにもご賛同いただければ、ぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

反対、賛成、反対、賛成でいくそうですので、賛成ですか。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、賛成の討論をさせていただきます。

横瀬町の高齢者の数もふえる一方でございますので、このままの現状維持をしていきますと予算もふえる一方になりますので、今、長寿祝金支給の見直し、改正をすることは、横瀬町の予算全体にとっても非常にいいことだと思ひ、賛成いたします。ご賛同よろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例に反対の点での討論に参加します。

今、この見直しの時期に来ている、あるいは集中と選択ということで、町もいろいろな点での施策をしているところであります。先ほど向井議員からもありました。感謝、信頼、それからこれに係る経費の問題としての百十幾万円というのがあります。それをどこに向けるか。やっぱり今のこのポケットの中で進めることが必要だというふうに思ひます。

また、町民の声を聞くということで、今、老人会、敬老会等の話もありました。私も地域の敬老会の役員のところに行き話を聞いてきた中で、見直すのは、それはいたし方ないだろう。でも、それだったらば、こういうふうな方法もあるのではないかなということで、先ほど77歳をやめて80歳にしたらどうかという提案もしたところであります。ぜひこの点については、祝金の額あるいは年齢等については、今、この条例はやめて、また再度検討して進めることが必要であるというふうに考えますので、この一部を改正する条例については反対します。ぜひよろしくお願ひします。

○小泉初男議長 他に討論ございませんか。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。賛成の立場から討論させていただきます。

今回、議案に上っています横瀬町健康長寿祝金支給条例の改正についてですが、先ほど可決されました横瀬町出産祝い金支給条例並びに議案第8号の横瀬町小学校等入学祝い金支給条例が可決されております。先ほど町長の話もありましたけれども、何も高齢者切り捨てということでは私、受け取ってなくて、今回、町の少ない予算のやりくりの中で子育て支援課ができることもありますけれども、そういった子育て世代への支給を厚くします。それに伴って、どこかで泣くという表現はおかしいかもしれませんが、どこかでやりくりをつけなければいけない。そうなるという、今まで健康長寿祝い金ということで支給されてきましたけれども、こういった今後、支給されるであろう高齢者の人口がふえてくると考えると、将来的に町の財政を圧迫することが考えられます。

そういったことを考えますと、今後、そういった高齢者の予算の拡充も重要なのですけれども、子育て世代に対する支援を拡充させるための財源のためにも私は賛成の立場から討論させていただきます。賛同をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に討論ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第10、議案第9号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時07分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第10号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第10号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町行政組織条例の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 議案第10号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

この予防接種健康被害調査委員会は、予防接種により発生した健康被害について適正な事故処理を図ることを目的に設置されたものでございます。では、お配りしてございます新旧対照表をごらんください。

第2条の改正につきましては、法律との条ずれを修正するため改正するものでございます。

第3条及び第4条の改正につきましては、字句の整理を行うものでございます。

第9条でございますが、横瀬町行政組織条例の一部改正が12月定例会で可決されたことに伴いまして、調査委員会の庶務を健康づくり課から子育て支援課に改正するものでございます。

附則におきましては、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第11号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第11号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例についてであります。水道事業の広域化に伴い規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業の広域化に伴い、横瀬町水道事業等給水条例が廃止となることに関連して一部改正をするものでございます。資料には、新旧対照表がございますので、ごらんをいただきたいと思います。第1条については、これは字句の整理でございます。現行で以下というものの前にある句読点を丸に改めるものでございます。

第14条につきましては、第2項中、横瀬町水道事業等給水条例（昭和48年条例第14号）の例によるを納入通知書または口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでないに改めるものでございます。

第23条については、これも字句の整理でございます。第2項中第1項を前項に改めるものでございます。

以上、説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例についてありますが、水道事業の広域化に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、横瀬町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

この下水道条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業の広域化に伴い、横瀬町水道事業等給水条例が廃止となることに関連し、また4月からは秩父広域市町村圏組合による水道料金の徴収とあわせて下水道料金の徴収方法が2カ月ごとの徴収になるということから、必要な箇所について一部改正をするものでございます。

新旧の対照表をごらんいただけたらと思います。

第2条については、第9号中「使用月」というもの「2使用月」に、「1カ月」を「2カ月」に改めるものでございます。

第9条の第3項第10号では、水質汚濁防止法第3条第3項を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項に改め、第10条第2項第1号中で同じく水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）とあるものを水質汚濁防止法に改めるものでございます。

第15条は、第2項中、横瀬町水道事業等給水条例（昭和48年条例第14号）の例によるを納入通知書または口座振替によるの方法により、隔月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでないに

改めるものでございます。

第16条では、第1項中、「毎使用月」を「毎2使用月」に、第2項第3号中「毎月その使用月」を「2使用月ごとに」に、それから「その使用月」を「その2使用月」に、第3項中「使用月」を「2使用月」に、その後、「1使用月」を「2使用月」に、ただし書き中の使用日数が15日以内のときは、基本料金を2分の1とするを基本使用料の算定については以下に定めるとおりとするに改めまして、同項2、(1)、使用日数が15日以内のときは、基本使用料を4分の1とする。(2)、使用日数が15日を超え、1月以内のときは基本使用料を2分の1とする。(3)、使用日数が1月を超え15日以内のときは、基本使用料を4分の3とするを加えるものでございます。

第21条は、第1項中「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条の3」を「下水道法施行令第17条の3」に改めるものでございます。

別表第2では、「1カ月につき」を「2使用月につき」に、それから「5立方メートル」を「10立方メートル」に、「1,500円」を「3,000円」に改めるものでございます。これは現行が毎月徴収となっておりますが、それを2カ月、同じ条件で2カ月ごとの徴収に改めることによって、改正をするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 文章上の作り方の問題としてちょっと教えてほしいのです。これは、今、説明あった改正新旧対照表の中の第21条の関係で下水道施行令第17条の3、これが何年政令というのがなくなっている中身です。これ今回、水道法施行令のところには、このいつのいつというのを入れない中身なのかというところなのです。固定資産評価委員会条例の中では、この第4条第3項の中に行政不服審査法施行令、平成27年度政令第何号と書いてあるので、ここのところの施行令の書き方の違いがあるかどうかの点なのですが。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。

この括弧書きの昭和34年政令第147号につきましては、これより前の下水道条例の第9条で一旦うたっておりますので、現行ではダブってうたっていたことによりまして、今回それを削除させていただきたいというものでございます。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第13号 横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第13号 横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についてであります。水道事業の広域化に伴い、関連する条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお尋ねいたします。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についてのご説明を申し上げます。

この横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例でございますが、水道事業が広域化され、秩父広域市町村圏組合に移管されることに伴いまして、水道事業に関する条例の4つ、1つ目が横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、2つ目が横瀬町水道事業の設置等に関する条例、3つ目として横瀬町水道事業等給水条例、4つ目として横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の4条例を廃止をするものでございます。

また、附則におきまして、この条例廃止に伴い、横瀬町個人情報保護条例及び横瀬町パブリックコメント手続条例の一部を改正するものでございます。資料で新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思います。横瀬町個人情報保護条例及び横瀬町パブリックコメント手続条例ともに第2条におきま

して、(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。) とあるものを削除をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 横瀬町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第15、議案第14号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第14号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,109万4,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,277万1,000円とするものであります。

主なものは、国の補正予算による地方創生加速化交付金を申請し、官民連携プラットフォーム構築事業や観光施設整備事業に充当いたします。

以上、平成27年度一般会計補正予算(第4号)でございますが、細部については各担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 3時17分

○小泉初男議長 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時29分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、補正予算の説明がありましたので、質問をいたします。6項目ぐらい伺います。

1つは、最初に、これは6ページです。先ほど繰越明許で款の総務費は2というような点がありました。このところは気づいていただいたところですが、6番の商工費の1の事業名なのですが、このところ、43ページが該当すると思いますが、ここは違うのですか。遊休地活用再生事業、これが観光施設整備事業というのがほぼ3,639万2,000円となっているので、この名称の点確認を1つはお願いしたいと思います。

それから、19ページです。ここで、今回、自治体情報セキュリティー強化対策ということであります。これ国からの補助金等を入れながら、公共団体のセキュリティー、ことしの1月1日からマイナンバーが入って、さらにそれをセキュリティー強化というふうに私はとらえたのですが、もう既に対策をしている中で、さらに自治体情報セキュリティー強化というのはどういう意味かというふうなのが2点目であります。

それから、3番目ですが、20ページです。先ほど説明ありました官民連携プラットフォーム構築事業ということで、企業あるいは大学、NPOと提携しながら、ウェブサイトの立ち上げという説明でありました。これが官民連携プラットフォーム構築委託料と出ています。もうちょっと具体的な点、これから何をして、どうするのかというような点についての説明をよろしくお願いします。

それから4番目、21ページです。財政調整基金の関係であります。今、昨年度末の財政調整基金が平成26年度末ほぼ8億円にいます。前回の財政調整基金の積み立て、さらに今回7,000万円を入れて2億5,500万円ということで、町長が言うのには、町の財政行政基金をほぼ10億円にしようということ

で、これで届くというところだと思います。そうすると、いろいろな事業をさっき言ったときの集中と選択、それぞれの中で、たまたま結果としてこうなったのかどうかという点はあると思いますが、これだけ積み足しできる今の予算になっているならば、いろんなさまざまな1,000万円以下とかというのは幾らでもできる中身があるのではないかなと考えます。ここら辺の財政調整基金の積み立てに対する今後の考え方です。

それから、6番目として、これはさっき説明がありましたので、46ページと41ページの事業費の削減の関係です。全部削減した農業水利と、全国瞬時警報システム、これ予算を組んで、先ほど説明ありましたので、できなかったからやらなかったというのと、補助金がつかなかったからやらないというような点があって、できなかったからやらないというのは、これはどういうところに原因があって、何かというところであります。

それから、あと7番目として、スクールバスと学校給食の関係の委託費の関係であります。48ページを見てください。これスクールバスの運行委託料、当初予算980万円だったと思います。それに対しての減額475万円ということで、この委託料の割合、安く上がったからいいかと思ったら、必ずしもそうでないと思います。この点が1つ。

それから、同じく55ページを見てください。ここで学校給食の給食調理業務委託があります。予算が1,700万円に対して328万4,000円ということで、この安く上がるからいいではないかというのに対して、見積した、あるいは予算を計上したときの委託、これだったら十分スクールバスにしても、子供たちの安全をどう守っていくのか、こういう確実な業者にできるだろう。あるいは学校給食調理についても、子供たちの食育に対する点で、安ければということではなくて、それをどう担保していくのが必要だと思います。そういう点での、ここに対する見解を伺いますので、以上6点ですか、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、初めの6ページの繰越明許費の名称の関係でございますが、遊休地活用再生事業となっておりますが、内容的には43ページの観光施設整備事業でございます。この関係は、財務会計のシステム上、事業名、大事業、中事業と拾っている関係で、このような形になっております。

続きまして、20ページの官民連携プラットフォーム構築事業の内容ということですが、これはインターネットのウェブサイト上に立ち上げを行いまして、町の魅力や特色、自然環境などをPRしまして、企業や大学、NPOや個人から事業や新しいアイデアを提案していただきまして、その提案を町のほうで検討しまして、住民福祉の向上、地域経済の活性化につながるような提案について、住民や地域内の企業、公共機関につなげまして、新しい仕事ができればということを考えているものでございます。

続きまして、21ページの財政調整基金管理事業でございますが、今回、確かに前回の補正予算でも基金を積み立てております。そして、町長が言っております財政調整基金を10億円ですか、確保ということで、今回の予算で執行しますと10億円確保できることになると思います。今後、実際、公共施設等の老朽化等がこれから見始めているところでございます。実際、橋梁等の長寿命化等も現在行っておりますし、この辺、今後、学校とか、その辺の建てかえの時期もございまして、補助金や起債等を使うわけですけど

も、どうしても足りないところは財政調整基金等を使うことになると思いますので、今後も積めるときは積んでいかなければならないかと思います。

私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 19ページの自治体情報セキュリティー強化対策事業の中の質問でございます。ことしの1月に番号の利用が始まりましたが、来年の1月になると情報連携というのが始まります。それで、その情報連携はL G W A N回線を利用して行うわけでございますけれども、国のほうとすれば、やはりそこに市町村によってはインターネットでL G W A N回線がパソコンでやっけていて、そこがつながっているというようなこともあるということで、それは切り離してほしいということでございます。また、別のパソコン等で別の回線をつくってやってくださいというようなことも補助対象になるらしいのですけれども、そういうことで横瀬町とすれば、1つの機械でインターネットでL G W A Nがつながっておりますので、その部分を分断するシステムを導入すると、それが補助対象になるということでございます。

それと、静脈認証に関しましても、情報連携に向かいます、それまでに導入したいということでございますが、これは基幹系のパソコンを使う職員を特定するためのシステムでございます。

それと、46ページと47ページの関係ですが、地域防災計画策定事業でございますが、この地域防災計画策定事業は平成26年度から繰り越したものが実はありまして、平成27年度中に行っております。その繰り越したということで、その繰り越している金額のうちで、業者さんのほうで平成27年度に改正するべきものも一緒にやってくれてしまうということになりましたので、この辺は平成27年度の経費を使わなくても、平成26年度の経費で計画ができるということなので、その分を平成27年度の部分を減額したいということでございます。

それと、全国瞬時警報システム整備事業でございますけれども、これはちょっと説明しましたけれども、防災行政無線のデジタル化が、そのうち直さなくてはだということで、例えばJアラート、瞬時警報システムですけれども、今、OSが古いということで、それを保守がないということで、新しいものを入れるという予算をとらせてもらいましたけれども、今取りかえても、また防災行政無線でデジタル化のときに、また取りかえなくてはいけないということが近ごろわかりまして、それでは特に今使っているものは保守はないですけれども、インターネットとつながっているわけではないので、よそからの侵入等はないということで、そのときでいいのではないかという話になりまして、経費節減のために、そのときに実施するように今回の補正予算は減額するというところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○富田 等教育次長 スクールバスに関する運行事業ですけれども、当初が980万円、あけてみたら475万円ほど安いと。大丈夫なのかということでございますけれども、平成27年4月1日から国土交通省によるバス事業に関する料金の改定がございまして、それに基づく設計をいたしまして予算のほうは組ませていただきました。その中で運行の率というのですか、それが前年のバス事業者等の数値等がありまして、その運行率というのですか、それを掛けることによって価格が決定するのですけれども、現在やっている、請け負っている場所においては、これでできるというようなことで間違いのない数字というようなことで大

分入札の差金があったというようなことでございます。

それから、給食の委託料につきましては、当初につきましては2社による見積もり徴取をいたしまして、金額的な部分を当初予算で入れました。その後、プロポーザル方式によりましてプレゼン等をやっていたり、あるいは書類審査をいたしまして、どの会社がいいかというようなことで見積もり等も含めましてやりまして、この差金が出たというようなことでございます。実際に視察等で見ていただいたとおり、安全で、おいしい給食を現在提供できているというようなことで、あと近隣の市でも実際に請け負っている業者というようなことで、問題はないと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから若干補足をさせていただきます。

まず、繰越明許なのですが、この中で官民連携プラットホーム構築事業と、それから商工費の遊休地活用再生事業がありますが、これは本来的には町のスケジュールでいくと、平成28年度の当初予算で考えていた事業です。しかし、平成27年度末間際になって国のほうの地方交付税加速化交付金という1,000億円という大きい10分の10の補助金が最後のほうで出てきましたので、両事業ともやりたいですけれども、ちょっと当初予算の確保が難しいなと思っていた事業でしたので、急いで交付金対応することを決めて計上させていただいた事業です。

官民連携プラットホームのほうが少しわかりづらいと思いますので補足しますと、今、日本中で地方創生の動きが活発化しています。それに伴って、企業活動も地方創生に絡めた新しい事業であったり、新しい動きというのがいろいろ出てきています。例えば、介護老人向けのご老人が簡単に使える端末を開発しますとか、あるいはシェアタクシーの新しい仕組みをつくりますだとか、そういうことが全国各地でいろんな動きが出てきているのですが、これ私どもでもいろいろ調べてわかったのですけれども、実はやろうとしている人たちは、最初に声をかける自治体ですごく苦労しているケースが多いそうなのです。どこと組んでいいかわからないし、自治体ともつてがないから、そこを探す時間と手間が非常にかかっている。それで困っている事業体が非常に多いということがわかりました。

それを捉まえて、横瀬町は皆さんの事業の立ち上げを支援しますというのをウェブサイトを使って明らかにすると。これは自然環境とかもそうなのですが、私、一番アピールができるかなと思うのは、まずやっぱり横瀬町の東京からの距離感です。事業を考えている人たちは、多分一番多いのは東京圏の人たちが一番多くて、その人たちは半日で横瀬に来れば何がしかできる。そして、例えば芦ヶ久保小学校を貸せば場所もあるという状況と、それから横瀬町は小さい町ですし、住民協力も得やすいです。ですから、うちの町でどうぞ事業をしてください、あるいは提案をしてくださいということをやろうと思います。なかなか横瀬町の将来を考えたときに、一足飛びに企業誘致とかというのは難しいのですけれども、入り口でまず事業を持ってくるとか、あるいはいろいろな企業さんとか世の中の動きを捉まえてコネクションをつくっていくということが始められれば、これは本当に横瀬町の、あるいは秩父地域の先々に向けた起爆剤になり得るプラットホームになるのではないかなというふうに思っています。

そんなことで、費用の大半は委託料です。これは当然きれいなウェブサイトをつくるとか、システムをつくるということに関しては、町にはノウハウがありません。それに関して、まずノウハウがある先と組

んで、システムの仕組みをつくっていくということが必要になると思っています。

ということと、あと財調の件なのですが、これはやはり先々わかっていることは、横瀬町の財政事情は、このままいくとどんどん悪くなるわけです。ですから、今あるからいいということにはやはりならなくて、さっき言った公共施設の建てかえ、例えば横瀬小学校は現実に平成30年に建てかえを考えなければいけませんし、それから一昨年の大雪のケースのように災害が出たとき、機動的に出せるポケットがやはり必要になります。それらを含めると、今時点で、かつ、もう一つは、ことしは特に新しいことをたくさん始める期ですので、特に我々としてはバランスに注意を起きました。新しいことをたくさん始めればよいということではなくて、新しいことを始めるけれども、町としてはしっかり財政バランスがとれていて、将来にも備えている。これ両建てで必要になる話だと思っていますので、そのために今10億円という財政調整基金は私は適正だと考えています。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 多岐にわたっての質問に回答ありがとうございました。

最初に、6ページの事業名は、大項目、それからと入っているの、一般的に私、町の事業というか、書かれている何々事業、何々事業が、そのまま何々事業になるというふうな点なのですが、今回の遊休地活用再生事業というのが、今回の国の補助金を受けて進める中身というふうな解釈で、今後、この事業名は遊休地活用再生事業でいくことですねというのが1つです。

それから、財政調整基金について、今、町長のほうから答えていただきました。今の状況を見て、さらに今後のまち経営課長の話ですと、小学校の建てかえ、あるいは中学校の建てかえ、それから社会資本整備等についてお金かかるので、これをもっと積んでいくのではないかというイメージにとれたのです。町長は、今、このままで、このぐらいあれば何とかやっていけるだろうという答えとの差があったというふうに見えたので、そこを改めて、今まで10億円とまで来て、10億円届けたら、もっとそれでは積み立てるのかどうかと、あるいはそこら辺について基金を設けるとかというような方法もあると思います。そういう点での今の財政調整基金、もう一回よろしくをお願いします。

それから、委託の関係で、特に私は公契約の関係も話をしたことがあります。結局どうかといったらば、会社が受けて、それを使う人は、結局給料で払われていく中身になるわけです。そうすると、受けた受託費用が安ければ、払うのも安くなってしまわないかというふうにあります。町として一定の予算をつくったときに、すぐつくれないだろうから見積もり等をとって、多分このくらいかかるであろう。だから、これを予算化して提出して、実際やってみたら、今回は国の国交省の運行率を入れて、そうすれば安くなるから、それに設計した。だから、それを受託したところは、とれたというふうに思います。

非常に今の規制緩和のもとで、いろんな人たちが入ってくる。確かにスクールバス等についても、運転手さんの経歴等を含めながら、ちゃんとチェックしながら、より安全な点で進めていっていただきたいと思います。

再質問に対してはもう一個、プラットホーム事業の内容であります。今、これについて官民連携でウェブサイトを立ち上げながら、いかに呼び込んでくるかの中身ですが、非常に委託料でいえばすごく高い委託料なのです。今回の地方版総合戦略に行く委託費は、ほぼ1,000万円という形で行っている中で、それをさらに上回っていく。それは呼び水としての委託料なので、そこからどう波及効果入れて、町が本当に

さらに事業を行いながら、その2,700万円かけて、そこから、それをより有効に使わなかったら、国から来たお金をやって、委託業者がいたから、それで終わってしまうと。そうではなくて、ぜひ積極的に進めるような形にさせていただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

まず、6ページの繰越明許費でございますが、事業名、遊休地活用再生事業でございますが、内容的には先ほども申し上げました43ページの観光施設整備事業でございます。(仮称)花咲山の整備の事業でございます。名称としては、観光施設整備事業ということになります。

続いて、財調の関係ですけれども、残高の関係につきましては、町長のおっしゃるとおりでございます。済みません。先ほどの訂正いたします。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 お答えします。

財調に関しては、そういうことで、10億円程度が適正だと思っています。当然積めるときには積みたいのですが、しかし当面は10億円をめどに運営をしていきたいと考えています。

もう一つ、プラットホームの委託料についてなのですが、これは官民連携を呼び込むためのプラットホームなのですが、この構築自体も官民連携になります。ですので、丸投げするということなく、私たちが官が民と連携して関与して、したがって民の人はきれいなウェブサイトをつくれる力と運営していく力がある人でないとだめです。ですから、高いか安いかといったら、安くないかもしれませんが、それでもいいものをつくるのが、これは大事だと思っていますので、費用対効果は十分私は見合うと思っています。

○小泉初男議長 教育次長。

○富田 等教育次長 再質問でございますけれども、スクールバスの関係あるいは学校給食の民間委託の関係につきましては、安全面等を考慮しまして、また事業展開を進めていきたいと思っております。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。私のほうからは2点、大きく分けて質問をさせていただきます。

1点は、今、浅見議員のほうからの質問でもありました財政調整基金に関してなのですが、財政調整基金は今までの編さんをちょっと資料で載っていました。こちらの資料に関しましては、平成27年度になってから作成されております。ただ、新町長からの体制での完全な作戦なのか、前からのものを引き継いでいるのかというのはちょっとわからないのですが、そちらを見ますと、平成27年度の財政調整基金年度末現在高という、これはあくまでも見込みですが、こちらが7億6,592万3,000円になっ

ております。実際の8億円台よりも、平成26年度末が8億92万3,000円、これがその後、7億6,592万3,000円と切り崩しをしているというような予定になっております。

そういった中で、実際、1年を経過してみますと、当初予算は1,500万円の計上だったと思います。そちらが9月補正で5,000万円、12月補正で1億2,000万円、今回で7,000万円と2億5,500万円に至っております。これは普通に考えれば、単純に貯金ができただけか。1年間の中で切り詰めてやった結果、貯金ができただけか。普通というか、一方の見方をすると、そういうふうには捉えられますけれども、もう一方のほうから見てみますと、これだけ財政難の中でやってきている中で、1年間で2億5,500万円も積み立てができるというのは、どこか削っているのか、それとも、その要因というか、これ悪いことと捉える見方ではなく、よくとも捉えられますし、いろいろ内をわからないと何とも言えませんが、その要因に関して、これはお金がたまるというのは、町にとっても大事なことです。学校の建てかえに関しましても、この間、説明をいただいたのだと、ほかのところを参考に10億円ぐらいを見ている。その補助が半額ということなので、そうすると5億円はかかるという、そこにまた……それではないですね。情報が……

〔「補助……」と言う人あり〕

○1番 向井芳文議員 補助が2割です。間違いました。2割です。ということは、もっとかかるわけですね。10億円であれば、8億円かかると。そうやってきたときに、そのほかの補助金等も、済みません、私の勘違いで。あるのだとは思いますが、必要であるということには変わりはないと思います。

ただ、その一方で、先ほどの長寿祝い金の件だったりとか、削るところは削るという方向が出ております。そういった中で、その部分の整合的なものなので、1つは、これだけためることができた。2億5,500万円をためることができたというのは、どういったところからこれだけ貯金ができただけか。

それでもう一点は、削るところは削って、厳しい運営をしている中で、本来削るべきでないところを、削るべきでないという解釈であれば削らないとは思いますが、今となってはいろいろ考えなおした上で、削るべきところを削ってはいないのだろうかという点、これをまずお願いします。

もう一点は、給食費に関するところなのですが、給食を民間委託する経緯は、私もいろいろ調理場の運営委員会等でかわりをさせていただいておりました。そちらの中の議論では、どうしてもこの先ずっと経営をしていく中で、人材の問題とかいろいろ考えると、どうしても委託をせざるを得ないと。いろんな民間のノウハウを得て委託をせざるを得ないと。ただ、その中で少し疑問だったのが、では運営費が一機に安くなるのかといたら、運営費は安くはならないというような説明を覚えております。そんなに安くはならない。もしかしたら上がるかもしれないぐらいな説明でした。

ただ、実際は下がっております。これは下がって、すごく内容はちゃんと維持されていますので、すばらしいことではあるのですが、当初の予算として民間委託をする上で、実際、料金、委託料を含め今までの運営費が上がる、または下がる、それともほぼ横ばいという、この見込みはどうだったか。もし数字までわかれば、それに対してこれだけの、ここで補正で節約ができたという形でもしご説明いただければありがたいです。よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、財政調整基金の関係でございますが、当初予算を組む上で実施計画等を作成しまして、予算の要求をしていただきまして、無駄なところは削るように予算の査定をしているところでございます。今年度、大分財政調整基金に積むことができた関係でございますが、1つには地方交付税が前年よりは大分ふえているかなというところがございます。この辺は国のほうの経済対策等も含まれている関係でふえているのかなというところがございます。今後も予算を組む段階で削るところは削っていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○富田 等教育次長 給食調理場の運営の費用に関してですけれども、調理委託をして運営費が上がるのか下がるのかというようなことでございますけれども、トータル的に申し上げますと、職員の給料的な部分が今後は除かれると。そのかわり一部賃金があると。今までは職員の部分の賄ってきた部分というのが、大分任期付き短時間の職員であったり、あるいはパートの方であったりした部分がありますので、大分下げてきた傾向があります。今後におきましては、民間委託のほうについては、今年度、半年分ですから、その倍になるというようなこととなります。それを含めましていきますと、若干ですけれども、上がります。委託にして、運営費用については給与費を除いて、計算してもらいますとわかりますけれども、上がる形になるかと思えます。総務課で給与費のほうは計上しておりますので、その分を足した部分とで比較していただければわかるかと思えます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 向井芳文です。ご答弁ありがとうございました。

1点だけお聞きしたいのですけれども、財政調整基金の見込んでいた予定よりも多く来た分というのは、国のほうから大体幾らぐらいなのでしょう、それをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきますが、ちょっと済みません。ちょっと概略の数字になってしまうのですけれども、約1億円ぐらいはふえているかと思えます。よろしいでしょうか。

以上です。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。1億円ぐらいというと、差し引くと1億5,500万円は、やはりどこからか捻出されたということになると思うのですけれども、先ほど1回目の質問の答弁とさせていただいた主な要因というのは、国からの額が上がったという部分だったと思うのですけれども、今お聞きした1億円を差し引くと1億5,500万円は別の部分からとなるのですけれども、そちらに関しましてもどのような、いろんなところを節約していった結果の結集だとは思いますが、何か大きなものというのは何かないでしょうか、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問ですけれども、先ほど答弁しました地方交付税が1億円ぐらい

ふえているのではないかということですが、資料ありまして、1億4,000万円ほど交付税が当初より伸びておりました。

そのほかの要因として考えられるものについてなのですが、手元にちょっと数字がなかった関係で、申しわけないですが、交付税については今申したとおりでございます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。済みません。19ページなのですが、先ほど、説明で庁用備品購入費として190万9,000円あるという、これが機構改革に伴う中の器材といたしますか、備品を買ったということの説明を受けたのですが、結局機構改革に伴う模様がえといたしますか、仕切りの変更ですとか、そういったところで前回の12月の議会でも説明、補正があったかと思うのですが、結局トータルで幾らかかったのか教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 12月の補正と今回の補正ですが、ほとんど使うようになると思います。予算どおりに使うようになると思います。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 補足します。機構改革の中身で言うと、一番要因として大きいのは水道広域化に伴って上下水道課の下水道部門を吸収します。姿見山にいた人たちが人数的にはこちらに来ることになったので、その増員対応と、それによる何とかな、その配置がえというのが結構要因としては大きいと思います。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 12月のときは、実は機構改革の分と、あとおもてなし委員会の部分がありますけれども、機構改革の分として今回と12月の分で430万ぐらいになります。

○小泉初男議長 よろしいのですか、何かあれば。大丈夫ですか。

○3番 阿左美健司議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点お聞きしたいのですが、43ページです。遊休地の利用ということなのですが、遊休地といえば、とりあえずは役場の西側があるのですが、そこではなくて、この間、県から買った山ということで花咲山ということで予算がされています。

それで、町長も常におっしゃってまして、交流人口をふやすということはとても大切だと思いますが、町民といたしましては日々の生活環境の充実を願っているというのが一番だと思います。花咲山とともに、各地域の公園とか学校の桜なども大分悪くなっております。そこら辺のところも町のふるさとのためには必要だと思いますので、植栽はされるのかということをお聞きいたします。

なお、私もこの間、塚本先生のお話を聞きましたが、塚本先生も何もしないのがベストというふうなことはおっしゃってました。もし植えるなら、白い花をというふうなことを少しずつ植えていったらいい

のではないのでしょうかということをおっしゃって、私もそのとおりではないかなと思いました。ですから、花咲山も大切ですが、各地区の公園、学校などにも植栽はされるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、今現在、横瀬町に子ども公園だとか、山の花道、農村公園とかで維持管理費がトータルで、私の計算では約900万円ほどかかっているのですが、今度、花咲山も整備しますと、それにプラス維持管理費がかかってくると思いますが、幾らぐらいまで横瀬町で公園の維持管理費に支払ってもいいというふうにお考えになっているのか、教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、花咲山の事業につきまして説明させていただきたいと思います。

先日、塚本こなみさんが講演をしていただきました。横瀬町として、これからどういうふうに、また花による町をつくっていききたいということで、そういう内容につきましては大変理解をしていただきまして、花咲山も含めて横瀬町全体をどういうふうにしたらいいかといういろいろな意味でご提言をいただいたように承ったわけですが、今回、私のほうの事業の中で、あそこを何とかお金をなるべく使わないで、地域の人たちとあそこの公園を整備をできればということで、観光産業振興協会等にもこれからのような形ができるかということで相談をさせていただいております。まだ具体的にどういうふうにする、こういうふうにするということは出ていないのですけれども、例えば企業の方にもお手伝いをいただいたり、地域の方で、そこも公園として整備をしていただいたり、ほかのいろいろな団体とか、そういう方にもお願いをして、整備ができれば、特にあそこは目につくところでございますので、そういうふうな形でこれからは町民の皆様と一緒に公園の整備ができればということで、そちらの費用につきましては当初、この補助事業を使って、ある程度植栽等は行っていくわけですが、その後につきましてはできれば春のシーズンとか、例えばシバザクラのシーズンにこちらにも来ていただいて、そこを見ていただくとか、そういうときに外部から来ていただく方には環境整備費というのですか、そういう基金のようなものを設けてみたら、それがそういうふうに使えないかとか、また1年間を通してというわけではなく、その合う時期を特定してやってみたらどうかとか、観光産業振興協会のほうではそういうふうなことも考えております。

そういうふうな形でお金だけではないのですけれども、人的なもの、お金的なもの、そういうものをなるべく町のお金をかけないで、そういうことができるような方向で進めていきたいなというふうを考えているわけでございます。

なお、ほかのところ、うちのほうで管理しているところ、ほかにいっぱいあるわけですが、そういうところにつきましては先ほど大野議員さんの試算の金額は、またそちらについては、今後どのようにしていくかは考えていかなければならないのかなと思っております。

それと、地域全体でというお話ありました。こなみ先生も、横瀬町は大変すばらしい町で、例えばオーブンガーデン、あるいは花の郷うね、そういうところも地域で皆さん、頑張っているという、そういうふうなものも先生には見ていただいて、大変そういうものは応援すればいいのではないかと。また、この前の提言の中でも、そういうほうに町は力を入れていったほうがいいのではないかとというふうなお話

をいただいております。来年度予算には特に計上はさせていただいていないのですけれども……

〔「補正の話、来年度の話というのではなくて」と言う人あり〕

○高野直政振興課長 濟みません。失礼しました。桜とか、そういうところも植えるかというのは、今回は見込んでおりません。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 花咲山の整備なのですけれども、私は、これプロセスが大事だと思っています。交流人口をふやすためというのがあるのですが、これは一応みんなで作る、みんなで集うという形にしたいと思います。横瀬は花木をめぐる人、庭を一生懸命きれいにしている人が多くて、オープンガーデンになって、花の郷うねというのがありまして、そういう人たちに大勢の人にかかわってもらって、みんなでつくるという形に、象徴的な場所になればいいなというふうに思っています。

ということなので、そこをつくれればいいということではなくて、それは例えばオープンガーデンだったり、花の郷うねだつたりの皆さんのモチベーションを上げたりとか、あるいは一歩進んだ庭づくりに進んでいくきっかけになったりとかという相乗効果が生めればいいなというふうに思っています。

それと、補助金をいただくことができれば、当初、イニシャルコストは賄えるということなのですけれども、ランニングに関しては、やっぱりこれも割と起因してしまっていて、幾つか考え方があと思っています。基本的にはお金をかけないということで、先ほど振興課長のほうから話があった環境整備協力金をいただくという形があると思いますし、それからこれみんなが集うという中で、企業さんの社会活動等を募って、一緒に植樹をしたりとかということも考え得ると思います。そうすると、平成28年度から企業版のふるさと納税というのも今度制度として始まりまして、その辺の利用も、できるかどうかはわかりませんが、選択肢において働きかけはしていきたいというふうに考えています。いずれにせよ、町の財政的な負担がない形で、そして、そういう中で一番波及効果があるような形で運営していきたいなというふうに考えます。

以上です。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。私の思っていることと、観光課長の思っていることが違うのです。全体の花をするのは大切ですよということをおっしゃってしながら、その花咲山に、花咲山（仮称）みたいところに、この負担をかけるというのですが、この予算の中では、ほかの学校だとか、公園とかよりは目をかけないのですかという質問です。

それから、私は、こういう事業は継続性が一番大事だと思っています。継続性です。今までも、この町に住み続けたいとか、住んでみたいとか、来てみたいなんていうことで、地域の方ですが、観光客もそうですけれども、横瀬町が選ばれ続けるためには、継続して事業をしなければいけないと思っています。その継続性という意味で、今現在も各区の行政は地域コミュニティーとして、既に花苗の植栽を実施して、維持に対して物すごく貢献しております。継続性というものが、区の行政の中に取り込むことで担保されていますので、ここのところに皆さんの力を集中するのめやぶさかではありませんが、実際問題、区のほうの方たちが継続性を発揮して、ずっと植栽事業をされているということを見ると、あそこだけでもいいのですけれども、区のほうにも花を植えていただいて、町をきれいにするというもう実績がありますか

ら、そこの方のほうにも花苗を、木です。配布して、一緒にやっていただければいいなというふうに思っていますので、その点をお願いします。

そして、観光産業振興協会ですか、お願いしておりますが、私のほうの前の商業連盟の商業部会の花部会というのがあります、店頭を花で飾るという活動をもう10年以上ずっとやっている団体があります。そういう継続性でずっと実績のある団体をやってきた女性の方たちもいらっしゃいますので、そういう方のぜひ計画の中にも入れていただきたいと思っているのですが、その点どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

この補正事業につきましては、花咲山を考えております。それ以外につきましては、また今後、検討する必要はあろうかと思えますけれども、今回のこの補正は花咲山のみを考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 ご提言いただいた件は、町の景観をつくるとか美化というカテゴリーだと思ひまして、それは考えていきます。ただ、この補助金は国の補助金をいただく前提になっていて、10分の10の事業ですので、花咲山にかかわることに限定せざるを得ませんので、この補正としては、ここに限定をいたします。ただ、町としては、町の美化だったり、植栽というものは支援をしていきたいと考えています。

それと、花咲山をつくるのに参画という面は、ぜひ参画をしていただければと思います。広報のほうでも、これは観光産業協会の募集だったと思いますが、お手伝いいただける方というのは募集しております。今、時点で誰がやるというところを固めているわけではございませんので、それはもし参加希望をいただける方がいたら、ぜひ参加をいただきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。私は、花咲山周辺整備事業にさせていただければいいなと思ったのですが、その件、考え方ですので、お願いします。

それから、参加を呼びかけているということですが、ぜひ継続で実施している方がいらっしゃるの、その方には声をかけていただきたいと思っていますので。

それから、もしこれを実施する場合には、塚本先生の設計図というのですか、金額は莫大なものになるかもしれませんが、出来栄えが全然違うと思いますので、来ていただいて、ちょっとしたアイデアだけを聞くのではなくて、かなり本腰を入れて、金額はかかるとは思いますが、かなり本腰を入れて塚本先生のお話の設計の中でやっていただくのが、私は成功する一つの秘訣ではないかなと思っていますので、その点どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 答弁します。

声をかけてくださいということに関しては、声をかけられますので、また教えていただければと思ひま

す。

それと、塚本先生にお願いするかどうかは別にして、限られた予算の範囲内で最大限いいものをつくろうと思っています。決して何といたしましょうか、こう言うてはあれですけども、我々は素人ですので、素人衆で安易に考えているということは全く考えていません。必ずノウハウだったり、そういった蓄積がある方に参画をしていただくなり、あるいは委託なのかもしれませんが、して、全体の構想は練っていきたいと考えています。

○小泉初男議長 副町長、どうですか、答弁のほうは。

副町長。

○清水直人副町長 花咲山に関しましては、塚本先生にもいろいろとご意見等を伺ってきました。あの方の実績から、あしかがフラワーパークの再生とか、そういったところを手がけてきていらっしゃっていて、公園につきましてはあの方の右に出る人はいないのかなというふうな方です。そういった方が、もしそういったフラワーパークみたいなように人を呼び込むようなものをつくるのであれば、中途半端なお金をかけたのでは人は集まらないということはおっしゃっていました。何億円、2億円、3億円、もっとかける必要があるということもいただいております。

一方で、何度かこちら横瀬町に足を運んでいただく中、横瀬町にはそういった公園というよりは、むしろ花の郷うねだったり、オープンガーデンだったり、先ほどの商業連盟の方も店頭の花を飾るとか、そういった花に取り組んでいる方がいっぱいいると、そういった方々に参加していただいて、町全体でこういった花の公園づくりをしていったほうが、町の文化等も考えるといいのではないかとということで、この間の講演会の中でもおっしゃっていましたが、そういったことも踏まえた上での住民参加、みんなで作るという公園という方針がよいのではないかとすることも参考にしながら、今後、花咲山公園について検討していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○8番 大野伸恵議員 はい。

◇

◎発言の訂正

○小泉初男議長 ただいま3番の阿左美健司議員から質疑がございましたけれども、総務課長から訂正があるそうでございますので、よろしいですか。

総務課長。

○柳 健一総務課長 済みません。先ほどちょっと計算間違いをしました。今回の補正の事務机とか椅子なのですけれども、これは老朽化したものを今使っている部分がありまして、これを交換するということが含まれて、これが機構改革というちょっと変なのですけれども、もしこれを含めないとすると、前回の出納室と税務課の壁の撤去、あと案内板とかの新設、あとは電話の変更、それと今回の補正でグループウェア関係の配線変更がありますので、それを入れると、机等を入れないと240万円程度でございます。そ

れで机と椅子を入れると350万円程度になるということでございます。申しわけありません。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 19ページと43ページ、この財源のことでちょっとお聞かせ願いたいのですが。先ほど地方創生の加速化交付金を使って10分の10ということなのですが、まず企画費の中ではプラットホームの関係で2,791万5,000円、その財源の中に、この交付金が2,760万円ということになっているのですが、43ページのほうは、観光施設整備事業として3,639万2,000円、その交付金の内訳が3,672万円ということになっている。この辺はどういうふうに解釈したらいいのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、43ページ、観光施設整備事業の金額について32万8,000円ほど金額が合わないのではないかとご指摘をいただいた関係を答弁させていただきたいと思います。

繰越明許の中でも遊休地対策事業ということで、財務会計システム上の関係で、この観光施設整備事業の中の今回の花咲山の事業につきましては、3,672万円でございますけれども、この中にハイキング道等の整備がございまして、そちらの整備費が32万8,000円ほど不要になったので、それを差し引きした形でこちらに載せるということで、わかりづらい補正予算のような形になってございます。そういうことで、財務会計上のシステムの表現の仕方で、そういうふうな形になっているので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問の官民連携プラットホーム構築事業でございますが、予算額が2,791万5,000円に対して、国の加速化交付金2,760万円ということになっております。この辺につきましては、国へ申請した後ですけれども、必要なところもございまして、オーバーしているところもございまして、また、委託料でございますので、若干安くなる可能性もございまして、その辺、有効に活用するために若干増額しているところもございまして、

以上です。

○小泉初男議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 見ただけではちょっと理解しにくかったのでお尋ねしたのですが、できればこういうところは説明の段階で、いろんな説明の中でしておいてもらおうと、あえて質問しなくても済むと思うのです。

それと、補正予算の概要説明も休憩中ですが、要点のところだけはしっかり説明してもらえば、もうちょっと時間短縮ができるかなという、そんな気もしますので、今後につきましては、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

○小泉初男議長 お願いいたします。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第15、議案第14号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時41分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

会議を続行いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第16、議案第15号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第15号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万5,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,022万7,000円とするものであります。

以上、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩します。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時49分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原みさ子でございます。ページ数が7ページになりまして、歳出のほうで、この高額医療費の件なのですけれども、今年度より高額医療費の個人負担が3段階に分かれまして、所得制限を3段階にさせていただきましたけれども、毎月の高額医療費になっておりまして、ずっと療養している方からの相談だったのですけれども、毎月の高額医療費になると、この負担金が限度額を過ぎなくて、負担金……済みません。毎月の高額医療費にかからなくて、年間を通して12で割っていただくと、この高額医療費の対象になるということなのですけれども、こういうことは、もうこの方かなりちょっとがん闘病されていまして、その治療費としてかからない月もあるし、かかる月もあるし、ただ年間を通すとかなりの金額で高額医療費が使えないということで、すごく相談を受けましたので、年間のトータルでこの高額医療費というのは出せないものでしょうか、お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 ただいまのお尋ねにお答えいたします。

高額療養費の支給に関しましては、制度で決まっておりますので、横瀬町単独で変更することはできま

せん。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○小泉初男議長 次に、質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

1つは、歳入の関係で、先ほど説明ありました現年度の課税分、収納実績ということで410万円という、この中で結構大きな数字になると思います。これはどう見るのか。滞納なのか、あるいは見込みが多くてこうなったのだかというところの中身が1点です。

それから、共同事業の交付金との関係と繰入金との関係であります。これは7ページの共同事業交付金の1、共同事業交付金の2項の保険財政共同安定化事業費、これが4,868万1,000円とありまして、その下の繰入金のところ、先ほど県の加入繰り入れ通知が、これで243万7,000円とあります。これを財源内訳で行ったときに、済みません。私のほうが見つからないので、教えていただきたいのです。こちらのほうの4,868万1,000円は、こことここを足せば4,077万6,000円と790万5,000円を足せば、その数字が出てくるのですが、この財政安定化支援事業繰入金というのがどこに入っているのかを教えてください。

2点です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○島田公男税務課長 それでは、私のほうから国民健康保険税の退職被保険者国民健康保険税の410万2,000円の減額補正についてご説明させていただきます。

当初、平成27年度予算を作成した当時の加入者と平成27年12月現在の加入者との差が50名以上ございまして、どうしてそういうあれが出たかといいますと、社会保険に加入されたとか、あと転出されたかとかいう内容になるかと思いますが、そういうわけで一応予想よりも加入者数が減ったため、このような減額ということになりました。

以上でございます。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

保険財政共同安定化事業の4,868万1,000円でございますけれども、7ページの一般会計繰入金の5節財政安定化支援事業費繰入金243万7,000円と、11ページの7款の共同事業拠出金のところの……ちょっと済みません、議長。

○小泉初男議長 休憩したほうがいいのかね。どうしますか。

〔「休憩……」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、ただいま少し休憩します。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 大変失礼しました。7ページの5節の財政安定化支援事業の繰入金の243万円ですけれども、これは一般財源でございますので、全てのところに使えることになります。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第15号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 総員総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第17、議案第16号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第16号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,649万3,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,663万1,000円とするものであります。

以上、平成27年度介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時14分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点を伺います。

1つは、この保険料の関係であります。今、説明あった中で、これは財源がということの説明になったと思いますが、現年度分特別徴収保険料ということで747万8,000円がマイナス計上しているところであり、この意味というか、特別徴収保険料というのは、この加入者が払うお金なのだか、あるいはまとめてどこかから来たお金がここに来るお金なのか、そのところはちょっと私のほうが無理解で申しわけないのですが、説明をもう一度お願いしたいと思ひます。

それと、14ページ、ごめんなさい。その前に歳出のほうの12ページです。居宅介護サービス給付が、在宅がふえたということで300万円になっています。

それと、14ページの施設介護サービス、ここのところがほぼ同じ金額で……ほぼ同じ金額ではないですね。10倍、3,000万円ですね。こちらがマイナスになっています。利用者数が伸びなかった、あるいは在宅がふえたということで、これは見方として新規の人が在宅を利用したのだか、あるいは居宅介護を。それで、施設に入っている人が減って、こちらのほうによくなって在宅がふえたのか、そこら辺の見解を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 最初に、保険料につきまして答弁させていただきたいと思ひます。

保険料につきましては、介護保険につきましては国庫、県、町保険料基金と歳出に対する負担割合が決まっております。その保険料につきましては、介護給付費の22%を負担するようになっております。そのパーセンテージで予算を立てております。実際の保険料の金額ではなく、そういうふうになっております。

あと、そのほかに歳出のほうの居宅サービス給付費につきましては、これは実際には補正する場合に毎月々の支出見込み等を計算して、今回の補正等を作成しております。施設介護サービス給付費についても

同じです。

先ほど利用者が少ないとかというのは、実際にそういう状況でございますが、何人とか、そういうふうな数値は、自分でその根拠の数字は持ち合わせてございません。担当者に聞きまして、実際に理由としましてどうかと尋ねたところ、そういうふうに教えてもらったので、そのまま説明させていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、直接課長にということで、事前にも言っていなかったもので、なかなか数字でのつかみだと思います。傾向的な点で、ぜひ介護保険等についても実態をよく把握しながら、なるべくみんなが介護から楽になっていくというか、そういうことのないような形で進めていければいいなと思います。ぜひこういうところにつきまして把握していただくように努めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 答弁よろしいのですね。

○5番 浅見裕彦議員 結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第17、議案第16号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第18、議案第17号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第17号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万4,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,919万3,000円とするものであります。

以上、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時23分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第18、議案第17号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第19、議案第18号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第19、議案第18号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ839万2,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,266万9,000円とするものであります。

以上、平成27年度下水道特別会計補正予算（第3号）でございますが、細部については担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時28分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第19、議案第18号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第20、議案第19号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第20、議案第19号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,199万円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ4,098万5,000円とするものであります。

以上、平成27年度浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、細部については担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時34分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 11ページの事業費ですが、これ3,000万円の事業費ですが、件数的には何件あったのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 件数としては、29基になります。内訳は、5人槽が19基、7人槽が9基、10人槽が1基という内訳になっております。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい、結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 もうしばらく、済みません。おつき合いお願いします。

今回の10ページの事業費を見ると、この4,200万円に対して1,185万円が事業ができなかったということ

で、予算に対して27.9%ができなかったという中身だと思います。この浄化槽の設置管理事業特別会計について、今どのくらい進むのかなと思ったら、内藤議員のほうからあって、29基が単独浄化から合併浄化槽に動いたと。当初予定はもうちょっと進む中身でいたと思いますが、今の事業加入者の変化というのですか、横瀬川をきれいにする、あるいは浄化槽管理をして、余り管理していないところが多いというので、この事業を入れた中身だというふうに聞いているところでもあります。これにより横瀬川の水質改善を図るというのが大きな目的というふうに説明されてきた、私はそう思います。今回の事業費が、こういう点でできなかった点がなぜか。

それから、今、加入者の変化が、予定のこのくらいで、ここまでは進めていきたいに対しての到達地点がどのくらいまで到達しているかと、それから横瀬川の水質改善についてこうなっていますということの説明をよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 事業の到達につきましては、平成27年度、今年度については基数としては32基を予定してございました。ただ、32基の中身ですけれども、浄化槽は5人槽、7人槽、10人槽と人槽によってかなり金額が違ってまいりまして、当初は7人槽を中心に考えて予算取りをしておりましたけれども、かなり5人槽のほうに偏っているという状況から、工事の減額が多かったというように感じております。

それから、水質等につきましては、浄化槽の設置管理事業を利用させていただいた方々につきましては、町のほうでも維持管理、それから水質検査等を行うということになってございますので問題はないのですが、実は今年度、この事業の対象になる世帯、いわゆる単独浄化槽と、それからくみ取り等を利用している方の世帯、大体600軒ぐらいまだあるのですけれども、順次、職員と、それからシルバー人材センターから派遣を1人していただいて、一軒一軒訪問をして、パンフレットを置いてきたり、事業の説明をしたりといった形で、いわゆる普及活動を実施してきたわけですが、その中でいろんな方々のご意見も伺ってきました。

今までの浄化槽の設置事業につきましては、例えばちょうど水洗トイレにしようと思っていたとかということで、ちょうどよかったということで利用をさせていただいた方が多かったのでありますが、やはり普及がだんだん進んできますと、例えば高齢のお二人だけの世帯ですとか、高齢者のひとり暮らしですとか、そういった世帯になりますと、もう今からお金をかけて浄化槽にしても、もう自分たちがいなくなれば、ほかに子供も帰ってこないというようなことで、ちょっと消極的になられている方とか、そういった方もかなりいらっしゃるというような傾向にあるということがございます。そんなことも含めましてあるのですけれども、できるだけ町の事業のメリットを説明しながら、また普及活動を進めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいのですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この事業は2つあって、1つは転換があると思います、単独から合併浄化槽へと。それともう一つは、この管理をやっているながら、実際に、なぜこういうことをやるかというのは、浄化槽

をよく管理してください。こういうふう定期的にみると、それからくみかえをしたりして、そういうことよっての維持管理をやっていくのが、この事業の目的だと思います。そういうので、加入者数、今は転換の補填では、先ほど29件がこうなりましたとありますが、その管理の係を含めた加入者の変化、それから先ほど水質がきれいになっただろうけれども、ある程度の具体的なBOD、あるいはこれが、こうなっただうような具体的な点がもし数字として示されれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 管理の係ですけれども、ちょっと手元に詳しい数の資料がないのであれなのですけれども、たしか50件ぐらいは今、町のほうで管理をしていると思います。

あと、水質につきましての、事業実施に伴って水質がこう変わったとうような検査の資料とうのは、ちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○小泉初男議長 他にございますか。

大丈夫ですよ。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では最後、要望になります。

ぜひかういう事業を立ち上げて、これ予算と実際の進め方を見ると、国の補助金をやってモデル事業として1人分の職員をここでやっていますよとうぐらいにしか見えないので、ぜひ今、50件とうところで、合併浄化槽を維持管理している人、もっといっぱいいると思うのです。なかなかお金を払ってどうかうので、メリットが、安くなるのだよとうのが、なかなか見られない点があると思うのです。毎月法定では1年に1回管理してやりなさいよと。実際に回ってきて、私のうちも、この間ちょうど業者が来たので、「どうだい」と聞いたら、まだまだきれいだと。でも、もうくみかえたほうがいいよとうことで、毎年ではなくて、かういう実態もあるのです。だから、このところをぜひ町の意図するところと実態との乖離があると思いますが、ぜひこの事業をやってるので、より充実させるように要望して終わります。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 ご要望もいただきましたので、つけ足しをさせていただきたいと思います。

これ見え方いろいろあると思うのですけれども、私は今期の当初の目標はかなり高い目標設定だっただと思っっています、32基。これまだ始めて2年ちょっとで、実質稼働しているのは2年で、それでもこの1年は結構上下水道課、頑張ってくれまして、私はちょっと32基の目標のときは、かなり未達になるなと思っただのですけれども、件数的には近いところまで行ってもらったなと管理監督者としては思っっています。

あとは、横瀬町の水質改善とても大事なことです。横瀬川に関しては、今、数値が頭には出てきませんけれども、年々きれいになってきていると思っっています。まだ浄化槽事業が、横瀬川の水質に目に見えて影響するところまでは広がっていません。ですので、これから先、理解を求めて、もう少し分母をふやしていくとうところを引き続き頑張っってやっていきたいと思っっています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第20、議案第19号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第21、議案第20号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第21、議案第20号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）について申し述べます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額から収入支出それぞれ665万7,000円を減額し、本年度予算総額を収入支出それぞれ2億4,744万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的支出につきましては、建設改良費において462万8,000円を減額し、本年度支出総額を1億4,594万6,000円とするものであります。

資本的収入ですが、分担金など706万4,000円を減額し、本年度収入総額を7,431万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,163万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

以上、平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時48分

再開 午後 5時51分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第21、議案第20号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 5時51分

平成28年第1回横瀬町議会定例会 第3日

平成28年3月11日（金曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第21号～議案第26号の上程、説明

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

日程第1、議案第21号から日程第6、議案第26号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算、日程第2、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第4、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第6、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま一括上程されました平成28年度一般会計予算、各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位を初め町民の皆様のご理解をいただきたいと存じます。施政方針。

私たち地方行政の現場が目指すものは何か。それは、住民の皆さんに質の高い行政サービスを提供すること、住民福祉の向上を図ること、住民の皆さんのため、住民の皆さんとともに住みよい町、誇れる町をつくること、これらは今も昔も変わらず、いつの時代にあっても私たちが目指すものです。

一方で、その「目指すもの」に至るためのアプローチの仕方は、置かれた環境、情勢、時代背景等によって異なります。私たちを取り巻く社会構造や経済環境が大きく変化してきており、かつ変化のスピードもどんどん早くなってきている現在にあっては、なおのことです。

現在、横瀬町において「目指すもの」に至るために最大の障害となっているもの、横瀬町が持続していく上で最大のリスク要因となっているもの、それは人口減少です。平成27年度作成の「横瀬町人口ビジョン」では、このままの人口動向が続いたとすると、平成72年（2060年）には、横瀬町の人口は2,600人程度にまで減少する見通しであることが示されました。このペースでの人口の減少は、地域における経済規模の縮小、日常生活上のさまざまなサービス・利便性の低下、コミュニティ機能・生活機能の低下を招き、どこかの時点で町の自治機能に支障を来すことが想定されます。そうならないためにどうするのか、今からどんな手を打つのか、それが今日の横瀬町にとって最大の行政課題であり、前述した「目指すもの」に至るまでに不可欠なアプローチであると考えています。

こうした認識のもと、横瀬町人口ビジョン及び横瀬町地方創生総合戦略の策定は平成27年度の最重要課題として位置づけられ、現在、策定最終段階にあります。本件策定には横瀬町の多くの「ひとの力」が集約されています。初期段階では、役場の職員から220もの事業提案を受けました。役場の内部では、私を本部長とする横瀬町人口減少問題対策本部を立ち上げ、その下部組織になる人口減少問題対策検討会議で中堅若手職員を中心に議論を重ねました。町内在住の15歳から40歳までの方を対象に住民アンケートを実施し、650人から回答をいただきました。同様に事業所アンケートでは、120事業所から回答をいただきました。加えて、転入世帯から47人、転出世帯から63人もの回答をいただきました。

また、昨年11月に実施した町政懇談会では、人口ビジョンと総合戦略の骨子について説明し、3会場計160名の方に聞いていただきました。横瀬町人口ビジョン及び横瀬町地方創生総合戦略案は、横瀬町行政経営審議会に諮り、さきの2月5日には議会全員協議会にて説明をさせていただきました。2月10日から昨日の3月10日まで町のホームページ上で開示し、パブリックコメントを求めました。現在、取りまとめは最終段階にあります。本件策定にご協力いただきました皆様に改めて御礼申し上げたいと思います。

横瀬町人口ビジョン及び横瀬町地方創生総合戦略では、20年後の2035年に人口の自然減及び社会減をゼロにすること、そして2060年に5,400人程度の人口規模を目指すことを掲げました。これは人口減少という難問に対して正面から向き合い、明確な数値目標をもって人口減少を抑制するために最大限の努力をすることにほかなりませんが、一方で別の見方をすると、2060年に向けて人口5,400人程度まで町が縮小することは覚悟するという点でもあります。人口減少対策は、人口減少を抑制することとともに、それに備えること、例えば身の丈が縮む中でコンパクトなまちづくりをすること、財政的な負担を極小化することなどが必要になります。

横瀬町地方創生総合戦略は、人口減少を抑制する、人口減少に備える、この2つの視点から組み立てられています。平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、全国の地方自治体が地方版総合戦略を策定していますが、その中で横瀬町にかかわる多くの「ひとの力」を集約して、総力を挙げて作成した総合戦略は、どこに出しても恥ずかしくない、横瀬町ならではの横瀬町にしかつけない総合戦略になっていると自負しております。そして、いよいよ平成28年度は、その総合戦略をもとに具体的に動き出す初年度となる大変重要な年度です。横瀬町地方創生総合戦略は、町政全般に係る総合的で網羅的な計画であり、主な事業は全部で87事業ですが、このうち実に29事業が平成28年度に予算を伴って新たに開始する事業になります。

平成28年度は、今後を占う重要なスタートの年であるとの認識のもと、財政的な制約及び事業実施に係

るマンパワーの限界を踏まえた上で、最大限のことをやるという意欲的な予算編成になっています。また、平成28年度は、水道事業の広域化が始まる年でもあります。人口減少という共通の課題を有する秩父地域の1市4町には、水道事業に象徴されるような連携して対処していくべき問題が今後もふえてくるものと考えられます。これからは秩父地域がより緊密に一体感を持って連携していくことと同時に、それぞれがより一層その特徴や強みを生かして、地域社会が持続していくための自助努力を最大限継続していくことの両方が必要になると認識しています。

西武秩父線の駅を2つ有し、1市4町の中で最も東京都市圏へのアクセスに恵まれた横瀬町は、秩父地域の東玄関口として、東京都市圏から、「ひと」や「しごと」や「情報」をどんどん呼び込む役割を期待されていると認識しており、この横瀬町地方創生総合戦略を進めることで、秩父地域再生の起爆剤となる可能性を秘めていると考えています。横瀬町の地方創生の進捗、成功は、そのまま秩父郡市全体の創生の進捗、成功につながると考えています。議会の皆様初め町民の皆様のご理解とご協力をいただき、力強く、横瀬町の地方創生を進めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年度重点施策について説明させていただきますが、横瀬町地方創生総合戦略の戦略体系の4つの柱に沿って申し上げます。

まずは、基本戦略1、雇用の創出・安定に向けた横瀬町の強みを生かした産業づくりですが、雇用の創出・安定に向け、「労働対策事業」として秩父地域外から横瀬町に転入する39歳以下の世帯主の方を対象にした定住就職促進奨励金の交付、及びその対象者を雇用した町内中小事業者を対象にした同奨励金の交付を実施し、U I Jターンの促進と地元中小事業者の支援を図ります。また、「町内事業者支援事業」として、創業資金借入利子補給及び経営基盤強化支援補助などを行います。

平成27年度の補正予算で計上させていただいた官民連携プラットフォーム構築事業は、ウェブサイトを活用して、住民福祉の向上や地域経済活性化、ひいては地方創生につながるような民間企業やNPO、大学等有している新しいアイデアやビジネスプランなどを全国に先駆けていち早く、かつ幅広く、横瀬町に集めようとする事業です。地方創生に係る新しいサービスや事業が横瀬から生まれる、横瀬から発信されることが期待できるこの仕組みづくりを平成28年度中に開始したいと考えております。

次に、基本戦略2、住みたくなる、訪れたくなるまちづくりですが、定住促進・交流拡大に向け、「通勤助成事業」として、西武鉄道を利用し通勤する若者への助成を行います。「公共交通運行事業」として、コミュニティバスの有償運行、本格運行を実施します。また、よこぜ愛、誇りを高める事業として、一定数以上の町外在住者を含み、町内で開催される同窓会を支援する「同窓会応援事業」、25歳で改めて町内に集ってもらう「25歳の成人式事業」、これらの事業とリンクさせて、インターネットを利用して申し込みを簡略化し、横瀬にゆかりの人をメインターゲットにPRをしていく「ふるさと納税事業」を行います。また、タウンプロモーションの一環として、「横瀬まつりのリニューアル」を行います。また、平成27年度より始めた大学連携をさらに拡充していくとともに、新たに金融機関との連携開始も予定するなど、外部との関係活性化、活力導入に一層注力し、まちづくりに反映させていきます。

次に、基本戦略3、横瀬っ子をふやす環境づくりですが、結婚・出産・子育ての希望実現に向けて諸施策を実行します。まずは、子育て窓口の一本化やワンストップサービスを提供するため「子育て支援課」を新設し、切れ目のない子育て支援を目指します。「不妊症・不育症治療助成事業」として、不妊症助成

の拡充をし、不育症助成を新設します。「出産祝い金支給事業」として、出生した子のお父さん、お母さんへの祝い金支給を拡充します。「入学祝い金支給事業」として、小学校入学時の祝い金に加え、中学校入学時の祝い金を新設します。「育児支援家庭訪問事業」として、保健師・保育士・ヘルパー・栄養士などによる子供の養育に係る支援を開始します。「5歳児健診事業」として、就学期を迎えるための準備・機会をつくる5歳児健康診査を創設します。「ファミリー・サポート・センター利用助成事業」として、おとしクーポン券やPR用チラシの配布等おとし制度を創設します。「父親の育児参加の促進事業」として、健康運動指導士による親子ふれあい運動などイクメン応援事業を実施します。「多子世帯保育料等軽減事業」として、第3子以降の子供に係る保育所及び幼稚園の保育料の無償化を行います。なお、「検定受検料助成事業」として、小中学校児童生徒の資格取得の支援を行います。「中学生国際交流事業」は内容の一部を見直した上で積極的に推進します。その他、小中学生の学力向上を図るため、長期休業中の勉強会を開催します。また、横瀬小中学校のホームページのリニューアルを行います。

次に、基本戦略4、未来を見据えた住みよい地域づくりですが、持続するまち・自立するまちの形成に向け、「消防団員活動事業」として、女性消防団員の入団促進、消防支援隊運営費交付金の創設等を行ってまいります。「安全・安心なまちづくり事業」として、防犯カメラの設置を行います。「家族介護者支援事業」として、家族介護者に対する支援手当を創設します。「防災安全対策事業」として、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を継続実施します。「社会資本整備総合交付金町道整備事業」として、引き続き下横瀬橋拡幅工事、町道5号線・9号線・118号線改築工事、町道3175号線新設工事を実施します。また、町と各地区及び行政区との連携強化・円滑化を図るため、23区担当窓口を置きます。

最後に、美しい景観づくりとして、平成27年度補正予算に計上させていただいた（仮称）花咲山の整備を進めます。また、埼玉県の実業になるため予算計上はありませんが、道の駅あしがくぼの下の河原の水辺空間の整備を平成28年度に予定しております。

以上、平成28年度の重点施策について説明させていただきました。施策の数は多いですが、全ての施策が、密接に関連し連鎖して全体を構成しており、横瀬町の人口減少を抑制すること、もしくは人口減少に備えることにつながっており、その先にある町民の皆様には質の高い行政サービスを提供すること、住民福祉の向上を図ること、町民の皆様のため、町民の皆様とともに住みよい町、誇れる町をつくることを目指すものとなっております。

続きまして、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

当町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は、13億7,106万5,000円で、前年度と比較して約3.0%増になっております。これは扶助費が5.7%、2,074万2,000円、公債費が6.5%、1,835万3,000円増加したことが主な要因であります。

また、義務的経費の歳出に占める割合は37.4%で、前年度と比較して3%増加しており、歳出総額の大部分を占めておることから、依然として本町の財政は厳しい状況となっております。このような状況ではありますが、今年度の予算編成に当たっては、「地方創生総合戦略」に盛り込んだ4本の基本戦略を具体

的に推進していくための経費を最優先し、編成しました。また、「行政評価」により点検が行われた事業については、その内容を確認し、結果をできるだけ予算に反映させ、その他の事業については、費用と効果を検証し、めり張りをつけ、事業を厳選し、効果の高い施策に転換するなど従来より掘り下げたレベルで考え抜いた「選択」と「集中」に努めました。厳しい財政事情の中でもバランスに留意しつつ、多くの新規事業を含めた各事業が無駄なく、戦略的に連鎖し、地方創生につながっていく横瀬町地方創生総合戦略の実行初年度にふさわしい編成としました。

その結果、平成28年度の予算規模は、一般会計36億6,700万円、特別会計22億2,393万円としました。

なお、水道事業が平成28年度より秩父広域市町村圏組合で経営されることに伴い、同会計については、今後の予算から除かれることとなります。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。現年課税分の個人町民税につきましては、3億5,183万9,000円を見込み計上しました。前年度と比較し、1.5%、541万5,000円の減額となっております。これは退職者分の所得割の減収見込みによるものです。

法人町民税につきましては、6,779万9,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、7.0%、512万8,000円の減額となっております。

固定資産税につきましては、土地価格の下落が見込まれるものの、家屋の新增築分の増加等により、1.0%の増収を見込み、5億6,333万1,000円を計上しました。

町税全体の歳入見込み額は10億8,621万6,000円で、一般会計歳入予算総額に占める割合は29.6%であり、前年度と比較しますと0.6%、660万3,000円の減収となっております。

地方交付税交付金につきましては、普通交付税7億8,100万円、特別交付税1億600万円、合わせて8億8,700万円を見込み計上しました。前年度と比較し4.2%、3,600万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、5億1,757万2,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、12.2%、5,647万1,000円の増額となっております。増額の要因は、社会資本整備総合交付金が前年度と比較して3,377万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金が2,760万円増加したことによるものであります。

町債につきましては、緊急防災・減災事業の減少に伴い、前年度と比較して1.3%、524万円の減収を見込み、3億9,635万円を計上しました。

続いて、歳出であります。人件費につきましては、総額で6億8,932万9,000円を計上しました。人件費が一般会計歳出予算総額に占める割合は18.8%であり、前年度と比較しますと0.1%、43万4,000円の増額となっております。主な増額要因は、市町村総合事務組合に対する退職手当特別負担金の増額等であります。

物件費につきましては、総額で6億1,265万1,000円を計上しました。前年度と比較しますと、3.6%、2,299万1,000円の減額となっております。この主な要因は、平成27年度まで継続しておりました「地域人づくり事業」が終了したことによるものであります。

扶助費につきましては、総額で3億8,238万1,000円を計上しました。前年度と比較しますと5.7%、2,074万2,000円の増額となっております。この主な要因は、低所得の高齢者向け給付金支給事業に係る給

付金が増額になったことによるものであります。

補助費につきましては、総額で5億4,449万円を計上しました。消防費に係る秩父広域市町村圏組合負担金及び県防災行政無線施設再整備事業負担金の増額に伴い、前年度と比較し5.9%、3,048万2,000円の増額となっております。

普通建設事業費につきましては、総額で5億9,660万7,000円を計上しました。町道3175号線改築工事に係る工作物等物件補償費の増額に伴い、前年度と比較し0.4%、259万2,000円の増額となっております。

公債費につきましては、総額で2億9,935万5,000円を計上しました。平成25年度借り入れの臨時財政対策債の元金償還の開始等により、前年度と比較し6.5%、1,835万3,000円の増額となっております。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3会計につきましては、それぞれ前年度実績により精査し、予算計上しました。

歳入の国民健康保険税は、昨年度に引き続き退職被保険者等国民健康保険制度の経過措置が終了し、対象者が減少することにより1.3%の減収を見込み、1億5,920万2,000円を計上しました。介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、介護保険料が被保険者の増加により7.1%、1,008万1,000円増額の1億5,176万1,000円、後期高齢者医療保険料が0.2%、18万円増額の7,792万6,000円をそれぞれ見込み計上しました。

歳出の保険給付費は、前年度と比較し、国民健康保険特別会計では4.8%減少し、介護保険特別会計では1.2%増加しております。後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、前年度より1.7%の増加となっております。

下水道特別会計につきましては、歳入の使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額の3,701万円を見込んでおります。

歳出は、前年度より事業費が5.9%、公債費が2.5%増加しております。

浄化槽設置管理事業特別会計につきましては、国庫補助金と県補助金を合わせて2,627万8,000円を見込み、歳入の約4割を占めております。

歳出は総務管理費として1,386万円、事業費として4,483万5,000円、総額で前年度より639万6,000円増の5,937万1,000円を計上しました。

以上、「施政方針」及び「平成28年度予算概要」について述べさせていただきました。議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で、町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成28年度予算6議案の提案理由の説明を終わります。



◎施政方針に対する質疑

○小泉初男議長 ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けてありますので、その際をお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ただいま町長の来年度の予算を審議するに当たり、施政方針が示されたところであります。住民の皆さんに対しての住民福祉の向上を図ること、それから住民の皆さんの住みよい町、誇れる町をつくること、これは私たちもみんな協力してやっていかななくてはならない問題だというふうに考えます。

今年度、地方創生の中で、新しく今、創生計画を立てて、多くの人の意見を聞いて進めてきたとのことであります。町の職員の総意を結集した中身、それから住民アンケート、それと町政懇談会、そして現在行われていて、きのうで終わりましたパブリックコメント等があります。ぜひより多くの人々の意見を聞きながら、本当に自分たちの町を自分たちでどうつくっていくか、そのことを考えることが必要だというふうに思います。今後、行政経営審議会に諮って、この中身をより充実させ、パブリックコメントで出された意見、そういうものを組み入れて進めていっていただきたいというふうに考えるところであります。

今、この総合戦略は、いろんな形の中で、横瀬町ならでは、横瀬町にしかつけない総合戦略、こういふことで、今年度、新たな事業を立ち上げて進めているところだと思えます。そういう点で、今回の町長の施政方針でも示された中身の中で、秩父地域の連携して対処していく問題も今後ふえてくるというふうに言われています。

横瀬町は、こういう秩父郡市、平成の大合併と言われる中で、みずから自分たちの町として生きていこうということでの住民投票によって、この町が存在しています。そのことによって、こういういろんな施策ができる中身だというふうに考えます。今後、横瀬町の厳しい財政状況というふうに言われていました。しかし、横瀬町が、この質の高い行政サービス、町民のための、町民の誇れる町を目指すということでは、今後ともやっぱり独立した町でいくことが必要というふうに考えます。

今、示されたいろんなことを新しくするに当たりまして、まだ定住自立圏という中での秩父広域の取り組みになっています。横瀬町が今後とも今の中で未永く行くということで、独立した町として今後とも進んでいくのだということを決意がありましたら、示していただきたいと思えますので、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ご質問にお答えいたします。

秩父郡市に関しましては、この施政方針の中でも述べましたとおり、私は2つのことが必要です。それは、1つは一体感を持って連携していくこと、広域的な課題は、これからどんどんふえてくると思えます。例えば、医療分野ももっとでしょうし、観光分野なんかもそうだと思います。広域でやっていくことは、課題はふえていくということで連携していくことが大事。

しかしながら、それだけでは多分難しく、もう一つは、この中でも述べましたように、それぞれの特徴とする面を最大限生かして、それぞれが頑張っていくというのが必ず必要だと思えます。その中で横瀬町だからできること、横瀬町しかできないことはたくさんあって、それはひいては横瀬町が単独でやっていくことで、秩父郡市にいい影響を及ぼせることはたくさんあると思えます。したがって、

今、合併云々ということは全く頭にはありませんで、横瀬町が横瀬町の特徴とよさを生かして、どんどん前に進んでいく。そして、秩父郡市に全体にいい影響を及ぼしていくということを私は考えています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 1 番、向井芳文です。こちらの内容、本当に素晴らしい未来が待っているかなというような内容でございました。その中で、人口減少というものを第一に課題として掲げているというのは、もうこれも町長の選挙のときからの公約、マニフェストにもございましたし、その後の1年間の町政にもとても強く押し出されていた部分だなというふうに認識しております。未来がどういうふうになっていったらいいかということは、みんな目指すところは一緒だと思います。町民全員が満足に暮らしていける町、そういった中で人口減少が与える影響が大きいという認識のもとだとは思うのですが、私としては、この1年間の中の一般質問でもさせていただいておりますが、人と人がかかわるところ、そこから全てが生まれるということに基づいて、人と人がかかわる場所をどんどん充実させていく、創出していくということにも重点を置いていっていただきたいなというふうに思います。

また、その中で、住民が満足という観点からですけれども、転入世帯から47人、転出世帯から63人の回答というこのアンケートに関しては、素晴らしいものだなと思っております。転入してきた方、転出してきた方が、いかにこの町をどういうふうを考えているかというのは、すごくヒントをいただける場所だと思っておりますので、こちらも拡充をしていっていただきたいなというふうに思います。要望と言えれば要望なのですが、その点いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 お答えいたします。

人口減少の対策をとっていくというところは大変重要なのですが、それは部分、部分で見ると、いろんな施策がその下にありまして、その中の大きい柱が、やっぱり向井議員がおっしゃったような人と人がかかわる場をつくってくれたのは非常に重要です。ですから、例えば高齢者であれば高齢者サロンがそうでしょうし、あるいはコミュニティ活動もそうでしょうし、学校教育の場でも、またそうだと思います。そこは非常にこれから中長期的に進めていく施策の中では柱になってくるところだというふうに認識していますので、そういう認識で進んでいきたいと思っています。

あとアンケートのところは、これ転入・転出者のアンケートというのは、基本的には、これからも続けていきたいと思っています。3月、4月というのは比較的人の動きが多い時期ですので、役場の窓口で聞くという形になるのかどうかあれですけれども、できるだけ出ていく人の出て行く理由、入ってくる人の入ってくる理由、背景、これは町にとっても貴重なデータベースになると思いますので、その辺の情報はしっかりとしていきたいと思っています。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 1 番、向井芳文です。済みません。ご答弁ありがとうございます。心強いご答弁を

いただきました。

その中で、今の転入してくる方、転出する方、どういった理由で転入をしてきたか、転出をしていったか、これもまた重要であります。ただ、それに加えて、転入してきて住んでいる方、これ1年、2年、3年と住んでいる方が、この町で暮らして、どういうことを感じているか、こういうものがあつたらいいのではないか。それはものだったり、施設だったりするだけでなく、人間関係的なもの、秩父特有の人間関係の形成というのがありますので、そういったところでどういう思いをされていて、どうしたらいいかということも重点を置いて考えていっていただければなど、こちらも要望としてよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 答弁ございますか。

町長。

○富田能成町長 ありがとうございます。そのとおりなのです。そこはすごく大事なところで、横瀬町は小さい町ですから、比較的町民の方、全般にわたって声は聞けると思っています。ただ、自然体で聞くと、どうしても声の大きい人の声ばかり聞こえてしまうのです。おっしゃっていただいたように、来て間もない方の声は小さい声であることが多くて、なかなか聞こうとしないと聞けないと私は認識しています。でも、私もこれまでの自分の、今の職でもそうですし、政治活動というカテゴリーでも町の声は聞いてきたつもりですけれども、その中で新しく来た人の声は、やっぱり特に注意して聞く必要があるなという認識は持っていますので、議員からご指摘いただいたところはしっかり意識してやっていきたいと思えます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 10ページにございます花咲山の整備のことでちょっとお聞きいたします。

今までは、補助金等でほとんど町からは出ていないということですが、これがいつまで補助金が続くかわかりませんし、土留めもない、側溝もないような道路だと、雨のたびにまた予算がかかると。それで、町民がけがをすれば、観光客の人がけがをすれば、また横瀬町にも責任が出るということで、これを町長は今、何年計画で、どのぐらいの予算でやろうとしているのか。これは、将来、財政にとって重荷になると思うので、もとの山に戻したほうがいいのかという考えもございますが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 花咲山の事業につきましては、きのうご説明した平成27年度の補正で、国の補助金がいただけるかどうかによって、その事業規模は変わってくると思っています。基本的にはお金をかけないということを考えています。何年計画でというのは、まだ真っさらでして、マスタープランからつくらないといけないと思っています。いずれにせよ現時点では、よっぽどのことがない限り、そんなに大規模な施設みたいなのはできませんし、横瀬町の身の丈を考えると、管理費できゅうきゅうとしてしまうような形にはできないと思います。ですから、これまだ程度がどのくらいというのは、補助金がそうかということところにもよりますので何ともなのですけれども、基本的にはお金をかけないということを念頭に置いてやっていきたい。全くかけないというわけではないのでしようけれども、少なくとも町の身の丈に合ったところは意識してやっていくつもりです。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい、結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。今の町長の施政方針を聞いていまして、総合戦略体系で4つの柱が全て実現されれば、横瀬町の将来も明るい未来が開けるのかなというふうに関心しました。これが実現されるように私たちも協力していきたいと思っておりますが、この方針を実現するに当たって、確かに町長だけ頑張ってもだめなわけで、私たちも当然頑張りますが、役場の職員の皆さんも頑張っていたかなければいけないと思っております。

そのために町長が、これを実現させるために、役場の職員の方々のかかわり方、要するに自分が全て表に出るのか、それとも下から、職員の方から意見が出てくるのを待って動くのか、その辺のかかわり方をちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 質問にお答えします。

おっしゃるとおり、これいかに巻き込むか、いかに大勢の力を結集するかということが非常に大事です。町長個人の力は、これは限られていますので、役場の職員と一体感を持つ。これはもう絶対条件なのですが、それから町民の方、多くの方とも一体感を持つ。加えて、外の人たちにもかかわって、これは民間業者だったり、あるいは大学だったりという輪を広げていって、強いベクトルをつくっていくというのですか、それは必ず必要です。ですから、町長がトップダウンでなんていうフェーズは、多分そんなに要らないのがいいのだろうなというふうに思っています。

○小泉初男議長 どうですか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、そういうことは、そうしますと自分だけとか、町長個人というのではなくて、やっぱり職員の皆さんと頑張っていくという認識でよろしいのでしょうか。その場合、例えば今、ここに出てきた事業が、28事業新しい事業が出るみたいですが、例えばうまくいかない場合も確かに出てくると思いますけれども、その辺のときに責任の所在というのではないのですけれども、そういったときに職員の皆さんが困らないようにしていただければと思いますので、済みません。うまく言えないのですけれども、うまくいかなかった事業ができたときの反省点みたいなものをどうするのか、ちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 よくわかります。これスタートアップも大事なのですが、一番大事なのは、これ4年後に最初の期限が来て、今度は検証しないといけないと思うのです。これだけの数の事業を始めるということは、全部が全部100%ハッピーな結末になるとも思っていません。必ずうまくいく事業、ややの事業、すごくうまくいく、いかないというのが分かれてくると思うのです。そのときに、4年後にうまくも

う一回それをブラッシュアップできるかというのが非常に重要です。それは、言ってみれば、最後は私の責任で、これを全て始めるのも私の責任、任せるのも責任ですから、責任の所在ということになりますと、それはトータルでいくと町長の責任でしかないと思っています。という中で一体感をつくって、うまく転がしていくというのですか、民間企業と違って行政は、やり始めたことをやめたり、軌道修正するというのはなかなか難しいのですけれども、それでも常に一番いい形に転がしていくというところを意識してやっていきたいと思っています。

○小泉初男議長 どうですか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司。それでは、私たちもできるだけ協力して頑張っていきたいと思しますので、ぜひ頑張ってやっていきましょう。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号～議案第26号の説明

○小泉初男議長 それでは、ここで前例に倣いまして休憩をし、休憩中に各担当課長より平成28年度予算6議案の細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午後 零時01分

○小泉初男議長 では、ここで再開いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○小泉初男議長 議長より申し上げます。

本日、東日本大震災から5年を迎えます。震災でお亡くなりになられた多くの皆様のご冥福を祈り、1分間の黙祷を行いたいと思います。

事務局長の合図で黙祷をお願いいたします。

○町田 勉事務局長 その場でご起立ください。黙祷をお願いします。

〔黙 祷〕

○町田 勉事務局長 黙祷を終わります。ご着席ください。

○小泉初男議長 ただいま新年度予算に対する細部の説明中でございます。引き続き休憩をして説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 2時28分

○小泉初男議長 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号について細部の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時44分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き休憩をして、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算についての細部の説明

をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時01分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時21分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時25分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時36分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第26号 平成28度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時41分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程中の6議案について細部の説明が終了いたしました。



◎延会の宣告

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会 午後 3時42分

平成28年第1回横瀬町議会定例会 第6日

平成28年3月14日（月曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第27号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第34号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第35号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第36号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第37号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第38号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第39号 横瀬町農業委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、選挙第1号 横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

1、請願第1号 安全保障関連法の廃止についての請願の上程、説明、質疑、委員会付託

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第21号～議案第26号の質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第1、議案第21号から日程第6、議案第26号までの6議案を議題といたします。

一括上程中の6議案について細部の説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上歳出から各款ごとに進めていきたいと思
います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

最初に、日程第1、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計に対する質疑を行います。

第1款議会費でございます。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に、第2款総務費に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、平成28年度町政の一般会計予算の第2款総務費についての質問をいたし
ます。

初めに、ページの37ページです。これは、広聴広報事業ということで、ホームページ更新委託料とそれ
からホームページの保守委託、サーバー使用料という形でついています。これについて、ホームページの
充実ということで入っていると思います。ことしの補正予算では官民連携プラットホーム構築事業におい
てウェブサイトを立て上げて町の魅力、アイデア、こういうのを活性化につながる点を受けていこうとい
うことになっております。この関係で、この町のホームページ、どう充実を図ろうとしているのか、この
予算とそれから補正予算との関連がまず1つであります。

続きまして、43ページです。43ページのこれは電子入札共同システム参加事業なのですが、この電子入
札の共同の開発負担金等及び共同受付負担金があります。横瀬町としてこの予算でもってこの電子入札を
拡大していけるかどうか、あるいは拡大しようとするのか、その点についてお伺いします。

3つ目であります。47ページです。これは、町長の説明あるいは課長の説明もありました、安全安心ま

ちづくり事業の中の防犯カメラシステム使用料という形です。犯罪力の抑制ということで説明がありました。この防犯カメラシステムは、どのような管理のもとで行われるのかという点であります。テレビ等でこの防犯カメラのは、こういうふうになっていましたよって。そうすると、このいろいろな個人的な点もあったりして、誰でも簡単にいじれる中身ではないというふうに思うので、この管理をどのように行っていくのかについての説明をよろしくをお願いします。

それから、51ページになります。これは、11目の財政調整基金の関係であります。財政調整基金の繰り入れが、今回積立金として1,500万円を計上してあります。これは、予算の関係等も含めて、歳入との関係になるかと思いますが、財政のこの基金繰入金が7,500万円になっていますので、ここの関係です。この繰り入れを少なくして積み立てがなくても済むという予算もできるかどうかと思うのですが、そこら辺についての説明をよろしくをお願いします。

最後に、54ページです。これで固定資産税の賦課事業についてであります。固定資産税のこれは土地評価基礎資料作成業務委託と、それからこれは固定資産の土地評価業務委託料、これと43ページとの関係なのですが、こちらはまち経営の中で新地方公会計制度整備事業でありまして、固定資産台帳の整備委託というのがあります。こちら非常に大きな金額になっていまして、ここの整合性をどう図っていくのかについての説明をよろしくをお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問、何点かあるのですけれども、私のほうからは、まず37ページの関係でございます。広報広聴事業で昨年より若干ふえているのですけれども、ふえた理由は保守の委託料の関係、昨年とっていなかったもので、計上いたしております。

また、3月補正の中で、官民連携プラットホーム事業ということで、ウェブサイトを立ち上げるという費用でございます。その中で、ホームページのリニューアル等ができればと今考えているところでございます。

続いて、43ページの電子入札共同システム参加事業でございますが、これも昨年に比較しまして若干ふえております。解体事業の業種が追加された関係でシステム費の追加がありまして、ちょっと増額となっております。事業的には2年に1度入札参加資格の受け付けを行っている関係がございます。また、電子入札等も行えるのですけれども、今のところ電子入札等の情報収集に今現在努めているところでございます。事業的には、今年度と同様な事業を考えております。

あと、51ページ、11目の財政調整基金費でございます。財政調整基金費、昨年度と同様に1,500万円積み立てる計上をしてございます。歳入のほうで基金の繰入金としまして7,500万円、財政調整基金から崩して一般会計へ繰り入れる予算となっております。昨年度は取り崩しを5,000万円考えておりましたが、平成28年度につきましては、7,500万円を取り崩さないと予算が足りないということで計上しております。財政調整基金につきましては、繰越金がございますけれども、繰越金の2分の1に相当する額を翌年度また翌々年度のうちに積み立てしなければならないという地財法のルールがございます。そんなこともありまして、積み立てるものは積み立てて、足りないところを取り崩すというような考え方になっております。

あと1点、固定資産税の関係、まち経営課のほうで計上している43ページにあります新地方公会計制度整備事業でございますが、この固定資産税台帳整備なのですけれども、これは町が所有している固定資産税です。町が土地、建物、耕作物、それらの固定資産の整備をするものでございます。

私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 税務課長。

○島田公男税務課長 それでは、私のほうから54ページの固定資産税土地評価基礎資料作成業務委託料と固定資産税土地鑑定評価業務委託料についてご説明させていただきます。

この2つは、ともに3年に1度の土地評価がえのためのものの事業でございます。基礎資料作成業務でございますが、これにつきましては、毎年土地評価がえのための基礎資料づくりでございます。毎年実施して、事業の中にはこの土地鑑定結果をもとにした土地評価の時点修正作業ですとか地番図の修正業務、家屋の修正業務、そして公図の加除、訂正業務等が毎年行われまして、そして年ごとには1年目には家屋の経年異動判読調査ですとか、2年度目には状況類似地区の区分ですとか標準宅地の選定、不明家屋の現地調査とか、3年目には航空写真を撮影、路線価算出、土地価格批准の作成等を実施しておりまして、そのように係るものの予算でございます。

そして、土地鑑定評価業務委託料でございますが、これも3年に1度本鑑定をいたしまして、それに係る委託料でございます。毎年時点修正ということで、先ほど申し上げました毎年地価を確認して、下がれば固定資産税の標準化を下げたりするわけなのですが、そういう毎年の鑑定評価業務と、あと3年に1度大がかりな鑑定評価が2種類あるのでございますが、来年度につきましては、本格的な鑑定業務ということで予算を計上してございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 防犯カメラの管理方法等についてお答えさせていただきます。

今現在、その防犯カメラですけれども、何しろ初めてのことなのですけれども、クラウドサービス利用を想定しております。実際よりよい方法をこれから検討して導入していきたいという考えでおります。

以上でございます。

○小泉初男議長 他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 町のこのウェブサイト、ホームページ更新等については、このプラットホーム連携構築のほうでより強めていくということで、こちらは保守ぐらいということなので、ぜひより有意義なものをつくっていただきたいと思っております。そして、電子入札については、まだまだ情報収集ということで、より使いやすくということで進めていただければと思っております。

町の固定資産の台帳の整備で、これは町の財産だというふうな説明でありました。この54ページに掲げられている固定資産の税務課で行う3年に1度は、3年に1度でより強化にしながら本格的な個人財産等につきながら基礎資料を作成ということで、そうするとこの町の固定資産台帳整備業務委託は、町の建物は、数からいったら限られている中で、すごいこちらが物すごく高く感じるのですが、そのところが、いやこれだけこうだからこのようにこの委託費はかかるということを説明していただければと思っております。

それから、もう一つの防犯カメラの関係です。クラウドサービスを利用してとのことでありました。ここでの肖像権とかを含めた個人の情報をどう守っていくか、そこのところについて詳しく説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、43ページの新地方公会計制度整備事業で、固定資産台帳整備等委託ということで予算計上させていただいているところでございます。先ほど説明しました町が所有している土地、建物、工作物など、町の所有している資産を整備しまして整地化するものでございます。そのほかに、公共施設等総合管理計画、この委託についてもなどということで、その2つの業務委託を考えております。公共施設等総合管理計画でございますが、町が所有している公共施設です。その資産の適正な管理、財産の効率化、適正化などを検討するための資料ということで、総合管理計画の業務委託を計上しております。ですので、この整備事業としては、固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画の2つの目的を持った委託でございます。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 防犯カメラの関係ですけれども、クラウドサービスということで、その場に画像が保存されるわけではありません。ということで、相手方の業者に関しましてもしっかりとところというところを選んで契約したいと思っておりますけれども、ということで、もし何かあったときには、そこを利用するというので、ふだんは使わないということで、確実な個人情報を守っていく方法を、ここではつきり言えませんが、保護していきたいという考えでおります。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 固定資産の関係で、台帳の整備委託事業で2つの委託を行うということの説明でありました。金額大分高いということもあって、もう一回聞きたいのですが、この固定資産の整備のほうは、これは割合についてです。固定資産のこの整備台帳のほうは、この2,200万円のうちだったらこれだけ、財政の適正、効率化の点についての総合管理計画の委託は何%なのか、その2つの割合について教えてください。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問なのですけれども、ちょっと手元に細かい資料がなかったもので、後ほど答弁させていただきます。済みませんです。

○小泉初男議長 よろしいですか。

他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。質問のほうをさせていただきます、。

まず、47ページになるのですが、こちら先ほど浅見議員と同じ箇所で、防犯カメラシステム使用料と、こちらの防犯カメラに関しての今の時点で考えている設置場所、具体的な設置場所をお願いいたします。

次に、50ページをお願いいたします。こちらの上のほうなのですが、2つ目です。コミュニティ助成事業補助金、こちらは去年は570万円の計上で、ことしは430万円の計上と。こちらの具体的な助成の補助の補助先とかその場所、補助相手とか対象を教えてください。

そして、もう2点あるのですが、51ページをお願いいたします。ここ先ほど浅見議員とかぶる部分があるのですが、財政調整基金の管理事業ということで、1点は先ほどの浅見議員に対する答弁でわかりましたので大丈夫です。もう一点、1,500万円というこの計上、昨年度も同じく1,500万円の計上がされております。ただ、結果その補正ごとにその余剰が出たという解釈でいいのだと思うのですが、2億5,500万円の積み立てとなっております。次年度もそれは予測できない部分はあるかと思いますが、理想とか、このぐらいの額を最終的には積み立てたいというものがございましたらお願いいたします。

最後に、61ページをお願いいたします。一番上の選挙啓発事業、こちらは昨年度も同じく、同じ額の7,000円の計上となっておりますけれども、今回の、恐らく今回の選挙となると思うのですが、この下にちょうどある参議院議員選挙が最初になるのではないかとこのところなのですが、18歳以上に選挙権が引き下げられております。その部分で、18歳、19歳の方たちへの啓発活動というのは、具体的にどうということを考えていらっしゃるでしょうか。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 まず、防犯カメラの設置場所等についてお答えさせていただきます。

今のところ総務課の考えとすれば、人通りの多いところと考えていますが、一応駅前とかを考えております。ただ、今後本当に効果的な場所等、いろんな人の意見を聞いて考えていきたいと思っております。

それと、選挙啓発事業の件でございます。ここの事業は、明るい選挙推進委員というのが県で委嘱された方がいます。その推進委員の各種研修会参加謝礼を積算している事業でございます。ということで、その7,000円が、その研修会に参加されたときの謝礼ということでございます。推進委員に関しましては今後、例えばですけども、町選管事業への協力も仕事になりますので、今後例えばですけども、候補者に同乗してもらって一緒に啓発してもらおうとか、そんなこともいいかなということを考えております。

それと、18歳選挙権に関することでございますけれども、今のところ県のほうからも話が来ているのですが、出前講座等の要望があったら、それを対応していただきたいということがありますので、その出前講座等で対応していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、まずコミュニティ助成事業の補助金でございますが、今年度補助対象と予定しているところなのですが、第2区と第20区、この2つの団体でございます。

続きまして、財政調整基金でございます。今年度1,500万円の当初予算でございますが、確かに平成27年

度は最終的に2億2,500万円という積み立てでございます。当初では1,500万円ですが、決算、そして3月になっての不用額等を見まして、財政調整基金を今後も確保するという意味で、取り崩す額ぐらいは積み立てていければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。どうもありがとうございます。またお尋ねをしたいのですが、人出の多いところに、防犯カメラの件です。人出の多いところにつけるという中で、こちらは町全体の防犯という観点だと思います。これ管轄的には子供たちになると教育委員会絡んでくる、また子育て支援が絡んでくることになるのだと思うのですが、子供たちの登下校の環境、本来は、地域住民の目で、横瀬町はいろんな本当に学校応援団の方たちが頑張っていたいて見守っていただいていますので、そこは安心かと思えますけれども、中には不安な箇所があるというお話を聞いております。一番ここから近いところでちょうど、一番言われているのは、先ほど駅という話でしたけれども、駅の横の歩いて通るトンネルです。あちらと向こう側のトンネル、そのときによって通っているのがちょっと変わったりしているので、今どっちを通っているかというのは、ちょっとはっきりと申し上げられないのですが、そのあたりのトンネルに関しては、ちょっと怖いという話を聞いております。こちらに関しては、町全体で広域で考えていくことなのだと思いますが、基本的には全体の防犯ということで、子供たちの部分に関しても考えていらっしゃるのでしょうか、学校登下校関連も含んで考えていただいているか、それも含んで考えていただいていると思うのですが、限ってというのではないのですが、そこに考えていただいている部分というのがあるかどうか。または、全体という観点、その観光的部分だったり、そういった部分で全体的なものでの捉え方でよろしいのでしょうかということが1点と。

あとは、2区と20区に補助金ですね、先ほど対象という聞き方をさせていただいたので、2区と20区という答えをお返しいただきましたけれども、内容です。どういった内容かということ、そのお金の使う内容というのを教えていただければ、お願いいたします。

また、選挙の関係、啓発なのですが、出前講座で対応すると。ただ、出前講座の要望があればということなのですが、あえて町のほうから啓発という、自発的な啓発というのは具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

こちらの3点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 防犯カメラの件でお答えさせていただきます。

何しろ今回の予算は1台でございます。それなので、できればなるべく効果的なのということを考えて答弁させていただきましたが、当然どちらかというと弱者ですか、子供さんをやっぱり守ることが一番と思っておりますので、そういう子供の登下校等とかふだんの活動、そういうところで効果的なところがあれば、やはりそこに設置するというのも、とりあえず一つの考え方だと思っております。

それと、選挙の関係ですが、とりあえず受け身の話で、出前講座という話もしましたが、

今後法律が変わって、大きな法律が変わったことをございますので、今後県とか国とかからもいろんな話があると思います。そういうことを注視しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 コミュニティー助成の関係でございますが、何に使われるかということだと思えますけれども、第2区につきましては除雪機と聞いております。そして、20区の場合は、ちょっとうすら覚えなのですけれども、公会堂のほうへ使用する備品などだと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。まず、防犯カメラの件で、こちらはよろしくお願ひしますという要望になる部分もあるのですけれども、1台ということで、恐らくいろんな情報を入れた上での、いろんな精査をした上での結論だと思えますので、そちらはぜひ進めていっていただきたいのですけれども、今防犯カメラのほうもかなり進化しておりまして、もとの母体の機械があって成り立つものと。先ほどクラウド形式という話だったのですけれども、母体の機械がなくても、その機械単体で全てを記録して、クラウドの場合には保存先がそこではない場所に行くわけだと思えますのですけれども、そこで実際に管理をしてSDカード等で管理できるものもある。いろんなものがあるということですので、さまざまな種類があるということは、コストも機械によって性能等もあるとは思えますけれども、かなりピンからキリまであるのかなということで、できれば今後必要なところにはつけていただいて、ただそれと同時に、本来は町全体で防犯を進めていく。その人の目で、人と人がかかわるところで防犯を進めていくというのが本来の趣旨だと思えますので、そちらも同時に強化していただけたらなというふうに思えます。こちらは要望でお願いをいたします。

もう一点のほうは、助成金のほうなのですけれども、コミュニティー助成金に関しましては、今回2区と20区というお話なのですけれども、これは申請が今の現在の時点で出ているのが2区と20区ということで、今後はほかの区からも要望等があれば対応していただけたらどうか。もし要望が多く出ようでしたら、例えば補正等も含めて考えていただけたらどうかということをお願いいたします。今の除雪機と備品という部分で考えますと、恐らく額的にはこの額までは行かないと思えますので、今の時点での申請がその2つで、その先、ほかのところからも来れば対応していただけたらどうかということで、よろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

このコミュニティー助成事業でございますが、宝くじの売り上げの関係の助成事業でございまして、1つの市町村から3つの事業の申請まで受け付けていただいております。一応今年度2つということで上げていますが、事前にもう既に上げております。昨年は3件ほど申請を上げて、1件しか受けられなかったのですけれども、今年度につきましては、一応2件、既に事前には申請のほうを出しておりますので、こ

れから手を挙げられた場合は、次の平成29年度の申請になろうかと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、数点お願いいたします。

まず、33ページなのですが、再任用職員の事務分掌なのですが、私も何回か一般質問でしておりますが、どのような形でキャリアある人たちの仕事をしていただくのかということをお聞きしたいと思えます。

それからあと、40ページなのですが、電力のことしから自由化ということになってはいますが、町としては、どのように取り組みすることをお考えになっているのかということをお願いいたします。

それから、毎回言っているのですが、47ページの行政区の振興事業なのですが、地方創生でコミュニティー構築ということは、とても大切なことだということをおっしゃっているのですが、私もこの区の行政が充実することが町の活性化のために必要だと思っておりますので、先ほど3月の補正でも聞きましたけれども、花咲山とかのこの花木の植栽とか維持を行うための区の交付金のほうへの増額はできないかということをお聞きいたします。

それから、51ページです。同窓会の100万円の補助なのですが、新しい事業で考えていただいて、本当にありがたく思います。しかしながら、139ページの本来の成人式の予算が11万7,000円という額で、ここずっと私が議員になってから続いているのですが、その成人式がこの金額でいいのかなという疑問がずっとありましたので、その整合性というのですかを教えてくださいたいと思えます。

それから、57ページです。戸籍事務の臨時職員ということで予算化があります。また、59ページに税番号非常勤職員ということで予算化してあるのですが、このところはとても大切で、特に税番号等は、住民の方もナーバスになっている問題ですので、その守秘義務の確実性についての担保というのですか、それについてはどうでしょうかという質問をお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 私のほうからは、その再任用の事務分掌がということなのですが、再任用の職員の方につきましては、長年役場で培っていただいた経験や知識等を生かして、重要なポジションでご活躍をしていただきたいと思いますと考えております。具体的な配置先等については控えさせていただきますけれども、想定する内容としましては、やっぱり経験を生かしてもらおうということで、対人の折衝とか、そういったところが必要なポジションだったりとか、あとは施設の運営管理等です。そういったことだったり、あとは職員の教育、指導的な立場でご活躍をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 電力の自由化等に関してお答えさせていただきます。

今のところ他の電力関係業者との契約は、本庁舎に関しましては考えておりません。いろいろな問題があ

りますので、しばらく様子をちょっと見させていただきたいと考えております。電気料に関しましては、かなりやっばりかかるといってございませうけれども、以前空調設備改修等により、ボイラーによるものよりも減額の効果が出てきております。それと、節電等のための取り組みで、平成27年度にホールの照明をLED化しました。平成28年度においては、本庁舎の1、2階の事務室の照明をLED化を考えて節電に努めていきたいと考えております。

もう一つ、行政区の振興事業ということで、区の交付金等を増額できないかという質問でございませう。区の交付に関しましては、以前の行財政改革のときに薬剤加算、道路委員加算、衛生補助委員の加算等、交付金等の上乗せを行っている実績もあります。そこで、花に関しましては、関係課ともよく相談することなど、今後の検討課題とさせていただければと思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、同窓会の補助についてのご質問を答弁させていただきます。

同窓会の応援事業の補助なのでございませうけれども、この目的は、郷土愛の醸成、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、町内で開催される同窓会に補助というか助成するものでございませう。出席者が20名以上で、そのうちの10名以上が町外に住所を有する方というのがありまして、年に1度でございませうけれども、1回限り5万円を上限とする補助でございませう。町内で同窓会をやっていただきまして、町のほうとすれば、郷土愛を醸成していただきまして、ふるさと納税ですか、そちらにつながればと考えております。申請をいただいた時点で、ふるさと納税についての周知をしていただくようチラシなどを作成しておきますので、その辺の配布とPRをお願いするものでございませう。ですので、成人式とはちょっと趣向が変わっていると思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 いきいき町民課に関する戸籍関係の職員の関係のご質問でございませうけれども、臨時及び非常勤職員の守秘義務の確実性でございませうが、これらの職員につきましては、職務内容から守秘義務は重要であると考えております。採用に当たりましては、人柄、性格等にも着目して面接を行っております。また、雇用契約の際は、正職員に準じまして宣誓書の提出をお願いしております。職務上の守秘義務を遵守するよう個別にも説明し、確認をしております。引き続きほかの所属職員も含めまして、ふだんの守秘義務の確実性について監督をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 2つつけ足しをさせていただきます。

まず、電力の自由化についてなのですが、これ4月から自由化ということで、かなり状況が変わってくる可能性があると思ひます。大事なことは、まず我々としては、やっぱり電力の安定供給をしっかり受けられる、安定供給という部分が大事です。それから、費用対効果がすごく大事です。それと、情報を集めておくということが、とても今回、これ以降は大事かと思ひます。例えば、官民連携プラットフォーム

ができれば、それに乗る形で、いろいろな電力やエネルギー関係の提案が入ってくることも予想されます。そういったことも含めて、町としてしっかりエネルギーの関係は、情報をとっていき、そして集積していくということを考えていきたいと思えます。その役割は、まち経営課の中に情報収集はする役割は持ってもらうということかなと思っています。

それともう一つ、同窓会のところで成人式のお話がありましたので、コメントをします。これ、成人式を今予算的には11.7万円なわけですけども、私は今横瀬の成人式は、非常にいい成人式になっていると思えます。お金かけてできることがあるかという、余りイメージが湧かなくて、今成人式は基本的にはこの形で続けていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、49ページですけども、ここに路線バスの確保という形で予算計上されています。この制度が始まったときは、たしか西武バスの路線を確保するために不足分を県と町が2分の1ずつということに来ていたのですが、もうここ何年も町の持ち出しが非常に大きくなってきています。このことについて、やはり県に再交渉してもらいたいと思うのですが、その点につきましてお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

それから、51ページなのですが、ただいまの同窓会の関係で今質問があり、内容の説明があったのですが、これはあれですか、条件に合致すれば同窓会をやるところは毎年でも補助金を受けられるか、かなりそういう年代の層もいると思うのですが、果たしてそのことがいいのかどうか分かりませんが、条件に合致すれば、毎年この同窓会には補助が出せるのかどうか、そのことをお聞かせ願いたいと思えます。

それから、同じくこのところで、通勤の助成金の関係が新しく載っています。どんな内容なのか、内容的なものをちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思えます。

それから、35ページなのですが、特別職等報酬審議会の関係なのですが、毎年これ予算組んでありますけれども、ここしばらく委員会開かれていないと思うのです。私は、前回も申し上げたのですが、平成16年のときに大胆に行財政改革をし、全体的に切り詰めの予算にした経緯があります。もう既に10年も経過して、当時とは全然様子の違う予算編成がされています。やはりそういった観点から、この辺もやっぱり見直すべきではないかな。そのためには、全体を見直す中でこういった委員会等も開くべきだというふうに思うのですが、そのことについてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、地域乗り合いバス路線の確保対策の補助金でございます。議員さんのおっしゃられるとおり、この路線バスへの補助金については、町と県とが当初2分の1だったと思えます。このところ減額をずっとしておりまして、町の持ち出し等ふえております。ただ、一応交付税でこれも措置されていると聞いております。そんなこともあります、県のほうへは要望していきたいと思えます。

続きまして、同窓会の補助でございますが、一応条件がございますが、条件に合致すれば毎年大丈夫かということですが、一応補助の交付については、1年度に1回限りということとなっておりますので、要件に該当すれば毎年ということも可能と思います。一応総合戦略の中で考えておりますので、5年間ですね、5年間というより平成32年の3月までで一応予定しております、事業の見直し等を、一応廃止と
いか見直しをする時期を平成32年に行う予定でございます。

続いて、通勤助成の関係でございますが、総合戦略のこれも新規事業でございます。西武鉄道を利用する遠距離通勤の若者の方を支援するのですけれども、内容としましては、西武秩父線を使いまして東飯能以遠です、東飯能より遠くへ通勤する39歳以下の方で転入者や新規就職者に対して助成するものでございます。引き続き町に定住する意思がある方、申請日に雇用保険の適用事業所に常時雇用されている。また、通勤の定期券を購入し定期券により通勤してる方、また町税に滞納がないことなどが条件となっております。助成金額としましては月5,000円で、助成期間としては12カ月を予定しております。これも同じく5年という、5年というか平成32年に見直しといたしますか、総合戦略の中で考えておりますので、評価しながら見直ししていく予定です。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○柳 健一総務課長 特別職報酬審議会運営事業の関係で答弁させていただきます。

議員さんご指摘のとおり、しばらく第三者機関の意見を聞いていない状況でございます。役場の三役、議員さんの報酬等に関しまして、やはり見直し等をする必要が出てきていると思っておりますので、来年度審議会を開いて、第三者機関の第三者の意見を聞いて参考にして決定していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ありがとうございます。

なお、1点だけこの通勤の関係でちょっとお聞きしたいのですが、この助成というのは、例えば通勤している方が東飯能から遠くという、その辺の線引き、その理由がちょっとよくわからないのですが、東飯能から先という飯能とか、あるいは乗りかえて入間のほうですか、そちらへ行くのがあると思うのですが、例えば西武線を使って秩父線経由で同等距離のところで通勤する人は対象にならないのか。その辺が1つと。ほとんど通勤手当というのは、各企業からは支給されていると思うのですが、それとは別に町としては、横瀬町から遠距離通勤をしてもらうということに対するこの助成という意味でよろしいのか、その2点だけもうちょっと教えてもらいたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

今回西武鉄道を利用ということで掲げております。一昨年ございましたサーベラスの関係ですか、西武秩父線廃止路線に候補が上がったわけなのですが、その含みもありまして、西武秩父線ということで限定させていただきました。一応東飯能以遠ということで限らせていただきました。東飯能以遠という

ことでございます。

また、定期券の購入費などについては、事業所から補助があるという話でございますが、その辺は大体通勤手当につきましても、事業所のほうでカバーできているかと思えます。この助成金の意味としましては、横瀬町に定住を引き続きしていただくという関係の助成ということで、横瀬から通っているということに対しての助成という意味合いでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今回の通勤助成金の関係ですけれども、横瀬町から確かに東京方面へ通勤通学の人が多いと思うのですが、逆に秩父線もやはり西武線と同じように存続させる、そういう姿勢を持たないといけないのではないかなと思うのです。西武線だけに限るとするのは、いかがなものかと思うのです。このことは、要綱か何かで定めてあるのだとすれば早速見直しをして、秩父線を経由してでも、やっぱり同等距離のところまで通勤通学する方については、やっぱり助成を出す、そのことのほうが整合性があるのではないかなと思うのですが、その点もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

今回は地方創生の総合戦略ということで、新規に通勤助成金を考えたところでございます。横瀬町につきましては、西武秩父線が通っておりまして、本来秩父鉄道は通っていない状況でございます。まず、町内の状況ということで、西武秩父線に限らせていただいたところでございます。今後については、こういう要綱で定められておりますので、秩父鉄道もというご意見でございますが、今後について考えてみたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 若干補足させていただきます。

これも難しく、当初始めるに当たって線引きをどうするかというのは、非常に議論をしたところなんです。例えば、学生さんはどうかとか、年齢もすることもそうですし、それから西武線と秩父線というのも当然検討はしましたが、スタートに当たって、やはり秩父郡市からの人口流出を抑えるというところを意識すると、横瀬町は東の玄関口ですので、まず西武線で東京圏あるいは県西部というのですか、に出ていく人を何とか横瀬町で引きとめるというところを今回は主眼にしました。当然これやっていくと、どのくらい利用者が利用していただけるかというのも、PR次第かもしれませんが、まだやってみないとわからないところもあります。そういう中で、また逆方向に行く、西武線を使って西武秩父駅、そして秩父鉄道でというところも、利用状況を見ながら検討はしたいと思います。

○小泉初男議長 よろしいですか。他にございますか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に、第3款民生費に移ります。

質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今とちょっとつながるかなと思います。78ページであります。これは、労働対策事業ということで、定住就職促進奨励金の関係であります。町長の施政方針あるいは課長の説明等でありました。今と同じような秩父地域からこの町長のだということ、横瀬町に転入、39歳以下の世帯主を対象とした定住就職促進交付金という形で出されています。もう一度このところを詳しく説明していただければと思います。企業のほうにも町内中小事業者を対象にした奨励金の交付という点があります。このところをもうちょっと詳しくお願いします。

それから、80ページです。これは、子ども・子育て支援事業の点であります。昨年度ここに運営費委託料というのが450万円あったと思います。これが全部削除されていますので、この全額削除の理由、どこに振りかえたのだから、あるいはこうかということになれば、その説明をお願いします。

それから、83ページです。ここで管外保育等運営支援事業があります。管外保育所の運営費委託料が減って管外保育措置委託料がふえているという点があります。このところは、どういうふうに捉えたらいいのだからについて教えていただきたいと思いますので、3点ですが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、78ページ、労働対策事業費の定住就職促進奨励金の関係で答弁させていただきます。

新しい事業でこれも地方創生の事業の中の一環で捉えていただいてよろしいかと思います。この中で、まず定住ということでございます。Uターン、Jターン、Iターン、秩父郡市内外から、外から町内に転入をされた方、例えば就職をされて1年以内に横瀬に転入された方、あるいは横瀬に転入されてから1年以内に就職をされた方、そういう方がまず基本でございます。その中で、町内あるいは秩父郡市内に就職をされた方は月2万円を1年間、12カ月、また秩父郡市外に就職をされた方は1万円、1年間ということとさせていただきます。それから、企業さんにつきましては、中小企業には今該当する方で町内の企業さんでございます。ですから、外から横瀬町に転入されて、それで町内の中小企業さんのところに就職をされた方は、当然ご本人にも奨励金が出るわけですけれども、その町内の中小企業の会社さんにも月1万円なのですけれども、そういう方を採用していただいたということで奨励金を予定しております。

なお、新卒の方につきましては2年、それを続けさせていただこう。ただし、年齢要件39歳以下の方というのはあるわけなのですけれども、いずれにしても、外から町内に転入をされた方で就職をされた、あるいはその就職で転入された、あるいは転入されて就職をされた、そういう方を中心に考えているわけでございます。

以上です。

○小泉初男議長 保育所長。

○小泉明彦保育所長兼児童館長 私のほうからは、83ページ、管外保育のところでございます。管外保育所

運営費委託料が減となって、その下の管外保育措置委託料がふえている関係でございますが、昨年度管外保育運営費委託料につきましては、21名を見込んでおりましたが、平成28年度19名という形で見込んでおりますので、少なくなっております。逆に、管外保育の措置のほうでございますけれども、横瀬町外の公立の保育所に行っているお子さんの分を私どものほうで負担する分でございますが、昨年は2名で見えておりましたが、ことし3名見込んでおりますので、そのような増減の差が出ております。

以上でございます。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 子ども・子育て支援事業の中の委託料として、平成27年度は450万円の予算を計上しておりますが、これにつきましては、今年度におきまして補助金という形で計上しております。視察型給付費ということで180万円計上しております。これは、認定こども園分の入園見込みの地方認定の児童数4名分を計上させていただきました。ちょっと去年度この子ども・子育て支援事業の認定こども園等に関する費用等につきまして初めてだったので、ちょっと予算の金額等ちょっと勘違いしてとった関係で、今回減額というふうになっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点です。78ページの関係の定住促進の関係であります。町外からUターン、Iターン、Jターン等で来て横瀬町内に住み、そして郡内に働く秩父郡市内に働く、あるいは外に働くということの1年ないし2年間の補助で、非常にこれにつながればいいと思いますが、1つ役場職員についてをやっぱり同じように考えてよろしいかどうかについてお願いします。

あと、もう一点は、先ほどのこの地方交付税の関係がありまして、これは平成32年3月ですか、そこまでの5年間で行って、その後からまた見直してということの捉え方でよろしいかどうかの2点についてよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

役場の職員ということなのですが、基本的に中小企業の中小企業法、中小企業基本法第何条とかっていろいろあるのですが、そういうところに該当される方ということですので、職員はちょっと無理かなと思われまして、よろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○高野直政振興課長 失礼しました。5年間、皆同じように見直していくということでございますので、一応5年間ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 定住就職促進奨励金の関係ですけれども、役場職員につきましては、先ほども振興課長からも申し上げていますが、一定の要件を満たした事業者就職等をした場合ですので、役場職員につき

ましては、対象外ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 中小企業という役場、一般的に500人以下とか、あるいはそういう点もあつたりすると思います。役場職員トータルで見ても95人とかということになれば、それほど大きい費用ではないと思います。全体的な公務員というくくりでいくなれば大きいと思うのです。でも、横瀬は来てくれればというのだという、1つのアピールになるのではないかなというふうに思います。検討していただければというふうに思いますので、要望にします。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。質問させていただきます。

まず、78ページになります。こちらで、先ほど1点は、浅見議員の質問にもございました定住就職促進奨励金なのですが、その前の議案で出ていた通勤の手当と併用ができるものかと思いましたが、そういった合わせるとこれだけ額が下がるよと。そのほかにもいろんな補助金等が、この町に外から来ていただいて住んでいただくといろんな補助金がつくと思います。それを合計するとこういう、この額になるのだよというような、そのアピールをしていいものかどうかというのは、また別な議論があると思うのですが、そういった課をまたいだアピールというのは、チラシを1枚つくるか、考えていらっしゃるかということ。

それからまた、同じく78ページになるのですが、健康運動指導士派遣手数料と、これは町長の施政方針にもございましたイクメン応援事業の一環だと思いますけれども、イクメンを育てることというのは、もう今も大変大事なことで、それには環境が整わなければいけないと、子供と親子の関係だけでなく企業の理解も必要になってきますし、社会的な風潮も関係してくると。そういった中で、第一歩としてこの親子で一緒に触れ合おうというコンセプトのもとに行われることだとは思いますが、この先イクメン応援事業としてこういったことを見込んでいるという事業を計画的に、まだ計画段階ではないのですが、構想段階であるというものがあれば教えていただきたいと思います。

あと、もう一点、これは確認になるのですが、89ページなのですが、済みません、私の勉強不足になる部分かと思われそうですが、駅前の秩父広域市町村圏組合上水道管理運営事業というところで、児童手当分補助金というのは、児童手当に必要……

〔「衛生費です」と言う人あり〕

○1番 向井芳文議員 衛生費になっていますね。私の間違いでした、ページを。では、これはまた次に回します。では、先ほどの点、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

78ページに定住就職促進奨励金がございます。また、先ほど通勤助成の関係もございます。一応タウンプ

ロモーション事業というのを今年度新しくつくりまして、その中で移住や定住に向けてのパンフレット、また子育て支援などのパンフレットを一応作成する予定でございます。そして、各種のイベント等で移住の関係のPRを行うことを考えております。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 イクメン事業につきまして答弁させていただきます。

イクメン事業につきましては、今年度は講習会、講演会というか親子でできるような体操を含めた事業を予定しております。来年度からにつきましては、またこれからじっくり考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足します。

まず、最初のチラシ等をつくるのかというのは、これはつくります。これ今回は、特にそうなのですが、新しい事業が多いのですが、それらが知らなければいけないわけです。トータルでどうだというのが非常に重要ですので、ワンストップであり一覧化というところが、今回この総合戦略ではとても大事だと思っておりますので、タウンプロモーションというところののっけて、横瀬に来てくれたらこんなにいいことがあるのだ、こんなに子育てしやすいのだというところをアピールできるようなものをつくりたいと考えています。

それと、イクメンの部分は、とりあえずそういうところからスタートなのですが、あとは、当然地域内の企業のところとも少しできることがあるかなと思っております、例えばイクメンでこんな応援をしている、こんなにやってくれているという企業さんを町のほうで紹介するとか、そういうところも考えていけないのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。大変心強いお話、ご答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

イクメンに関しましては、触れ合い方がどういうふうにしたらいいかわからないというお父さんも多いですが、やはり一番の根本的な部分というのは、企業理解と社会風潮の醸成だと思います。社会風潮的にイクメンをすることがどれだけすばらしいことか、子供と触れ合うことがどれだけすばらしいことか、価値のあることかということ伝えていっていただきたいという中で、企業の紹介等大変心強いお話をいただきました。社会風潮的にもそういうふうになっていくように、いろんな事業でその醸成をしていただければなと思います。こちらは要望としてお願いいたします。

○小泉初男議長 他にございますか。

7 番、内藤純夫議員。

○7 番 内藤純夫議員 1つお聞きします。

78ページ、労働対策の秩父地区メーデー助成金なのですが、これはどこに助成しているのかということ、今労働組合員もメーデー参加者も減っている時代に、これが必要なのかというのをちょっとお聞きします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

秩父地区の代表でございます秩父地区、正式名称はちょっと、申しわけありません。ちょっと、済みません、名称はちょっと後で答弁させていただきます。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど5番、浅見議員さんの答弁漏れがあるようでございますので、答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 先ほどは失礼しました。答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

固定資産台帳等の整備の関係の予算額の費用の割合でございますが、固定資産台帳整備につきましては、およそ3分の2になります。公共施設等総合管理計画のほうが3分の1の割合でございます。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、秩父地区メーデーの関係で答弁させていただきたいと思います。

主催は秩父地区メーデー実行委員会、それで秩父地区労働組合協議会が中心となって事業を行っているようでございます。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 これ秩父地区のメーデーに町が助成する必要があるとお考えですか、どうですか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 秩父地区ということでございますので、秩父郡市内全市町で、少しずつですけれども、させてもらうということでよろしいのかなというふうに考えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では次に、第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 衛生費です。91ページを見てください。これの中で、自殺対策緊急強化事業という
ことであります。ことしの中で28万2,000円ですが、今、心の健康の問題等強化していく中身だというふ
うに考えます。その中で、昨年比べて半減というか、29万1,000円の減になっています。このところを
どう捉えるのかというのが1点であります。

もう一つは94ページです。マイ・エンゼル支援事業、これも新規事業です。不妊、不育の点にというこ
とでの自己負担等を含めていくとのこととあります。もうちょっとこの不妊治療に対する実態というかそ
ういう点。あるいは不育というのはどういうことを示すのか、ちょっと私も勉強不足で申しわけないの
です。ここのところについて教えていただきたいと思っておりますので、2点であります、よろしく願いま
す。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 最初に、91ページの自殺対策緊急強化事業、この予算が減額になったことにつ
いて答弁させていただきます。

平成27年度当初予算額57万3,000円、平成28年度当初予算額28万2,000円で、29万1,000円の減額となっ
ております。この自殺予防のこの関係につきましても、自殺予防の啓発資料作成費用を今までは計上して
おりましたが、啓発を目的とした周知につきましても、広報やホームページ等を活用していきたいという
ことで減額となりました。また、平成28年度は一般の方向けに支援者向け、自殺対策についての支援者向
けの研修を実施しまして、自殺を考えるほど苦しんでいる人に気づける人や話を聞ける人をふやしていく
ことを考えております。

また、定住自立圏の事業として実施しているため、自殺対策緊急強化事業費としての予算計上はありま
せんが、秩父地域合同での自殺予防フォーラムをまた平成28年度も開催する予定でございます。

次に、不妊、不育についてでございますが、まず最初に、不妊症とは正常な夫婦生活があつて2年以内
に妊娠しない場合をいいます。これは、通常の夫婦の90%以上が2年以内に妊娠するという事実に基づい
ております。

次に、不育でございますが、不育症でございますが、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡
がある場合を不育症として定義しております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 自殺予防の関係、あるいはここの中で強化という形で出ています。それを定住自立

圏のほうでフォーラムということで、私も聞きたいなと思いつながら、なかなか出られなかったのですが、これをやることによって秩父大分減ってきているという状況だそうです。ぜひ本当にみんなが健全で生きていくというか、そういうところのためにさらに聞く人をふやすとか、そういうことを強めていただきたいと思います。

それで、不育のほうであります、今の話で答弁でいきますと、これがなかなか子供が育たない、あるいは流産とか、そういうことに対する支援です。具体的にはこの不育に対してどういう支援ができるのかについて、もう一度詳しくお願いしたいのですが。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 この不妊、不育の治療につきましては、助成回数につきましては、同一の夫婦に對しまして不妊治療で生涯3回、不育治療で生涯3回を定めております。助成金額につきましては、その治療に要した医療費の自己負担額の2分の1、上限10万円を助成するものでございます。この助成対象としましては、夫婦ともに町内に住所を有する期間の医療費ということにしております。この助成の期間につきましては、1回の医師の証明に対する治療期間が3年以内で、1年度当たり1回というふうに規定しております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 支援の仕方はわかったのですが、ちょっと専門外になってしまって申しわけない。不育治療というのがどういうことなのかなのです。流産を繰り返す人、あるいはそういう人たちに対してどういう治療で持っていくことが不育になるのかという点なのですが、そこ済みません、申しわけないですが。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 不育症の治療については、ちょっと余りわかりませんが、不育の不育症の患者につきましてはその治療等を行いますと、過去に3回までの流産であれば80%以上、5回以上の流産でも56%の方が次の妊娠で子供を持つことができるというふうに統計というか出ております。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。質問をさせていただきます。

まず、先ほど済みません、1つ前で話を質問し始めてしまった点なのですが、89ページになります。こちらが一番上、秩父広域市町村圏組合上水道管理運営事業とありまして、児童手当分補助金というのは、これは児童手当の財源に充てる分という解釈なのでしょうか、それを確認をお願いします。

もう一点が94ページです。どこということではなく、このあたりにかかわることなのですが、胎児教育というのを前高野教育長が熱心にされておりました。私も引き継いで講座等を何度かさせていただ

ております。本当に胎児教育がいかに重要かということを何度も思わせられました。本当に重要なものでございます。内容的にも本当に重要なのですけれども、もう一点が、やっぱりおなかにいるときというのは、いろんな子供ができてからのことを考えられるときかなと。子供が生まれてからもう本当に日々必死になりますので、その前に考えるのにすごくいい時間が持てる、そのときに胎児教育を勉強するということがその後にごくつながっていく、自分の心の余裕にもなりますし、ご主人も一緒に学んでいただくことによって夫婦関係のところにごくいい影響が出ます。それによって子育ても本当うまくいくと。先ほどのイクメンの件にも通じてくるのではないかなと思いますけれども、胎児教育というのが、今まで教育委員会管轄だったのが、これから子育て支援課になるのだと思うのですけれども、その胎児教育って文言と取り組みが、見たところだと、どこかがちょっとわからなかったのですけれども、考えていらっしゃるかどうかということをお願いします。その中で、これは94ページなのですが、乳幼児健康診査相談事業の中に講師謝金とありまして、ここかなと思ったのですけれども、これ昨年度を見ますと、昨年度には計上されておりましたので、もう一点は、こちらはこういった内容の講座に関する謝金かということをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 89ページの水道広域化に関する児童手当分補助金でございますが、広域水道のほうの予算の都合だと思うのですけれども、こういう名目で派遣した職員の児童手当の補助金をくださいということですので、こういうふうに事業化させていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 まず最初に、講師謝金についてなのですけれども、この講師謝金につきましては、子育て応援講座の講師謝金を予定しております。内容については、まだ細かくは決まっておりません。

胎児教育につきましては、教育委員会のほうとは、まだ内容についてすり合わせをしておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。胎児教育に関してなのですけれども、今の時点ですり合わせはされていないということで、ただこれからはすり合わせをしていただいた上で取り組んでいただければでしょうか、そこをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 これから教育委員会と話し合いまして、どちらで担当するかというふうになるかと思いますが、その辺を決めまして、その後取り組んでいけると思っております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 胎児教育につきましては、子育ての支援の中の、今回胎児教育ですから妊婦さんですね、

に対しての支援の一環として、町全体の中で支援していく方向で今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 他にございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原みさ子でございます。質問させていただきます。

全般にわたってなのですけれども、講師謝金という名目が……

○小泉初男議長 宮原議員、全体ではなくて……

○4番 宮原みさ子議員 全体でなくて、91ページの自殺対策緊急強化事業の講師謝金と92ページの健康増進事業の講師謝金と、今向井議員がおっしゃっていました乳幼児健康診断相談事業の講師謝金、この講師、いろんな講演をしてくださる方の謝金だと思いますけれども、この講演をしてくださる、どのような方を選ぶのかをどういう基準で選んで、ことしはどうかを、もしわかるようでしたらお聞きしたいと思います。なぜならば、去年の講演の中で、ちょっと余り風評的によくないというかイメージの悪い講演というか、いろんな方から、講演ちょっとというのがありましたので、町としてこの講演をどのような基準でことしは進めていくのかお聞きします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 健康づくり課のほうの保健衛生につきましての講師謝金等につきましては、各担当がその年度における事業につきまして、その事業に対応できるというか、適している講師を選んでおります。各事業につきまして、ほとんど講師がかわってくると思われま。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 全体のこういった講師をお招きしての講演会等に通じる話なのですけれども、講演会を実施しますと、必ずその後の来場者の方へのアンケートも実施させていただいております。そういったことも含めまして、先ほどイメージが悪かったとか評判が、評価が悪かったという方もいらっしゃったというお話なのですが、そういったことを含めまして、来年度の事業にしっかり反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。いいですか。

他にございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 阿左美健司です。96ページの不法投棄防止事業なのですが、不法投棄防止パトロール等委託料ということで、26万5,000円計上されています。これは、どこへ業務委託をしているのかということと、そのパトロールの内容が、例えば役場からいつどの辺をパトロールしてくださいとか、そういった要望とか指示があるのかどうか。あるのであれば、年何回とか月何回とか、延べ人数何人とか、もしわかる範囲でよければ結構ですので、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

不法投棄防止業務の委託でございますけれども、基本的にはシルバーさんのほうに委託させていただいております。特にシルバーさんに月に1回町内町道、それと国県道、林道等回っていただいて、その都度気になるものがあれば回収していただいております。

それから、あわせて各地区で掃除をしていただいた、地区で清掃を年に2回か何回かしていただいたときに、そういうところで集まったごみがどこに置いてあるよということで連絡いただきますと、それもあわせてシルバーさんのほうに回っていただいて集めております。

それから、当然連絡等いただいて、職員も対応するのですが、ちょっと量が多かったり大変だったりする場合は、やはりシルバーさん等をお願いをして一緒に回っている、そういうふうな形で回らせていただいております。

なお、この実績がちょっと昨年度予算ちょっとだんだんこういうふうになってきていまして、ちょっと減額もさせていただいてしまったりしたので、今回少し実績に合わせてつくらせていただいたので、何か少なくなったような感じがするのですが、決してやめるとかそういうつもりではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 質問ではなくて、私もちょっとこの間一般質問させていただいたこともありまして、やっぱり景観維持ですとか環境の美化などは大事なことだと思いますので、今後ともシルバーさんや地域の皆さんと協力してやっていければいいなと思いますので、引き続き継続のほうをよろしく願います。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 89ページから入るのですが、予防接種事業です。これは、私も勉強不足でわからなかったのですが、乳幼児が生まれますといろんなワクチンを行います。予防接種を行います。それで、任意接種というのがありまして、ロタだとかB型肝炎だとかおたふくとかということらしいのですが、これがかなり高額になって、やる方とやらない方が出てきてしまっているという実態を聞きました。この子育て支援に関して、この生命にかかわる支援ですので、金額はかなり高いと思うのですが、町のほうではどういうふうにお考えでしょうか。できれば横瀬町では、こういうものに対して支援をしていただければいいかなとかと思いますので、1点よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、今お話にありましたB型肝炎ワクチン、ロタウイルスワクチン、おたふく風邪ワクチンにつきまして、ちょっと説明させていただきたいと思います。

B型肝炎ワクチンにつきましては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で検討された結果、平成28年10月より定期接種化されまして、無料になる予定でございます。ロタウイルスワクチンにつきましては、

現在日本における副反応として腸重積の発症頻度であるとか、ワクチンが国内に導入されて以降のロタウイルスの発生状況のデータをとりまして、取りまとめているところでございます。おたふく風邪ワクチンにつきましては、流通しているおたふく風邪ワクチンをそのまま定期接種として使用することについては、安全性の観点で懸念が残るとされており、さらに安全性の高いワクチンの開発というものが求められているところであります。これは、定期接種化が決まっていないこの2つのワクチンにつきましては、現段階では任意のワクチンで国の助成がないことから、町独自の助成となることと、副作用に対する健康被害に関する補償等の問題も含め、検討していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 任意でまだ安全性が確定していないということはわかるので、任意になったのだと思うのですけれども、その任意なのですけれども、接種したいという方には何か援助とかという形ではお考えはどうでしょうか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 定期接種化にならないということは、補償の問題につきまして町で進めた場合、町……

〔「やりたいんですけれどもって……」と言う人あり〕

○大場紀彦健康づくり課長 補償の問題等もあるからそういうふうなことで、考えておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問、よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に、第5款農林水産業費に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ページ数でいきまして103ページです。102から103にかけてであります。活性化センター運営管理事業の中での修繕の関係であります。課長の説明等、外壁、網戸等を直していただくということで、大変ありがとうございます。この中で、活性化センター今非常に年寄りが使ったりしている点もあります。手すり等、あるいはトイレの改修等も要望の中にあつたというふうに思っています。そこから辺について、この中に入れていただいているかどうかという点。それから、活性化センターにつきましては、今2階がメインの会場になつたりしています。エレベーター設置等についての考え方等あつたらよろしく願います。

それから、2番目であります。104ページのこの地域振興拠点整理管理事業の中身であります。道の駅あしがくぼの中身ということで、去年は備品購入費を入れて、ことは減額になったとのことであります。この道の駅あしがくぼへの役場のイニシアチブ、ここをどう考えるかについてであります。施設整備等修繕が現地を管理している方から上がってきたのについては、こう進めていこうと。ただ、施設改良

等につきまして、こういう点に道の駅あしがくぼを改良してこう進めていこうという点を、現場からなくても役場、あるいは町として進めていくに対しての考え方、地域振興拠点施設の管理、このことについての考えを教えてください。

それと次に、105ページの農村地域防災減災事業であります。これは、姿の池の耐震構造について問題があって、昨年度は町でやろうとしたけれども、補助金つかなかったのでもって、ことしは県が主体としてやっていきますという県の事業としての説明でありました。いわゆる工事の主体というのをどう考えるかについてであります。どちらでもやればよいという中身なのだから、いやこれは町でやる仕事だから県のほうで補助してやってください。いや、県がやるのだから町がその一部を負担しますという、そのところの考え方について説明をお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思えます。

まず、活性化センターの関係でございますけれども、来年度につきましては、先ほどお話がございましたように、塗装とかそれから網戸、それから手すり、そういうものをやる予定でございます。トイレについては、ちょっとまだ検討させていただきたいと思えます。

それから、エレベーターにつきましては、安くない金額ですので、今補助金を見つけているところでございます。2分の1でもいただければそれでやっていきたいなというふうに考えておりますので、今ちょっとその補助金ができれば、なるべく早くできるように進めていきたいなというふうに考えております。

それから、道の駅の関係でございます。備品とかあるいはどこが壊れたからということで直接お話が来て、あるいは耐用年数等の関係があって、町と道の駅等で協議をして予算化させていただくというのが基本ですけれども、例えばいわさくら館とかああいうのをつくったときも、いろいろ町民の方のご要望や、また町としての考え方といろいろ勘案して、またそのときに補助金等も探させていただいて、国、県の補助金等を使わせていただいでつくっている経緯もございますので、その辺については、また協議をしながらやっていくということでご理解いただければと思えます。

それから、姿の池の関係なのですけれども、基本的に金額の大きな、あるいは特別特殊な事業につきましては、町が事業を行うというよりは県営事業というような形で、県のほうで事業をしていただく、そういうふうな形で、例えば今横瀬大橋なんかもそうなのですけれども、ああいうのは特殊な技術が必要だということで、県営事業でやっていただいでおりますので、最終的には県営事業で姿の池等の改修はさせていただきます。そうなりますと補助割合ですか、例えば国からの補助金が2分の1で県が幾らか出して残りは補助残を町が出すという、その残を逆に負担金というような形で支払わせていただくというような形でさせていく、そういうふうな考えでおります。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 活性化センターについては、今いろんなお年寄りも元気に使っているところであり

まして、ぜひ利用しやすくできるような形で、エレベーター等についても補助金等見つけながら進めていることなので、よろしくお願いします。

道の駅あしがくぼについては、町の事業としての進め方というのがあります。今氷柱のほうに行く道の関係等あったりして、今道の駅でもいろいろつくって、みそとかもつくるのもあるそうです。置き場所の問題等を含めて、ぜひまたあそこを地域の、あるいは横瀬町のいろんなものの自家製品というのですか、町のものをつくるような形で発展があると思います。そこら辺十分に検討していただいて、町のイニシアチブを発揮して進めていっていただきたいと思います。

それから、3つ目のこの工事の主体、やっぱり残念ながら町はそういういわゆる技術ノウハウ等を含めて技術屋さんが少ないところ、少ないというか、そういうところなので、ぜひ適材適所、あるいはここでやっているのが一番効率よいところ、効率というか仕事がかまくいくところがやっていただくように進めていただければと思います。

なお、姿の池等については、地元がこういう要望だとか、そういう点、全部お任せではなくて、十分に地域の実情とか要望等を含めた形で進めていっていただければと思いますので、要望になりますが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。質問させていただきます。

こちらの款のところで質問するべきかどうかというのは、ちょっと迷ったところなのですが、ページで申し上げますと102ページなのですが、活性化センター管理運営事業と。こちらには人件費は入っていない数字なのだと思うのですが、500万9,000円という計上になっております。ちょっと款が違う部分で、福祉センターの、69ページに載っていたところなのですが、こちらは委託ということで予算としては1,684万5,000円と計上されております。苜米地区においてなののですが、少し前から公会堂のいろんな今後の検討するというのが出ておりまして、そういった中で、福祉センターをそういう形で利用できないかという話が出ております。こちらは直接4区の区長のほうも町長のほうにも直接相談をしている件だと思うのですが、検討していく上で、大体2年先とかそういった先ではございますけれども、検討段階である程度それが本当に可能であるのか。何でここで質問を、款でさせていただいたかと申し上げますと、活性化センターみたいな形でというような回答をいただいたというお話を聞いております。なので、そういった形で、こちら活性化センターに関しては、その趣旨があっただけのものかとは思いますが、そういった形で利用する形に、この指定管理の関係も含めまして、夜まで使える形、9時までということになるのだと思うのですが、まず可能かどうか、もし可能であればどのようにやっていけばいいのかという点。また、もし不可能であれば、どうにかしたら可能になるのか、または、もう完全に不可能なのか。このあたり、もし今はっきりとわかる部分があれば教えていただければありがたいと思います。

○小泉初男議長 ただいま1番、向井芳文議員の質問中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、向井芳文議員の質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 活性化センターの管理運営事業の関係で関連ということで、総合福祉センターについての利用の質問なのですけれども、苅米地区の皆さんの総意ということで、この総合福祉センターの利用についての町への要望等が出て、出していただけるのであれば、それに対しては、町としてもどういったことが対応ができるかどうかということは、検討はしたいと思います。今その総合福祉センターにつきましては、当然開館時間が条例等でも規定されておりますし、いろいろとクリアしなくてはいけない課題もありますので、そういったところも含めて、その地区の皆さんの総意としての要望が上がってきた場合には、それに対して検討はさせていただくということでお答えとさせていただきます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。どうもありがとうございます。実際に苅米は4区と5区がございすけれども、話し合いがついているかといえば、まだついておりません。いろんなお立場でいろんな方がいらっしゃいまして、いろんな考えがございすので、いろいろデメリット、メリット等ございすので、それは地区のほうでも話し合いを今進めているところでございすので、今回お聞きしたかったのは、可能か不可能かという部分では可能ということで、以前にも可能というようなお話は聞いていたのですけれども、具体的に区のほうから申請が出ているわけではないので、町のほうも答えづらい部分があったと思いますので、そのあたりがある程度はつきりしていない中で先々の話し合いを進めていくという場合には、いろんな支障が出てくるなということで今回不可能ではないと。確約はできないけれども、可能性はあるということで解釈でよろしいでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 可能か不可能かというお話であれば、いろいろクリア、条例等の改正とかクリアしなくてはいけない課題がありますけれども、そういったものが全て解決できるのであれば可能ということで、ご理解いただきたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 102ページの有害鳥獣被害防止事業の件なのですけれども、ことは町として具体的な取り組みはどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

有害鳥獣駆除につきましては、大変町でも農家の方々も大変頭を痛めて苦慮しているものでございます。そういう中で、今現在主に行っているのが電気柵等の追い払い、あるいは消耗品でロケットとか爆竹とか、そういう花火で追い払いをさせていただいておりますけれども、電気柵の効果というのが割と効果がありまして、その辺につきましては、また引き続き平成28年度も進めていきたいなと思っております。

ただ、その維持管理に、昨年夏にもちょっと事故が、うちではないのですけれども、事故等があったわけなのですけれども、その維持管理につきましては、やはり相当面倒を見るという言い方はおかしいのですけれども、職員のほうで目を配らせていただかないとなかなか、事故があっては困るし、また漏電等で電気が使えなく、通電できなくなってしまうというのですか、電池切れになってしまうというのですか、そういうもので機能を果たさなくなることがありますので、基本的には電気柵をもう少し奨励をして、それでその維持管理に少し職員のほうは重点を置いていきたいと思っております。また、捕獲器、わなとかそういうのも、また同じように勘案していただいて、猟友会さんのほうでお願いするわけなのですけれども、そういうような形で、金額的には変わらないのですけれども、そちらの維持のほうをもう少し力を入れてやっていければと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。この件につきまして、芦ヶ久保の住民の方からこういう防御柵、あとは猟友会の方の支援とか、ロケットとか爆竹、そういうものは、かなりやってくれているという、ありがたいというお言葉なのですけれども、それをしてくださる若手の人たちが今いない。だから、自分たちがやっている分には何とかできるけれども、それをやっていただける若い人たちが少なくなっているというお話を聞いて、ある高齢になってきてしまうとかかなりきつところがあるので、本当に後継者の意味を込めて、何とか町としてもやっていただければと思うので、そういう点ではどのようにしていただけるのかお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

猟友会の方々もだんだん高齢になりまして、また銃等の取り扱いもやはり難しく、割と厳しくなっております。確かにそういうものを扱う方がだんだん少なくなっております。ただ、少なくなっているからそれでいいのかということでは到底ないわけでございます。そういう猟友会の方たちともう少し、どのような形でできるのかというような相談等はさせていただいております。

それから、わなの資格というのですか、そちらは割と銃に比べて取りやすいので、そちらにつきましては、なるべく多くの方にとっていただけるように、これからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

それとあと、この猿被害の件なのですけれども、この間テレビを見ていまして、やっぱり女性の活躍ということで、女性もこの猿と、威嚇をして目が合うと、女性だからって猿がばかにしてくるというお話ですけれども、女性もそういう点で、もしでしたらそのテレビでやっていたのは、BB弾を使った猿駆除ということでやっていました。音を出すだけでも猿が逃げるといふ、そういうのをやっていたので、やっぱり女性の立場からも、そういう男性のみでなく、女性としてもできる活躍があると思いますので、女性のそういう講座みたいなものを開いていただければと思いますので、ぜひ町を挙げて有害動物の被害のそういう対策を、講座を持っていただければと思いますので、その点はいかがでしょう。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 お答えさせていただきたいと思います。

大変有益なことなのかなというふうに思います。いろいろな面で、追い払うだけではなく、猿とかそういうものが来ないようにするにはどういうふうにしたらいいかとか、いろんな勉強会ができると思いますので、そういう中でそういうものも取り組めたらいいかなと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 P102、活性化センター管理運営事業について追加でご質問させていただきます。

活性化センターの電気料に関してですが、こちらのほうは、電気自動車への充電ですか、そういうものに、無償で今行っていると思われませんが、その費用も入っているというご答弁を去年の議会であったようですが、今この費用の内訳、充電に係る電気代というのがどのくらい使われているか教えていただきたいのが1点。

それから、技術的なインフラ整備がまだ進んでいない、メーター等もどのようなものかいいかわからないということで、当面無償化で継続していきたいというような答弁が前ありましたが、プリペイド式とか充電量式、出そろってきているようですが、今後電気自動車が徐々ではありますが、ふえていく傾向にある中で、費用負担も横瀬町、若干ではあると思いますが、ふえていく傾向にあると思います。いつの時点で有償化を考えているかお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

活性化センターの電気料を使って今は充電システムを稼働させていただいております。平成24年の2月、3月ごろにでき上がって、平成24年の4月ごろから4年間ほどたっております。当時は、電気自動車の普及ということで、無料で使えるようなものということで100%の補助事業で導入させていただいた経緯があると思います。その中で、内訳ということなのですけれども、なかなかはっきりしたことはわからないのですけれども、月1万円ぐらひは電気料がふえているかなというふうに思えます。また、月によって

波があるのですけれども、平均すると40回ぐらい。ですから、1日1回ちょっと、40回ぐらいの方が使われているという計算になろうかと思えます。これにつきましては、徐々にですけれどもふえる傾向にあります。当時は、市町村というか、まだはしりでしたので、どこもみんな無償で設置するというのでつくった、どこもというのは、横瀬町以外のところでもつけていた傾向があるようです。最近だんだんカード式というのですか、皆さん大体電気自動車を持っている方が出かけるときはカード、プリペイドカードとかいろんなカードがあって、それであるところは課金、そのシステムにチャージして車に充電するというようなものもあれば、現金で受け渡しというようなどころもあるようです。うちの今ある、芦ヶ久保にあるシステムにつきましては、そういう課金のチャージをする、そういうカードを使うシステムというのを入れるということになると、またそれに費用がかかりますので、当時その後ちょっとそういうことも検討はしたようだったのですけれども、設置するまでには至らなかった経緯があるようでございます。

それと、今度は技術的なものでメーターをつけたり、いろいろというお話がございましたけれども、メーターをつけるにしても基本料金というのですか、ただ何ワット使えば幾らというのも、なかなかつくりづらいということで、今いろいろなところでは1回500円とか1,000円とか、あるいは1ワット何円とか、そういういろんなシステムがあるようでございます。秩父市でも今のところ無償なのですけれども、これから有償にするということで、いろいろ検討をしているようでございます。周りがだんだん有償ということになりますと、当然うちのほうにも来ていただく分にはありがたいのですけれども、やはり幾分かのお金は、やはりいただくようなことになろうかと思えますので、できれば平成28年度早々にはその辺をもう一度確認させていただいて、できるだけ早い時期に、まだ金額が幾らというのはわからないのですけれども、多少なりとも、500円なり1,000円なり、ちょっとはつきり申し上げられないのですけれども、そういうような形でいただけるようなことを進めていきたいなと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に、第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。108ページになるのですけれども、108ページの商工業団体助成事業の中に街路灯管理費補助金とございます。こちらの街路灯は、よく昔商業連盟でつけた街路灯かと思われすけれども、大部分が見た感じではまだLEDにはなっていない状態だと思います。LEDのライトにすることで費用はかかりますけれども、電気代が10分の1ぐらいになるのかなといったところで、この事業は、かなり今当時の商業連盟でやった経緯というのを私もよく詳しくはわからないのですけれども、継続にはなっているのですけれども、新規でつけたりするという事例は、もうここ何年もないというような話を聞いておりますけれども、今後これはLED化していくというお考えはありますでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

LED化をというお話は、以前からしたほうがいいのではないかというお話はいただいております。その中で、この街路灯を設置するに当たりまして、これもまた補助金の関係なのですけれども、なかなかうまい補助金という言い方が正しいのかどうか分からないのですけれども、商店街整備ということでアーケードをつくるとか、その商店街の中に何かをするというのは、県のほうでも若干あるのですけれども、現在のような横瀬町の中の各町内全域に設置するというのが、なかなかそういうのが難しいというような話で、なかなかそういううまい補助金があれば手を挙げたいなというふうに思っております。たまたま今あるものにつきましては、もう20年ぐらいたつのですか、以前県のほうでそういう事業をたまたまいただけたので、できたのですけれども、今現在はそういうところで、何かうまい事業があればということで探している、そういうところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。こちらの街路灯なのですけれども、また課が違うと思いますから、総務課のほうでの防犯灯の関係と兼ね合わせて考えますと、場所によってはこの街路灯、商連のほうの街路灯に関しましては、つけるつけないという判断がある程度そのつけた主にもできているのだと思うのですけれども、その経緯もちょっと、そこはわからないのですけれども、実際についていないところ結構ございます。これは、恐らく東日本大震災後の節電によるものだと思います。ただ、その一方で、最近では防犯という観点から、ライトをどんどんつけてくれと。増設を、防犯灯のほうですね、こちらは。してくれという要望が出ている中で、中にはその商連のほうの街路灯がつけばそこには防犯灯をつけなくてもいい場所でも、管轄も違いますいろいろな経緯もございますので、なかなかそこがうまく合わずに、新たに防犯灯をつけるという事例も聞いております。そのあたり、どうにかそこを融合させて考えていくことというのは難しいのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

街路灯につきましては、商店街の街路灯、あの丸いのが2つついている、あれにつきましては、基本的には商店街というか、お店の前のところを照らすというのがメインで進めてきておりまして、現在その持ち主というか権利のある方が、うちはもうやめてしまったのでとか、電気代も払えないのでということで、つけていないところもあるようです。おっしゃるように、そういうのが、ですから電気料金はその持ち主の方が、使っているところでございます。一方、町の防犯灯は、またちょっと性質が違うので、今のところはちょっとご質問いただいたようなちょっと矛盾があるのですけれども、ご理解いただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ページの111ページになります。これは、観光振興団体等助成事業で、町の観光産業振興協会の補助金であります。前年度に比べて160万円マイナスということで、収益金があるからということの説明でありました。この観光産業協会で見ると、冬場に氷柱のほうの関係で協賛金いただいて4万人の方が来てくれると。そういう点から見るならば、かなりの経費はかかったにしろ上がっているだろうって。町もかかわってくる点が多かったりして、それがここに見方として、氷柱等によって町はこれだけの財政効果があったって、そういう見方でよろしいかどうかなのですが、今後の観光産業振興協会への補助金の関係、このくらいが妥当であるだろう、でもこのくらいがあるからこれでどうだろうって、そういう考えのもとに進めているかどうかについてお伺いしたいのですが。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、160万円ほど下げさせていただきましたのは、氷柱というよりもシバザクラのほうの駐車場とかあるいは入場券を販売するときに、その入場券の販売手数料ということで、シバザクラ実行委員会のほうから観光協会のほうにその一部をいただいております。その中で、あるいは駐車場を運営をさせていただく中で、駐車場を当然誘導させていただいたり入場券を販売させていただいたり、そういうようなものがどちらかというとメインでございます。ほかにもまだ観光協会、本来ですからそういうお金が行ったり来たりするようなものは、やはり協会、町が手を出さないで、そういうものでやっていただくということで、協会を分けて、町から分けてつくったわけなので、そういう意味では、シバザクラのどちらかというとメインで、まだ氷柱につきましては、環境整備協力金というような形でいただいております。観光協会の運営事業のをいただくというよりは、まだ施設の中を充実をしていくとか、ライトを買い足すとかホースを買い足すとか、そういうあくまでも氷柱の事業にかかわる事業を使わせていただいておりますので、そちらが観光協会のほうの収益かということ、ちょっとそうではないので、ちょっと分けさせていただきたいと思います。

それと、今後というお話なのですけれども、金額的に幾らとかというのが妥当かというのは、ちょっとはっきりしたものはないので、できるだけお客さんに多く来ていただいて、町にもお金を多く落としていただいて、そういう中から、こういう事業をやったからそれだけの協会のほうにお金が入ったということで、町からの負担金は少しでも下げられるように努力はさせていただきたいし、町もそういう面では協力をしてやっていければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 収益金というと、私がおのまますぐ見たらそこら辺は、シバザクラ等の効果ということでありました。ぜひ氷柱等については、自然相手ということで、結果的にということになると思うので、今後ともより進むような形でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

要望ですので、これで結構です。ありがとうございました。

○小泉初男議長 他にございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。では、私のほうから、2つばかりちょっとお聞かせください。

108ページです。1つが創業資金借り入れ利子補給金なのですが、これが基本戦略の中の1、雇用の創出・安定に向けた横瀬町の強みを生かした産業づくりということで、ここにうたってあるのですが、実は商工会議所の制度の中にも利子補給という制度があったりですとか、あと今マイナス金利になりまして貸し付け、貸出金利自体も1%台だったりということがありますので、ここで利子補強をされたとしても、それほど効果がないのではないかと。もし創業することに対する何か助成ということであれば、例えばその貸し付けに対する利子ではなくて、その元本といいますか事業資金、創業資金みたいなものの補助なりなんなりということにしたほうが効果があるのではないかとということがまず1つです。

それと、もう一つは、109ページの観光イベント等委託料70万円とあるのですが、これとちょっと戻るのですが、45ページにタウンプロモーション事業ということで、イベントの企画みたいなことに、チラシにさせたいとかということが入っています。ちょっとこれ課をまたいでしまっているのですが、これ2つを1つにして、もうちょっと予算規模を大きくして、もっと効率的な使い方ができないかどうか、ちょっとその2点お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

まず、創業資金の借り入れ利子補給ということですか、町内で創業後2年未満の個人または法人の方に上限で20万円ほど3年間利子補給をさせていただくということでございます。確かに元本の何とかということもあるのですが、町のちょっと予算の中でいきますと、こういう応援をしています、一緒に頑張っていきましょうという、そういう気持ちはあるのですが、創業資金の元本のということまで、ちょっと金額が金額になってしまうのかなというのがありますので、少しでもそういう意欲のある方を応援したいという意を酌んでいただきたいというの、ちょっと言い方失礼かと思うのですが、ご理解いただければありがたいなと思っております。

それと、観光イベントの事業ということで、今回これにつきましては、説明させていただいたのもあるのですが、町では町内を歩きたくなるということで、フォトログの事業ということで、カメラでいろんなポイントを回って、そのオリエンテーリングのようなポイントをして点を取ってきて回っていただくということで、町内を日本一歩きたくなる町の中の第3弾、第4弾というような形でさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 私のほうから、45ページのタウンプロモーションの中のイベントの出店料ということなのですが、このイベントですけれども、町が主催ではなくてほかの団体、例えばよく空き家バンクなどで都内でイベントとかあるのですが、そのときにパンフレットを一応これからはつくっ

て持っていく予定でございます。そういうイベントがあったときに、場所代みたいな取られるケースがありますので、そのイベントの出店料ということで、タウンプロモーションは計上してございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足します。

最初の創業資金借り入れ利子補給、これは多分に予算のサイズというのですか、の制約はある中で、どれが効果的かというのを考えました。確かにマイナス金利ではあるのですが、しかしながらここで想定していますのは、最初の起業というステージなので、そうすると、最初のスタートアップというのは、当然信用力も低いですから、マイナス金利の現状においても、そこそこの金利での借り入れを想定しなければいけませんので、十分効果があるかなというふうに考えました。限られた金額で効果があるということを考えました。

それと、プロモーションのほうはおっしゃるとおりで、できるだけ町トータルで見せていくというのが大事です。あとは、定住促進なのか、あるいは交流人口の拡大なのか、これで少し見せ方も変わってくるので、ある程度、いつも町で一緒ということではなくて、少し違った確度から町を見せるというものが必要になってくると思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 答弁ありがとうございました。

利子補給のほうなのですけれども、例えば地域パワーアップ助成金みたいな形で、ぽんと出せる補助金もあるので、私が申し上げたいのは、創業資金全額というのではなくて、その範囲の幾らかでも、今36万円って出ましたけれども、その36万円であれば、変な話が50万円なんかそういう要件に合致すれば助成金を出そうとか、そういったことを考えていただけないのかなというふうにちょっと考えましたので、全額という意味ではないです。

それと、タウンプロモーションに関しては、今回機構改革によって、今、町の全体の見せ方みたいなのがありましたけれども、機構改革によって例えば同じ事業、似たような事業があるのであれば、その辺もスリム化して、1つの部署にまとめてやっていたほうが効率的だと思いますし、その辺を含めてちょっと質問させていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

[何事か言う人あり]

○小泉初男議長 いいのですか。

他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 110ページです。もう何回かお願いしているのですが、ことしも武甲山の登山口のトイレは、簡易トイレの予算がついているだけなのですが、本式のトイレについての考え方はどのぐらい

になるのかということをお聞きしたいと思います。この登山口トイレについては、大分町の方から、つくっていただきたいというお話がありまして、私も、つくるために必要だったら署名しますというようなお電話をいただいております。そして、山岳ボランティアとか、あとトイレの給水などに多くの方がボランティアで、この協働のまちづくりに貢献しているのです。同じ交流人口を増加すると思っておりますけれども、その観光産業というのですか、観光事業のほうにはかなり目を向けているのですが、どうもこちらの事業には目が向いていないというのですけれども、収入については、なかなか見えづらいと思いますが、西武線にも効果的になっていますし、温泉等も利用しておりますので、この武甲山はふるさとの山で、山岳者というのですか、登山者にとってみると東京から近くてとてもいい山という、ふるさとの山ですので、もうちょっと正式なトイレができる道筋というものを教えていただきたいのですが、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

道筋というか、つくるつもりではあります。ただ、申しわけないのですけれども、何回も同じようなことを言っているので、補助金がないのでつくれるかというふうに言われるのですけれども、今そういう補助金を探してはいます。ただ、なかなかハードについての補助金というのが、今のほうでも余りつけていただけないので、何とかいただける方法はないかなということでは探してはいるのですけれども、見つからないのです。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 本当に必要な事業の場合には、例えば武甲山の登山口のトイレというのは、国のレベルでいくと、多分きつと見えない部分だと思うのです。だから、補助金がないというのは理解します。補助金がなくて、でも町で必要だと思われるものについては、財政調整基金もありますし、なるだけつくっていただくようお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 誤解なきように、補助金あるからやるやらないということではないです。そもそも必要かどうか。どのくらいかけていいかというのが、やっぱりまずありきです。武甲山のトイレに関しては課題と認識しています。ですので、できるほう、できないかどうかをしっかりと検討していきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 どうですか、再々質問は。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、できる方向ということでよろしく願いいたします。

それで、5月1日の武甲山の登山の日なのですが、1度歩いて登っていただいて、あそこの現場

を見ていただくと、どのくらいの方があそこに来て、あそこから登っていくかという状況がわかりますので、ぜひバス、車だけでなく、1度登山口から歩いて登っていただければいいかなと思いますので、これは要望ですので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 町長にお聞きしますが、111ページ、観光施設整備事業、ハイキング道等整備工事54万円、これは今年度の額と同じなのですが、丸山の眺望の指定もございましたし、それでハイキング道をどうしてもつくりたいと言っていた町長ですので、前年度と同じ苦しい予算の中、どこか切り詰めてハイキング道を整備したらと思いますが、お考えはどのような。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ハイキング道の整備は、時間をかけて中長期的に取り組んでいきたいと思っています。今は、平成28年度の重点としては、まずその拠点の整備が最初に来るかなと思っています。例えば、花咲山なんてのはまさにそうで、点のスポットをふやして、そこをつなげていくということをやってきたいと思っています。そんなことで、点を線にして、線を面にするという考え方で、その大切なそのパイプになるのがハイキング道、これをこれからも順次整備をしていきたいと考えています。

○小泉初男議長 再質問。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、これは整備するお考えはあるということと、一応観光的なもので売り出していくということによろしいのでしょうか。観光で、ハイキングで誘客、お客さんと呼んでくるということにまた力を入れるということによろしいのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ハイキング、主に2つあって、1つは誘客、観光客の方に来てもらって歩いていただく。それからもう一つは、町民の健康増進という点でもいいと思います。歩きたくなる町というのは、そういうことだと理解しています。今観光面でいきますと、秩父の観光の課題は、とにかく滞在時間を延ばすというところがかなり大事だと思っていて、ですから1カ所よりも2カ所、2カ所よりも3カ所行っていただくと。特に、それを歩いていただけということであれば、時間も使っていただきますし、いろんなところに行っていただいて、経済効果も大きいと思っておりますので、それは進めていきたいと思っています。

○小泉初男議長 再々質問は。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 そうすると町長、ハイキングというのは町歩きと山歩き、いろいろなパターンがあるというような考えでよろしいのでしょうか。

○小泉初男議長 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○**富田能成町長** いろんなパターンがあると考えていただいてよろしいと思います。大切なのは、いろんな道を整備するという事です。その中心になる幾つかの動線は必要ですけども、それが枝葉になっていたりとか、あるいは5キロだったり10キロだったり15キロだったり、いろんな歩き方をしたい人に歩いてもらえるようになればいいのではないかなというふうに思っています。

○**小泉初男議長** いいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**小泉初男議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**小泉初男議長** ないようですので、なければ次に第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○**1番 向井芳文議員** 済みません、2点ほどあるのですけれども、117ページのまず1点目が、1番に都市施設用地賃借料というのがあるのですけれども、これは昨年度も同じ額で載っていましたが、こちらの詳細を教えていただきたいのですけれども、もしかしたら聞き逃しがあったのかもわからないのですけれども、この間の説明の中にはなかったような気がするのですが、それが1点です。

あともう一点が、ウォーターパーク・シラヤマ、同じページです。ウォーターパーク・シラヤマ管理運営事業とございます。こちらの件に関しましては、柵田の件も入りますので、ちょっと課をまたぐかもしれないのですけれども、かなり地元の住民の方が、いろいろ騒音、またはごみ等でかなり迷惑をしているという話を聞いております。実際シラヤマの利用に関してもそうですし、イベントがあったときの、ないときもそうなののですけれども、柵田に歩いていく過程でかなりごみを捨てる方がいらっしゃると。ただ、それに対しての対策というのは、まだ十分でないのかなという点と、あとやっぱり近隣の住民にそういった迷惑をかける場合、それが町を挙げてやるイベントであれば、事前にあいさつというか、ちょっと捨ててというのを言うていくべきなことだと思っておりますけれども、実際に言っているかどうかという点、そちらをお願いいたします。

○**小泉初男議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○**町田 多建設課長** ただいまご質問ですけれども、2点ほどあったのですが、2点目の関係というのは、ウォーターパーク・シラヤマのごみがということでよろしいのでしょうか。

○**1番 向井芳文議員** ウォーターパーク・シラヤマのごみ、そして関連して柵田も含むのですが、ちょっと課をまたいでしまうので、ここではもしかしたらウォーターパークのごみと騒音です。夏場になると若い方たちがそこで夜を過ごしたりとかというようなこともございまして、いろんな騒音等があるという話を聞いておりますので、そちらの今後の対策というのをお願いいたします。そうすると、柵田に関しての前もってイベントに行っているかどうかというのは、また違う話になりますか。ここで質問にしまして大丈夫であれば質問としてお願いします。済みません。

○**町田 多建設課長** それでは、2点ほどございましたが、柵田のほうの関係は、また後でご質問いただければと思うのですけれども、とりあえず2点のほうで向井議員さんのほうのご質問にお答えをしたいと思います。

います。

都市施設用地の関係でございますけれども、これは平成4年のころ、まだ下水道の終末処理場等ができる前に、いろいろそういうところで候補地に挙げたところの一つであります。平成4年から平成33年までの30年間ということで契約をして、今も継続をしているということでございます。この場所に関しましては、終末処理場が今現在もうできておりますので、現在はここの土地に関しましては、契約者と協議してお返ししたいということで町のほうも思っているのですけれども、この辺の関係に関しましては、ちょっと顧問弁護士さん等とも相談をしております。この契約の中に、条文の中にこの契約を解除するというような解除条文がございませんので、なかなか解除するのは難しいなということで今現在に至っている状況です。

それと、質問のウォーターパークの騒音とかごみの関係なのですけれども、これ夏場が特に多いと思います。利用者がほとんど夏、冬は余り利用しないと思うのですけれども、夏場なんかはあそこで、火気厳禁なのですけれども、火を使ったりとか花火を上げたりとかという方がかなりあります。近所迷惑になって、近所の方がかなり迷惑しているということで通報等を受けまして、我々も何回か行ったりとか、あとは警察の方も来てとかってあるのですけれども、四六時中ずっと見ているわけにはいきませんが、一応町のほうでも職員も夏場そういう利用客がふえるようなときには、なるべくそちらのほうに出向いて、監視をしたりとか、あとはシルバー人材センターの方等とも契約しておりますので、その方たちに見ていただいて、余り近所迷惑にならないような形でご利用いただきたいということで指導はしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、イベントの関係の答弁をさせていただきたいと思います。

寺坂の棚田の彼岸花まつりのみならず、ホテルかがり火だとかよこぜまつりだとか、いろいろイベントがあるときには、近隣の方には事前に、こういうことでお騒がせしますという話はさせていただいております。ただ、中にはうるさくてという方はいらっしゃるのですけれども、ご理解をいただきたいということでお願いをしております。

また、ごみ等につきましても、終わってから一通りは確認はさせていただいております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。今のご答弁で、都市施設用地賃借料に関しましては、平成4年から平成33年までの30年間ということは、大体概算にすると1,000万円ぐらいになるということになると思うのですけれども、下水処理場の関連ということなのだと思うのですが、その契約を当時の経緯に戻って、そのときのお話というのがどうなっているかというのは全然わかりませんが、結んでしまうという言い方になってしまうのですが、結ぶに当たって、かなり慎重ではなく、かなり大ざっぱな契約ということなのですか、そのときの経緯というのを詳しくここでお聞きしても時間かかると思うので、結果1,000万円ぐらいになるお金を、無駄になるということになるのか、また解除の条文がないという部分も含めて、かなりの落ち度が当時にあったのかなというふうに感じてしまうのですけれども、そのあたり

はいかがでしょうか。

あともう一点のほうが、ウォーターパーク・シラヤマに関しまして、騒音等は、昼間というよりも夜中なのです。なので、シルバーだけではなくて警察のほうとも連帯をしていただいて、若干パトロールを回ってもらうなどをして対策をとっていただければなと思います。その点もいかがでしょうか、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 都市施設用地の関係ですけれども、当時下水道のほうの関係で、終末処理場と場所の選定が、あちこちいろいろ候補地が上がってきたと思います。ここだという場所が特定するのはなかなか難しいという状況の中で、1つの候補地としてそこは上がったということでございますので、それが時たま場所が変わって今現在のところになったということで、以前のその施設というのが、そのときにはそういう形で契約をしていたということです、ご理解いただきたいと思います。

あと、ウォーターパークの真夜中というのですけれども、若者が多分中心に真夜中あそこを利用して、かなり騒ぎがあるということを聞いております。そのタイムリーなそのときに行ければいいのですけれども、なかなか職員のほうも真夜中ということになると行けません。ただ、中に侵入できないような形ではきちんとしていますので、その辺はマナーの問題になってきますから何とも言えないのですけれども、そういうスムーズに安易にぱっと入れるような形にはしていませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。都市施設用地賃借料の関係なのですけれども、いろんな候補地がある中で、いろんな精査があったのだと思うのですけれども、普通は候補地を見つけてから契約に至るといふ、しかも候補地が変わる可能性があるのであれば、解除の条文が入らないということにもかなりおかしな点かなと思います。ここで今議論しても、当時のそこに主にかかわっていた方がいらっしやなければ、なかなか進む話ではないので、この先、それをできる限り交渉、顧問弁護士とのやりとりをうまくして、円滑にさせていただいて進めていっていただきたいというのがもちろん本心なのですけれども、これに関しては、当時のかかわった方たちという部分で、どういう経緯でこうなってしまったのかわからないのですけれども、でも時間もかなりたっておりますけれども、そのあたりに対する責任というものはあるのでしょうか。また、その責任を追及していくというようなことも考えていらっしやるでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問でございますけれども、答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 当時それにかかわった課長を初めいると思うのですけれども、その当時は、その施設の用地を確保して、そこでできるという仮定のもと、そういうできるのではないかとということでそれを確保したと思います。ですから、当時は、そのときに一生懸命そういう考えた末の結果だと思っております。それが実際年月が進んできて、ちょっと不可能だということになったのだと思いますので、当時はその携わっ

た職員等も、できるという仮定のもとに進んでいったのだと思いますので、ご理解いただきたいと思ます。

○小泉初男議長 よろしいですか。

他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今1番議員の向井さんからお話がありました117ページの都市施設用地の関係ですが、今の課長の答弁ですと下水道の終末処理場ができると思って契約を結んだということなのですが、現地をご存じだと思うのです。都市施設用地の現地。私は、よっぽどの条件をクリアしないとそこには施設がもうできないと思ってずっときました。ですから、やはりその契約を結んだことがまずかったなという、そういう気がしています。早くから、もう20年近くになりますか、やはり契約の解除をしてもらいたいということで申し上げてきた経緯がありますけれども、このところまた町長からありましたので、やはり担当者任せではなく、町長なりが出向いて契約の解除を申し出ていかないと、それもかなり難しいと思うのです。ですから、もう当時の直接携わった人は今いないのですよね。でも、やっぱりこれを何とかしていかないといけないなという気がします。それには、やっぱりここで改めて町長が1回お願いに行くということをしていただきたいなと思っています。

それとは別に、これは118から119ページにかけてですけれども、ここに町営住宅の予算が計上されています。この町営住宅も非常に老朽化が進んで、将来どういうふうにするかということで、町営住宅のあり方を含めて検討がされてきて、退去したところは、もう空き家に空き家にしてきて、今ほとんど空き家が多いのですね、中司の町営住宅。この住宅関係は、もうそろそろはっきりしためどを立てて、横瀬町としての町営住宅のあり方、あるいはその辺をきちっと予算化をする時期に来ていると思っているのですが、その点につきましては、どのような進捗であるかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 12番、若林議員さんのご質問でございますけれども、現在町営住宅は44戸あるわけですが、その中で入居が18戸になっています。今現在は入居は、新たに入居はしないような状況にしています。18戸の皆さんが今お住まいになっているわけですが、そういった方々が今お住まいになっていて、その町営住宅をではすぐなくすかというわけにも、またいかなと思いますけれども、町営住宅を管理していく中で、かなりいろいろな管理費がかかってきます。そういった管理費の縮減というのですか、そういうことも1つ考えていくことも必要なのかなというのは考えております。というのは、今先ほど申しました44戸ある中で18戸ということになりますと、皆さんにこれお願いなのですが、入っている皆さんが理解してくれればできますけれども、ある程度町営住宅もつくった年度が違ってきております。一番新しい町営住宅というのは、やはり南側のほうにできている町営住宅なのです。その町営住宅のほうである程度集積というのですか、これ皆さんがそちらのほうに集まってもらって、例えばの話ですが、あとの町営住宅のほうは、そうすると空き家がほとんどになってくるというような形になりますと、その辺を少しずつ少しずつ整理していけるというのも一つの方法かなとも思っておりますし、

そういうことになると、例えばの話なのですけれども、賃借料なんかもかなり浮いてくるという、そういうことも考えられますし、ですから、これから先町営住宅、今あるのですけれども、あれは耐震とかそういうものが、ちょっと対応ができない状況でありますので、それを直してどうのこうのというのがなかなかこれから先難しい面があるかと思えます。ということになりますと、今いる人たちも含めてなのですけれども、町営住宅のあり方を少し考えて、例えばの話、補助金というか、今の民間のアパート等も利用したりとかしながら、そういったアパートに入る場合に一定の要件をつくって、要件の中で該当する人たちに対して助成をするとかという、そういったいろんなパターンが考えられますので、その辺を検討して、ある程度しっかりとした、早い時期に考えていかななくてはいけないのかなと今思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

まず、1番の都市施設用地賃借料ですけれども、契約があるということですので、契約を超えてというのは、なかなか正直簡単ではないと思えます。ただ、そういう中でできること、私も気を配ってやっていきたいと思っています。

あと、町営住宅については、これも町としての住宅を提供するということをどういうふう考えていくのだ、どれが一番いいのだということは、もう一度根本から考えたいと思っています。当然今町営住宅利用されている方がいますので、この方たちの利便というのは確保しないといけないのですが、町の地方創生という文脈の中でも、ここの部分って絡んでくるかなというふうに思っています、どういう形ができるかというのは、平成28年度からしっかりと、からということで、今でも考えているのですけれども、町として検討していきたいと思っています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 都市施設用地の関係は、私も契約書を見せていただいたときがありますので、やはり契約書そのものが不備だったのは、もう否めない事実だと思います。その後の契約書をよく見ていますけれども、その後の契約書にはそういう欠如した契約書はないので、今は安心してはいますが、いずれにしても、契約書どおりで捉えられれば、どうしてもなかなか解約するのが難しいなどは思いますが、同じ町内の人なので、少なくとも足を運んでお願いをするということは、続けてもらったほうがいいかなという、そんな気がします。なかなか言っても難しいのですけれども、とにかく当たって砕けろではありませんけれども、お願いはもうしなければいけないかな、そんなふうに思います。その辺はよろしくお願いいたします。

それから、町営住宅の関係なのですが、これ何年たちましたか。一応そういった検討材料が出て、私もどういう方向性が出るのかずっと待っていたのですけれども、なかなか出てこないで、この際、1年とか2年の間に結論を出してもらえればそれで結構ですけれども、もう余り時間をかける余裕がないと思うのです。その点で、一、二年の間に、平成28年度、平成29年度ぐらいで何とか結論が出せるように進めてもらえるかどうか、この点だけお願いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 お答えします。

平成28年度、平成29年度ぐらいで結論出そうと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

他にございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 先ほど出ました都市施設の計画用地のことなのですが、私も事情は大体把握しているのですが、富田町長はそれ認識はしていましたか。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 しています。

○小泉初男議長 手を挙げてください。10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 余り、これ後日一般質問で一応しようと思っていたのですが、1年たっているいろいろな事情がわかってきたので、いろいろきょうたまたま出ましたので、要は当時のときの下水道のいきさつというのがありまして、これの問題点というのは、その契約した用地が、本当にその施設として建てられるものだったかどうかということが1点あります。

それと、そういう状況下で、契約をした内容に解除条項がないというのですよね。普通行政がやる仕事で考えられないと思うのですよね。私たちが土地の貸借だとかいろいろ契約する場合に、当然事情の変わった場合だとか、そういうときには双方が解除を求められると。あるいはそういう状況があると思うのです。だから、その辺のことがちょっと理解できない。だから、極端に言うと、前の加藤前町長さんは、多分地域のことなので、問題にしてもなかなか難しいだろうと。あるいはそういう1人の責任に持つていくのは難しいのではないかとということで、遠慮したのかなという節が見られますけれども、実はこれは瑕疵があると私は考えております。ですから、当時の実際いるわけですよね。トップもいるし、それを担った多分課長さんもいます。ですから、ぜひそれを問うとか云々というよりも、やはり常識的には考えられないことだと思えます。それをやっぱりちょうど新しい町長さんもできたので、再度考えて、ちょっと取り組んでいただきたいかなと思えます。これはあれですよね、大体さっき向井君が言ったように、かなりの額になりますよね。1,029万円ということですよ。やはり大きなお金ですよ。ですから、その辺を、下手すると損害賠償請求に価するような問題なのですよ、実はね。私も余り言いたくなかったのですが、そういうこともあるので、そういうことを考えながら、少なくとも時効の部分だとかあります。まだあと5年ぐらいあるわけですよね。その分の請求というのは可能なだと私は考えております。それは私の個人的な意見で。ですから、顧問弁護士さんだとか、そういう方とよく相談して、先輩議員が言ったように、今後そういうことがないようにやるような方向で、ちゃんと精査したほうがいいと思えます。これは要望なので、よろしくそういうことをお願いしたいと思えます。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから一言。まず、これ2つあって、過去をどうするか、未来をどうするかだと思っています。過去に関しては、平成4年の瑕疵を今から裁くのは、ちょっと無理があると思えますので、私はどちらかということ、この先平成33年までに自分でできることを最大限やるということかなとい

うふうに理解しています。前の12番議員からも言われましたけれども、自分でも足を運んで話したいなというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 私もそれをどうのこうの問うのはあれかということはありません。ただ、やはりそういうありますよね。いろんな事情があって、その事情の中で相手を問える部分は問うという形をとらないと、やはりその辺はまずいのではないかと思います。問うようにしろというわけではなくて、やはり間違いは間違い。その辺のそれと制度上ありますよね、そういうことについてのいいか悪いかということをやんとやっていただきたいと思います。それは富田町長の言うとおりのので、その辺はよく精査していただきたいと思いますけれども。

以上です。

○小泉初男議長 ほかにございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

112ページの関係です。112ページの道路橋梁一般事務費の中で、道路管理システムの作成業務委託料の関係であります。課長の説明の中で、バージョンアップとパソコンとOSをかえていくのだという説明だったというふうに私は聞こえたのです。このシステム作成等業務委託の中で、これはパソコンを買いかえていく中身なのだからどうかという点なのですが、通常委託だというと、その購入は入らないのではないかなと思いますので、その点が1点であります。

もう一つは、115ページの社会資本整備等総合交付金の町道整備事業の中身であります。今年度用地購入費と、それから物件交渉費を含めましてあるとのことで、町道3175号線が計画されてのことです。取っかかりというような部分だと思っておりますので、大枠的な全体計画町道3175号線、こういうふうに進めていく中で、今年度の全体の計画の概要と今年度の目指すところ、そのことについての説明2点、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 浅見議員さんのご質問でございます。道路管理システム作成等業務委託料の関係が1点でございます。そちらのほうの関係につきましては、今OS等がかなり古くなっているというかXPを使っているのです。ですから、そのバージョンだとなかなか今の業務に対応できないという状況になっておりますので、パソコンと一緒にかえていきたいと思っております。

それとあと、これは町道3175号線、駅南側道路の関係ですけれども、この駅南側道路の関係は、今議会におきましても明許繰り越し等皆さんに承諾していただいたわけでございます。今現時点で詳細設計並びに用地測量、そして物件補償の関係で、物件業務委託等をやっております。そのほかののり面をかなり切るので、のり面のどのような工事をしていったらいいかということで、その辺も検討しなくてはならないということで地質調査、ボーリング調査を行います。そういったことを今やっております、その工事

が明許繰り越しをさせていただいたのですが、7月ごろまでにはある程度目鼻がつくと思います。それが終わりましたら、そういうことにのっとりまして用地交渉や物件補償といった業務を進めていかななくてはなりませんけれども、その用地交渉とか物件補償は、今考えるのには平成28年、来年度と再来年度あたりでどうにかここにまとめていければなと思っております。そして、工事のほうに関しましては、平成29年ごろから工事に着手できればいいかなと思います。着手するのが、起点側が三菱マテリアルのほうから来て町道3号線から入ったところなのですけれども、その辺から用地交渉が早く済んで、平成29年度ごろからある程度着手できればいいかなと思っております。そして、全体的には平成28年から4年間ぐらい、平成31年ぐらいにはどうにか完成の運びになれるように努力していきたいなと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1つはこのOSの関係で、XPとパソコンと一緒にかえていきたいということでありました。委託料で計上というのが、私はその疑問点なのです。機器を購入して入れて、このシステム作業等については委託をしていきますっていう2本立てになるのかなというふうに考えるのですが、そのところをもう一度、この中に機器購入費も含まれているのかどうかというのが1つです。

それから、もう一つの町道3175号線については、絵が描けるというか、イメージ図というのが出るのがいつごろかで結構です。ちょうど全体を計画していく中で、ここから今町道3号線から入ってっていうふうに進めていく、そのイメージ図が出るのがいつごろかという形で結構ですので、よろしくお願いいたします。

2点です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 パソコンのところの関係なのですけれども、システムを構築する業務委託等も含めて全部なのですけれども、これは道路占用とか、あと公共物の使用許可とか、境界査定とか、全部そういうものの資料が入っているのですけれども、それを毎年毎年行いますけれども、そういった資料を前年の資料に積み重ねてずっとつくっていつているのです。そういうことを委託をしてやるのですけれども、その関係が、なかなか作業的に職員で対応できないところもございますので、そういったことの委託と、あとは根本的にOS、技術的にパソコンのレベルアップをしないと無理だということがあるので、今回これに上げさせてもらったわけなのですけれども、その関係と、あとは町道3175号線のイメージ図の関係ですけれども、イメージ図というか線形のほうは、ある程度できております。当初というか町道3175号線をこんな形でつくるというときに幾つかの路線があったので、議会の皆さんにもある程度こういった路線になりますよという案は幾つか出させていただいたのですけれども、今幾つかの案の中で絞って、今その線形等もできておりますので、その辺はある程度詳細設計ができれば皆さんにもすぐその線形も、線形は今見ていただきますけれども、その線形にのっとった詳細設計も見ていただけるような形になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私はこの委託料の中にそのシステム全体を含めて全部お任せしているということであるならば、その機器費も含めたソフト全体が委託料になると思うのです。町の備品としてパソコンを持っていくとなるならば、そこは委託ではないのではないかとこのところで、区切りをつけることが必要だと思うので、そここのところについてよろしくをお願いします。

なお、町道3175号線については、新しい議員ですので、そこら辺の概要が見えなかったもので、既に配られていることであるならば、案の幾つかをまたいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 建設課長。

○町田 多建設課長 浅見議員さんのご質問でございますけれども、このパソコンのほうは、町のほうで今持っている、所有しているものでございまして、業者のほうでそれを借りてやっているというものではございません。

以上でございます。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時29分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 消防費については、昨年度は消防自動車の購入がありました。だんだん計画的に物事を進めていって、消防自動車をだんだん古くなったのをかえていくという点で進んできたと思います。今年度この緊急防災の消防事業費ですか、これの補助金なし、あるいは予算計上もなしということで、消防自動車の購入について計画的に進めることについてどのように考えているか、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 消防自動車の購入の関係でございます。実は、ことしも消防対策債ですか、を利用して購入の考えがありました。ただ、予定が5分団だったのですけれども、詰所が消防器具置き場が前のサイズで少し小さくて、新しい消防自動車が入らないという話になりました。当然そうすると消防小屋の新築等も考えなくてはということで、いろいろ検討したのですけれども、そのときに消防小屋を建てかえるときに、場所の問題も実は出てきました。場所をどうするかという問題。そういうこともありまして、今後の地域の消防関係で、地域の意見も無視できないということもありまして、もう少し時間を置いて消防

器具置き場をどこにするかということから話し合っていて決めて、こちらも役場のほうとしても検討して、それからということで、当初予算はやめました。今後その辺を消防団、地域、役場で検討しまして、もし早目にまとまるようでしたらば補正等で対応していきたいという考えでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 とすると、この消防自動車の耐用年数というか、それはもう来てしまっている。あるいはこのまま今課長言うような地域、あるいはこの器具置き場がうまく決まればいいのですが、決まらない場合に、翌年度へ延びましたよって。でも消防自動車はまだ十分使えますって、消防というのは、予防保全等を含めて進めていく必要があると思いますので、それおくれても支障のないように、ぜひそういう形で進めてもらいたいと思います。特に支障ないですという答えがもらえればいいのですが、どうですか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 一応消防自動車に関しましては、20年をスパンに取りかえていこうという計画ではあります。ただ、やはり耐用年数等があって20年といいますが、いろんなタイヤだとか部品等は、修理しなくてはならないときもあるでしょうけれども、その辺をやっていければ、ここ1年、2年は、支障はないとは言いませんけれども、対応していけるということです。でも、どっちにしても、消防小屋がなければ入りませんので、そこを解決しないと新しいものできないということになっていきますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。1点お聞きしたいのですけれども、123ページの個別受信機購入費とございます。こちら防災無線の個別受信機だと思うのですけれども、今の値段が幾らかというのは、はっきりした額わかりませんが、3万円から4万円ぐらいというふうにお聞きいたしました。去年が計上が75万6,000円だったのが、ことし113万4,000円と拡充されております。これは、本当にありがたいことなのですけれども、1台4万円とすれば26台ぐらい確保されているのかなと思っております。その一方で、私は若い世代と自分で言っているのか、若い世代なのかとか、それは自分で言うことでもないので、PTAでいろいろな会議等を行ったときに、いろいろ防災無線で情報が来るなんていう話をして、地震のときに防災無線を使う取り決めをしていただいたりとかということで、しているのですけれども、根本的に防災無線が家にないのだという方が結構いらっしゃるというので、この防災無線に関する世帯に対しての貸し出し、これ貸し出しをするときに記入をすると思うので、貸し出しの割合を教えてくださいたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 まず初めに、個別受信機のほうですけれども、やはり老朽化しまして、修理してもだめな場合も多くなってきましたということで、そういう要望とか修理とかが多くなってきた関係から、去年20台予算化しましたけれども、ことしは30台を予算化しております。ということで増額になっております。それと、個別受信機に関しましては、転入とかされたときに、いきいき町民課のほうにお願いしまして、そこで総務課のほうへ行って、もし必要であれば申し出てくださいますということを言っています。それで、やはりどうしても強制ではありませんので、要らない人もいるのかと思いますけれども、ほとんどの方が来ていただければ貸し出すということです。貸し出しの割合というのは、ちょっとわかりませんが、私としては、全ての家庭で設置していただきたいということを思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。こちらの割合というのは、わからないということなのですが、かなり若い方たちの世帯にはない家が多いです。実際転入してきたときに個別受信機という話になっても、それを今まで使っていないと、何だそれはということで、そのままにしてしまうケースもかなりあるようです。こちら、その一方で先ほどの防災無線の関係で、地震があったときに今後ある程度基準、震度5弱以上の場合に学校に子供たちをそのまま待機させるというのは、これはもう取り決めてあるのですけれども、それにおきまして、その状況がある程度防災無線でも流していただけるような形を今とっていただいているところでございます。そういったときに、外で聞こえる防災無線というのもございますけれども、かなり聞き取りづらい部分もございます。そうすると、家に個別受信機がないと基本的には伝わらないことにも、その部分ではなりますので、この先、今修理等を含めて修理してもだめなもの、老朽化して壊れているもの等ということは、新規の貸し出しというだけではなくて、今まで貸し出していたものの交換というのも出てくるのだと思いますけれども、この先、もし例えば保護者の中から、それはあったほうがいいねという話が何人か出てきますと、それがもしかすると20台、30台どころではなくなってしまうことというのももし、起きる可能性があるのですけれども、そういったときに、例えば補正等で対応していただいたりとか、そういったことは可能でしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 担当課といたしましては、補正予算の要求をしていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、なければ、次に、9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません、1点教えてください。

130ページなのですが、横瀬小学校の施設等整備工事で448万1,000円計上されているのですが、このところはどこを考えているのかということをお聞きします。先日総務文教厚生委員会で小学校の視察をさせていただきました。そのときに、第2、第3校舎の廊下、階段等が思ったより老朽化していたというのですが、いわゆる汚かったのです。平成30年には建てかえる予定だと言っておりますが、子供たちというのは1年1年がとても大切に、なるだけ施設のいいものを、いい施設で子供たちに使っていただきたいと思うので、少なくともペンキを1回塗るだけでもいいと思うのですけれども、そういうことをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 横小教育環境整備事業の学校施設等の整備工事の内容でございますけれども、今年度考えておりますのが、正門がございまして、その先にスクールバスの回転広場等がございまして。それから、その回転広場の右というのですか、東側になるのですけれども、そこが来客用の駐車場になっております。その舗装をやりたいと考えております。あと、議員さんおっしゃるように、ペンキ等を塗ればというようなお話でございます。修繕費等もっておりますので、考えていきたいと思っております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。済みません、ちょっと数が5つほどあるのですけれども、1点が130ページ、今の野議員と同じ箇所なのですが、こちらの学校施設等整備工事、先日の説明におかれましても、今のご答弁と同じようにバスの乗りおり、乗降場を中心にとということでお聞きいたしました。先ほどの答弁でもその横の来客の駐車場というところまでお聞きしました。私がお聞きしたかったのは、その範囲なのではございますけれども、今の時点でお答えいただいている内容だと、バスの乗りおり場から来客までということは、職員駐車場全体ではないのでしょうか。そちらがまず1点目です。駐車場と言われる部分が全部かどうかということでございます。

それから、2点目が、これはこの場所ということでもないのでございますけれども、PTAの関連に関してなのですけれども、PTAのほうで今会費等を取ってPTAのほうは運営させていただいているのですけれども、かなり予算的に今厳しくなっております。そういった中で、先日かなり細かいところまで予算の精査をさせていただきました。本部役員全員でさせていただいたのですけれども、それを見ていきますと、中にはこれPTAで払うべきものなのかなというようなものもございまして。本来であれば、助け合いの精神なのでPTAで払おうと、それは子供たちのためなので、お金があれば別にPTAで出しても問題はないのかなという部分なのですが、かなりなくなってきている、かつかつの運営になってきている中で、これはもしかしたら学校のほうで出してもらおう備品とか、そういったものが入ることがございます。これは、恐らく話の流れの中で学校のほうも厳しい運営をされていますので、どうにもならず、そこで今までは予算もあったので、子供たちのためだからということで、そこに計上していた経緯があるのだとは思いますが、よく精査してみると、これは恐らくPTAで出しても別に悪くはないことなのではございますけれども、できれば学校運営費のほうでやっていただきたいなというような部分があるのですけれども、そういった

部分が今後もしちゃんと理由もついて、そのとおりだというような内容であれば、補正等も含めて考えていっていただけるのでしょうかということがもう一点。

それから、今度は同じような予算の関係なのですが、139ページになります。これ139ページの町子供会連絡協議会補助金というのが25万円計上されております。このお金は町子供会、横子連と言っていますけれども、子供会連絡協議会において利用するとともに、各育成会のほうに配分をして使わせていただいているお金であります。横子連よりということで、助成金ということで、ある年度の子供会の決算書をちょっと持っているのですが、1万5,000円横子連から入ってきております。この育成会においても、今かなり運営が厳しくなっております。また、育成会に関しましては強制加入ではないので、かなりいろんな諸事情等ございまして、入らないご家庭もございまして。そういった中で、各家庭がお金を払ってその育成会に入っている育成会がほとんどでございます。入ると子供たちのためにはもちろんなるのですが、親御さんとしてみると、いろいろな役員等をやったり、廃品回収をやったりと、いろんな大変なことも出てまいります。そういったことが一つの原因にはなっているのですが、ただ、この育成会というのは本当に大事なもので、地域のきずなを築いていく上での本当に重要な中の一つだと思います。若い人たちのつながり、そして子供たちのつながり、子供と大人をつなぐ、それが培われていくのがこの育成会の方だと思っています。そういった中で、かなり予算厳しい状態になっております。こちらの育成会の主な収入源というのは、会費もそうなのですが、廃品回収なのです。こちらちょっと課をまたぐのですが、1つとしては、95ページにございました有価物回収報償金です。これは、昨年と同様の計上になっておりました。こちらに関しまして、ここでの質問を考えたのですが、子供育成会の観点から、ここにおいてちょっと過去に戻ってしまうのですが、有価物回収報償金に関しまして、こちらはかなり育成会としても、すごくありがたいお金になっております。なので、こちら廃品回収を、大体の育成会が2回から4回なのですが、4回しているところもございまして、4回しているところにおいては、報償金だけである年度は22万6,675円いっております。これを単純に掛ける7をしてしまうと全然予算では足りない状態。前年実績に基づいてある程度計上されているものかと思っておりますけれども、各育成会がこれでは廃品回収をふやすしかないという動きを今しております。そういった中で、回数制限だったりとかも含めて補正等、またこちらも考えていただけるのかどうかということ。

それから、同じく育成会に関して、もし育成会の費用を多くするためにもう一つここかなというところが、またさかのぼるのですが、47ページの区交付金、こちらを増額していただくと、各区の団体からの助成金もかなり助かっておりますので、そのあたりも含めて増額のほうを今後考えていっていただきたいとともに、この区交付金に関しても同額のほうは、そういった観点も含めて、先ほどの質問にもございましたけれども、増額、先ほどは大野議員が花の観点からしておりましたけれども、そういったことが考えていただけるかどうか。

それと、もう一点が、同じくまた費用の部分になってしまうのですが、139ページの青少年相談員協議会補助金です。こちら昨年と同様額なのですが、こちら今若い方たちが頑張っている、素晴らしい団体だと思っております。この役場の中にもかなりそちらを出られている方たくさんいらっしゃると思いますが、本当に素晴らしい団体で、若い子たちが子供たちのためにボランティアをしていると。そういった中でこの計上予算、36万円ということになっているのですが、実際に足りるかどうかという

と、事業の内容によっては、ちょっと不足しそうなときがあるという話も聞いております。もし内容がしっかりとしたものであれば、その協議会のほうからもし申請、お願い等が、請願等があった、陳情等があったときに、増額は可能かどうかということをお聞きします。

そして、もう一点、最後です。144ページなのですが、ブックスタート事業でございます。こちらもこの町において行われているとても素晴らしい事業なのですが、ここは教育費の中の図書館費なのですが、どうしても本がかかわるので図書館になるのかもしれませんが、事業的には子育て支援課の管轄のほうがいいのではないかなというふうに私としては思うのですが、その点いかがでしょうか。

ちょっと量が多いのですけれども、申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 まず、先ほどお答えしました整備事業のほうの内容の中で、教職員の駐車場は入っているのかというようなことでございますけれども、通路部分は舗装したいというようなことで考えております。どうしても車の切り返し等をしますと、その補修というのを今、校務員さんであったり校長先生であったり、実際にあるいは保護者の方であったりやってもらっているという部分がございます。その辺部分を、負担を幾らかでもなくしたいというような考えがありまして、教職員等の部分については、道的な部分で通路部分を考えているというようなことでございます。

2点目のPTAの関係でございますけれども、学校等の運営の中から出せるかというようなことでございます。これは、内容を精査しないと一概にこれ出せませんと言いません。PTAの活動の中で、PTAで出すべき部分においてはPTAで出していただける。これは、子供たち全体のことで学校に必要なのであれば、これはまた公費のほうから支出して当然だと考えておりますので、内容によって考えていきたいと思ひます。

そして、3点目の廃品回収有価物等の報償金の関係ですけれども、これ振興課関係になるかと思ひますので、回答は避けたいと思ひます。

あと、青少年相談員協議会の助成金について不足をしたときと。増額どうかというようなことでございますけれども、これは古い話だと思ひますけれども、この助成金等の任意団体、任意の助成金につきましては、横瀬町が単独で行けるかどうかという検討の中で、ある程度この金額を決めてあることだと思ひます。その見直しを今後して、これから足りないところにはこういう補助金を出すと。あるいは足りるところには減らすという部分の考え方がまた出てくるのかと思ひます。そういう大きなくりの中で検討はできると思ひますけれども、教育委員会単独でこれは不足の場合はふやせませんというようなことは、今現在では申し上げられません。

あと、144ページ、ブックスタート事業でございますが、向井議員さんおっしゃるように、非常に子育ての観点においては、親子の触れ合いを大切にするというようなことで、子育て支援にもなるかと思ひます。しかしながら、図書館に子供たちを本当に、ブックスタートというぐらいのことで、子供たちを図書館、図書を好きになってもらう、図書館に来てもらうというようなことが図書館としては目的ですので、その目的からすれば合致しているのではないかなというふうに現在は考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○高野直政振興課長 私のほうからは、有価物回収の関係につきまして答弁させていただきたいと思います。

地域にある資源を有効に活用するというので、この事業を利用されているのが子供会の方がほとんどでございます。現在のところ、当初の持っている予算まで使い切れていないというのですか、まだ余裕があるようでございますので、基本的には大変いい事業ですし、またそういうことをすることによって子供会さん等が事業がまた運営できるということでもありますので、できるだけ使っていただくことは大変いいことかなと思っております。

なお、幾らでも可能かということになりますと、基本的には予算の範囲内というような表現になっているのですけれども、その辺はまたそのときにご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。1点だけ再度お聞きしたいところなのですが、139ページの育成会の助成です。横瀬子供会育成会の横子連、横瀬子供会連合会ですか、のほうの助成金、こちらに関しての増額というのは、今後もしそういったお願ひが出てきたときに考えていただけるのでしょうか、お願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 再度の育成会の助成ができるかというようなご質問でございます。先ほども申し上げましたとおりでございますが、ふやせるものはふやしたいということは、必要であれば考えますけれども、全体の中で育成会もあると。例えば、教育委員会ですと体育協会であったり文化協会のほうにかなり大きな金額を支出しております。その体育協会は、各団体へのまたそれを助成を行っている。文化協会においてもやっぱりそれらの団体に行っていると、そういうバランスを考えながら、町全体として考えた中での増額であれば考えていかななくてはならないかなということは思いますけれども、現時点においては、教育委員会として増額できるというようなことはお答えできません。

○小泉初男議長 再々質問いいですか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。今後よろしくお願ひいたします。

済みません、今再質問のときにもう一点お聞きできればよかったのが、この再々になってしまったので、申しわけないのですけれども、47ページの部分の区交付金増額、これは育成会の補助強化の意味での区交付金増額というのは、今後ご検討いただけるでしょうか。区を通して育成会にお金の一部行っている部分があるので、そういったことを1つの、実際には教育委員会のほうの予算のほうの管轄の直接の額が行けばいいのですけれども、区のほうでそのあたり、先ほどの花も含めて、同時にこの育成会の観点等も含めて、育成会だけの事業という名目でやっている事業が今多いのですけれども、例えば草むしりとか、区の行事も、ぜひ本当は育成会が一緒になってやるべきかなとも思っております。そういった観点から増額と

いうのは、今後検討はしていただけるでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

区から子供会に全区からそういう補助金が出ているかというのは、ちょっと私のほうで把握していないのですが、その辺等もよく検討しなくてはならないと思います。ただ、先ほどちょっと大野議員さんに答えた中であれば、行財政改革の中で町でもう既に、例えば道路委員に報酬出していましたよとか、そういうのを行財政改革の中で1つにまとめて、多少金額を落として改革をしたということもありましたので、その辺も含めて、ただふやせばという話だと、やっぱり今現在また改革すると違う検討をしなくていけないというふうに今思っています。

ちょっと答えにならないかもしれませんが、以上です。

○小泉初男議長 他にございませんか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。私のほうから1点なのですが、事業とすると4つぐらいにわたります。ページでいきますと132ページの横小児童援助事業と横小特別支援教育就学奨励事業と、137ページ、横中生活援助事業と横中特別支援教育就学奨励事業の4つなのですが、これ金額、予算出ているのですけれども、これそれぞれ去年と比べますと、去年横小のものが188万1,000円が254万円というふうに、一応横中のほうが169万3,000円が197万4,000円上がっているのですけれども、ちょっとこの中身の給付内容をちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 横瀬小児童援助事業の給付内容というようなことでございます。この事業におきましては、要保護児童、生活保護の該当する世帯の児童に準ずる児童に対しての扶助というようなことになっております。内容的には給食費の扶助、それから給食費については町で定めた給食費です。あと、学用品費、通学用品費、あと新入学用品費については、国で定めた基準の中において、それが限度として支給をしていると。また、修学旅行費、校外活動費については実費というようなことで、その子供たちに扶助しております。現在非常に片親の世帯がふえまして、児童は減っているのですけれども、ふえる傾向にあるというようなことで、小中学校とも増額の計上をさせていただきました。

また次に、特別支援教育については、やっぱりその特別支援学級に入っている子供に対して同じく扶助しております。これについては、2分の1の扶助というようなことになりまして、学校給食費の月の半分の額ですか、通学用品についても決められた額の半分だったり、あるいは修学旅行、校外活動費については、実際に行った部分の半分程度というようなことで支給をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。ありがとうございました。この給付は教育扶助というこ

とで、憲法25条、生存権26条教育を受ける権利、生活保護法13条に基づく扶助だと思っておりますけれども、今現在子供の貧困というふうに言われて、皆さんご存じかと思えます。子供の貧困という、その貧困のどういったくくりで貧困とみなすかというのが、収入が世間の半分以下の人たちの家庭のことを貧困というらしいです。数字にしますと、今親1人子1人としますと年間の173万円、月14万円、親2人子供2人とすると244万円、月20万円以下の家庭が貧困家庭とされるそうです。確かにこの教育を受ける権利は、保障されるべきだと思いますし、この金額が、扶助の金額自体も、いろいろ生活保護なりいろいろ見ると基準が出ているのですけれども、私からすると決して高くないような感じはいたします。よくネットなんか見ますと、修学旅行費、修学旅行へ行くお金をこちらの修学旅行の扶助なんかで賄っても、その家庭が貧しくて小遣いを持たせてあげられないからとか、下着を新しくさせられないからという理由で子供を修学旅行へ行かせない家庭があるという、たまにネットなんかでも目にします。横瀬小中学校の皆さんでは、恐らくないと思っておりますけれども、私自身とすると、こういった国の制度ではいいのですけれども、子育て支援課をつくるということもありますし、この事業は教育委員会の事業で、子育て支援課とはまた違う事業にはなってしまうかと思っておりますけれども、子育てについてのワンストップということで、今回機構改革をしたわけなので、その辺の子育て支援課でできることなり教育委員会でできることなどで、協働してやっていく事業ができればいいと思っております。この予算の金額がふえてはいるのですけれども、この給付水準自体も、私自身はもうちょっと上げていただきたいと思っておりますので、その辺をちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 この給付の基準を横瀬独自に非常に上げられればいいのですけれども、なかなか財源が必要な部分もございますし、どこに基準を持っていったらいいかという部分もございます。その中で、文部科学省が示している数字でございまして、認定基準等もそれを踏襲するような形で認定をし、それに基づいた金額等で支払っているというようなことでご理解いただければありがたいと思えます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美です。では、要望なのですけれども、今後とも心の通った扶助なり給付のほうをよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私のほうから3点お願いします。

1つは124ページです。これは、今年度条例になったいじめ問題の関係であります。横瀬町の小学校、中学校におけるこのいじめの実態、あるいはどんな取り組みを行っているか。いじめにかかわらず不登校も含めて、こういうふうになっていると取り組み等についての対応等をお願いいたしますのが1点です。

次に、126ページです。これは、私立幼稚園の就園奨励金の補助の関係であります。前段のページのこれは124ページに私立幼稚園就園で国庫補助金は417万9,000円ってなっていて、前年プラス33万1,000円ですが、先ほど言いました126ページにつきましては、前年度よりも128万3,000円マイナスになっています。

国庫補助が上がっているのに対して、この私立幼稚園の補助金が下がっていくという、このことについてはどうしてなのかというのが2点目であります。

3点目につきましては、今回の教育委員会の中でいろいろ出ていまして、場所も中学校、小学校、人権教育の研究推進事業委託があります。これについて、町とそれから小学校、中学校での取り組み等について、どのように行っていくかについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○久保忠太郎教育長 いじめ関係でございますが、まず国では、ご案内のようにいじめ防止対策推進法というのが成立したわけでございますが、それに基づきまして、横瀬町も横瀬町いじめ防止基本方針というのを定めていただきました。その中で、学校等と取り組んでいるわけでございますが、まず今現状は、生徒指導委員会等々の会議を持ちまして、小中ともに共通項、あるいは共有する部分というものをお互いが出し合ひまして、まず実態を把握しております。そういう中で、現状でございますが、大きな問題はない。いじめはゼロであるということはないと思います。しかし、大きな問題はないと思います。ただ、これが大きな問題が、例えば大きな問題が起きた場合には、これは重大事態ということで今いろいろあると思いますが、そういう場合につきましては、この基本方針に基づきまして、いじめ問題専門委員会等が動くわけでございますが、そういう形で今取り組んでございますが、いじめの状態についてはそういう、ゼロではないけれども、大きな問題はないというのが現状だと思います。不登校につきましては、まず基本的なことといたしましては、不登校の子が学校から見放されていないということが大条件、それを学校にはお願いしております。その方法論は、いろんなやり方があると思いますし、またその形は、子供の特性に応じた形で、一例ですが、家庭訪問がまずあるでしょうし、あるいは子供を使った呼びかけもあるでしょうし、電話連絡もあるでしょうし、また担任以外の方が行く場合もあるし担任も行く。そういう形でいろんな形で接触を保っていくことによって見捨てられ、言葉がおかしいですけども、学校からは見放されていないのだということは、それが大事だと思っておりますので、そういう形で今進んでいるところでございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○富田 等教育次長 私のほうからは、私立幼稚園の就園奨励費の補助金の関係、国庫補助との関係でございますけれども、出るほうが減ったのに何で入ってくるほうがふえるのかというような疑問というようなことでございます。ご承知のように、今年度予算計上では人的に10名ほどの分が減るだろうというようなことで、予算的には出るほうを減らしました。入ってくるほうは、国庫補助が補助率が3分の1なのです。3分の1なのですけれども、それが国庫補助金の額が全体が決まっていまして、それに対して埼玉県配分、埼玉県から横瀬町に配分されるときに、全体の補助金の額が多いから圧縮されるという考え方なので、従前は、その圧縮率が3分の1掛けることの、大体63%から65%だったのです。それで、近年子育て支援の観点からか、国のほうの予算も多くとってもらったというような部分と、また子供の数も減ってきているという部分が勘案されるのですけれども、昨年の実績でいきますと、その圧縮率というのが約72%になりました。ですので、結構上がって、去年からかなり補助金の額が上がったというようなことがあります。

ます。そんな関係で、その補助金の額が上がったという率を、ことし下がったのですけれども、出のほうは下がったのだけれども、掛けるとその金額になると。約30万円ほど上げた数字になるというようなことになりまして、見込んでいるというようなことでございます。

以上です。

○小泉初男議長 教育課長。

○赤岩利行教育担当課長 私のほうからは、人権教育の推進事業の中で3年間、平成28年度から平成30年度まで3年間、人権教育の総合推進地域事業に手がけるということで、こちらは県の委託金をいただきまして行う事業でございます。学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進という調査研究テーマをいただきましたので、町全体で取り組む人権教育ということで、今回基本としては、既存の事業の中からこの事業費に当てはまる分をそれぞれピックアップをしまして交付申請を行っているところでございます。

内容としましては、町の講演会の講師謝金とか、この事業のために研修に行ったりする職員の旅費等、それから小学校、中学校におきましては、参考の図書を購入しましたり必要となる消耗品を購入する。それから、社会教育費の中では、人権教育を推進するための啓発物品等を購入するというものが、その主な内容となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町では、いじめのほうが実態大きな問題はないということで、ぜひ今後とも見守り等が続けながらいけないようにということで、進めていっていただきたいと思えます。

なお、不登校については、現実的にありますよって、こういうのに対して見放しを見捨てられないというのを子供たちが捉えることと、あと親への対応も必要だと思えます。担任がやることと、担任はやっばり子供の面倒を見るというのが仕事だと思えます。それ以外に、先ほど教育長言いましたように、親との接触もしながら、ぜひこの不登校を解消するような形で進めていっていただければと思えますが、そこら辺でのさっき話がありましたので、さらに実態が、幾つって出なかったのだけれども、こういう実態があって、それに対する取り組みがこうなっていますというので、もう一回答えていただければと思えます。

それから、人権教育についての説明がありました。今の教育課長の説明の中だということ、今までやってきたのを今までどおりやっていくというふうに聞こえます。トータルとして、特に目新しさという表現はうまくないかもわからないけれども、実態的な今の人権全体に対して、みんながそれぞれ相手を尊重するよという、その醸成をどう図っていくかが必要だと思えますので、より全体に広めるように進めていっていただきたいと思えます。よろしく願いますということで、1番のほうだけ再度お願いしてです。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○久保忠太郎教育長 済みませんでした。30日以上ということでお考えいただきたいのですが、中学校は5人です。小学校が1名です。小学生の場合は、ちょっといろいろな事情がございますが、学校には登校する傾向でございます。前半の部分でちょっといろいろありましたので、家庭的な問題もありますので、そ

ういうことでご理解いただきたいと思います。

中学生につきましては、やはり前半は、30日ということでございますので、現在はずっと出ているのですけれども、トータルの30日にもう既に休んでしまったと。そういうことを含めた生徒がいて5人でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 特にこの不登校については、初めが肝心って言われていると思います。4月の段階に対応して、そのまま引きずらないで、なるべく早くということで、ぜひそういう形で、みんなが仲よく学校へ行ける、そういう点で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 P135、中学校費の中で、土地購入費900万円というのがあります。それから、そのちょっと上に工事請負費1,821万円というのがあります。これの詳細を説明してください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○富田 等教育次長 土地購入費と工事請負費の詳細というようなお話でございます。中学校費の中で、土地のほうでございますけれども、お一人の方から、何人かから借地をまだ現在しているわけなのですが、その地権者の方の1名の方が土地を買ってくれないかというような要請がございました。それに伴いまして1筆800平米ぐらいだったかと思いますが、購入をしたいというようなことで予算計上をしたというような状況でございます。

あと、工事請負費の関係でございますけれども、この関係につきましては、実は電気の受電設備と申しますか、そこが電気の管理をやっている方で、指摘をされまして、要するにパスという、電柱から入ってくるパスという部分と、あとそれから運ぶケーブルという部分と、変電設備ではないですけれども、キューティクルとよく言われている部分がありまして、その部分が、今現在体育館の2階の外にあるのです。今体育館、横中の体育館を入りますと、右手に更衣室、トイレがあるので、その上に設置されております。その部分を下におろすというような工事と、非常に老朽化されているという電気設備、受電設備を、壊れそうな設備ですけれども、これを下におろしたりして、新しくしたいというような工事でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。結構ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に、第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑がないようでございますので、なければ、次に歳入に移ります。

歳入につきましては、全般でお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございませんか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、歳入全般にわたっての質問をします。

1つは、この定住自立圏の負担金に対する国庫補助の予算上の場所なのです。いろいろ見てみたのですが、細部にわたっているということであれば後で説明していただいて、大枠的な大きいのはここにこういうふうに載っていますよっていう場所でも教えていただければと思います。

それから、2番目には臨時財政対策債、これ特例地方債が今回計上されていますが、これはどういう性質のものなのかという点が2つ目です。

それから、3つ目ですが、これ社会資本整備費の町債に対する補填というのが、私が前質問したときに、ここで町債を借りると国庫補助で返ってくるのだよという説明があったと思います。ということで、過年度、今までやってきた中で社会資本整備費の町債に対する補填がどういうところにあらわれているかというのが3つ目です。

それから、4つ目は、これはAEDのリースの関係です。一般的にAEDが全部リースという形で計上されています。これは、買い上げておいて保守点検していくのと、このリースがその効果を考えての中身だと思えますが、町としてこう考えて進めているという点があればです。

それから、5番目に、きょうの論議の中でもありました、この子育て支援、あるいは定住奨励金とかのお金の出し方に対して給付ですが、今回の条例で定めた中で、条例で定めるところと要綱で定めるというのがあります。そこの差が何なのかについてという説明をお願いします。

以上5点です。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、定住自立圏への国からの支援ということでございますが、16ページになりますが、地方交付税がございまして。この特別交付税の中に盛り込まれていることになっております。

続いて、臨時財政対策債の意味でございまして、30ページに臨時財政対策債でございます。この意味なのですけれども、臨時財政対策債とは、地方財政の財源不足を補填するため特例的に発行される地方債でございます。その元利償還金について、後年度に全額交付税措置されるため、交付税の代替的なものと言われております。

それと、社会資本の関係でございまして、その上に土木債で町道改良事業債があると思えますけれども、その関係、起債しますとその元利償還金の約18%が交付税措置されることになっております。

一応、私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。浅見さん、よく見て、歳入歳出でございましてけれども、最後は歳入歳出全般で質疑を承りますから、よろしいですか。

では、5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 済みません。私のほうで一緒だというふうな判断してしまったので、4番、5番については後で、全般のほうでもう一回するようにします。

この臨時財政対策債については、地方交付税でバックアップするということで、この社会資本整備の関係でありました。先ほど町債に対する補填ということでの答弁でいきますと18%の交付金措置ということなのです。前回借金してというか、町債を発行していくのと、それから基準財政調整基金で積み立てるのどっちかという論議があったと思います。その中で、元利償還で返ってくるから、そうしたらではこれを町としては借りてやったほうが得ではないのかという判断だと思うのですが、18%ということは、82%は町独自の財源でやらなければならないということになるわけですね。その確認です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ここで言う町道改良事業債でございますが、社会資本整備の事業で行ってまして、社会資本整備が需用費の55%が国庫だと思いました。補助がつきまして、残りの財源の起債ですか、それが起債できることになっておりまして、その起債の元利償還の18%が交付税措置されるということになっていると思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございませんか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたりまして質疑漏れがありましたらお受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、再度言うのはあれなので、先ほどの2つの質問についてよろしく願いします。

〔何事か言う人あり〕

○5番 浅見裕彦議員 ではもう一度。1つは、AEDのリースの関係であります。いろんなところでこの除細動装置というか、それが設置されて非常に助かると思いますが、これが今、町ではリースで対応しているところであります。これについての意味というか、買ってしまおうと保守点検していくのとそのリースとの差だというふうに思います。そこのところをどう考えるのが1点です。

それから、2番目として、この町の条例で定める給付と要綱で定める給付の違いです。ねたきり老人、それから長寿老人祝金、子育てのお金と条例で決めました。きょう町の新しい施策に対しては、要綱で給付していきますというのが示されたと思います。そこの差が何なのかということについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 まず、AEDのリースの関係でございますが、町では今リースしておりますけれども、リース買い取りですと機種が古くなった場合、また買い換え等考えられますが、リースで置いてお

ければまた新しいものに随時かえていけるということが考えられます。

また、今給付の関係でございますが、条例よっての給付、また要綱よっての給付でございますが、確かにどちらも差がないように町民の方に給付されると思います。その辺の条例によるのか要綱によるのかというのは、私のほうもちょっと余り考えていなかったのですけれども、要綱というのは、事務のマニュアルを定めるようなものになっていると思います。間違いのないように行うためのルールだと思います。

あと、確かに条例ですと議会の議決いただいております。その辺違うと思いますけれども、給付を受ける、補助金等を受ける、そのルールについては、決め方は違うと思いますけれども、運用については同様になっていると思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 条例に基づくものについては条例を見て、そこに今度は条例に定めた規則とか要綱を定めているわけです。要綱については、自由に改廃できるということに、議会同意得なくて執行部がやるからこういう形で進めています。ここで縛りがなく中身なので、できるという解釈だと思っておりますが、議会とのかかわり、あるいはそこに、いつでもやめられると言っておかしいけれども、そういう給付に対しての定めをどう決めて、それでそれを変えるときにはどういう手続をとるかについて説明してください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

条例などの内容を改正する場合、議会の議決必要とされますけれども、要綱の場合ですと、内容の変更につきましては、町長決裁ということになると思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点だけちょっと教えてください。

財政調整基金なのですが、目前に学校建設が控えておりますので、特別な積み立て基金をつくるというようなお考えはないかということと、この次に議案第28号の予算が出てくるのですけれども、下横瀬橋等のことを考えますと、オリンピック後の計画にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。ことし平成28年度で行政視察の計画書みたいなのをつくるというふうなお話を聞いておりますので、その点1点お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大野雅弘まち経営課長 学校建設が近づいている関係で、特別な基金をとということだと思っておりますが、現在財政調整基金のほうに年度末になりますと10億円ぐらい確保できる予定となっております。学校建設に対

して特定の基金を設けた場合、国庫補助をもらうのにその基金、事業費から基金を減額されることとなります。ですので、もし基金が学校建設に1億円あったとしまして、事業費が10億円あったとします。そうすると、国庫補助は、基金がなければ先日2割と書いていましたので、10割のうち2割が国庫補助が入ってくると思います。そのケースで1億円基金がもしあったとしますと、9億円の事業費の2割、これが国庫補助になると思いますので、特別な基金については、積み立てしないほうが得策かと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 済みません、今までの予算案とかいろいろなお話を聞いていまして、今回（仮称）花咲山の事業に関してなのですけども、横瀬町もぎりぎりの予算の中でやっております、（仮称）花咲山の事業の資金というものをどういうふうにお考えになっているのか、町長にお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 花咲山に関しては、今平成27年の補正予算で出させていただいた国の地方創生加速化交付金というのがありまして、それで10分の10の予算を考えております。その他の予算計上は、今のところ平成28年度に関しては考えていませんが、仮にその国の補助金がいただけなかったとすると、次の施策を考えなければいけません、できるだけ町の支出が余らない形でやることを考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問どうですか。よろしいですか。

他にございませんか。いいのですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第21号に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時47分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。質問者、答弁者の皆様方には、簡潔明瞭でお願いいたします。

続きまして、日程第2、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に歳入全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、国民健康保険の特別会計の歳入に関する点での質問をします。

これは、まず11ページです。歳入における国庫支出金、国庫負担金についてであります。国は、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティーが課せられたりしています。これが横瀬町にどのような影響があるのかを教えてくださいが1点であります。

次に、14ページの国の国庫拡充に対する財政基盤強化であります。低所得者対策として国は、保険者支援制度の拡充で、全体では1,700億円の予算を組んでいます。これが横瀬町においては、これがどのくらいの繰入金になるのかが2点目。

その繰入金で1世帯当たりどのくらいの金額になるのかを示していただければと思いますので、2ないし3点ですか、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の質問で、11ページの国庫支出金の減額調整の関係でございますけれども、町単独事業で行っている場合について、補助金の減額調整措置がございます。この町単独事業と申しますと、乳幼児医療と、それからひとり親医療、それから重度医療としての身体障害者に対する補助、一部負担金の補助でございます。これを行うことによりまして、11ページでございます国庫支出金の療養給付費等負担金の国からの負担金が減額になります。町としては、おおむね200万円程度の減額になると見込んでおります。

続きまして、14ページの国費の投入についての件でございます。繰入金のところ、14ページの繰入金の2節のところには保険基盤安定保険者支援分繰入金というのがございます。この分についてが該当すると思われれます。詳しい説明等が来ておりません。過去の実績等に基づいて判断いたしますと、この分について国費が投入されているというふうに思われれます。このものについてでございますけれども、実績で申しますと、平成26年度の決算実績でございますが、470万円ほどの収入でございましたが、平成27年度、現在でございますけれども、見込みとして1,200万円ほど見込んでおります。本年度の予算につきましても前年度同額を計上しておりますけれども、約倍になっております。この数字を1人当たりの被保険者で割りますと約3,000円ほど、3,000円弱でございますけれども、のものが従来よりも増額となって受け入れをしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今乳幼児医療とか、あるいはそういういろんな点、各自治体がほとんどの自治体がこの子育てこども医療費等助成をしている中身であると思います。それが国の施策にということで、ペナルティーを課せられているって、今課長の説明だとすると大枠200万円程度減額されてしまっているとい

う状況だと思います。国に対してどのような働きかけを行っているのか、そのことについて説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○小泉源太郎いきいき町民課長 答弁をさせていただきます。

横瀬町のほうにも国保運営協議会というのがございますが、これが県内の市町村で構成しております協議会がございます。国保連合会が事務局を持ってございますけれども、そこを通じて国、県に対して要望を提出しております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今この国保に対して、町でも滞納とかがあったりすると思います。非常に負担感が多い中で、国も一応補助制度を入れながらとか、あるいはペナルティー、いろんな制度があったりします。ぜひみんなが使いやすいような安心して医療にかかれて、なおかつ病気の少ないような、そういう点をぜひ町としても進めていっていただきたいということを要望しまして、質疑を終わります。

○小泉初男議長 ここで申し上げますけれども、5番、浅見裕彦議員さん、質疑に対しては要望等はございませんので、ぜひお願いしたいわけです。

答弁はよろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第22号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、18ページと20ページに関する点であります。これは、居宅介護サービスと、それから施設介護サービスの関係であります。今法律変わりました、特養関係の入所について、要介護3を2以上を特養ホームに入れるという形になっています。よくなって、要介護3から2になればよくなるのですが、このことによって入所が出なくてはならない。でもそういうことに対してのこの見る人がいないとか、あるいはいろんな困難さがあるという点があると思います。こういうのに対して町がどのように進めているか。特に、特例入所という形で、国のほうとしてもいろんな条件等つけながら、可能だということを示しているところがあると思います。町での対応についてをお願いします。

それから、2番目は42ページの、これは高齢者サロンの設置補助です。非常にみんな老人等、高齢者が元気にやっているところでもあります。現状と今後のこの今ことし組んだ200万円の予算をどのように使おうとしているのかについての説明をお願いします。

以上2点です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○大場紀彦健康づくり課長 要介護3以上の方が特養の入所者となったが、要介護1または2の方が入所できなくなったのではないかとのご質問だと思われます。平成27年4月から制度改正に伴いまして、特別特別養護老人ホームの入所者が、基本的には要介護3以上となりましたが、要介護1または2の方でも、特別な理由があり、埼玉県の特養老人ホーム優先入所指針に示されておりますが、施設への特例的な入所の要件に該当する場合は、入所ができる制度となっております。施設側も入所の判定材料として、保険者である町に対して意見を求めることもできる制度となっております。現在まで町に対して意見を求めたケースはありません。施設側も独自の入所判断により実施しているものと思われます。

次に、高齢者サロンの関係で、平成28年度200万円予算計上しているけれども、その内容につきましてなのですけれども、平成22年度の実績から、芦ヶ久保地区のアスガキボウ委員会、根古屋地区の根古屋長寿会、中郷地区の中郷コミュニティークラブの3団体につきましては、これからも継続的に高齢者サロンを開催していこうと聞いております。そのほか、高齢者サロンを試験的に実施している団体があることも把握しております。したがって、試験的に実施している団体を含みまして4団体を見込み、高齢者サロンの補助金にかかる1団体当たりの上限額は50万円でありますので、都合200万円の予算計上をいたしました。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2つほど質問します。

1つは、これは8ページです。使用料の関係です。下水道使用料が昨年度に比べて下がってきているところであります。予算説明の中で使用料が減ってきたという説明があったと思います。水道使用料が減ると、これはなぜか節水思想のあらわれと考えるのですが、傾向的にどうなのかというふうな点が1つです。これに伴いまして、横瀬町の水道の使用、1人当たりの1日使用料というのは何リッターか、これがどういうふうに変化しているか、わかりやすいところでの説明をお願いします。

それと、12ページです。これは、下水道徴収の事務委託料の関係です。ことしは協定で広域のほうに使用料、下水道使用料徴収事務委託料という形で計上しています。昨年まで水道の使用料の事務手数料って427万円になっています。これは、非常に安くなっていいかなというようなところだけれども、この辺の点の考えがなぜ、広域になることによって安くなったのはなぜかということについての2点についての説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 それでは、ただいまのご質問について答弁をさせていただきます。

下水道の使用料の関係でございますけれども、平成27年度における下水道の使用料の予算ですけれども、平成27年度の当初の予算で供用開始区域は割と広くあったので、それも含めて見込んだ予算だったのですが、少し予想を下回っているということが1つと、あと今議員さんがおっしゃったように、水道の使用料が低下してきているということが1つの要因です。下水道の使用料につきましては、水道の使用料に伴って、それに基づいて賦課徴収というような形をとっております。水道の給水量の推移ですけれども、平成26年度の数値は、これは水道の年間の給水量を給水人口で割り戻しますと、大体1人当たりの給水量が出ます。平成26年度が大体1人1日315リットルになっています。統計でさかのぼること10年ぐらい前、平成16年のときには347リットルになっていますので、ここ10年で大体1割ぐらい少なくなっているのかなというふうに見ております。

それから次に、広域の事務委託料なのですが、下水道の使用料の徴収事務委託につきましては、昨年度というか平成27年度までは水道事業会計のほうに出していたのですが、これは維持管理費とそれから下水の利用分について案分をし、それからまた担当職員分の給与費なども換算した上でしていたのですが、新年度におきまして広域との協定につきましては、これは使用料の徴収の1件当たりの単価というのをある程度出しまして、それに対する下水道の徴収をする件数割で換算してこの数値を出しているものがございます。今までは、ある程度上水道のほうで財政的に苦しいというのもあって、幾らか下水道のほうからも徴収委託料で少し余計にというか、ある程度見た形で委託を払っていたものですから、金額的にはかなり多くなっていたものがございます。今回については、これは秩父市あるいは皆野・長瀬上下水道組合も同じなのですが、そういった形で1件当たりの単価というか水道の徴収の事務費あたりを出して、それに下水を使っている世帯数で勘案してこういった金額を出したものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今こういう下水道の料金徴収の関係が安くなって、230万円ぐらい安くなったのが、これをどう町民に還元するかというか、全体額が2億六千何百万円の中で200万円という、ほとんどいかなのだけれども、これを町民還元という形でどう考えるかっていうのを、考えありましたらよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 還元といいますか、下水道自体はまだ拡大途中でございまして、かなりそういったことで経費はかかっております。なかなか予算的にも潤沢というわけではありませんので、下水道のいわゆる維持管理ですとか、そういった方面で使いたいと思っておりますけれども、またなかなか予算的にも厳しいものがありますので、経費等の節約に努めながら、そちらのほうで使用というか予算のほうを使っていきたいと思っております。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第6、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ページ数でいくと12ページになりますか、ことしの浄化槽の転換を30件を見込んでいるということでありました。この転換率の関係です。横瀬町の広域下水道区域外で何件あって、昨年度は実績29件という形でできました。今年度30件を見込んでいるということですが、全体からいってこの広域合併浄化槽にしていくのが、このペースでいったらあとどのくらいかかっているのかというのが1点であります。

もう一つは、この浄化槽設置の管理業務のほうは、管理をしていくのも1つの事業となっております。今この利用率がどのくらいになっているのか。それで、利用者数と目標、今年度この合併浄化槽は転換はこれだけしていく、利用者はこれだけふやしていくという目標があったらその点について。

2点ですが、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問ですけれども、合併浄化槽と今生活排水処理の基本計画というの中で、合併浄化槽それから下水道と含めまして、10年が一斉というような概念で進んでおります。向こう10年間で下水の、下水というか排水の処理率を100%に近く持っていかうという考え方で整備を進めるといのが、今国全体の考え方になっていのですけれども、年間このまま30、30、30でいきますと10年

間ではちょっと届かないのが現実的なものでございますけれども、できる限りの努力をする中で進めていきたいというふうに考えております。

それから、利用率というところなのですけれども、その辺ちょっと、率としては、こちらでも手元で率をはじいているわけではないので、難しいところなのですけれども、新規に転換をしたり新設をしたりする浄化槽と、あわせて同じぐらいの基数を町のほうに帰属をしていただくというような働きかけをしながら、浄化槽の利用率を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 合併浄化槽と広域下水道でもって100%にしていくということであります。広域下水道のこの区域拡大というのが、今どのように考えているかというのが1つです。

もう一つは、この帰属の関係です。これは、まだ先ほど利用率という形で、帰属率というのがいいのですか、表現としては。今この帰属されている方は、何件ぐらいかということの中身について、2点よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○町田文利上下水道課長 1点目は、下水の区域の拡大のことでしょうか。下水道については、今下水道の基本計画の中で下水道の整備区域というのが決まっております、その中で事業計画区域を順次拡大をしながら整備を進めております。全体区域は147ヘクタールで、今の事業計画区域が121ヘクタールということでございますので、今後また事業の進捗を見ながら事業区域のほうを拡大をしていきたいというふうに考えております。

それから、帰属なのですけれども、帰属は、今現在では10件が帰属の登録の浄化槽の数になっております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の平成28年度予算6議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論からお受けしたいと思います。反対討論ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 次に、賛成討論をお願いいたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程中の平成28年度一般会計

予算及び5つの特別会計予算6議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国の経済状況は、長引くデフレ経済からなかなか脱却できない状況が続いておりますが、日銀の黒田総裁は、金融緩和策として今までに例を見ないマイナス金利政策を打ち出し、現在実施されておりますが、今後の動向が注目されます。

まず、一般会計では、町税が0.6%減少する中、地方交付税が4.2%、3,600万円増、国庫支出金が12.2%、5,647万円増等、総額で前年度比1.6%増の36億6,700万円を計上いたしました。町長の目指す「日本一歩きたくなる町」に向けて、積極的に編成された予算であると思います。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険は3%減となったものの、他の4つの特別会計では全て増額となり、特別会計においても積極的な予算編成となっていると思います。

最後に、6議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆様のご苦勞とご努力に対し厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算6議案に対しご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ほかに討論ございますか。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程中の平成28年度一般会計予算を初めとする予算6議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、我が国の経済状況は、アベノミクス効果により回復傾向にありましたが、ここへ来て中国経済の低迷、世界的な株価下落等により、今後の経済状況は厳しいことが予想されます。

まず、一般会計では、総額前年度比1.6%増の36億6,700万円が計上され、税収が思うように伸びない中、本年3月に作成されます横瀬町地方創生総合戦略に盛り込まれた事業が各費目に計上され、積極的に編成された予算であると思います。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険では3.0%減の10億8,079万円、介護保険では2.8%増の7億1,442万円が計上され、いずれも保険給付費が主な歳出でございます。また、後期高齢者医療では1.3%増の9,939万円が計上され、広域連合への負担金が主なものでございます。下水道では、昨年とほぼ同額の2億6,994万円、浄化槽設置管理事業では12.1%増の5,937万円が計上され、各特別会計においても安定した予算編成となっていると思われま。

最後に、6議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆様のご苦勞とご努力に対し厚く感謝を申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算6議案に対しご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに起立採決によって行いたいと思います。

日程第1、議案第21号 平成28年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第22号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第23号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第24号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第25号 平成28年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第26号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました平成28年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算6議案につきまして、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、ご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

なお、新年度予算の執行に当たりましては、町を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも議員各位、町民の方々及び関係者の皆様全てには、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年度予算案可決に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で町長の発言を終了いたします。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第27号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第27号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてであります。平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第27号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

総務課の資料の最終ページ、23ページになります。まず、議案の概要ですが、新設された草加八潮消防組合の加入及び構成団体である皆野・長瀬下水道組合の名称変更に伴う、地方公共団体の数の増加及び規約変更についてでございます。

次に、規約変更の内容でございますが、組合を組織する地方公共団体を規定する別表第1及び組合の共同処理する事務を規定する別表第2の正職員等退職手当に関する事務を共同処理する項中、「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に変更し、「埼玉東部消防組合」の次に「草加八潮消防組合」を追加するものでございます。

附則は、この規約の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第27号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第28号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第28号 工事請負変更契約の締結についてであります。下横瀬橋外ケーブル補強工事の請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、議案第28号 工事請負変更契約の締結について細部の説明をさせていただきます。

平成27年11月16日の議会臨時会において議決をいただきました下横瀬橋外ケーブル補強工事につきまして、請負金額について変更したいことから、本案を提出いたしました。

請負金額でございますが、現契約では7,560万円となっておりますが、工事内容に変更があるため8,145万2,520円に変更するものでございます。

以上、説明を終了いたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 済みません、変更内容があったって、どういう変更があったのでしょうか、説明してください。

○小泉初男議長 建設課長。

○町田 多建設課長 7番議員さんのご質問でございます。変更内容なのですけれども、この第3期工事ということで、外ケーブル等の補強工事を今やっているわけなのですけれども、下横瀬橋に関しましては、4点ほど大きな変更がございます。変更の一つは、床版の排水装置ということで、床版のところにドレーンをつけて下に水が落ちるような形にする工事、それとあとは照明灯ということで、今照明灯3基ついていますが、それを取り外して、今度また新しくつけるのですが、そのほうの工事。それに、エックス線探査というのがございます。外ケーブルをつけるのに定着部とか変更部というのをつけて、その外ケーブルを引っ張るような形になるのです。その引っ張ることによって緊張を与えてプレストレスをかけて橋がもつような形にするのですけれども、それをするのにそういう定着部なんか削孔して、その器具を取りつけなくてはならないのですけれども、それをやるときに、もう既に既設の桁ですから、中に配筋してあったりケーブルに入っていたりします。そういうのをエックス線探査でそれ当たらないようにするのですけれども、実際にやっていったら相当な数の、探査したところが鉄筋が出てきたりいろいろしてしまったものですから、もう一度やり直さなくてはならないというのが全部でこれ73カ所出てきました。そういう変更がございます。それと、外ケーブルを取りつけるのに当初は、さっき言った定着部なんかで、あとは変更部で、そこに削孔して、取りつけた器具に削孔して外に外ケーブルを引くというような予定でしたのですけれども、削孔はちょっと、してその中を通すのが難しいというようなことになりまして、定着部とあと変更部にかけて、端から端までここに外ケーブルを引くのですけれども、外にかけて外ケーブルを引くような形にします。そういった変更で、そのかける装置がかなり変更になって、そういった装置の変更という形で、その4点が大きな変更になります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

〔結構です〕と言う人あり〕

○小泉初男議長 いいですか。

他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今変更の内容点が4点あるということで説明されました。この工事契約の変更について、変更工事とするというのを発注者と受注者が協議する場所があると思います。それをどういうふうな形で残して、最終的なこの変更契約を結ぶ、そこら辺の経過について説明してください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 5番議員さんのご質問にお答え申し上げます。

変更契約の関係だと思えますけれども、横瀬町なんかの今現在やっている変更契約の段取りというか、最終的にどういう形で変更契約をするかということでご質問しているのだと思うのですが、この変更契約をするまでの過程として、工事をずっと進めてきますけれども、進めてくる中で業者さん、受注者と発注者で工事の工事記録というのをとりながら、その都度そこで協議をします、問題点が出た場合には。その工事記録に残して、その時々で変更契約をできればいいのですけれども、実際に工事をやっている中で、まだ出来高とかそういうのがいろいろわからない部分がいっぱいありますから、その都度変更契約というのはできませんので、工事記録の中に残しながら、最終的に幾つかの変更は、今回なんかもこれ4項目が出ているのですが、そういう変更が最終的にある程度固まった時点で変更契約をするというような形になります。そういう方法をとっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 いわゆる軽微な変更と変更契約をする変更というのがあると思うのです。そこら辺の判断はどうかというと、町は今事務専決規定の中でいくと、これは建設課長が建設工事に付随して提出される書類には課長専決になってしまっているところだと思います。最終的に上がったときに初めて町長に、この金額で契約締結しますよというようになっているので、担当課よりももうちょっと、副町長いるので、そこにこれは変更契約として後でまとめていきますということで、工事連絡書の決裁を副町長に上げたほうが、私はいいのではないかと考えるのですが、そのところはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 浅見議員さんのおっしゃるとおり、課長決裁ということで、工事記録等に関しましては課長決裁であります。ただ、重要事項等に関しましては、その都度上司のほうに連絡し、承認をもらうような形にはして対応を持っています。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 重要な変更については上司に報告しているとのことなので、今回の工事請負契約、下横瀬橋外ケーブル補強工事について、上司に契約過程において報告したことはありましたか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田 多建設課長 それぞれの過程においてはございませんでしたが、内容的にどういうふうな工事がどういうふうに進んでいるというのは、報告をするような形にしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑をいたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第28号 工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについてであります。横瀬町農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば、委員の任命に著しい困難を生ずることになるため、委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 上程されました議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについてということでございます。

農業委員さんの定員を10名というふうに決めさせていただきましたけれども、横瀬町のこの法律の中では、農業委員さんが過半数を占めることが基本となっております。横瀬町の場合、認定農業者さんが11名でございまして、11名の中から過半数の5人を選ぶというのは、なかなか大変なことがございまして、その中で特例の中で、農業委員さんの定数の8倍を掛けた場合、ですから定数が10人で8倍ですから80名、それを超えない認定農業者、ですから80名以上認定農業者がいる場合は、認定農業者を2分の1の方に農業委員さんを決めなければいけないわけなのですけれども、8倍を超えるだけの認定農業者さんがいませんでしたので、特例の措置をお願いしたいということで、まず議会で同意をいただくということで、この議案を上程するわけでございます。よろしくをお願いいたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第29号 横瀬町農業委員会委員に認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合とすることについては、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○小泉初男議長 再開いたします。



◎会議時間の延長

○小泉初男議長　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第3項の規定により延長したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

会議を続行いたします。



◎議案第30号～議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長　　ここでお諮りいたします。

日程第10、議案第30号から日程第19、議案第39号まではいずれも関連がありますので、一括上程したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　　異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第30号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第11、議案第31号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第12、議案第32号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第13、議案第33号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第14、議案第34号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第15、議案第35号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第16、議案第36号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第17、議案第37号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第18、議案第38号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第19、議案第39号　横瀬町農業委員会委員の任命についての10議案を一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　　ただいま一括上程されました日程第10、議案第30号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第11、議案第31号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第12、議案第32号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第13、議案第33号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第14、議案第34号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第15、議案第35号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第16、議案第36号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第17、議案第37号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第18、議案第38号　横瀬町農業委員会委員の任命について、日程第19、議案第39号　横瀬町農業委員会委員の任命についてであります、各横瀬町農業委員会委員に小室寿徳さん、岸岡廣雄さん、富田哲夫さん、今井健司さん、浅見孝子さん、加藤典男さん、町田修一さん、町田恒夫さん、富田裕次さん、木崎泰明さんを任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

まず、小室寿徳さんの経歴等について申し上げます。小室さんは、横瀬町第7区にお住まいで、昭和54年3月22日生まれの36歳でございます。20歳ごろから観光いちご園の経営に参画し、イチゴ狩りやイチゴジェラート販売などに従事しておられます。なお、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号ロに規程する認定農業者の親族であります。

次に、岸岡廣雄さんの経歴等について申し上げます。岸岡さんは、横瀬町第3区にお住まいで、昭和23年4月17日生まれの67歳でございます。現在みずから田畑を耕作し、農業経験が豊富で農業に精通している方です。なお、平成22年より横瀬町農業委員会委員としてご活躍いただいております。

次に、富田哲夫さんの経歴等について申し上げます。富田さんは、横瀬町第17区にお住まいで、昭和34年4月12日生まれの56歳でございます。30歳ごろからイチゴ、ブドウ等の果樹栽培にかかわり、観光農園の経営に参画しておられます。なお、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者である個人であります。

次に、今井健司さんの経歴等について申し上げます。今井さんは、横瀬町第6区にお住まいで、昭和29年11月20日生まれの61歳でございます。JA勤務を経て、現在中郷第6区において唯一水稻栽培を行うなど、自給的兼業農家の方でございます。

次に、浅見孝子さんの経歴等について申し上げます。浅見さんは、横瀬町第22区にお住まいで、昭和28年1月17日生まれの63歳でございます。芦ヶ久保第22区で中心的な茶農家であり、埼玉県西北部特産協会製茶の部において県知事賞を受賞された経歴もある方でございます。

次に、加藤典男さんの経歴等について申し上げます。加藤さんは、横瀬町第12区にお住まいで、昭和26年6月12日生まれの64歳でございます。平成12年ごろから農業に従事し、みずから田畑を耕作されていること等から、農業に関する見識を有している方です。

町田修一さんの経歴等について申し上げます。町田さんは、横瀬町第4区にお住まいで、昭和22年5月9日生まれの68歳でございます。ちちぶ農業協同組合を退職後、現在ちちぶ農業協同組合非常勤常務理事として、地域農業の振興と発展に寄与されております。なお、平成23年より横瀬町農業委員会委員としてご活躍いただいております。

町田恒夫さんの経歴等について申し上げます。町田さんは、横瀬町第4区にお住まいで、昭和25年7月2日生まれの65歳でございます。埼玉県内でも代表される農家であるとともに、平成7年より3年間及び平成25年より現在まで横瀬町農業委員会委員としてご活躍いただいております。なお、農業委員会等に関する法律第8条第5項第2号に規定する認定農業者である法人の業務を執行する役員であります。

次に、富田裕次さんの経歴等について申し上げます。富田さんは、横瀬町第16区において、昭和12年9月12日生まれの68歳でございます。元町議会議員であり、現在姿水利組合組合長として地域の中心的な役割を果たしておられます。なお、昭和61年より3年間及び平成22年より現在まで横瀬町農業委員会委員、また平成25年より同会長としてご活躍いただいております。

最後に、木崎泰明さんの経歴等について申し上げます。木崎さんは、横瀬町第15区にお住まいで、昭和27年8月22日生まれの63歳でございます。横瀬町役場勤務時代時には農業行政担当として、また農業委員会職員として従事されておりました。なお、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方です。

皆さん農業委員会委員として適任と思いますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決いたします。

日程第10、議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第11、議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第12、議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第13、議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第14、議案第34号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第15、議案第35号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第16、議案第36号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第17、議案第37号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第18、議案第38号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第19、議案第39号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 4時58分

○小泉初男議長 再開いたします。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第20、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第20、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員竹内功氏の任期は、平成28年3月31日で満了となりますが、引き続き竹内功氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

竹内さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和18年10月16日生まれの72歳でございます。

固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第20、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

○小泉初男議長 日程第21、選挙第1号 横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙についてを議題と

たします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、慣例に倣い総務文教厚生常任委員長から指名をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長において指名することに決定いたしました。

総務文教厚生常任委員長、8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員長 ただいま議長よりご指名をいただきましたので、横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をさせていただきます。

まず、選挙管理委員ですが、平沼敏明さん、渡辺敏幸さん、宮下和雄さん、町田貴美子さん、以上4名でございます。

続きまして、選挙管理委員の補充員でございますが、第1順位、岸岡正浩さん、第2順位、浅見信子さん、第3順位、吉野強さん、第4順位、大澤賢治さん。

以上4名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいま総務文教厚生常任委員長からご指名がありました横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の候補につきましては、確認の意味で事務局長よりさらにご報告申し上げます。

○町田 勉事務局長 それでは、再確認の意味で再度申し上げます。

横瀬町選挙管理委員会委員候補者、平沼敏明さん、横瀬町大字横瀬1367番地5、昭和22年9月21日生まれ。渡辺敏幸さん、横瀬町大字横瀬4216番地1、昭和26年3月12日生まれ。宮下和雄さん、横瀬町大字横瀬6036番地12、昭和14年8月29日生まれ。町田貴美子さん、横瀬町大字芦ヶ久保161番地、昭和21年4月9日生まれ。

続きまして、横瀬町選挙管理委員会委員補充員候補者です。第1順位、岸岡正浩さん、横瀬町大字横瀬765番地、昭和36年11月20日生まれ。第2順位、浅見信子さん、横瀬町大字芦ヶ久保1640番地、昭和23年6月30日生まれ。第3順位、吉野強さん、横瀬町大字横瀬5046番地10、昭和26年4月23日生まれ。第4順位、大澤賢治さん、横瀬町大字横瀬4366番地4、昭和29年9月26日生まれ。

以上でございます。

○小泉初男議長 議会事務局長の報告を終わります。

ただいま総務文教厚生常任委員長から指名がありました方々をもって、横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長の指名どおり、横瀬町選挙管理委員会委員として、平沼敏明さん、渡辺敏幸さん、宮下和雄さん、町田貴美子さん、以上4名、同じく補充員として、第1順位、岸岡正浩さん、第2順位、浅見信子さん、第3順位、吉野強さん、第4順位、大澤賢治さん、以上4名の方をそれぞれ当選人と決定いたしました。

〔「議長」と言う人あり〕

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 今の選挙管理委員ですが、任期はいつからいつになるのでしょうか。

○小泉初男議長 事務局長。

○町田 勉事務局長 平成28年5月31日から平成32年5月30日までです。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第22、請願第1号 安全保障関連法の廃止についての請願について議題といたします。
紹介議員の説明を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 それでは、安全保障関連法の廃止についての請願が、秩父市山田1651-1、秩父地区労働組合連合会の代表、金子寛次さんから出されていますので、紹介議員として説明をいたします。

請願事項についてであります。安全保障関連法について、廃止をするよう政府にはたらきかけて下さい。また、廃止を求める意見書を国に上げて下さいということで、請願理由であります。

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保関連法という名の戦争法を、反対する多くの国民の行動や声を無視して強行成立させました。法律は、集団的自衛権の行使を認め、「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援という名の「兵站」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものとなっています。

法律の審議の中で、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安保関連法を「違憲」と断じたのは極めて重大です。憲法の根幹に関わる法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、立憲民主主義国家として許されるものではありません。国民の8割を超える人たちが「国民に十分説明していない」「説明が不十分だ」と声をあげています。

法律は可決成立したとしても、いずれも憲法違反であって、国の最高法規である憲法に反する法律は効力を有しないものとならざるをえません。今後、政府が法律にもとづく様々な措置を実行すれば、それらは全て憲法に反する無効な行為であり、国民に重大な人権侵害を生ぜしめるおそれがあります。安保関連

法は直ちに廃止するしかありません。

これは、地方自治法第124条に基づいた請願であります。

次に求めている意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣宛てに議会の名として意見書を提出していただくよう請願されましたので、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 委員会付託、所管の委員会付託。文教ですかね。にさせていただいたらどうかと思います。

○小泉初男議長 わかりました。

ここでお諮りいたします。ただいまご発言がありましたように、この請願第1号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○町田 勉事務局長 本日お配りした議事日程（4）なのですけれども、日程第8、議案第28号のところ、「下横瀬橋桁架設」というのがちょっと入っていたので、これを削除していただいて訂正いただきたいと思ひます。

済みませんでした。よろしくお願ひします。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成28年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 浅 見 裕 彦